

第7章 稲荷山南塚古墳・稲荷山南塚北古墳の調査成果（平成27～28年度）

第1節 測量調査の成果

（1）既往の測量調査成果

京都帝国大学の報告では、本古墳を「稲荷山南塚」と呼称している。高さ約8尺（2.4m）、直徑約40～50尺（12～15m）の円丘部を中心に南北に塊石が集積していると報告されている。南側集石の南端には一直線の石積みが存在しており、その長さが約36尺（10.8m）ある点、北側集石には石積みが認め難く、中央円丘部との間には塊石のない部分がある点、中央円丘部上と北側集石上に盃掘坑がある点が指摘されている。測量図（図7-1）を見ると、南側に前方後円墳、北側に円墳があるように測量されている。観察所見と測量図は、墳形について双方中円墳である可能性を考慮しながらも、前方後円墳と円墳が隣接して存在する可能性が高いことを示唆している。

（2）古墳と周辺の現況

墳丘を構築すると考えられる石材の分布範囲とその周辺を含めて、約1903m²を対象に三次元レーザー測量を行った。

本古墳は、稲荷山船塚古墳から南へ約100mの場所に位置し、その背後には標高約199.8mの室山がそびえる。古墳の周辺には、多数の樹木が古墳を覆い隠すように密集して生育する。このため、現在は本古墳からの眺望は不良で、眼下に位置する高松平野を望むことはできない。古墳上には、管理歩道が中心付近をほぼ南北方向に継続しており、登山者の通行による墳丘の破壊が危惧されている。

今回の調査を実施する前から本市の分布調査によって、本古墳は京都帝国大学の調査所見と同様に2基の古墳が隣接する可能性が高いと考えられており、南側に「稲荷山1号墳」、北側に「稲荷山4号墳」としてそれぞれ周知の埋蔵文化財包蔵地に登録されている（第3章第5節参照）。そのため、便宜上本章では周知の埋蔵文化財包蔵地に登録されているよう、南側に前方後円墳（稲荷山南塚古墳）、北側に円墳（稲荷山南塚北古墳）が存在するという認識で報告する。その評価については小結で行う。

なお、2基の古墳のうち、丘陵頂部の棱線より東側は、特別名勝「栗林公園」の範囲に指定されている。

（3）測量時の各部の状況

稲荷山南塚古墳

a 後円部

後円部墳頂

後円部が際立って立体感のある墳丘として認識できる。後円部墳頂最高所の標高は約162.6mで、墳頂部に大きな高低差はないものの管理歩道の起伏や塊石が欠失する箇所などが局的に見られる。中心には盃掘坑と思われる窪みが見られる。

後円部斜面とその周辺

後円部斜面には、多数の塊石が散乱するように分布している。斜面上半で積石段と考えられる石積みはみられないが、後円部北西側・後円部西側・後円部北東側の3箇所では、傾斜変換点付近で積石段と考えられる石積みを確認した（図7-4-⑤、⑦、⑧）。

このうち、最も積石段の可能性が高いと考えるのは後円部北西側である（図7-4-⑧）。人頭大よりもやや大きい3つの塊石が平らな面を外側に向けて並ぶように観察できた。一部の塊石はやや前傾するように見えるが、塊石付近で墳丘の傾斜が変わることから、積石段の可能性が高いと考えられる。

その地点から約7m南側の後円部西側で、外側に平らな面を向けた塊石が見られる（図7-4-⑦）。この地点の標高は約159.8mである。すぐ南側には多数の小礫が分布し、その下方の標高約159.0m付近に傾斜変換点がある。傾斜変換点付近には、後円部の形状に沿うように幅0.5m、長さ8.0m程度の平坦面がある。

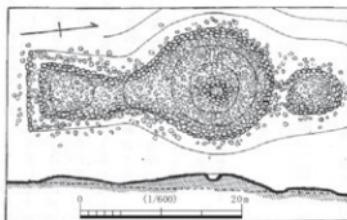
後円部北東側でも、標高159.2m付近で外側に平らな面を向けた塊石が見られる（図7-4-⑤）。明確に積石段とは言えないものの、その下方にあたる標高約158.8m付近に後円部の形状に沿うように、幅約1.0m、長さ約22.0mの平坦面が見られる。このように、後円部西側及び東側では、1mほどの高低差はあるが積石段の可能性がある塊石の下方に、傾斜変換点とその下に平坦面があるという類似した状況を観察できる。

b 前方部

前方部墳頂

前方部の南半に樹木が生育し、部分的に見とおし

昭和6年 京都帝国大学測量図



平成27年 高松市測量図

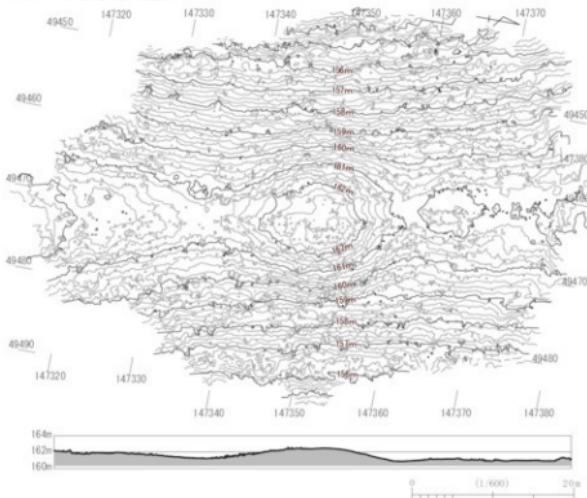


図7-1 既往の測量図との比較 (1/600)

を悪くしている。前方部北側の墳頂部の標高が約161.0 m、南側が161.8 mであることから、前方部は南側に向けて墳頂部が高くなるように形成されていることが分かる。なお、前方部の墳頂部と墳丘外と見られるそれよりも外側の西側及び東側との比高差は0.2 mほどで、立体的な後円部と比較しても、低平で立体感に乏しい前方部と言える。

前方部斜面とその周辺

前方部東側及び南側で積石段と考えられる石積みを確認した(図7-4-②、③)。

前方部東側の全体的な傾向として、塊石が前方部の形状に沿うような範囲に分布することを指摘

できる。このうち、確認した積石段は前方部東側面のくびれ部に近い位置にあたる(図7-4-③)。標高約161.0 m付近で、平らな面を外側に向かって塊石からなる石積みを1段分確認した。塊石は、長軸を縱置き(小口積み)ないしは横置き(横積み)にするものが3石程度認められた。その前面は、傾斜の緩やかな地形となり、その表層部には大小様々な塊石が散乱する。前方部東側の南端付近でも積石段を構成する可能性がある塊石を確認したが、付近には多くの塊石が散乱しており、積石段かどうかは断定できなかった。なお、2箇所で積石段と考えられる石積みを確認したが、同一の積石段に

点名	X 座標	Y 座標	標高	備考
I-1	147349.476m	49465.206m	162.765m	4級基準点
I-2	147331.652m	49469.876m	161.586m	4級基準点
I-3	147314.048m	49472.006m	162.697m	4級基準点
I-4	147332.237m	49483.985m	156.539m	—
I-5	147337.556m	49479.525m	159.339m	—
I-6	147361.572m	49496.539m	159.750m	—
I-7	147331.509m	49460.780m	159.497m	—
I-8	147323.263m	49469.545m	162.054m	—

図面上の△が基準点の位置を示す

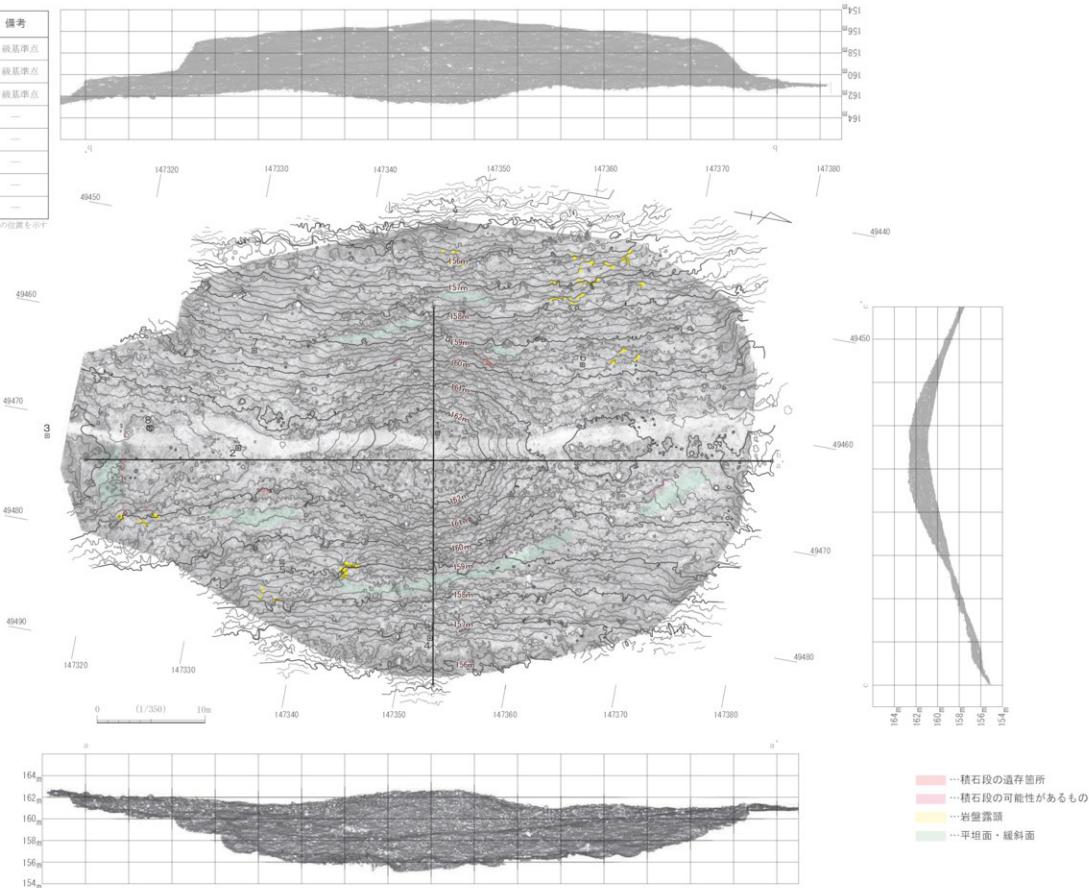


図 7-2 陰影平面図・立面図 (1 / 350)

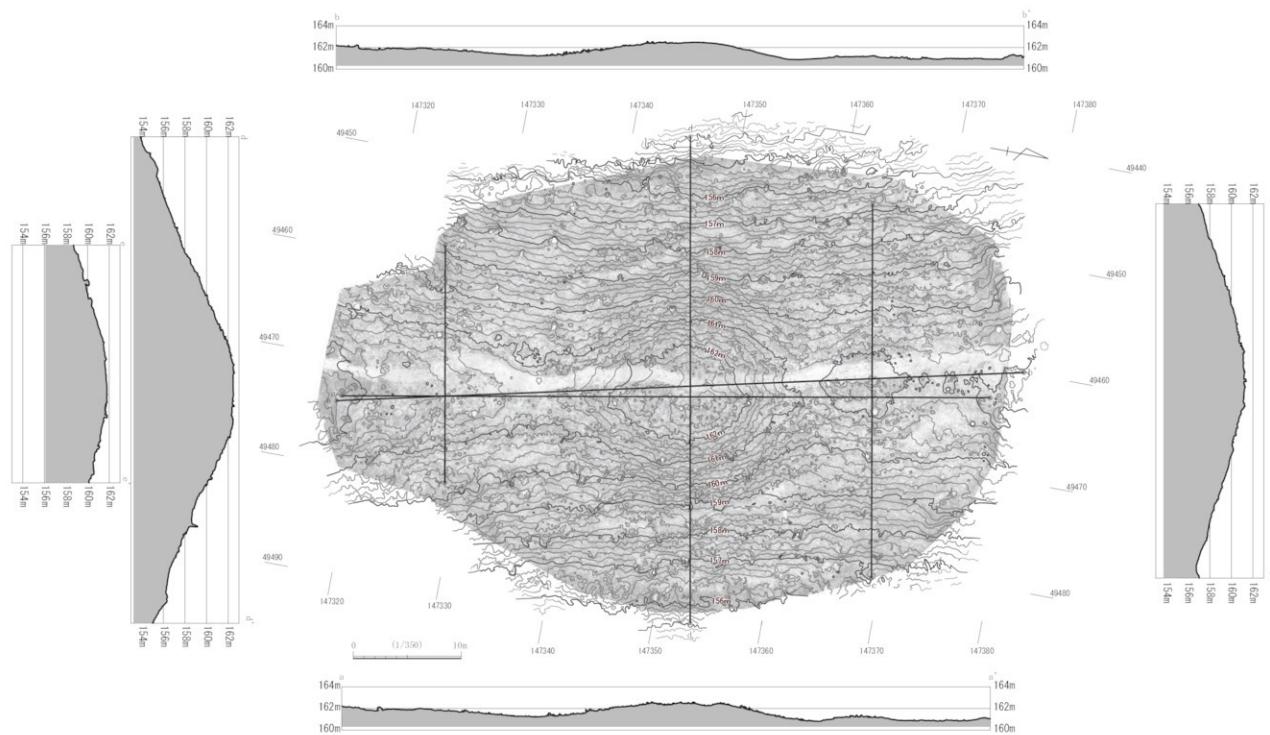


図 7-3 塚丘測量平面図・断面図（1／350）



- ・一抱え以上の大きさの塊石を尾根を横断して東西方向に配置する状況を認める。
- ・確認した積石段よりも南側は稲荷山に向けて地形が高くなり、石材の分布も希薄となる。



- ・墳丘上は木根による変容を窺わせる。多数の塊石の分布が見られ、塊石の分布域は前方部の形状に沿うように観察できる。
- ・前方部南東隅で積石段を明瞭には確認できなかった。



- ・くびれ部へ向けて細くなる前方部東側面で、墳丘の外側に石材の平らな面を外側に向かって塊石による積石段を1段分認める。
- ・積石段の下方には、多数の石材の分布を認める。



- ・後円部西側面の塊石の分布が散漫となるあたりで、傾斜の緩やかな平坦面を帯状に認める。
- ・後円部西側面の清掃中に、寛水通宝が1点出土。



- ・後円部西側面も、崩落したと見られる塊石は分布するが、積石段は認められない。
- ・墳丘の斜面部で、バラス状の石材が集中して存在する箇所を認める。



- ・抱え以上の大きさの塊石が、墳丘の外側に平らな面を向けて3石程度認められる。
- ・この塊石は、やや押し出されたように前面に傾くが、周囲の石材の分布範囲から元位置に比較的近い位置にあると考えられる。



- ・南側の墳丘とは異なる地形の高まりと、塊石の集中域を認めると、
- ・南側の墳丘との境界付近は、石材の分布が連続するため表面観察では墳丘の境界を目視できない。



- ・くびれ部付近から前方部東側面を観察すると、前方部の形状に沿って石材が分布する様子が観察できる。



- ・立体的な後円部の墳丘を観察できる。
- ・後円部東側面では、積石段と見られる塊石を複数認める。



- ・南側の墳丘の後円部とは異なる地形の高まりと、塊石の集中域を認める。
- ・東側面で墳丘の外側に平らな面を向けた石材が複数観察できる。

図7-4 測量調査時の観察所見

なるかは不明である。

前方部南側は、前方部前端の積石段と考えられる石積みを1列確認した（図7-4-②）。標高約161.8m付近で、外側に平らな面を向けた一抱え程度の塊石3石ほどが、尾根を横断して東西方向に直線的に並ぶ。その前面には塊石が不規則な配置で見られる。積石段を構成する一抱え程度の塊石は、本古墳の表層部に露出する塊石のなかでも最も大きい部類の塊石である。

c 遺物出土状況

約1903m²にわたる範囲を清掃したところ、後円部西側の斜面で寛永通宝1点（図7-5）を表採した。



図7-5 表採遺物（1／2）

稲荷山南塚北古墳

稲荷山南塚古墳の北側に隣接するように、塊石が密集して分布する。稲荷山南塚古墳の主軸位置に設けた断面図でも、この部分に高まりがあることが分かる（図7-3）。双方の墳丘の境界で積石段は確認できず、多数の塊石が散乱している。

稲荷山南塚北古墳とされる箇所には、塊石が直径10m程度の範囲に分布する。陰影図や現地での観察では、塊石が概ね円形を基調とする範囲に分布しているように見える。墳頂部は塊石が散乱している。また、稲荷山南塚古墳に続く管理歩道が南北に縱断しており、墳頂部の中心付近の一部を破壊している。墳頂部最高所の標高は約161.2mである。

積石段の可能性がある箇所として、東側面の1箇所で外側に平らな面を向けた塊石を確認した（図7-4-⑩）。この付近は、塊石が密に分布する範囲から疎らになる境界付近に位置する。また、その下方の標高約160.2m付近には、南北方向の平坦面が見られる。

以上の観察所見を踏まえ稲荷山南塚北古墳の形状を検討すると、塊石の分布範囲が円形を基調とする範囲であることから、円墳の可能性が考えられる。

（4）測量調査の成果

積石段の位置や塊石の分布状況、等高線などを考慮すると、南側に前方後円墳（稲荷山南塚古墳）、北側に円墳（稲荷山南塚北古墳）という異なる墳丘が隣接する可能性が高いと考えられる。ただし、双方の明確な境界は地表面観察では確認できず、測量調査のみで墳形について確定的な所見は得られなかった。

南側に位置する稲荷山南塚古墳の形状は、測量図や現地での観察所見、具体的には積石段と平坦面の位置、等高線の状況を考慮すると、前方後円墳である可能性が最も高いと考えられる。しかしながら上記の状況であるため、北側にある稲荷山南塚北古墳が同一の墳丘となった場合に双方中円墳である可能性も否定できない。規模は、前方後円墳とした場合、全長38m程度、後円部直径20m程度、前方部長19m程度である。構造は、地形変換点付近に、大ぶりな塊石を配置する積石段があると考えられるが、上下に何段分存在したかは不明である。また、南側に位置する前方部は、立体感に乏しい低平な墳丘と言える。なお、測量時に他の2基の古墳で確認できた板石は、当古墳では後円部墳頂のわずか1箇所で確認したのみである点は特筆すべき事項と言える。

北側に位置する稲荷山南塚北古墳の形状は、塊石の分布範囲から円墳の可能性が考えられる。規模は、直径10m程度と考えられる。構造については、東側面で積石段の可能性がある塊石が見られたが、詳細は不明である。

以上の見とおしを得たが、墳丘の解釈を確定することができなかったため、墳丘の形態や規模を明らかにするために発掘調査をする必要があると考えられた。

第2節 課題の設定

課題の第1点は、墳丘の形態及び規模の解明である。測量調査及び地表面観察では、各所で積石段と見られる石積みが認められたが、部分的に露出したものを観察したのみであり、墳丘の形態及び規模の確定には至っていない。このため、発掘調査によって墳墻及び北側くびれ部の有無を確認し墳丘の形態及び規模を明らかにする必要がある。

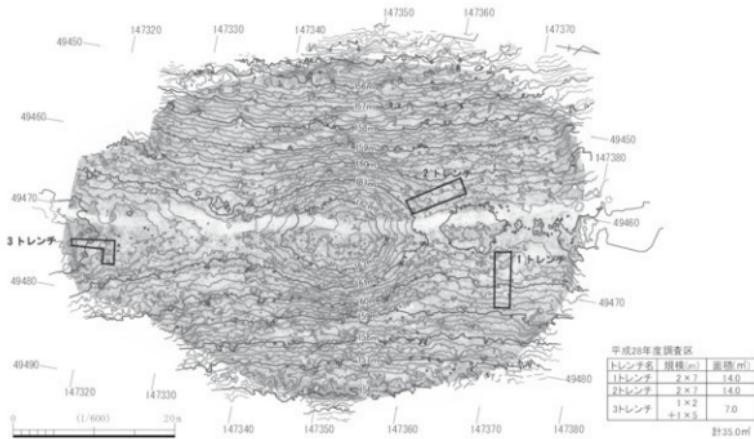


図7-6 トレンチ配置図(1/600)

課題の第2点は、墳丘構造の解明である。特に墳端部の外表構造について、墳端を確定するとともにどのような石が選択され、どのように積まれているのかについて着目する。ただし、墳丘の形態及び規模の解明が今回の調査の主な目的であるため、墳丘内部まで断ち割りをして裏込めの構造を確認する調査は行わず、墳端の確定に留める。なお、本調査では墳端の石積みを検出しているが、テラス面は検出してないため、「段」の名称は用いず「石積み」と呼称する。

第3節 調査区の設定

墳丘の形態及び規模を確定するために、3本のトレンチを設定した(図7-6)。

1 トレンチ

稲荷山南塚北古墳では測量調査の際に積石段の可能性がある箇所として、東側面の1箇所で外側に平らな面を向けた塊石を確認した。そのため、外側に平らな面を向けた塊石が古墳に伴うものかを確認するためのトレンチを設定した。併せて、検出した墳端ラインが円弧を描くようならば円墳、直線的に外に広がるようならば双方中円墳の可能性がそれぞれ想定できる。

2 トレンチ

稲荷山南塚古墳後円部では、測量調査の際に積

石段と考えられる石積みを後円部北西側・後円部西側・後円部北東側の3箇所で確認した。墳形及び規模を確定することが目的であるため、稲荷山南塚古墳の主軸上にトレンチを設定することが望ましかったが、管理歩道が稲荷山南塚古墳・稲荷山南塚北古墳の主軸上を南北に縱断していたため、管理歩道の北西側で石積みが確認できると想定した範囲で、双方中円墳であった場合に北西側のくびれ部が検出できる位置を想定してトレンチを設定した。稲荷山南塚古墳が前方後円墳であった場合には、積石段と考えられる石積みの箇所を参考に後円部の規模を明らかにする。また、稲荷山南塚北古墳が円墳だった場合には、1トレンチと2トレンチの所見から規模を確定する。

3 トレンチ

稲荷山南塚古墳前方部前端で、測量調査の際に積石段と考えられる石積みを確認した。管理歩道が稲荷山南塚古墳の主軸上を縱断しているため、管理歩道の東側で石積みが確認できるよう、東西方向に長い範囲にトレンチを設定した。また稲荷山北端古墳のように前方部前端に2段の低平な積石段が検出される可能性を想定し、南北方向にも幅1.0mでのトレンチを設定したため、トレンチはL字状を呈す。

墳丘形態について

墳丘形態については、稲荷山南塚古墳が前方後円

墳であるか、又は稻荷山南塚北古墳と併せて双方中円墳であるかという課題がある。この課題を解明するためには、稻荷山南塚古墳と稻荷山南塚北古墳が連結するような石積みが検出されるかどうかが重要であり、2トレンチの結果によって墳形が確定する。2トレンチより西では塊石の分布密度が疎であるため石積みが検出される可能性は極めて低く、双方中円墳の場合は2トレンチ以東で南北の石積みが検出されると想定した。また、双方中円墳は左右非対称の場合が多いことを考慮すると、2トレンチで南北方向の石積みが検出されなかった場合、2トレンチより東に方形部が存在する可能性も考えられる。主軸より東側に方形部が存在した場合は、1トレンチで積石段が検出されると想定した。以上より、1・2トレンチで稻荷山南塚古墳と稻荷山南塚北古墳が連結するような石積みが検出されなかった場合、稻荷山南塚古墳は前方後円墳であるといえる。

第4節 基本層序

3箇所の調査区ではほぼ共通した層序を確認した。確認した層序は、大別して3層（I～III層）に分かれ。I層は表土層、II層はにぶい黄緑・黄褐色シルト、III層は地山の岩盤である。I層の厚さは箇所によつてばらつきがあり、厚く堆積する場所で0.1m程度である。II層は土層で、厚さは0.1～0.4mと箇所によつてばらつきがある。場所によつて2～3層に細別できる層で、2トレンチではIII層直上まで遺物片や崩落したとみられる石が多数含まれていたため、古墳築造後に堆積した土層であると考えられる。III層は墳端の石積みの基盤となることを確認した地山の岩盤で、II層の解釈から古墳築造時には露出していたといえる。ただし、III層直上には木根が多数認められ、これが一部のIII層を搅乱し変形させていた。

第5節 各調査区の調査成果

(1) 1トレンチ

調査区の位置と規模 稲荷山南塚北古墳東側面に設定した。約2.0m×約7.0mの東西に延びる調査区

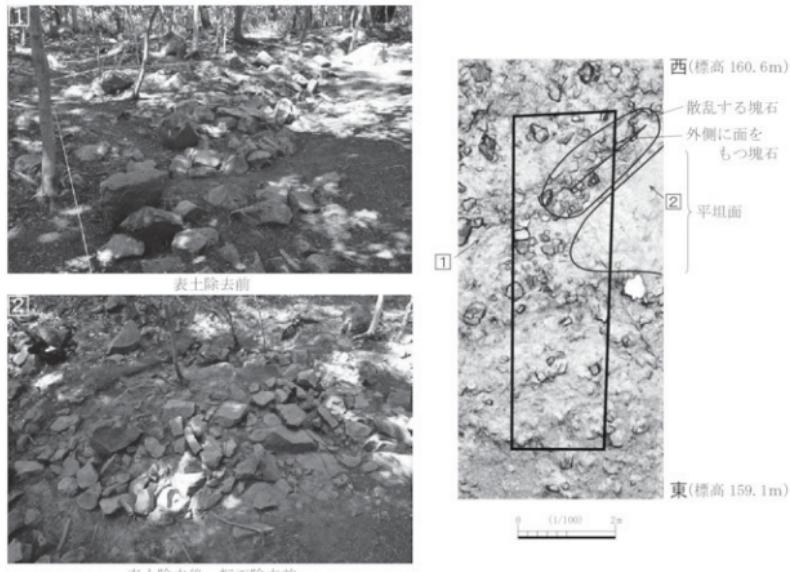


図7-7 1トレンチ現況の観察所見 (1/100)



図 7-8 1 ドレンチ実測図① (1 / 40)



図7-9 1トレンチ実測図② (1/40)

で、調査面積は約 14.0 m^2 である。測量調査では、トレンチ西側で外側に平らな面向けた塊石を確認していた。全体的に塊石が散見されるが、標高が低くなるほど塊石の分布密度が疎くなる。現況の標高値は、上方にあたるトレンチ西端で約 160.6 m、下方のトレンチ東端で約 159.1 m である。

調査成果の要点 測量調査で確認した外側に平らな面向けた塊石（図 7-4-⑩）は岩盤であることが判明し、遺構は検出されなかった。

調査所見

地形 墳丘の基盤となるⅢ層の高さと傾斜角度を見ると、トレンチ西端で約 160.4 m、トレンチ東端で約 159.0 m、傾斜角度は約 10° である。表土の傾斜角度を見ると約 10° であることから、1 トレンチ内は同様な堆積状況であることが分かる。

調査方法 トレンチ全体の表土を除去した後に、トレンチ西側で北西—南東方向の外側に平らな面向けた塊石を確認したため、トレンチ西端から東に約 3.5 m の範囲までを幅 2.0 m で転石除去を岩盤（Ⅲ層）まで進めた。トレンチ西端から東に約 3.5 m から東端までの範囲については、南側の幅約 1.0 m の範囲のみ転石除去を進めた。その結果、トレンチ東端で北西—南東方向の外側に平らな面向けた塊石を検出したため、トレンチ東端から西に約 0.7 m の範囲までを幅 2.0 m で転石除去を岩盤まで進めた。

土層・石の確認状況 基本層序の I ~ III 層とともに確認できる。I 層は厚さ 0.05 ~ 0.1 m 程度で堆積している。II 層はにぶい黄橙色シルトで、厚さは 0.1 ~ 0.4 m 程度と箇所によってばらつきが見られる。II 層は遺物片を含むことから、二次的に堆積した土層であることが分かる。

また、I・II 層は遺物片のほかに多数の石を含む。出土した石は塊石が多く、元々は墳丘構築に用いられた可能性も考えられる。これらの石の間には不規則な空隙があることや遺物片が下から出土することから、二次的に移動した石であることが分かる。

検出遺構 遺構は検出されなかった。また、測量調査及び表土除去後にトレンチ西端及び東端で確認された北西—南東方向の外側に平らな面向けた塊石は、いずれも岩盤であることが判明した。直線的に並ぶように見えたのは、簡理による自然的な形状で

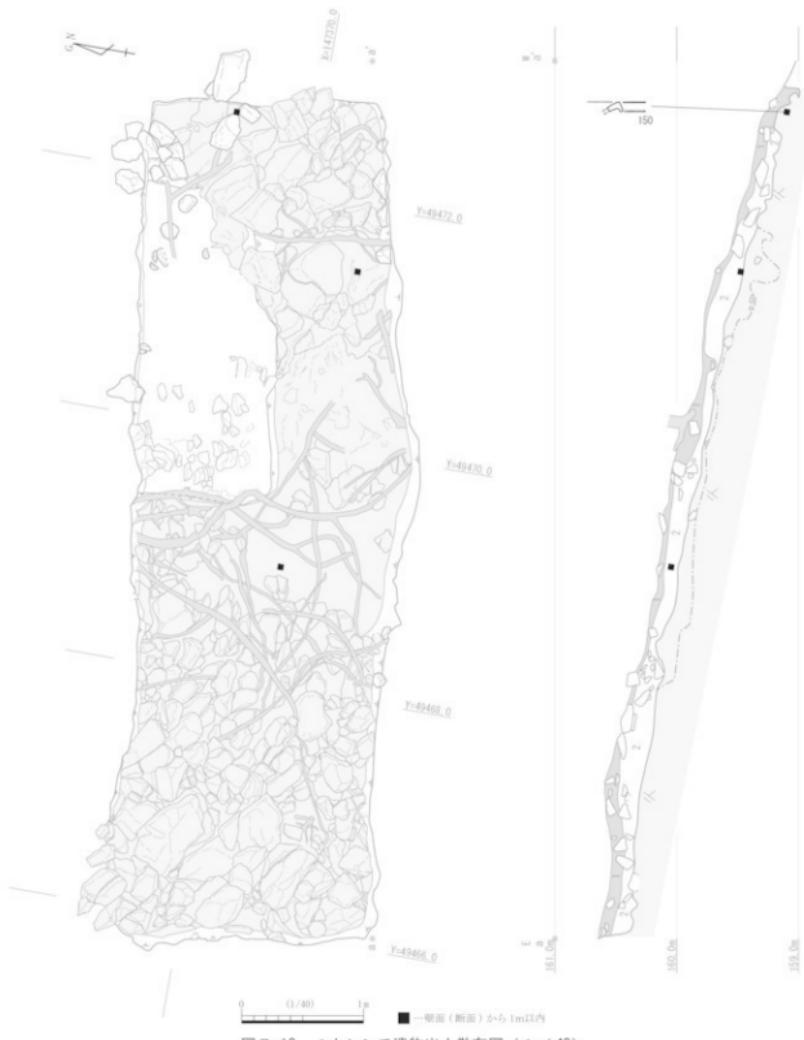


図 7-10 1トレンチ遺物出土散布図 (1/40)

あると考えられる。

出土遺物の概要 土器片が3点出土した。いずれもII層から出土し、時期が判明する遺物から弥生時代中期後半に所属すると考えられる。150（図7-10）は、壺の垂下口縁である。端部に文様又は回線は見られず、横ナデが施される。

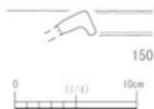


図7-11 1トレンチ出土遺物（1／4）

（2）2トレンチ

調査区の位置と規模 稲荷山南塚古墳後円部北側に設定した。約2.0m×約7.0mの南北に伸びる調査区で、調査面積は約14.0m²である。測量調査では、トレンチ西側で積石段と考えられる石積みを確認していた（図7-4-⑤）。トレンチ内には塊石が分布しており、特に墳丘斜面のトレンチ南側に塊石が密に分布していた。現況の標高値は、上方にあたるトレンチ南端で約161.0m、下方のトレン

チ北端で約160.6mである。

調査成果の要点 稲荷山南塚古墳後円部北側の墳端の石積みを検出した。この成果から、稲荷山南塚古墳北側の範囲が確定した。また、南北に伸びる石積みは検出されなかつた。

調査所見

地形 2トレンチは稲荷山の尾根上に位置する。石積みより墳丘内では岩盤まで検出しておらず、墳丘外の岩盤は改変された可能性があり、2トレンチの状況から元々の地形について検討することは困難である。現況ではトレンチ北端から南に約4.0mは平坦な地形で、その地点から南には稲荷山南塚古墳後円部頂部に向かって緩やかに傾斜している。

調査方法 トレンチ全体の表土を除去した後に、全体に分布している転石の除去を進めた。転石を除去すると、トレンチ南端から北に約3.0mの範囲で直径10～20cmの小縫が一面に広がっていた（写真7-1、7-2）。小縫の性格については、①古墳の墳丘を被覆した化粧石である可能性と、②墳丘から崩落した石である可能性が想定されたため、トレンチの西側1.0mの範囲のみ断割り状に小縫を

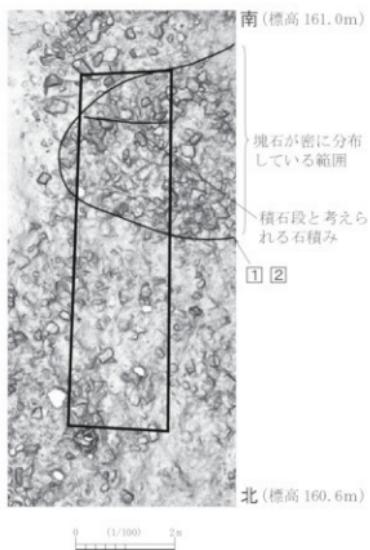
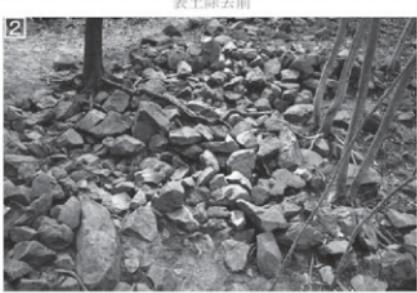


図7-12 2トレンチ現況の観察所見（1／100）



図 7-13 2トレンチ実測図① (1/40)

除去した。小礫を除去すると、小礫の下層から再び塊石を検出した。また、小礫の除去中に小礫の下層から壺形埴輪と考えられる土師器片が多数出土したことから、小礫は古墳築造後に堆積したことが分かり、②墳丘から崩落した石であると判断した。小礫は古墳築造後に堆積したことが判明したため、トレンチ東側に残していた小礫を全て取り除くと、東西に連なる外側に面をもつ石積みを確認し、石積みは岩盤の上に直接置かれていたことが明らかになった。そして墳端の石積みより北側(墳丘外側)では、石積みが置かれている岩盤と同じレベルに塊石が分布していた。これらの塊石の性格については、①古墳の外に敷いた石の可能性と、②墳丘から崩落した石である可能性が想定されたため、再びトレンチの西側1.0mの範囲のみ断割り状に塊石を除去し岩盤を検出した。すると、岩盤直上から壺形埴輪と考えられる土師器片が多数出土した。そのため、古墳築造時は岩盤が露出した状態であったことが明らかになり、塊石は②墳丘から崩落した石であると判断した。最後に、後円部墳端の外表構造を明らかにするため、墳端の石積みから北に約1.0mの範囲についてはトレンチ東側に残していた塊石を除去し、幅2.0mの範囲で岩盤を検出した。

土層・石の確認状況 基本層序のI～III層ともに確認できる。I層は厚さ0.05～0.1m程度堆積している。2トレンチは木による攪乱が著しく、木の周辺で厚く堆積していた。II層にはぶい黄橙色細粒砂で、厚さは0.1～0.5m程度で箇所によってばらつきが見られる。トレンチ北端から南に約2.0mの範囲では、岩盤(III層)の直上はI層でII層は確認できなかった。トレンチ南端から北に約2.0mの範囲では、II層は上層のぶい黄橙色細粒砂

と下層の黄褐色細粒砂に分けられ、上層には直径10～20cmの小礫が比較的多く含まれる。II層は壺形埴輪片を多量に含むことから、古墳築造後に二次的に堆積した土層であることが分かる。

また、I・II層は遺物片のほかに多数の石を含む。出土した石は塊石や小礫が多く、元々は墳丘構築に用いられた可能性も考えられる。これらの石の間には不規則な空隙があることや遺物片が下から出土することから、二次的に移動した石であることが分かる。

検出遺構 トレンチ南端から北に約1.6mの位置で東西に連なる石積みを検出した。トレンチ北側では石積みが見られないため、検出した石積みが稻荷山南塚古墳後円部北側の墳端であることが判明した。残存状況が良好な箇所では、石積みには塊石が垂直に2石積まれており、後円部墳端の外表構造は少なくとも塊石を垂直に2石(高さ約40cm)以上積んでいることが明らかになった。塊石は岩盤の上に直接置かれており、石積みの基底面の高さは約160.3mである。墳端に使用された石材は、長さ約25cmの立方体に近い塊石と長さ約50cm、高さ約20cmの直方体の塊石で、板石は使用されていなかった。塊石は横置きで、部分的に小口積みされていた。墳端部の残存状況が良好であったため墳端の確認に留まり、墳丘内部の構造については追求しなかった。

断面図を見ると(図7-14)、墳端から北に約3.0mの範囲で岩盤が波を打ったような断面を呈しており、表面は滑らかな状態であった。一方、元々の地形をあらわしていると考えられる1トレンチや2トレンチ北側の断面を見ると、表面は凹凸があるものの基本的には緩やかな傾斜が認められる。



写真7-1 小礫検出（南から）



写真7-2 小礫検出（北から）

第5節 各調査区の調査成果



図 7-14 2トレンチ実測図② (1/40)

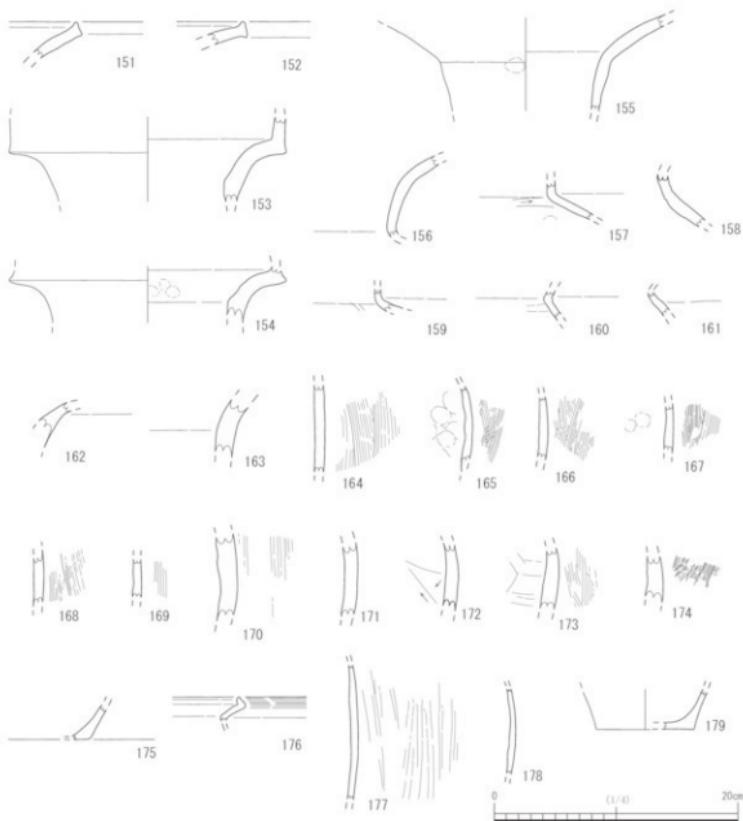


図 7-15 2トレンチ出土遺物 (1/4)

岩盤の表面には人為的に加工した痕跡は認められないものの、その形状から古墳築造の際に岩盤が加工されたと推測される。このような痕跡は稻荷山姫塚古墳でも散見される。岩盤を加工する目的としては、塊石の搬出又は平坦面の造成が考えられる。

出土遺物の概要 土器片が145点出土した。

出土遺物は、土師器の広口壺と二重口縁壺及び弥生土器である。本地域には、形態が異なる2種類の広口壺があり、球形状を呈する胴部に頸部が内傾するように屈曲し、大きく外反して開く口縁部を有するものと、球形状を呈する胴部に頸部及び口縁部が外反して開くものである。前者の典型として鶴尾神社4号墳、後者の典型として丸井古

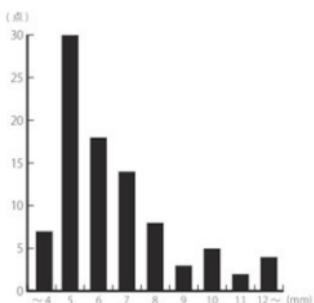


図 7-16 器壁の厚さ (頸部片) の出土古

墳の例があげられる。2トレンチで出土した広口壺は、全て後者の形態であった。また、土師器片の多くは丹塗りされた痕跡がみられる。

151、152は広口壺の口縁部端部である。端部は内外面ともに若干肥厚し、特に内面はつまみ上げたように肥厚している。口径を詳細に復元することは難しいが、およそ20cm前後と求められる。153、154は二重口縁壺の口縁部である。屈曲部から垂直に立ち上がるような形態である。広口壺に比べ器壁が厚く、15mm前後である。153、154ともに復元口径は22.8cmであり、出土地点も近いため同一個体の可能性が高い。155は広口壺の口縁部へ頸部である。調整はヨコナデで屈曲部に指おさえが見られる。屈曲部の径は復元で14.0cmである。156は広口壺の口縁部へ頸部である。破片は上端で屈曲し、屈曲部にはナデ痕が見られる。157～163は頸部片である。器種は壺と思われるが、残存箇所がわざかであるため確定できない。164～174は、器種不明の胴部片である。多くは、外面が刷毛目調整、内面がナデ調整である。内面に指オサエ痕が見られるものもある。また、内面にケズリが見られるもの(172)も出土している。土師器の胴部の器壁の厚さは3～15mmとばらつきがあるが、出土数を見ると(図7-16)、5～7mmの厚さが3分の2を占めている。口縁部や頸部の厚さから、これらは広口壺の可能性が考えられる。一方で10～15mmの分厚い器壁も出土している。これらは厚さや色調等から二重口縁壺の可能性が考えられる。175は底部である。平底状を呈する。176～179は弥生土器である。176は甕の口縁部で、端部に二条の凹線が認められる。残存状況が良好でないため口径を詳細に復元することは難しいが、約16.4cmである。177、178は胴部片で外面にはヘラミガキが見られる。179は甕の底部で、平底である。底径は8.0cmである。

出土遺物の分布 出土遺物散布図(図7-17)を見ると、土師器はトレンチ南側から中央にかけて、弥生土器はトレンチ北側に集中して分布している。土師器の分布に注目すると、トレンチ南西端に集中して分布するもの(A群)と石積みから北側約1.5mの墳丘外の場所に集中して分布するもの(B群)が見られる。

まず、A群について検討する。A群は墳丘内部の崩落石の中から出土したものである。A群を取り

扱う際に注意すべきは、出土位置についてである。A群が出土した地点は、塊石によって構成されており塊石の間の空隙に小礫やバラス、土がわずかに堆積しているのみである。つまり多量に出土した小さな破片は、塊石間の空隙に入りこんだ可能性を考慮しておく必要があり、出土位置及び層位が各破片の堆積状況を示しているとは言い難い。さらに、A群の中で注目すべきは器壁の厚さが5～7mmの胴部破片が圧倒的に多数であるということである。また、広口壺の口縁部・頸部も出土しており同様な器壁の厚さである。したがって、A群の破片の多くが広口壺の破片である可能性が高い。

次に、B群について検討する。断面図(図7-14・18・19)に着目すると、この場所に集中して分布する土器は、概ね岩盤直上から10cm程度の高さの中に収まっている。B群が出土した地点は、岩盤から20cm程度の高さまではバラスや小礫を含むものの土が堆積しており、A群のように塊石の空隙に入り込むようなスペースはなかった。つまり、B群の土器は古墳築造後まもなくして墳丘上から崩落したものである、と理解できる。さらに、B群の土器はA群と比較すると器壁が厚い土器が多い。B群からは広口壺と比べ器壁の厚い二重口縁壺の口縁部が出土していることから、B群の破片の中で器壁の厚いものは色調・胎土等から二重口縁壺の破片である可能性が高い。

以上のような出土状況は、墳丘上に配置されていた土器の崩落過程を物語っていると考えられる。つまり、B群の土器が墳丘築造後しばらく経過して墳丘上から崩落し、その後に上の積石段を構成する塊石とともにA群の土器が崩落したと考えられる。

(3) 3トレンチ

調査区の位置と規模 稲荷山南塚古墳前方部南側に設定した。約1.0m×約3.0mの東西に伸びる調査区と約1.0m×約5.0mの南北に伸びる調査区を併せたL字状の調査区で、調査面積は約7.0m²である。測量調査では、トレンチ北側で積石段と考えられる石積みを確認していた。トレンチ北側では塊石が散乱している一方で、トレンチ南側では塊石があまり見られなかった。現況の標高値は、上方にあたるトレンチ南端で約162.2m、下方のトレンチ北端で約161.9mである。

調査成果の要点 稲荷山南塚古墳前方部前端の石

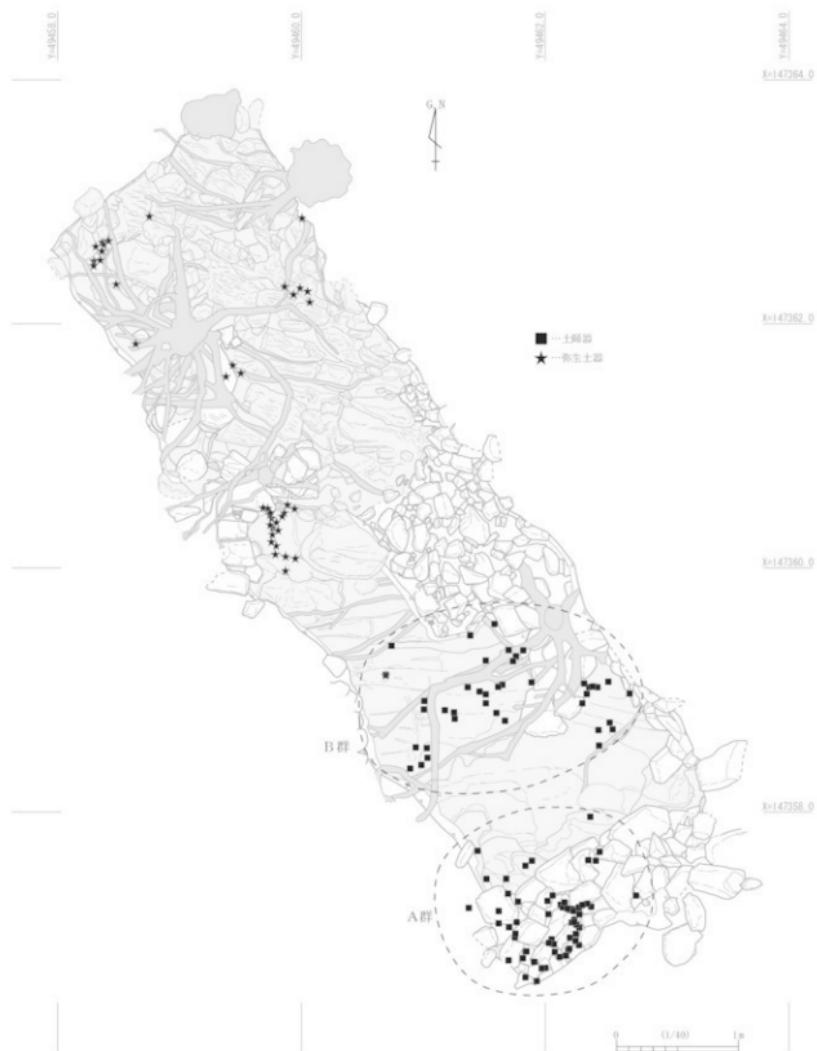


図7-17 2トレンチ遺物出土散布図① (1/40)

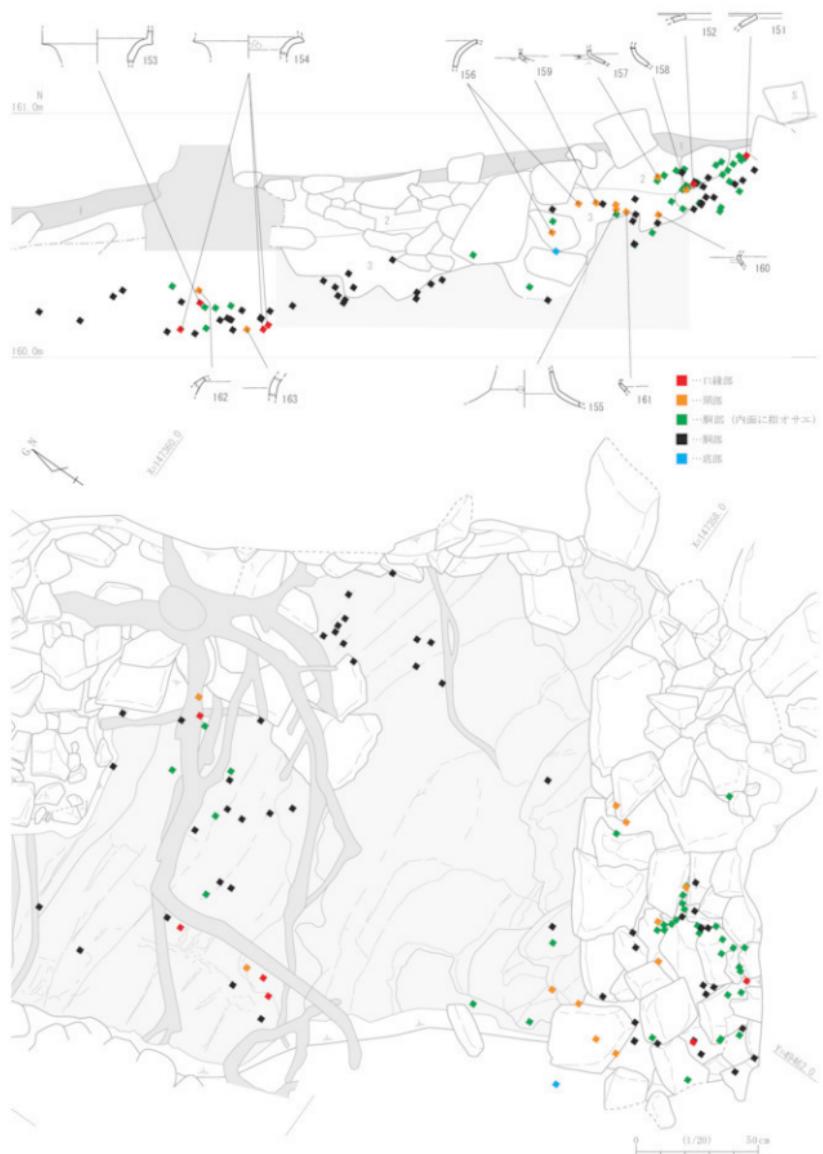


図 7-18 2トレンチ遺物出土散布図②(部位別) (1/20)

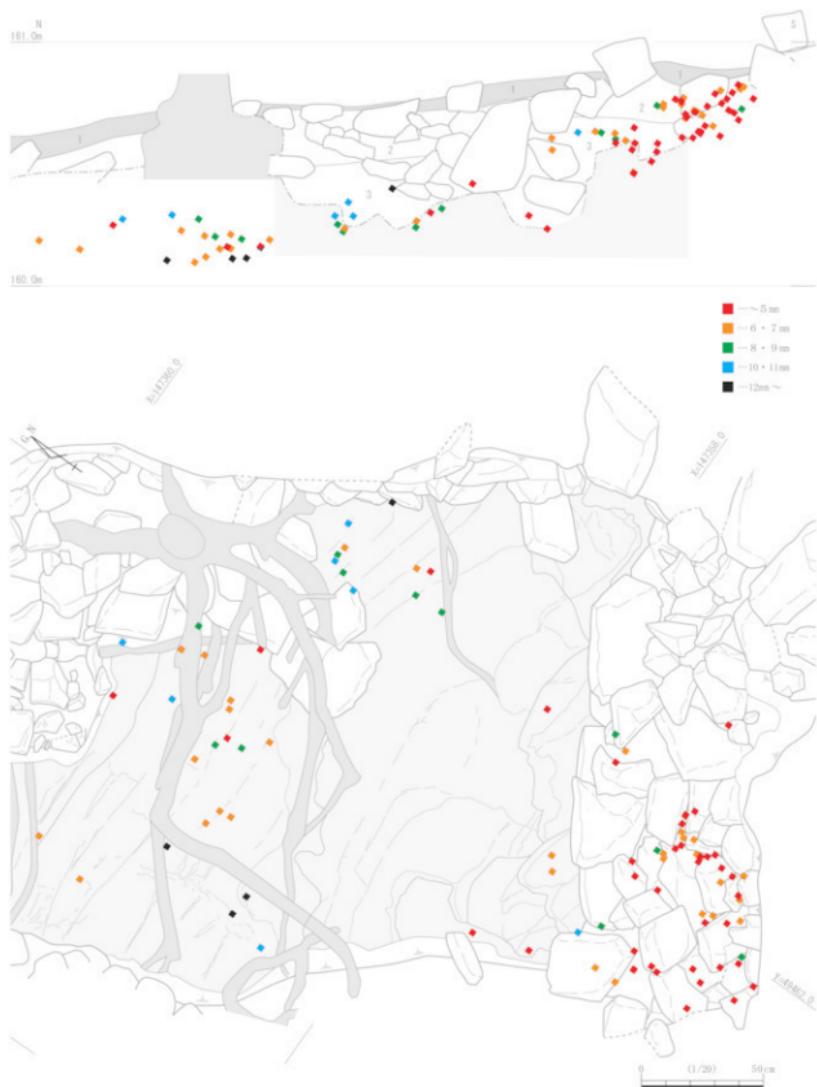


図7-19 2トレンチ遺物出土散布図③（胴部の厚さ）（1／20）

積みを検出した。この成果から、稲荷山南塚古墳南側の範囲が確定した。

調査所見

地形 3トレンチは稲荷山の尾根上に位置する。現況ではトレンチ南端の方が北端と比べ若干高く、トレンチ南側の改変されていない岩盤の状況からも北から南に向かって緩やかに傾斜し上昇する状況がみてとれる。

調査方法 トレンチ全体の表土を除去した後に、全體に分布している転石の除去を進めた。

東西方向のトレンチでは、図7-21のa-a'部分で土層図を作成するため、中央の長さ約0.8mの部分について転石除去を行わなかった。転石を除去するとトレンチ北端から南に約0.6mの場所で東西方向に連なる石積みを検出した。石積みより北側（墳丘内）では木の根による擾乱が著しかったため、必要な部分のみの転石除去に努めた。石積みより南側（墳丘外）では岩盤まで転石除去を進めた。

南北方向のトレンチでは、塊石が密に分布しているトレンチ北端から南に約3.0mの範囲では幅1.0mで転石除去を進め、塊石の分布が疎であるトレン

チ南端から北に約2.0mの範囲では、トレンチの東側0.5mの範囲のみ断割り状に塊石及び土を除去し岩盤を検出した。転石除去を進めると、トレンチ北端から南に約1.6mの箇所で外側に面をもつ塊石が東西方向に3石並んでいるのを確認した（写真7-3、4）。墳端の石積みの可能性を考慮し転石除去を進めた結果、トレンチ北側で検出されている石積みと平行しないこと、3石並んだ石の基底部の高さが均一でなく、岩盤に直接置かれていないことから墳丘から崩落した石であると判断した。転石除去を岩盤まで進めた結果、トレンチ北側で検出された石積みより南側に石積みは確認されなかつた。

土層・石の確認状況 基本層序のⅠ～Ⅲ層ともに確認できる。Ⅰ層は厚さ0.05m程度堆積している。Ⅱ層の厚さは0.1～0.3m程度で、土質も箇所によって異なる。トレンチ南側の岩盤（Ⅲ層）が比較的凹凸を呈している箇所では、Ⅱ層は上層の淡黄色シルトと下層の黄褐色中粒砂に分けられる。一方、トレンチ南側の石積みから南に約0.9mの範囲では、Ⅱ層は上層の黄褐色中粒砂と下層の褐色シル



表土除去後・転石除去前



表土除去後・転石除去前

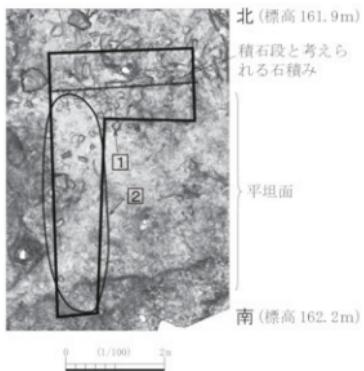


図7-20 3トレンチ現況の観察所見 (1/100)



図7-21 3トレンチ実測図① (1/40)

第5節 各調査区の調査成果

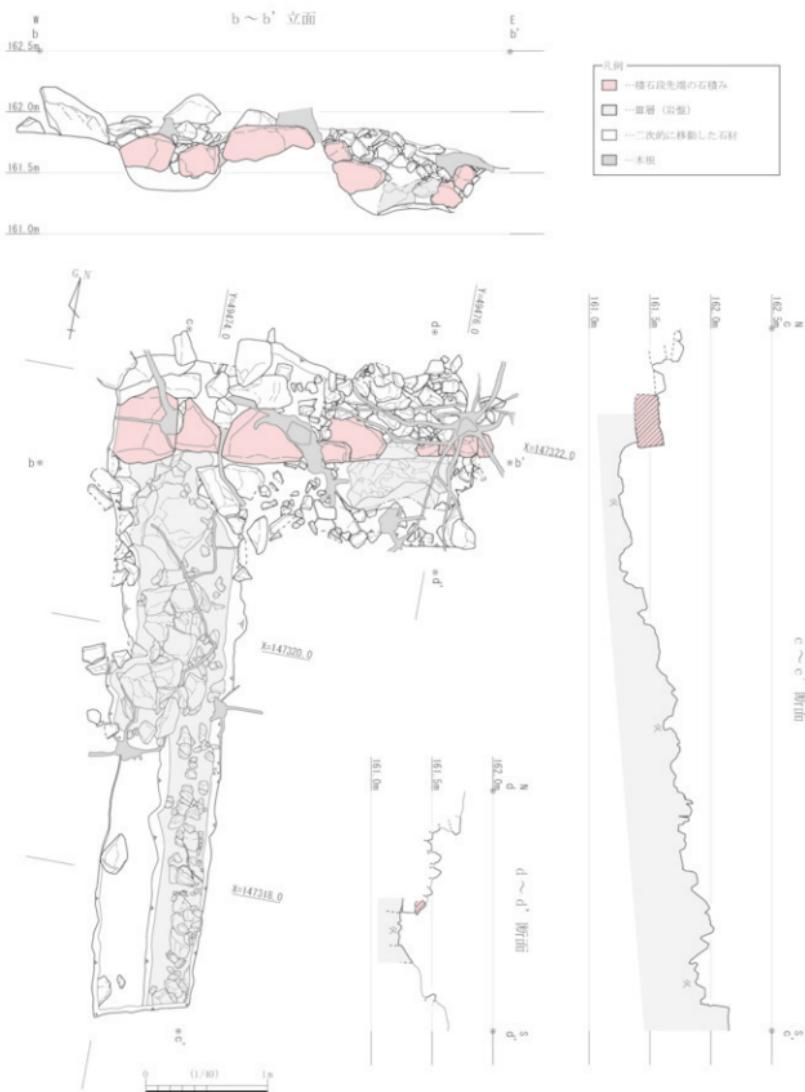


図 7-22 3 トレンチ実測図② (1 / 40)



写真7-3 石積みの可能性がある列石（西から）



写真7-4 石積みの可能性がある列石（北から）

トに分けられる。この箇所では、岩盤（Ⅲ層）が0.3 mほど下がり、岩盤が下がった部分に褐色の粘性が強いシルトが堆積していた。この範囲のⅢ層では岩盤表面に水が見られた。

検出遺構 トレンチ北端から南に約0.6 mの位置で東西に連なる石積みを検出した。トレンチ南側では石積みが見られないため、検出した石積みが稲荷山南塚古墳の前方部前端であることが判明した。石積みは全て1石で構成されており、後円部とは異なり垂直に2石以上積まれている箇所は見られなかった。石積みは岩盤の上に直接置かれており、石積みの基底面はトレンチ西端が161.5 m、トレンチ東端が161.2 mであった。基底面の高さの違いは地形に起因するものである。墳端に使用された石材は非常に大ぶりな塊石が多く、最も大きいもので幅約0.8 mの塊石の広面を利用していた。ただし、地形が傾斜する石積み東側で使用された石材は小ぶりな塊石であった。後円部北端と同様に前方部前端でも板石は使用されていなかった。墳端部の残存状況が良好であったため墳端の確認に留まり、墳丘内部の構造については追求しなかった。

また断面図（図7-22）をみると、墳端から南に約0.9 mの範囲で岩盤が平坦な断面を呈していた。一方、元々の地形をあらわしていると考えられる3トレンチ南側の断面を見ると、表面は凹凸があるものの基本的には南から北に下がる緩やかな傾斜が認められる。岩盤の表面には人為的に加工した痕跡は認められないものの、その形状から古墳築造の際に岩盤が加工されたと推測される。このような痕跡は後円部（2トレンチ）でも認められた。

第6節 小結－稲荷山南塚古墳の調査成果－

稲荷山南塚古墳及び稲荷山南塚北古墳の測量調査及び発掘調査の成果についてまとめる。

（1）稲荷山南塚古墳

墳形 前方後円墳である。

石積みによって墳丘が構成される積石塚である。発掘調査の結果、1、2トレンチで南北に延びる石積みが認められなかったことから双方中円墳の可能性を否定し、北側に後円部、南側に前方部をもつ前方後円墳であることが明らかになった。前方部は、地表面観察によって検出した東側墳端と考えられる石積み（図7-4-③）を根拠に、中ほどで先端に向かって大きく開く形状と想定される。

墳丘の高さは、後円部は2トレンチで検出した石積みの基底面が約160.3 m、後円部墳頂部が現存値で約162.6 mであることから約2.3 mである。前方部は3トレンチで検出した石積みの基底面が約161.4 m、前方部南側墳頂部が現存値で約161.8 mであることから約0.4 mである。前方部が極めて低平であることが示されている。

墳丘規模 全長約38.0 mである。

後円部は、2トレンチで検出した石積み及び地表面観察によって検出した後円部北西部・北東部の石積みを根拠に復元した（図7-23）。その結果、後円部の直径は約20.6 mであると推定した。前方部は3トレンチで前方部南端の石積みを検出しており、稲荷山南塚古墳は全長約38.0 mの前方後円墳であることが明らかになった。

立地 丘陵の尾根上に立地し、前方部が南の室山に向けて緩やかに上がる場所に位置する。2トレ

ンチで検出した後円部の石積みの基底面が約160.3m、3トレンチで検出した前方部の石積みの基底面が約161.5mであることから北端と南端で基底面に約1.2mの比高差があることが分かる。前方部が後円部よりも高い場所に立地することは讃岐の古墳時代前期の古墳に多くみられる傾向であり、稲荷山南塚古墳もその傾向を示している。

墳丘構造 墳端の外表構造について明らかにした。後円部北端及び前方部南端の墳端は塊石で構成されており、板石は使用されていない。後円部の墳端は少なくとも2石が垂直に積まれ、部分的に小口積みの技法が観察できる。前方部は高さが0.4mと低平であることから1石のみで石積みが構成された可能性が高い。塊石は横置きにしたものが多い。また、墳端から外側1～3mの範囲で岩盤を加工し、平坦面を整備した可能性が指摘できる。

出土遺物 2トレンチで検出された石積み周辺から古墳築造に伴うと考えられる土師器片が約145点出土した。器種は広口壺、二重口縁壺である。

また、1、2トレンチからは弥生時代中期後半の甕や壺の破片が出土した。摺鉢谷遺跡との関連も考慮する必要がある。

時期 古墳時代前期前半新相である。

理由としては、①低平な前方部であること（墳形）、②広口壺と二重口縁壺を有する一方で定型化した円筒埴輪を有しないこと（出土遺物）、③前方部前端は塊石を横置きに用いて墳端を形成すること、④後円部は小口積みを併用して複数段を積み上げること（墳丘構造）があげられる。第4章の墳丘構造の分類案（高上2018）に当てはめると、前方部前端がIa類、後円部北側墳端がIIIb類となる。①・②・③は前期前半古相の様相を示しているが④が新相の様相を呈するため、前期前半新相と位置づける。

（2）稲荷山南塚北古墳

稲荷山南塚北古墳は、京大報告において確認された小規模な積石塚円墳である。現況で塊石の分布状況及び等高線から小規模な円墳と想定され1・2トレンチでは墳端の石積みが認められなかつたことから、直径10m以下の規模であることが判明した。遺物が出土していないため、詳細な時期決定は困難であるが、古墳時代前期に位置づけられる。稲荷山南塚古墳に非常に近接しており、一体的な

構築であると仮定すると、前期前半新相に位置づけられる可能性が高い。

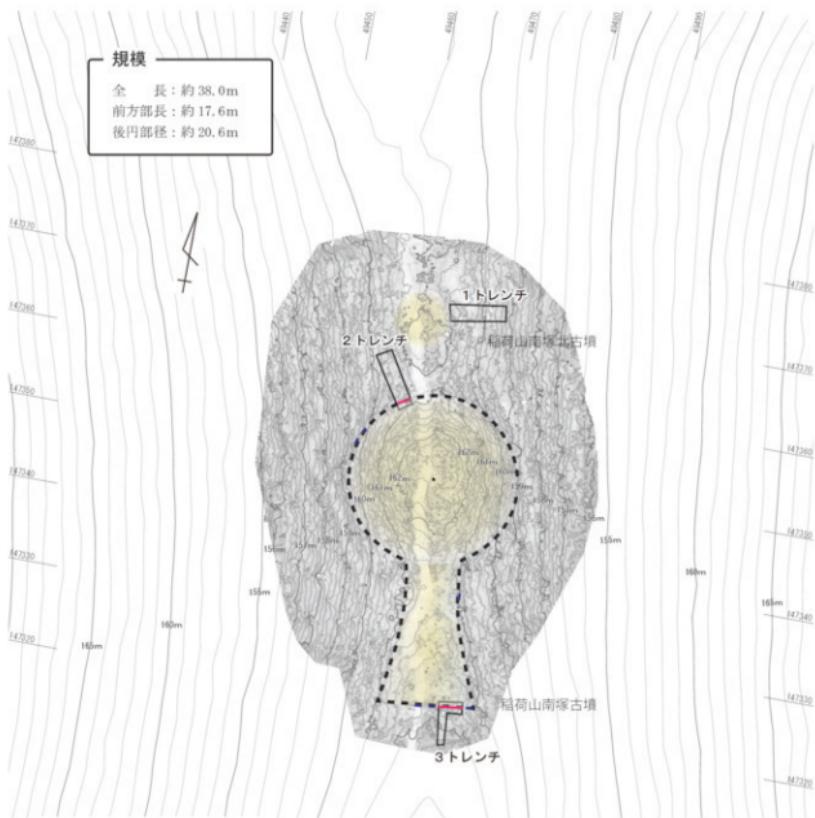


図 7-23 填丘範囲推定図 (1/600)

第8章 石清尾山古墳群の歴史的評価

第1節 積石塚の調査方法について

波多野 篤

(1) はじめに

積石塚の調査方法を確立すること、これが国史跡追加指定を目指す稲荷山での調査に与えられた副次的な課題と考えている。稲荷山の4基の古墳は、石清尾山古墳群の積石塚で初めて詳細にトレンチ調査した記念すべき古墳である。古墳時代前期の積石塚の分布の中心域である讃岐においても、積石塚については限定的な知見しか得られていない。本古墳群では、昭和6年の京都帝国大学の調査（京都帝国大学 1933）を端緒として、分布調査等の蓄積はある。また、学史的に著名な鶴尾神社4号墳は、昭和56・57年に埴丘全体の測量調査及び主体部の発掘調査が実施されており、大きな成果をもたらした（高松市歴史民俗協会 1983）。その一方で、後円部の一部が崩壊したため緊急的に実施した調査ということもあり、積石塚の調査方法を提示するには至っていない。讃岐全域で見ても、後円部のみ石積みで構築された善通寺市の野田院古墳で調査が行われたものの、発掘調査報告書の刊行には至っておらず、どのように調査したか詳細を知ることはできない。

調査機会の少ない古墳時代前期の積石塚をどのような方法で調査したのかを整理しておくことは、希少な調査機会を絶捨する本書において欠くことができない。加えて、採用した調査方法がどのような長所・短所を有していたのか、その整理をとおして積石塚をどのように調査すべきと考えたのか、本節はそのような調査担当者としての視点から、特に範囲確認を目的とした調査の具体的な方法を提示する。

(2) 積石塚の特性を踏まえた調査の視点

調査方法を提示する上で重要なのが、調査対象である積石塚の特性をどのように捉えたかということである。それは、積石塚の特性が調査方法を規定すると考えるからである。調査をとおして考える積石塚の特性は、石積みの立体的な構築物であるという点に集約できる。1石ずつを積み上げて造った積石塚は、石の集合体としての造形物とも言い換えられる。このため、積石塚を構

成する1つの石が失われただけで、構造物の姿を復元する上で重要な情報の1つが失われてしまう。このように考えると、例え調査であったとしても、積石塚の石を取り除くという行為が、いかに重大な行為であるかは明白である。石の除去は慎重に行う必要があることは言うまでもない。そのために、除去する石をどのように判断すべきか、また除去すると判断した石を含めてどのように記録していくべきか、この2点が重要な視点と言える。

(3) 稲荷山地区での積石塚の調査状況

稲荷山地区で実施した調査方法は、第4章で記載した。ここでは、発掘調査の具体的な方法のうち、課題と考えられる箇所に限定して状況を述べる。調査区内での掘削位置・方法 調査区内で掘削する場所について、断剣調査として幅1m程度で掘削を進める場合が多かった。また、優先的に把握したい箇所から断剣調査を行ったため、作業経過としては虫食い状に掘削を進める結果となった。その問題点として、同じ平面で連続して観察できないという点がある。これは、後述する、石の里重関係を整理する際の観察にとって不利な条件と言える。

転石の除去 転石の除去は、第4章で記載した指標を基に進めたが、稲荷山姫塚古墳の調査の過程で2つの知見が得られたことによって、判断を円滑に行うことができた。その知見の第1点は、稲荷山姫塚古墳の後円部北側（3トレンチ）の調査区で墳端付近は板石を積んだ垂直な壁面とその背部にテラス状の水平面があるという構造上の特性を理解できたことである。従って、墳端を形成する個別の石は、その1面が垂直ないしは水平方向に配されるのが本来の姿で、これが「生きている」石材を見分けるポイントと言える（図8-1）。検出時に垂直ないしは水平でない石は、二次的に移動している可能性が高いと判断できる。第2点目は、埴丘内部は、積石段の垂直面と比べると粗雑に石を積んでいると考えられることである。稲荷山姫塚古墳前方部側面で、石材間に不規則な空隙のある複数の大ぶりな塊石を確認した。結果的にこれが基盤積石であることが明らかになったが、外表面の石よりも内側は整然と石が並ぶ状況とは異なる

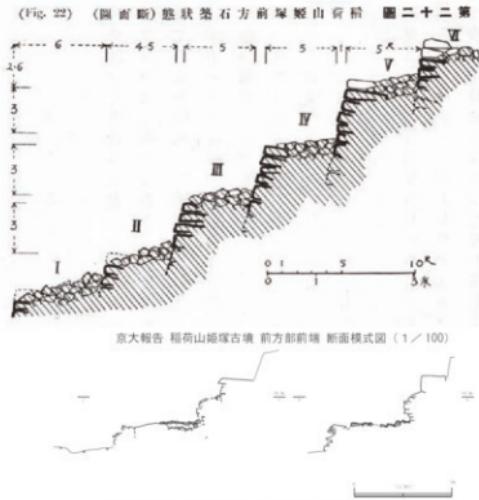


図8-1 積石塚の墳端構造の例

点が推定できた。

それでは、実際に調査でどのように石が出土し、その状況をどのように判断して、その後どのように調査したのかを写真を使って説明する。石を除去した場合、石を除去できなかった場合、石を除去できると判断したもの除去しなかった場合の3つに分かれる。

まずは結果的に転石と判断し、石を除去した場合である。写真8-1・2はいずれも稲荷山姫塚古墳の調査状況である。写真8-1は、前方部南側(5トレンチ)の墳端付近の石の出土状況である。観察したのは、石の上から埴輪片が出土したこと、多数の板石が様々な方向を向いて出土したこと、石材間に空隙があることである。この場合、埴輪片は石の上にあるため石を除去する根拠とはならない。重視したのは様々な方向を向く板石が出土したことと、板石間に不規則な空隙があることである。これは積石段から転落した板石の出土状況を見て良いと考えられる。詳しく見ると、塊石による積石段の前面(写真左側)にある板石の一組は、前面にずれ落ちたように斜めに出土している。こういった状況から、移動した板石と判断した。

写真8-2は、後円部北側(3トレンチ)の墳端前面から出土した板石等である。この状況で注

目したのは、石の下から埴輪片が出土していること、石が様々な方向を向いて出土していることである。ただし、写真中央付近で板石の一部が垂直方向に重なっているように見える点は留意した。石を除去すると判断した最大の根拠は、埴輪片が石の下から複数出土した点である。なお、重なっているようにも見えた複数の板石は、結果的に転落したものだった。この場合は異なったが、水平に堆積しているものは積石段の可能性があるため、こういった石の出土状況は留意して観察する必要がある。

一方、結果的にそれ以上石の除去ができない場合として、写真8-3を示す。稲荷山姫塚古墳の前方部北側(7トレンチ)の状況である。大ぶりな塊石が多数見られる状態で、石材間に不規則な空隙もある。また、周辺からは埴輪片が出土していた。これを結果的に除去できなかった理由として、石が安定した状態で置かれていると判断したことである。なお、前方部南側(5トレンチ)で、類似した形状や大きさの塊石が不規則な空隙のある状態で出土した。類似した石の出土状況として比較しながら、双方ともに安定した石の状態であることを根拠として石は除去しなかった。結果的に、これらの塊石を基盤積石と考え、原位置を保つ石



写真8-1 稲荷山姫塚古墳 前方部南側 (5トレンチ)



写真8-2 稲荷山姫塚古墳 後円部北側 (3トレンチ)



写真8-3 稲荷山姫塚古墳 前方部北側 (5トレンチ)



写真8-4 稲荷山北端古墳 北側方形部 (2トレンチ)

と判断した。ここでの知見が、積石段外表の内側は石材間に空隙のある状態であることを推定させる契機となった。

最後に、除去できると判断したもの除去しなかった場合として、写真8-4を示す。稲荷山北端古墳の北側方形部頂頭(2トレンチ)である。様々な大きさの塊石、縱方向に突き刺さる板石など、多様な石の出土状況が窺える。加えて、石材間の空隙が不規則であることも注目される。この状況を見る限り、定めた指標を基に二次的に移動した石として除去することも可能と言える。しかし、これ以上石を除去しなかった理由は、他の調査区で見られた墳端の前面に落下するような状態で出土した石と類似した状況ではなかったことである。結果的に、隣接地の調査所見から、この地点は墳丘内部に相当することが判明した。

以上、いくつかの事例を概観したが、最初に調査した稲荷山姫塚古墳の場合、埴輪片が多く出土したことや、墳端付近の積石段から落下したような状態で石が出土したという共通性があったことで、石の除去を進めることができた。一方、稲荷山北端古墳は、遺物がほとんど出土しなかったため、

遺物を手掛かりとして石を除去することができなかつた。しかし、稲荷山姫塚古墳で得られた知見によって、調査を的確に進めることができた。

遺構の記録 三次元レーザー測量のメリットは、効率性のほかに構造等の検討材料となる図面を作成することができる点である。例えば、ほぼ平行する2つの積石段がある場合、平行した2つの立面陰影図を取得し、双方を合成して見とおしの立面図を作成できる。前方の積石段によって隠された後方の積石段の下部も、図面上でその位置や高さを正確に比較することができる。なお、立面陰影図の作図基準点は、データ上で決定した。これは、平行した2つの立面陰影図を合成するためである。断面図は、現地で調査担当者が指定した2点の国土地標を計測、データ上で2点間の点群データを取得し、それを現地で確認しながらトレースした。留意点は、断面の作図基準点は現地で決定することと、その2点を現地に明示しておくことである。データ上で2点を決定すると、断面位置によっては取得したい積石段と基盤の関係性が表現できていない点群を得る結果になるためである。

(4) 実施した調査・整理方法の課題

これまで、調査の細部の状況を述べたが、実際に採用した方法が効果的だった場合が複数ある一方で、課題と考えられる項目もいくつか見られた。また、現地調査の後に実施した整理作業においても検討課題が複数あった。ここでは、特に積石塚の調査・整理の根幹に関わる課題を抽出し、発掘調査と整理作業に分けて検討しておく。

a 発掘調査における課題と対策

調査区内の掘削方法の課題と対策 積石塚の調査を経て言えることは、積石塚がどのように崩落したのかを理解することも重要であるという点である。崩落の過程を復元することは、部位による構造上の特性を知る手掛かりになると見えるからである。そのために、断割り調査においても、類似した形状の転石が掘削範囲外に分布する見込みとなった場合には、その時点で掘削範囲を広げる方が良いと考えられる。調査時には、断割り調査範囲を機械的に区切って設定したため、同じ形状等の転石が分布する範囲を平面で観察できなかった場合がある。これは、転石の分布範囲を把握することと、異なる形状等の転石との位置関係を把握するため

に必要なことで、その確認が積石塚の崩落状況を復元する上での基礎資料となる。なお、その方法については後述する。

転石の除去方法 第4章で転石を除去する場合の指標を示したが、これに稲荷山姫塚古墳の調査から、水平ないしは垂直以外の状態で出土した石以外は、二次的に移動している可能性が高く除去の対象となりうるという知見が加えられた。また、積石段から転落したために、石材間に不規則な空隙等が生じるということの関連性も明らかとなった。今後、積石塚を調査する場合、稲荷山での成果を参照しつつ、石の除去を行うことが必要と考えられる。この点を踏まえると、報告書の記録の提示方法は重要と言える。つまり、掘り上った状態のみの図面・写真的の提示だけではなく、経過の分かる記録類を提示した報告が必要である。これは、積石塚の調査成果を掲載する本書を作成する上で重要な課題と認識している。

転石の出土状況の整理方法 積石塚の場合、転落した石も構造を理解する一助となりうるという点が重要と考える。このため、二次的に移動したとしても、それを一定の方法で記録しておく必要があると言える。現地調査で、部分的な転石の組成を観察し

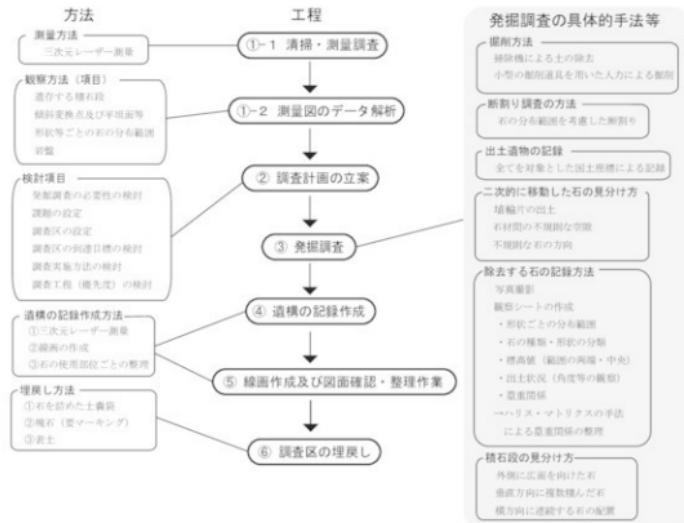


図8-2 積石塚の調査方法（案）

たものの、形状等で大別できる転石の星重関係まで確認していない。崩落過程を復元するためには、大別した転石の星重関係を整理しておく必要がある。そのためには、連續した平面観察を行うこと、その所見を断面でも検証しておくことが重要である。また、出土した転石の状態をつぶさに記録しておくことも必要と考える。転落した石は、下部の状態によって出土状況が異なると考えられるからである。層位学における水平性の法則（エドワード・ハリス 1995）に従うと、物質は重力の関係から水平に堆積しようとする作用が働く。石が落下する場所が平坦で、なおかつ障害物が何もない状態であれば水平に堆積するはずである。そのように仮定すると、転石の角度などは注目すべき観察項目と言える。稲荷山姫塚古墳の前方部南側面（5トレンチ）では、斜めに落下したように見える一群の転石が見られた（写真8-1）。どこから転落したのか、あるいは落下した場所はその時どのような状況だったのか等を推測できる可能性がある。

以上の問題点等を踏まえた記録方法として、転落した石の観察シートを作成することを提案する。記載項目は、転石の形状ごとの分布範囲（トレングラフに範囲を記載する）、転石の種類・形状・法量、標高値（範囲の両端と中間点）、転石の出土状況（角度等）、転石の形状ごとの星重関係等である。上記の項目を記載したシートを、写真撮影とともに作業単位で記載する。そうすることで、部位別の大まかな転石の星重関係を整理できるだけでなく、近接する地点の転石との星重関係も把握できる。調査終了時点で、調査範囲における転石を中心とした層序の整理が完了するという仕組みである。平面での所見は、断面でも確認する必要があるだろう。このデータを用いて、ハリス・マトリクスの手法を用いれば、調査区内の転石の星重関係を整理できる。この観察シートの作成において重要なことが2点ある。第1点は転石の形状・種類を大別して把握すること、第2点は手間のかからないシートとすることである。前者は、細部まで記載を深めると、総体として転石の星重関係の理解に及ばないためである。後者は、実際の調査ではシートの作成を数多く実施することになると考えられるので、継続して実施するためにも記載事項の省力化に努めるべきである。

調査経過の記録方法 定点写真は転石を除去した経過を確認する上で有効な方法だが、設定した撮影地点によっては十分な情報を得ることができない場合もあった。このことから、調査の進捗状況によっては撮影地点を躊躇せずに変更すべきと考える。具体的には、積石段を検出した場合は、その時点でその周辺に撮影地点を移すべきである。積石段周辺は多くの転石が出土しており、調査の進捗による変化が著しいためである。

b 整理作業における課題と対策

転石の出土状況の記録作成 第5章第8節で、稻荷山姫塚古墳の大まかな積石段の崩落過程の復元を行った。ハリス・マトリクスの層序整理方法は、大別した転石の一群の星重関係を整理する簡易な方法の1つと言える。現地において出土した転石を平面・断面で観察し、転石を中心とした「石層」として星重関係を整理しておくべきことを提案する。そうすることで、調査担当者が有する積石段の崩落過程のイメージを、第三者と視覚的に共有できるからである。

（5）積石塚の調査方法案

これまでの検討を踏まえて考える積石塚の調査方法は図8-2のとおりである。特に判断に迷いが生じる恐れの高い転石の除去について、埴輪片が下から出土すること、石材間の不規則な空隙等が見られること、水平ないしは垂直でない状態で石が出土することを指標として調査を進めるべきと考える。また、積石段の崩落の過程を意識した転石の記録作成が必要であることを述べてまとめとする。

引用文献

- 京都帝国大学 1933『讃岐高松石清尾石塚の研究』京都帝国大学文学部考古学研究報告第12冊
高松市歴史民俗協会 1983『鶴尾神社4号墳調査報告書』
エドワード・ハリス（著）・小沢一雅（訳） 1995『考古学における層位学入門』雄山閣出版

第2節 石清尾山古墳群の墳丘外表構造 高上 拓

(1) はじめに

石清尾山古墳群を構成する積石塚は、現在そのほとんどが築造後の経年変化の中で崩落し、一見すると単なる石の山に見える。しかし、明治時代に盛んに行われた現地踏査の段階から既に、階段状の石積みを有しており、その痕跡が残ることが注目されてきた。またいくつかの積石塚では現在も注意深く観察することでその痕跡が確認できるし、発掘調査という手法で本来の構造が確認できることは、本書で報告する一連の調査で証明された。

筆者は積石塚の外表構造に着目し、その分類と変遷を検討した（高上 2018）。その中で、積石塚の外表構造に多様な形態・技法が確認できることを確認し、分類と編年の試案を提出した（図8-3・表8-1）。第4章と重複するが、分類の概要は以下のとおりである。

I類 塚石1石分程度の高さの積石段を構築するもの。石積み技法は横積み。高さは概ね20～30cm程度。外表二重構造は認められない。前方部前端に相対的に大型の石材を用いるが、積石段を高く積み上げる意図は希薄で、垂直方向よりも水平方向の墳丘開縫を指向するものと言えられる。使用石材規格によって2者に細分する。

- a : 塚石のみで積石段を構成するもの。
- b : 同一積石段中に塚石と板石複数枚の積み重ねを併用するもの。

II類 石積みの高さは30cm程度と低く、横積みによるものだが、部分的に塚石2石を積み上げるもの。

I類と石積み技法上の相違はないものの、立体化の志向が読み取れることから、別分類とした。外表二重構造の有無により2者に細分する。

- a : 塚石段の前面に安山岩板石の垂直壁を積み上げた二重構造を持つもの。
- b : 塚石段のみで二重構造を持たないもの。

III類 横積みと小口積みを併用して複数段を積み、高く垂直な積石段を構築することを指向したもの。外表二重構造の有無により細分する。

a : 塚石段の前面に安山岩板石の垂直壁を積み上げた二重構造を持つもの。

- b : 塚石段のみで二重構造を持たないもの。

外表構造の変化の方向性としては、大きく①墳丘の高塚化に対応した積石段の高段化と、それを可能

にした石積み技法の変化、②装飾的機能の高い板石の垂直壁を有する二重構造の採用と衰退という現象が認められた。この成果を基に、石清尾山古墳群における外表構造の変遷を確認しておきたい。

(2) 各古墳の墳丘外表構造

墳丘の部位ごとに外表構造を整理した（表8-2）。なお、多くは筆者の現地観察によるもので、断片的な遺存状態の確認であり、今後の継続的な調査で修正される可能性が大きいにあることを始めに断っておく。

鶴尾神社4号墳では、調査時の写真と現地観察による限り、後円部の積石段は低平であることが予想される。前方部側面では、板石の垂直壁が低く積み上げられた状況が見て取れる。背面に塊石段が存在するのか、同一段に塊石が併用されているのか、すなわちI b類なのかII a類なのか判別がつかない。前方部前端は大振りな塊石を用いたI a類で構成される。

石清尾山9号墳は、前方部前端に大振りな塊石を用いたI a類が現地で明瞭に確認できるが、それ以外で構造が判明する箇所は認められない。

稲荷山北端古墳は中円部・方形部側面において同一積石段中に塊石と板石を横積みで併用したI b類が認められる。方形部前端は非常に低平なI a類で区画される。

稲荷山南塚古墳は、後円部ではIII b類が認められ、前方部前端はI a類で構成される。

稲荷山鶴塚古墳は、後円部・前方部側面では立体的な塊石段の前面に板石の垂直壁を伴う外表二重構造が認められ、III a類に分類される。前方部前端は現状で板石垂直壁が残存していないことから、III b類に分類したが、板石の散布は認められており、III a類の可能性も残す。

猫塚古墳では、中円部側面において、低平な板石垂直壁が認められる。I b類若しくはII a類の可能性が考えられる。

鏡塚古墳では、外表構造が判明する箇所を現状で確認できていない。

姫塚古墳では、後円部・前方部側面がIII b類で構成される。特に後円部のIII b類は広範囲に高く残存しており、遺存状況は群を抜いて良好である。

北大塚古墳では、前方部側面・前方部前端がIII b類で構成される。この前方部も遺存状況が良好で、

2節 石清尾山古墳群の墳丘外表構造

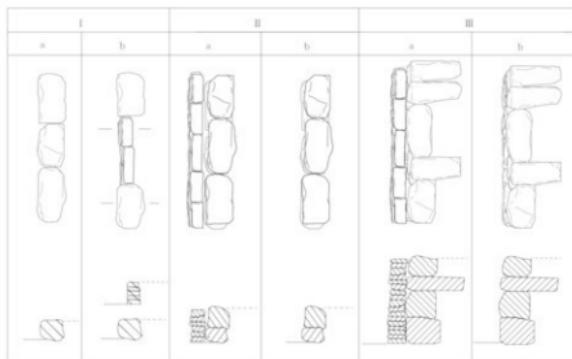


図8-3 墳丘外表構造の分類模式図

表8-1 属性の組み合わせ表

分類	遺跡名称（部位）	石積み段数		石積み技法	外表面構造		使用石材			
		1段	2段		2段～	横積	横積+小口積	無	有	塊石
I	うのべ山(円)									
	石清尾山9号(前端)									
	稻荷山北端(方丘前端)									
	鶴尾神社4号(前端)									
II	鶴尾神社4号(くびれ)	※							?	
	稻荷山北端(くびれ)	※								
	稻荷山北端(方側)	※								
III	船岡山1号(くびれ下段)									
	野田院(方側)									
III	船岡山1号(くびれ上段)									
	稻荷山底塚(内・くびれ・方側)									
	野田院(円)									
	船岡山1号(円)									
III	稻荷山底塚(方前端)									
	蛭塚(内)									
	北大塚(方側)									
	石船塚(内・方側)									

内：後円（中円）部 方：前方（方丘）部 側：側面 前端：前方（方丘）部前端

※：東山岩板石を使用した部分は、枚数は多くなるが、高さは塊石1段分に留まる

表8-2 墳丘部位ごとの変遷表

古墳名/部位	後円（円丘）部	くびれ部	前方（方丘）部側面	前方（方丘）部前端	調査古墳編年（大久保2013）
うのべ山	I a	-	-	-	讃岐1
石清尾山9号	-	-	-	I a	讃岐1
稻荷山北端	I b	I b	I a + I b	I a	讃岐1
鶴尾神社4号	-	I b ?	-	I a	讃岐1
船岡山1号	III b	II a + III a	II b ?	-	讃岐2
野田院	III b	III b	II b	-	讃岐2
稻荷山底塚	III a	-	III a	III b ?	讃岐2
蛭塚	III b	-	III b	III b	讃岐3
北大塚	-	-	III b	III b	讃岐3
石船塚	III b	-	III b	-	讃岐4

高く石垣状に遺存している。なお、西側に隣接する方墳の北大塚西古墳では、III b 類の石積みが確認でき、北大塚古墳と共通した構造である。

石船塚古墳では、後円部と前方部にIII b 類の構造が確認できるが、姫塚・北大塚古墳ほどに遺存状況は良好ではない。

(3) 外表構造の変化と画期

石清尾山古墳群は古墳時代前期を通じて積石塚を築造し続けた古墳群であり、同一地点における外表構造の変遷が追える唯一の事例であると言える。ここでは変化の画期について整理しておきたい。

第一の画期 積石塚の成立

現在のところ石清尾山古墳群における最初の積石塚として鶴尾神社4号墳、石清尾山9号墳、稲荷山北端古墳が挙げられる。これらの外表構造は、部位に問わらずI a・I b 類に限られる。特に低い段を横積みのみで築く点から、石垣状の積石塚を築く意図は認められず⁹、墳丘外周を回繞する意図が明確である。垂直より水平を意識した構造と言えよう。同時に稲荷山北端古墳、鶴尾神社4号墳では、低段を上下に連続させ、階段状の構造への志向も明確である。

積石塚の成立について、古くは大陸の墓制との共

通性を指摘する見解（鳥居1915）が提示された一方で、墳形・副葬品・埋葬施設構造等に盛土墳との高い共通性が見受けられることから、過分に大陸からの影響を見積もらず、積石塚の成立には石材が容易に入手できたという地質的環境の作用が大きいとする見解（梅原1933）が提出された。地質的要因による積石塚成立については、石材産出地以外でも積石塚が多く築かれる事例から、その後否定的な見解が多く提出されるが（真鍋2015・渡部2017等）、盛土古墳との相対的な共通性という評価については適切な整理であったと言える。その後、個別事例の事実認識には研究者間で議論があるものの、先行する地域の弥生時代墓制の中に積石で墳丘を形成するものが複数認められるようになり、これを起源に想定する見解が多く見られる（丹羽1983・北條1999・大久保2000等）。一方で、葺石研究の立場からは、根拠は不明瞭ながら近年、積石塚の成立に大陸墓制からの影響を想定する見解も改めて提示されつつある（廣瀬2011）。大陸墓制との直接的な比較は本稿では力量不足のため取り扱うことができないが、前者の地域における弥生時代墓制との関係について、墳丘外表構造の観点から整理しておきたい。

香川県域～徳島県域にかけて、石材を用いて構築された弥生時代の墳墓がいくつか確認される。外表

表8-3 石清尾山古墳群の墳丘外表構造

古墳名	時期 (古墳時代)	エリア	墳形	規模 (m)		外表構造	
				全長	後円部	前方部	側面
鶴尾神社4号墳	前期前半古相	峰山	前方後円	40.0	—	I b ?	I a
石清尾山9号墳	前期前半古相	峰山	前方後円	27.4	—	—	I a
稲荷山北端古墳	前期前半古相	稲荷山	双方中円	69.0	I b	I b	I a
稲荷山南塚古墳	前期前半新相	稲荷山	前方後円	38.0	III b	—	I a
稲荷山姫塚古墳	前期前半新相	稲荷山	前方後円	47.7～51.3	III a	III a	III b ?
猫塚古墳	前期前半新相	峰山	双方中円	96.0	I b ? II a ?	—	—
鏡塚古墳	前期前半新相	峰山	双方中円	68.7	—	—	—
姫塚古墳	前期後半古相	峰山	前方後円	43.0	III b	III b	III b
北大塚古墳	前期後半古相	峰山	前方後円	39.8	III b	III b	III b
石船塚古墳	前期後半新相	峰山	前方後円	57.0	III b	III b	—
北大塚東古墳	前期後半古相？	峰山	方	10.0 (長辺)		III b	

構造が部分的にでも把握できる例として萩原1・2号墓が挙げられる。萩原1号墓の墳丘外表構造は、円丘部及び突出部側面において本稿でI a類とした横積み1段からなる構造が確認でき、墳丘外周を区画した上で内部に石材を充填して墳丘を構築する。萩原2号墓では、二次的な石材の移動の可能性もあり、石材の面を揃えない不規則な端部構造も確認されるが、円丘部（4トレンチ）ではI a類と思われる外表の構造が見られる。足代東原遺跡では石材を数段積み上げて墳端を築き、内部に石材を充填するとされる（菅原1985）が、構造の詳細について報告書が未完で不明瞭である。石材の面を意識して石垣状に高く積み上げたのか、二次的な移動の結果として部分的に2石が重なって検出されただけなのかが極めて重要である。成重遺跡・稻木遺跡などで集石墓とされた遺構については、性格の認定は置いても、墳端の区画配石等は認められないことから本稿の検討対象からは除外することとする。

比較対象としうる事例は僅少であるが、萩原1・2号墓の墳端構造を見ると、初期の積石塚⁽¹⁾の構造と非常に似通っており、直接的な系譜関係を想定することも可能であろう。一方で、無視できない大きな差異が両者の間に存在する。段築を上下に連続させ、階段状の外観を形成するかどうかという点である。削平も考慮しなければならないが、萩原1号墳は、外周をI a類で囲繞したのち、内部には不規則に石材を充填したと考えられる（徳島県教委1983）。I a類は外周の囲繞を主目的とした構造と考えられ、高く石材を積み上げる意団が希薄である。低平な外周の内部に石材を集積し墳丘を構築する場合、集石の安定勾配を超えて上部に積み上げると容易に崩落してしまう。従って外周の高さに規定されて、墳丘部分を高く積み上げることができない。外表の石積みには、墳丘を高く積み上げる際の土（石）留めの役割も存在する。事実、萩原1号墓では円丘部の高さ0.8m、2号墳で0.6mと非常に低平である。墳丘の立面観の低平さは、墳丘の特に外表構造と強く連関していることがうかがえる。

一方、鶴尾神社4号墳・稻荷山北端古墳では、各段の構造は低平なI類で、萩原1・2号墓と共通性が高いものの、墳丘全体を見るとこれを上下に連続させている点が大きく異なる。萩原1号墓から鶴尾神社4号墳を経て、前期を通じて当地の古墳は墳丘が次第に高くなり、変遷が追えることが確認されて

いる（大久保2006 b）。萩原1・2号墓の段階では、上述のとおり構造的な要因もあり、高い墳丘を構築することは困難である。鶴尾神社4号墳・稻荷山北端古墳の築造段階において、墳丘の立体化が要請され、高く墳丘を構築するための技術的な問題の解決策として、積石段の構造は前段階のものを踏襲し、それを上下に連続させるという刷新を以て、高墳丘化を達成し、結果として階段状の墳丘が形成されたものと考えられる。

以上から、積石塚の成立を墳丘外表構造から検討した場合、外表、特に墳端の構造には前代との高い共通性が見られ、地域的な伝統を踏襲したと評価できる。併せて、墳丘の立体化に伴う構造上の改変として、上下に階段状の積石段を連続させるという刷新が生じており、結果的にその後の積石塚の立体化傾向の先鞭をつける変化となった。鶴尾神社4号墳に代表される地域内の広範な埋葬儀礼様式の成立にあたっては、「前方後円墳様式の表面的模倣」（大久保2000）という評価がなされるが、こうした観点から見ると、積石塚の外表構造の成立にあたっては、前方後円墳における段築成と高塚の形成の影響を受け、積石段の上下展開という地域的伝統の踏襲と刷新を行ったものと評価できよう。段数が典型的な前方後円墳と比べて格段に多く、各段が低平な点や、外観に緩斜面を持たず垂直壁と水平テラスを連続する点などは、表面的な模倣と主体的な刷新といった積石塚の成立段階における特質を表現していると言える。次段階以降では、低平で囲繞を主眼とした積石段が、立体的な石垣状に変化し、外観の立体化が飛躍的に進行するのである。

第二の画期 積石段の高段化と外表二重構造の採用

前期前半古相には、I類の衰退とIII類の成立、すなわち積石段の高段化が進み、それに伴い、小口積みの併用という石積み技法の変化が読み取れる。墳丘形態の変遷觀において、墳丘、特に前方部の立体化が段階的に進展するという理解（大久保2006 b・2013）と整合的である（高上2018）。今回調査した稻荷山南塚古墳は前方部は低平なI a類であるが、後円部では立体化を志向したIII b類で構成されることから、これを中間的な様相とすると、後円部の立体化が前方部に先行して進むと理解できる。さらに、特筆すべきは板石の垂直壁を伴う外表二重構造の成立と採用である。現状では稻荷山姫塚古墳で確認さ

れ、鶴尾神社4号墳くびれ部・猫塚古墳中円部でその存在が推測される板石垂直壁を伴う二重構造であるが、その構造を概観すると、塊石の垂直壁を積み上げ、その外表面に板石垂直壁を積み上げるという構造を探る。板石垂直壁は塊石段に差し込むことなく、横積みで石材を千鳥に配置する自立的な構造で積み上げられており、若干背面の塊石段に持たせかけるように積み上げた部分も見られるものの、板石垂直壁と塊石段は基本的に相互に独立性が高い構造である。積石塚の構築手順から見ると、まず塊石段で墳丘を築いたのちに、その外周に板石積みを追加することとなる。言わば外周を二度積み上げることになり、外表面の構築においては倍の手間がかることとなる。法量のある程度揃った板石を調達する必要があるが、石清尾山においても同一地点で板石と塊石が産出するのではなく、節理の状態によってそれぞれ異なる場所で産出することから、材料調達の面からも手間の増大は顯著である。一方で、板石垂直壁は墳丘の構造上の強度にはほとんど貢献することの無い構造であることから、墳丘外表面の装飾を企図した行為であることが読み取れる。

こうした装飾性を高めるために投下労力の増大を伴う外表面二重構造が、石清尾山古墳群以外にも認められる。石清尾山から南へ約10kmの地点に位置する高松市船岡山1号墳では、内部に盛土を多用しつつも、外表面には地山礫の塊石段と、安山岩板石の垂直壁を伴う外表面二重構造を採用していることが明らかとなった（高松市教委・徳島文理大学文学部2017）。重要な点は、船岡山1号墳の板石は、現地で調達可能な地山起源の石材ではなく、他所から搬入されたと考えられる点である。墳丘完成時の外観を規定する外表面に、意図的に搬入材を用いて構築する点には、強い指向性が窺える。同時期の石清尾山古墳群では、猫塚古墳・鏡塚古墳といった双方中円墳が讃岐地域の最大規模墳であり、地域統合にあたって中核的な役割を果たしたと評価できる（第9章参照）。こうした状況から、少なくとも高松平野においては、石清尾山古墳群を中心として積石塚の構築を一つの地域統合の紐帶とした統合作用が働いたため、石清尾山古墳群で刷新された装饰性に富んだ外表面構築技法が一つの規範となり、共有されたものと考えられる。この共有は材料調達の困難さといった地理的な制約を克服するほどの強い求心力と規制力を發揮したものと考えられる。なお、構造

の詳細が判明する事例は少ないが、徳島市八人塚古墳・同宮谷古墳・さぬき市川東古墳・善通寺市大麻山梶原古墳の各報告で、板石垂直壁が遺存することが報告されている。いずれも古墳時代前期前半に相当するが、こうした資料の実態が明らかになれば、石清尾山古墳群を中心として該期に広がった積石塚を通じた紐帶表示機能の範囲と程度を明らかにすることができるであろう。資料の実態が不明瞭で、現地を訪問しても鬱蒼と繁茂した草木によりその構造を確認することは容易でないが、表面清掃による現地観察で得られる情報は少くないことは本書で示した一連の調査が証明するところである。今後の調査に期待しつつ、本稿ではその可能性を提示しておきたい。

第三の画期 外表二重構造の喪失と積石塚の衰退

前期後半古相には前述の板石垂直壁が喪失し、塊石のみの積石段（Ⅲb）に限定される。相互に自立的な構造であった外表面二重構造のうち、表面の板石垂直壁が省略された形態と見ることができる。従って、墳丘外表面の構築に係る手間は縮小されたと考えられる。当該期には積石塚の築造数・築造範囲が急激に縮小しており、前代で見られた積石塚を通じた地域内の紐帶表示機能が縮減する様子が見受けられる（第9章参照）。外表面構造に見られる省略形の成立は、積石塚築造の衰退、すなわち積石塚が表示していた地域の紐帶表示機能の低下と関連した変化と想定できる。そうした中でも石清尾山古墳群は積石塚の築造を継続している点からも、積石塚の築造の中核としての役割を意図的に継続したものと考えられるが、その広がりという点からはやはり衰退傾向を読み取らざるを得ない。

前期後半古相になると、積石塚の築造は高松平野に限定される。石清尾山の船岡山古墳と同時期と考えられる横立山経塚古墳の墳丘外表面構造を見ると、前方部では、基底の石材を全て横積みとし、上部の積石は全てが小口積みの、いわゆる牛蒡積みの構造

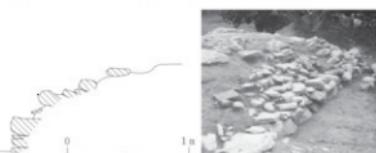


図8-4 横立山経塚古墳前方部側面の外表面構造

を採る（図8-4）。さらに、垂直壁を形成する意図が希薄であり、墳丘内側に控えて緩やかな傾斜を持ちつつ積み上げることから、完成時の外観はむしろ葺石を用いた盛土塙との共通性が高いと考えられる。積石塙の衰退期において、分布の縮減とともに、近距離に営まれる積石塙間の外表構造にすら、共通した構築技法は採用されなくなる。前期前半に読み取ることのできた石清尾山古墳群の中心性との落差は著しく、積石塙の採用に見られた紐帯表示機能の最終段階の状況をよく示している。こうした過程を経て積石塙の築造は衰退過程を辿り、終焉を迎えるのである。

（4）まとめ

石清尾山古墳群は古墳時代前期を通じて連続と積石塙を築造し続けた。前期前半には、周辺に外表構造を含めた構造上の共通性を持つ積石塙が分布すること、墳丘規模の点からは石清尾山がより優位に立ちこもうした分布状況を形成したと考えられる。地域内における部分的な中心と周辺関係の存在を如実に示す属性と評価できよう。当該期の複雑な地域統合の実態的一面を窺い知ることができる。また、前期後半には積石塙の築造が低調になるとともに、構造上の共通性、ひいては外観の共通性も失われ、かつて表示していた積石塙の共有から見た紐帶の表現機能が失われていくという具体的な盛衰の過程を描くことができる。今後は、石清尾山古墳群を中心とした讃岐における積石塙の変遷と、他地域の事例、例えば大陸墓制との比較や他地域の積石塙、盛土塙における葺石との関係といった比較検討に論を進める必要がある。また、本稿で提示した変遷觀や構造上の理解は限られた調査成果から敢て紡ぎだしたものである。最大の積石塙古墳群である石清尾山古墳群の継続的な調査により、積石塙の実態に対する理解の確度を高め、修正を重ねることが必要である。

註1 萩原1号墓と鶴尾神社4号墳の編年的位置は前者が下川津V式の直前段階、後者が下川津V式段階とされる（大久保2000）。萩原2号墓は1号墓に若干先行するとされる（徳島県教委2010）。

参考文献

梅原末治1933「後論」『讃岐高松石清尾山石塙の研究』京都帝国大学文学部考古学研究報告第12冊 京都帝国大学

大久保徹也 2000 「四国北東部地域における首長層の政治的結集」『前方後円墳を考える』古代学協会四国支部第14回大会研究発表要旨集 古代学協会

大久保徹也 2004 「讃岐の古墳時代政治秩序への試論」『古墳時代の政治構造』 青木書店

大久保徹也 2006 a 「備讃地域における前方後円墳出現期の様相」『日本考古学協会2006年度愛媛大会研究発表資料集』考古学協会

大久保徹也 2006 b 「猫塚古墳の編年的位置」『十瓶山II 田村久雄先生奉書記念文集』 田村久雄奉書記念会

大久保徹也 2013 「津田溝・津田川流域に所在する前半期主要古墳の編年整理」『津田古墳群調査報告書』 考察篇 さぬき市教育委員会

藏本晋司2012「四国」『古墳出現と展開の地域相』古墳時代の考古学2 同成社

菅原康夫 1985 「徳島県足代東原遺跡」『日本考古学年報』35 (1982年度版)

高上拓 2017 「船岡山1号墳の墳丘構造」『船岡山古墳群（遺構編）』高松市教育委員会・徳島文理大学文学部

高上拓 2018 (予定) 「積石塙古墳の墳丘外表構造」『待兼山考古学論集』III 大阪大学考古学研究室

高橋克壽 2002 「古墳の葺石」『文化財論叢』III 奈良文化財研究所創立50周年記念論文集 奈良文化財研究所

鳥居龍藏 1915 「老嫗山のケルン」『考古学民族学研究・南満州の先史時代人』東京帝国大学理科大学紀要第36冊第8編

丹羽佑一 1998 「成重遺跡についての覚え書き」『香川史学』第25号 香川歴史学会

廣瀬覚 2008 「葺石の成立・展開と地域間交流」『吾々の考古学』和田晴吾先生還暦記念論集刊行会

廣瀬覚 2011 「葺石と段築成」『古墳時代の考古学』3 同成社
北條芳隆 1999 「讃岐型前方後円墳の提唱」『国家形成期の考古学』大阪大学考古学研究室10周年記念論集

北條芳隆 2003 「東四国地域における前方後円墳成立過程の解明」平成12~14年度科学研究費補助金基盤研究(C)(2)研究成果報告書

真鍋昌宏 2015 「積石塙古墳の再検討」『森浩一先生に学ぶ—森浩一先生追悼論集—』同志社大学考古学シリーズX I

渡部明夫 2017 「讃岐・阿波」『積石塙大全』 雄山閣

高松市教育委員会 2000 「横立山経塙古墳」『高松市内遺跡発掘調査概報—平成11年度国庫補助事業—』

徳島県教育委員会1983『萩原墳墓群』

徳島県教育委員会 2010『萩原2号墓発掘調査報告書—指定史跡等保存活用事業埋蔵文化財発掘調査報告書』II

第3節 石清尾山古墳群の発見・探究・保存措置

大久保 敬也

はじめに

石清尾山古墳群の一端に関する記述の登場は近世期に遡る。もっともこの時期ではあくまでローカルな関心でしかない。その後、初期の考古学界を大いに牽引した明治43(1910)年の猫塚盜掘事件で広く注目を集めた。この事件が遠因となって梅原末治博士らによる京都帝国大学考古学研究室の昭和6～7年現地調査が実施され、その成果は昭和8年3月刊行の『京都帝国大学文学部考古学研究報告第十二冊 讀岐高松石清尾山石塚の研究(以下『京大報告』と略す)』(梅原1933)に結論した。これにより石清尾山古墳群の考古学的な評価が定着したといってよい。時系列的には京大調査の報告書刊行の翌年、古墳群の一角に位置する石船塚古墳が単独で史跡に指定され(史跡石船積石塚)、翌昭和10年には制定まもない「重要美術品等の保存に関する法律」によって、当時姫塚古墳出土とみなされた紙幣方格規矩四神鏡1面が重要美術品(昭和10.5.20認定「銅製紙幣規矩四神鏡 残欠銘帶アリ 石清尾山石塚出土)に認定された。

以上、簡単に紹介した経緯は学史上の常識といつてよい。しかしながら明治43年盜掘事件の詳細は、これまで必ずしも充分に検討されたとは云いがたい。梅原氏らの古墳群調査の主要な目的の一つは猫塚古墳の構造と形態を正確に把握することと、猫塚古墳発見遺物の出土状況の追究であった。そのため当時可能であった手立てを尽くして盜掘事件の解明に取り組んだが、それは限られた検討材料に依拠した一つの復原案であることを否定しがたい。今日理解されているところの盜掘事件の情報はほとんど梅原氏の調査と解釈に基づくものであり、昭和8年段階の復原的理解を今日なお我々は共有していることになる。

筆者は、比較的最近になって梅原氏らが当時依拠していなかった情報が存在することを知った。ここでその内容を紹介して若干の検討を加え、あらためて明治43年盜掘事件及び猫塚古墳の内容について考えてみようと思う。

また、上に述べたように昭和9年「史跡石船積石塚」で、最初に石清尾山古墳群の一角が指定されたわけだが、この経緯もこれまで全く検討されること

はなかった。後で述べるように筆者自身も、時系列的な関係から単純に『京大報告』の成果を承けた史跡指定であろうと誤解をしていた。しかし今回、文化庁記念物課が保管する指定関係文書を利用する機会を得て、ある程度まで指定の経緯を追跡することが可能となった。この機会にできるだけ指定経緯を復原し、あわせてそこから当該時期における史跡指定手続きの興味深い一面に触れてみたいと思う。史跡等記念物保護の制度歴史的検討の一つの素材だ。

石清尾山古墳群をめぐるこれまでの複雑な経緯は、ここで終わるわけではない。昭和40年代前半に高松市政を揺るがせた峰山開発問題が勃発した。これと連動してあらためて石清尾山古墳群の保存問題⁽¹⁾が浮上し、追加指定の努力がはじまるが、一定の成果を挙げるまでに15年以上の年月を要した。このことは、文化財保護法昭和50(1975)年改正を間に挟み、この間の地方文化財行政の苦闘を如実に反映するものであり、石清尾山古墳群の将来を構想するためには、この経緯について真摯な検証作業を避けるわけにはいかない。非常に重大な問題はあるが、紙幅の都合で残念ながら別の機会に送らざるを得ない。

なお、本稿作成にあたって、以下で触れる香川新報記事の存在を教示された高松大学講師藤井雄三氏、指定関係文書利用の便宜を図って頂いた文化庁記念物課主任調査官佐藤正知氏の御厚意には篤く御礼したい。また種々の資料検索等でお世話になった香川県教委信里芳紀氏及び本調査事業の担当とはいえ、あきらかにその域を越えて本稿作成にご助力頂いた高松市高上拓・波多野薦両氏にも同様に感謝したい。

1 明治43年5月猫塚古墳盜掘事件

(1) 梅原末治氏の復原案

『京大報告』において、梅原末治氏は破壊された猫塚古墳の内部構造と副葬品類の埋置状態の復原を徹底して試みた(梅原1933第2章)。この当時にあっては卓越した精度で猫塚古墳の現状を観察して精緻な記録を作成し、あわせて長町彰(長町1911・1919・1920・1928)、笠井新也(笠井1917)、谷井済一(高橋1916)、岡田唯吉(岡田1928)の各氏による現地踏査所見を比較して詳細に検討した。また、昭和7(1932)年9月には寺田貞次氏の協力の下、明治43年盜掘若しくはそれからさほど間をおか

ない時期に現地の状況を実見した地域住民の聞き取り調査を実施した。残念ながら復元に資する精度の高い情報は乏しく、この部分に関する『京大報告』では梅原氏の困惑の様が感じられるが、ともかくも『京大報告』第2章に猫塚古墳の復原案を示している。その要点は

- 円丘部のほぼ中心で墳丘基底部近くに深く設定された東西主軸の長大な堅穴石櫛と、これより高い位置にあって、同じく東西軸で整然と配された南北2群各4基の小石櫛、都合9基が、猫塚古墳の埋葬施設として復原できる。
- 明治43年発見遺物は全て中央の長大な石櫛から出土した。

また第5章3節では、東京帝室博物館に収められなかつた若干の発見品が存在した可能性にも言及している。

慎重な吟味を経て周到に推論を重ねた復原案ではあるが、手がかりとした既往報文と証言の内容からは『京大報告』中、梅原氏が述べたように「関係者の過半が道山に帰した現在では、種々の手段を尽くしてもなほ確め難い多くの疑点を残し」(梅原 1933 p 20) ていることは間違いない。梅原氏の慎重な言い回しが示唆するように、小石櫛の数と配置関係は一つの可能な推論である。円丘部中央深部に位置したとする大形石櫛の存在は、梅原氏が昭和7年に鉢した複数の証言に登場するが、その他の踏査所見にはそれを示唆する情報がなく、聞き取りにおいても主軸方向等の詳細に関する証言は一致しない。また今知られる副葬品類の全体がこの大形石櫛にあったかどうかになると証言はいつそう曖昧であったようだ。

「なほ確め難い多くの疑点」の決定的な解消には至らないが、筆者は近年、明治43年盗掘事件の顛末を伝える二つの資料を目にする機会を得た。これまで猫塚古墳の構造復元にあたって、その内容が詳細に検討された機会はないと思われるが、ここでこれらを紹介することにする。あわせて現東京国立博物館蔵猫塚発見品の性格について、多少の推論を加えてみることとしよう。

資料の一は「古塚発掘 武器が出る鏡が出る千年の古器物」と題された明治43(1910)年5月26日付の香川新報記事である⁽²⁾。(香川新報 6339号 明治43年5月26日 (5面))。まさに盗掘が続くなつかの現地探訪記事だ。資料の二は東京国立博物館蔵理物録「東京帝室博物館明治45・大正元年理縄

物録 一 謙受ノ部 第二号一 香川県香川郡弦打村大字鶴市字御殿山林中ニ於テ発掘の御盡以下八点差出スヘキ旨同縣へ指令ノ件 二同上ノ発掘品ヲ香川県ヨリ謙受ノ件」である。事件直後、明治43年6月の発見報告から明治45年1月の謙受までに宮内省、東京帝室博物館と香川県が交わした9通の公文書と起案文書からなり、やや稚拙だが添付図面3葉を付す。

『京大報告』で梅原氏が言及した既往報文で最も早いものは明治44年3月15日刊考古学雑誌1巻7号の長町彰氏報文「讃岐国石清尾山古墳」で、これまでの検証作業では事件中ないし直後に作成された資料は取りあげられていない⁽³⁾。

(2) 明治45年5月26日付香川新報記事

最初に香川新報記事を検討しよう。まずはその全文を掲げておく。

場所は香川郡弦打村当石清尾八幡の裏山俗に摺鉢谷と称うる谷間の平腹たる径坂を西南に七八丁登攀せば平坦なる山頂の将に尽くる所にして南は眼界遠く開けて一宮、仏生山より太田、鷺田の村落を一眸の中に俯瞰することを得る好望の地なり両三日来同所発掘の噂を耳にしたる記者が好奇心を抑ふるに由なく遂に昨午前六時といふに車を駆って紫雲山を東南に迂回し鷺田村土居宮に到る一芳屋に就けばつい一両日以来同勢は引き揚げつらんなど聞くにつけ張り切った気も一時に弛み暫時呆然たらざるを得ざりしが初めて発掘の痕跡たりと見遣らんものと教えられし西北峯の一老松を目的に登り詣めしが幸ひにも里人の推測は一時の杞憂に止まりて百数十株の老松に取り囲まれたる中全部抱擁大の石もて積み上げられたる周囲約四五十間高さ三間余の円錐形をなしたる古塚は十数人の人夫にて済りに掘り壊されつつあり矢庭に塚に駆け登りて一人の老夫に向へば今は其人居らねど善通寺町の松本専次、森松藏の二氏が好奇心により殊に森氏の如きは廿四年以來の宿望なりしとか此程より十三四人の人夫にて恰度本日にて十三日間掘り続け居るといふ当日は尚何物も得ず又已に掘り得た分は高松警察署へ持行したり聞き再度落胆せしも近辺取り譲られし塚石さては壺、鏡等のありしといふ長方形に畳み成されし五ヶの石窟などを見るに想像はそれからそれへと馳せて容易に立ち去るべふもあらず「此塚を掘へた人はおいらの様に

日役でしたらか」など言ひつつ打ち下さる人夫の鍬の先より何か珍物でもと三時間程打ちまもりしが遂に出でず途中老夫が「大抵出る物は定まつて居ます廿五年程前にも成塚を掘つた時も鏽て居らん刀を一本得たのみで外は何ともつかん金具の端が出たばかりだ」といふを聞き流し今度は摺鉢谷を駆け下りぬその足で直ぐ警察に到り見れば素焼の甕一個水にせば五升程も容れ得んか堅からざる土燒にて一つの損所さへなきは妙なり、二個の鏡は青銅様の質にて直径四寸位なるか滑らかなる鏡面今尚能く物を映すことを得、青色の玉環一個、箭の根十数個、其他刀、鎗の穗先、名も付け兼ねる金器、破片等數多あり其年代等は今直に鑑別し難き此上なき参考史料ともなりぬべし因に此次には同所の西方に聳ゆる勝賀山伊賀守の城址やりし辺を発掘せんと目下許可出願中なりと聞く尙発掘場所にて聞く處に抱れば昨日迄に得たる重なるもの鏡五個、鎧三個、矢の巣十九個、鎗尖九個、壺一個、刀二本なり

(香川新報6339号5面 明治43年5月26日)

新聞記事という性格を割り引いておかなければいけないだろうが、興味深い情報が多い。その主な点を挙げておこう。

埋葬施設数に関して「壺、鏡等のありしといふ長方形に疊み成されし五ヶの石窟」とある。掘り崩しつつある円丘部について「周開約四五十間高さ三間余の円錐形をなしたる古塚」と記すが、これがそれなりに正確な描写であることからすれば、「五ヶの石窟」の信憑性についても留意しておく必要がある。この情報は、盗掘事件を学会誌に最初に報じた長町彰氏の「遺物は、扁平なる小岩片を以て築きし五個の小石櫛内に藏され居たりし由」(長町1911)と符合している。長町氏の報文自体が香川新報記事に掲った可能性もあるが、同氏報文中の発見品目と点数、また埋葬施設構造の描写などは異なっている。現地の実査を踏まえた情報の可能性が高いが、別的情報源があったのかもしれない。そうであればいっそう新報記事の「五ヶの石窟」を軽々と扱えない。

記事では盗掘は5月13日頃から始められ、5月25日(記事掲載の前日、記者の探訪日)にまだ完了していない。これは次項で示す理藏物録中の発見報告と齟齬が生じている。また驚くべきことに盗掘の最中にもかかわらず、既に記者が取材した5月25日より以前に発見品の少なくとも一部が高松警

察署に保管されている。記者は警察署でそれらを実見している。上記した長町彰氏報文に「明治四十三年五月二十二日頃」発掘とあることが想起される。これは警察署に発見品を持ち込んだ日付を示唆するものかもしれない。一方、新報記事にある「両三日來同所發掘の噂を耳にしたる」の一節も興味深い。5月22日～24日の間に発見品が高松警察署に持ち込まれ、それによって盗掘の噂を記者が察知したと解することができる。なお、この間高松警察署は古墳発掘一もちろん当該時期にあっては明らかな法令違反だーを知りながらこれを止めず、しばらくの間、放置していたことになる。この直前、明治43年2月にも現多度津町に所在する向井原古墳発見を宮内省に報告しており、埋蔵物の取扱い規定などを少なくとも県警察部が知らないとは考えにくい。警察署レベルの対応の不備であろうか。

なお記者が描寫した発見品(警察署で実見とする)は「素焼の甕一個」、「青銅様の質にて直径四寸位なるか滑らかなる鏡面今尚能く物を映すことを得」る「二個の鏡」、「青色の玉環(石劍)一個」、「箭の根十数個」、「其他刀、鎗の穗先、名も付け兼ねる金器」などである。新聞記事という性質上、以上が5月24日以前に届出した埋蔵物の全点であった確証はないが、「発掘場所にて聞く處」と記した発見品目、数量とは一致していない。

また後に長町氏は「余は石塚の内景を窺ふ唯一の好機で在った、明治四十三年の春、猫塚(P墳)の発掘に立合しなかった」(長町1919)と述懐しているが、一方で後に、地元の関係者宅で発見品を観たと梅原氏に告げている(梅原1933 p.35註5)。重ねて書いておくと遅くとも5月24日までには主たる発見品は警察署にあった。また次節に挙げる埋蔵物録では同年6月18日付で香川県は宮内省に発見報告を送付し、同年11月2日付で発見品を帝室博物館に送っている。通常の埋蔵物発見手続きに照らせば、遅くとも明治43年5月24日以後、発見品は高松警察署ないし香川県庁の管理下に置かれたはずだ。長町氏の不在期間は不明だが、調査時に在籍していなかった同氏が関係者宅で発見の一部を観る機会はなかったはずだ。長町氏が見たとする鏡その他の発見品は何であったのだろうか。警察署の届出埋蔵物管理が不適切であったのか、地元で埋蔵物が貯蔵されていたのか。

この他、「此次には同所の西方に聳ゆる勝賀山伊

賀守の城址やりし辺を発掘」予定で、「目下許可出願中」とある点も注意を引く。「許可出願」云々は次項の埋蔵物跡でもう一度目にすることになる。

以上、新報記事のうちでとくに気にかかる部分を挙げ、多少の留意点に言及した。本格的な検討は少し後にして、次に埋蔵物跡を見ておくことにしたい。

(3) 東京国立博物館蔵埋蔵物録所収猫塚古墳関係文書

古墳その他遺跡の出土品は旧遺失物法上で埋蔵物と位置づけられ、遺失物一般とは異なり国庫に帰属するとされた。文化財保護法施行の以前ではこうして埋蔵物の取扱は、基本的に博物館（内務省博物局→農商務省博物館→（東京）帝室博物館）の所管とされた⁽⁴⁾。埋蔵物跡とは府県からの埋蔵物発見報告を受けた宮内省（帝室博物館）が対応した一連の事務処理に関する文書群を取りまとめたものである。埋蔵物跡の構成とその全体像については時枝努氏の論考に詳しい（時枝 2000）。また先年、筆者も埋蔵物跡香川県関係資料について若干の分析をおこなっている（大久保 2017）。埋蔵物跡そのものの考察はそれらに譲り、ここでは省略する。

ただし以後の記述上必要となるので、構成文書群の内容について簡単に触れておく。法制上、埋蔵物は国庫に帰属するが、実体的に宮内省（帝室博物館）のよび諸陵寮）が発見報告の内容を吟味してまず受け入れの可否を判断する。

受け入れなかった発見品は

法制上の埋蔵物とは扱われないことを意味し、その多くは散逸した。案件毎の関係文書は大別して3グループからなる。埋蔵物跡は宮内省（帝室博物館）側の対処記録であるから、宮内省（若しくは東京帝室博物館）が作成した起案文書（照会若しくは指令文書）及び起案理由を補足する受領文書群が一つの単位となる。

第一は発見報告を受けた宮内省の可否判断とそれに基づく指令文書（差出指令若しくは不及差出指令）か

らなる。発見品が不要とされた場合はここで事務処理は完結する。発見報告を吟味して受け入れ相当と判断した場合は第二、第三の文書群が続く。

第二のグループは先の指令文書（発見品の差出命令）を受け、府県が送付した現品の受領手続き起案（東京帝室博物館）と府県の送付文書からなる。なお埋蔵物跡には、帝室博物館が受け入るか、帝室博物館を経由して東京帝国大学に引き継いだ案件だけを収録する。諸陵寮が発見品を受け入れた陵墓開発の案件は含まない。また帝室博物館を経由せずに東京帝国大学が受納した事例もあり、そのことをめぐる両者の行き違いを反映した文書も散見される。

現品の送付を受けた博物館があらためて発見状況の詳細など補足説明を求める場合がある。また遺失物法制上、埋蔵物が国庫に帰属する場合、（権利者が無償献納を申し出ない限り）報償金の問題が発生する。このため現品受領証（預かり証）⁽⁵⁾返送時に博物館が権利者の意向確認を府県に要請することが一般的だ。

第三のグループは譲渡・献納いずれにしても発見品の国庫帰属に関する事務手続きで、発見品受領証の送付及び、有償譲渡の場合は代金の送付とそれに対する受領証の受取書類などからなる。そうした手続きの前提となる権利者の意向確認その他の博物館の照会に対する府県回答文書がここに加わる。譲渡代価をめぐって博物館が艦定価格を示す場合もある。

表8-4 埋蔵物録所収猫塚古墳関係文書一覧

	文書1 明治43年6月18日付 香川県（発見）報告（明治43年6月18日付乙警第3385号ノ1） 添付図1 埋蔵物発見箇所
グループ 1	文書2 明治43年6月24日付 東京帝室博物館作成 諸陵寮宛照会（事務文書）
	文書3 明治43年9月13日付 諸陵寮作成 東京帝室博物館宛回答（事務文書）
	文書4 明治43年9月21日付 東京帝室博物館起案 埋蔵物処分伺ノ件
グループ 2	文書5 明治43年11月21日付 香川県見埋蔵物送付狀（四三乙警三三八五号ノ五）
	文書6 明治43年11月21日付 東京帝室博物館起案 香川県下弦打村発掘埋蔵物到着ニ付領取証送付ノ件
グループ 3	文書7 明治43年12月9日付 香川県照報（四三乙警三三八五号ノ九） 添付図1 国有林図 発掘地点図示 添付図2 発掘地（塗）略図 添付書類1 M・S戸籍謄本（明治43年10月27日付善通寺町長認証） 添付書類2 M・M戸籍謄本（明治43年10月27日弦打村戸籍長認証） 添付書類3 M・M寄留證明書（明治43年10月24日善通寺町長認証）
	文書8 明治43年1月8日付 東京帝室博物館起案香川県香川郡弦打村大字鶴市宇御殿山山林（国有林）発掘品ノ 代価引継ニ付領取証送付狀 添付書類1 評価調査

る。ごく稀にだが価格の折り合いがつかず、一旦差し出した発見品を送り返した事例も残っている。

府県発見報告から受領証送付（もしくは支払い代価に対する領収証受納）の流れで事務処理は進むわけだが、埋蔵物録は処理完了案件毎に関係文書を整理し、完了年次毎にこれをまとめている。収録文書配列の順は時系列とは逆に第3グループから第1グループに順次遷するものとなる。

明治43年の猫塚盗掘事件が明治45・大正元年埋蔵物録に收められているのは事務手続きの完了が同年まで遅れたことを意味する。

さて猫塚古墳関係文書類は表8-4に掲げたように8通の文書からなる。それぞれ文書1~4がグループ1、文書5, 6がグループ2、文書7, 8がグループ3に属する。文書1, 7, 8には各々添付図や関係書類が附属する。資料1~3に翻刻した各文書と添付図（模写）を作成の時系列に沿って掲げた（資料1~3）。ただし紙幅の都合で翻刻資料の欄外書き込み、收受印あるいは起案・決済印などは省略して示した。また資料7に貼付された戸籍謄本・寄留証明も省いた。本節の検討に必要な部分に限って各文書を見ておこう。

文書1（資料1-a）発見報告では発見日を5月16日から同23日までの間と報告し、前節に挙げた香川新報記事と顔面が生じている。遺失物法の規定と整合させる意図で発見から届出までの間を短縮し、それに応じて「発掘」期間を短く操作した疑いもある。あるいは期間中に実際、埋蔵物を発見した時期を表記した可能性も捨てきれない。もしそうであるならば、発見品の一括性に再検討の余地が生じるかもしれない。残念ながら今となっては確認の術はない。またこの段階では自有地の開墾中発見と偽っている事實を考え合わせると、前者の可能性が高いだろうか。どうも遺失物法上の埋蔵物関係規定を知悉して事を進めていくように思えてしまう。既に述べたように5月24日までに発見品を警察署で保管していたので、発見の届出から報告までほとんど1ヶ月近くを要していることも不可解だ。所轄警察署から県警察本部への報告が円滑ではなかったのだろうか。なお発見位置を示す添付図（資料1-a 模写図）はごく簡略的なものでしかない。位置が丘陵部山林でその表記に苦心したのだろうが、これでは正確な出土位置や出土状況を把握しがたい。一度は所轄警察署レベルの作図を疑ったが、明治43年

の香川県下発見埋蔵物の報告に全く同様の添付図（明治44年埋蔵物録第3号「香川県三豊郡財田大野村大字財田字向井川古墳ヨリ発掘ノ土器指出スニ及ハサル旨同県へ指令ノ件」所取明治43年4月26日付香川県発見報告）があり、県報告文書の筆跡も猫塚古墳のそれと一致する。従ってこの粗放な発見報告は香川県庁で作成されたと判断できる。報告当初における県の事態把握はこの程度のものしかなかつた。なお報告に写真を添付するとあるが、埋蔵物録に收められていない。

文書2、3（資料1-b, c）はこの時期では発見報告から指令までの間にすませておくべき定式化した内部手続きである。発見報告を受けた諸陵寮の回答までに3ヶ月近く要したが、特に珍しくはない。報告のあった埋蔵物の内、石器時代資料は東京帝國大学、古墳関係は諸陵寮、その他は東京帝室博物館という担当区分を一応は定めている⁽⁶⁾が、必ずしもそれに沿ってはいない。本件は東京帝室博物館が受け付け、文書3にみるように諸陵寮に照会をかけている。明らかな古墳関係埋蔵物以外、たとえば埋納備蓄金などの場合も同様の手順を踏む。諸陵寮から帝室博物館に照会する事例もあるがあまり多くはない。あくまで陵墓の考証に関係ないと判断した場合に限って、東京帝室博物館に書類を廻しているらしい。さて照会一回答の過程は、諸陵寮担当官が本格的に調査して半年以上事務が停滞した事例もある。幸い、諸陵寮は本件を陵墓の考証と無縁と判断したようだ、3ヶ月弱で東京帝室博物館の対応に従う旨回答している。

文書3までの手続きを経て文書4（資料1-d）で「発見ノ埋蔵物ハ悉皆東京帝室博物館へ差し出す」よう香川県に指示した。文書5（資料2-a）によれば香川県が発見埋蔵物を送付するまでに差し出指令からほぼ1ヶ月を要している。あまりに点数が多くたり、大形品の場合は送付をめぐって面倒なやりとりを重ねることがあるが、本件はそれに該当しない。送付までの期間がやや長い点が気にかかる。また送付文書で土地所有者と発見者の両名が無償献納を申し出ている旨付記するが、本件の結果はそうならなかった。後で述べるように本件の場合、発見者が自発的に無償献納を申し出たことはまずあり得ない。香川県の状況把握は的確ではなく、また送付事務も円滑さを欠いている。

文書6（資料1-e）受領証返送起案は墨蹟の読

a

乙號第三三八五ノ一號
四十三年六月一八日

報告

香川縣

宮内省御中

黒下仲多度郡善通寺町大字善通寺

M.S.ハ全人所有ノ香川郡弦打村

大字鶴市字御殿山林開闢中本年五

月十六日ヨリ今月二十三日迄ノ間三於

左記御殿山林地内に

左記御殿山林地内に

根、葉、刀等ヲ發掘セリ

発掘地ハ高松市西面西二距ル約十

程ニシテ古老人口碑ニ依レハ後龜山

院ノ御院又ハ星島戦後ノ戦死者ヲ

埋葬ナシタリトノ説アリモ構造トシテ

確実ナル証拠ナアルヘキモノノシ

右状況ニ付或は考古資料ノ一端トモ可成

哉ト思セラレ候条別紙發見附近ノ

略因相添及報告候

記

御室

金屬製 五個

直径七寸ノモノ一直径五寸ノモノ四個何

レモ更ニ唐草様ノ模様入

土製 老樹

其模様薄茶色

環 石製

直径二寸薄水色

植物 金屬製

十九本 参側

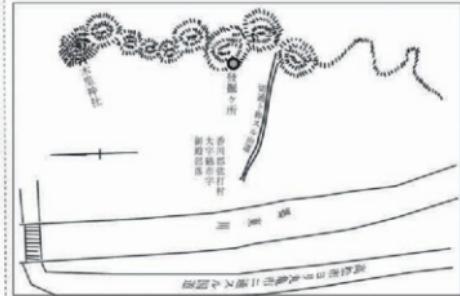
矢ノ根 全

全(大小) 一本

全 一個

其形状ハ別便送付ノ写真ノ通

d



諸陵京

東京帝室博物館

東京帝室博物館御中

明治四十三年九月一三日
御打合ノ香川県下善通寺
御打合ノ大字鶴市字御殿山
埋藏物發掘ノ趣報告有之候處右ハ全部當該
三於學入付奉出之後御殿山ノ御殿山ノ御
御打合所也明治四十三年六月一四日
東京帝室博物館

諸陵京

東京帝室博物館御中

c

香川県下善通寺御殿山林中二於テ
埋藏物發掘ノ趣報告有之候處右ハ参考上用二

付差出セ度且ツ埋藏物發掘ノ場所ハ御殿墓ノ徵

証無之趣ニ付右按ノ通御指合相成可然此段

相伺候也

追加研究上付二付付見ノ場所? 四寸尺及□ヲ加へ

館名

香川県宛

宮内省

b

香川県香川郡弦打村大字鶴市字御殿山二於テ
埋藏物發掘ノ趣報告有之候處右ハ全部當該
三於學入付奉出之後御殿山ノ御殿山ノ御
御打合所也明治四十三年六月一四日
東京帝室博物館

諸陵京

明治四十三年九月一三日
御打合ノ香川県下善通寺
御打合ノ大字鶴市字御殿山
埋藏物發掘ノ趣報告有之候處右ハ全部當該
三於學入付奉出之後御殿山ノ御殿山ノ御
御打合所也明治四十三年九月一三日
東京帝室博物館

諸陵京

c

四三乙醫三八五ノ五

明治四三年十一月二日

送致

香川県

東京博物館

御中

十月六日指令第一三号ヲ以テ宮内省ヨリ貴賀二回送方御指揮相成候

管下香川郡弦打村大字鶴市御殿山林中発掘ノ左記埋藏物全部及送致

候条御査収ノ上ハ領取証御回送相成候

追手土地所有者香川県仲多度郡平

通寺町大字神通寺

民 M.S. 及発見者全昭香川郡

弦打村大字 M.M.

ハ遺失物第十三条ノ金額ヲ請求セスシ

テ献納故官申出候条申添候

記

十月六日指令第一三号ヲ以テ宮内省ヨリ貴賀二回送方御指揮相成候

管下香川郡弦打村大字鶴市御殿山林中発掘ノ左記埋藏物全部及送致

候条御査収ノ上ハ領取証御回送相成候

追手土地所有者香川県仲多度郡平

通寺町大字神通寺

民 M.S. 及発見者全昭香川郡

弦打村大字 M.M.

ハ遺失物第十三条ノ金額ヲ請求セスシ

テ献納故官申出候条申添候

記

十月六日指令第一三号ヲ以テ宮内省ヨリ貴賀二回送方御指揮相成候

管下香川郡弦打村大字鶴市御殿山林中発掘ノ左記埋藏物全部及送致

候条御査収ノ上ハ領取証御回送相成候

追手土地所有者香川県仲多度郡平

通寺町大字神通寺

民 M.S. 及発見者全昭香川郡

弦打村大字 M.M.

ハ遺失物第十三条ノ金額ヲ請求セスシ

テ献納故官申出候条申添候

記

四三乙醫三八五ノ九

四十三年十二月九日

回報

香川県

東京帝室博物館御中

十一月十日付第六七六号ヲ以テ御照

会相成候県下香川郡弦打村大字鶴

市御殿山中発掘ノ埋藏物二件シ

調査候處左記ノ通有之候

追手十一月二日本号ノ五ヲ以テ埋藏物

送致ノ際附申致候際 M.S. フ

土地所有者トテ報告候ハ全ク愚謬

ニシテ発掘地ハ別紙第一圖ノ如ク固有

ノ筋ノ免許ヲ受ケ金銀鉛試掘中発見

筋ノ免許ヲ受ケ金銀鉛試掘中発見

シタルモノニ付蕊二訂正秀進申致候

シタルモノニ付蕊二訂正秀進申致候

一発掘地

一世人茲ヲ御殿山ト通称シ山麓ニハ御殿ナル

一小部落アリ

香川県香川郡官脇村大字西浜石清

尾他三ヶ字國有林内全部弦打村大字

鶴市御殿ニシテ別紙第一圖ノ通

一発掘ノ箇所及当時ノ状態

一世人茲ヲ御殿山ト通称シ山麓ニハ御殿ナル

一小部落アリ

香川県香川郡官脇村大字西浜石清

尾他三ヶ字國有林内全部弦打村大字

鶴市御殿ニシテ別紙第一圖ノ通

一世人茲ヲ御殿山ト通称シ山麓ニハ御殿ナル

一小部落アリ

香川県香川郡官脇村大字西浜石清

尾他三ヶ字國有林内全部弦打村大字

鶴市御殿ニシテ別紙第一圖ノ通



資料2 埋蔵物録猫塚関係その2

約十二尺ヲ円井形ニ穿テ其ノ周囲ハ自然石

テ

付シシ朱ノ如キ鉢土ヲ以テ埋没シアル箇

所

コリ発見ス埋蔵物発見ノ順序ハ十五人ノ工

夫各自ニ発掘シタルヲ以テ審カナラス

尚ホ第一ノ塚ハ高サ六尺位ノ中央部高キ山

所

形ニ自然石及土砂ヲ以テ最重シ第三

ハ素ト第一ト全ノ方法寸尺ヲ以テ量重

シタル模様ナルモ昔日密掘サレタルカ如キ

痕跡アリ

三寄贈者タル発見人

M.S. 及 M.M. ノ族籍別紙戸

籍籍本ノ通

以上

み取れない箇所もあり、文面の理解にやや苦慮する。東京帝室博物館は追書きで発見場所及び発見状況の詳細な報告を県に求めていたが、上記した発見報告の精度を顧みれば宜も無い。無償献納の意向を踏まえて権利者（発見者及び土地所有者）の身元確認を県に依頼する。無償献納となれば形式上、帝室に私財を献することになるし、報償金支給の場合も、正確に支給対象者を特定する必要があるので、この時期に権利者の氏名を含め身元確認のため戸籍謄本を取り寄せる事例はまだ確認できる。自有地開墾との虚偽はまだ露見しておらずこの要請は特に不審なものではない。

文書7（資料2-b）は文書6照会に対する香川県の公式回答。この期に至って香川県は発見の経緯を詳しく調べたらしく、先の報告内容を大きく改めている。文書6から回答までにはほぼ一月を要している。第一に発見地が国有林（国有林図（資料2-b第一図を添付）と訂正する。それと辻接を合わせるように今度は「其ノ筋ノ免許ヲ受ケ金銀銅鉛試掘中発見」したとする。前述の香川新報記事にもそれを臭わせる様な記述が見えるが、この申立ては疑わしい。この点は再度触れることとするが、これ以上に重要なことは発見報告で触れなかった発掘状況について墳丘略図（資料3-a）を添えここでやや詳しく述べていることだ。重要な情報なので少し詳しく検討しておこう。

まず墳形について「其ノ塚ハ別紙第二図ノ通第一、第二、第三ノ塚ヨリ成り其ノ形状恰モ猫ノ伏臥シタルカ如キヨリ俗ニ之ヲ猫塚ト云フ」と述べ、簡略ながら添付墳丘図には双方中円形で表現する（資料3-a）。長町氏の最初の報文や、高橋氏が引いた谷井氏の踏査はこの墳形に注意していない⁽⁷⁾。

また墳丘の高さについて「埋藏物ヲ発掘シタル塚ハ図面第二ノ中央ノ大ナル塚ニシテ其ノ形状地盤ヨリ頂上マテ約十五尺ノ高サニ三十五度ノ傾斜ニ大小ノ自然石及土砂ヲ以テ半球形ニ積ミ上ケ」、「尙ホ第一ノ塚ハ高サ六尺位ノ中央部高キ山形ニ自然石及土砂ヲ以テ疊重シ第三ハ素ト第一ト全一ノ方法寸尺ヲ以テ疊重シタル模様」と的確な観察を加えている。

発掘箇所と発見状況についても重要な記述がある。もっともその一文は語句の配列がおかしく、文意を解しにくい。また添付図と一致しない記述もあり、文意の解釈は容易ではない。まずは関係部分を挙げる。

「其ノ中央部ヨリ少シク東北ニ偏シ約十二尺ヲ円井形ニ穿チ其ノ周囲ハ自然石ヲ以テ疊重シ内部ノ全部別便ヲ以テ送付セシ_朱ノ如キ赫土ヲ以テ埋没シアル箇所ヨリ₃発見ス₃埋藏物発見ノ順序ハ十五人ノ工夫各自ニ発掘シタルヲ以テ審カナラス」（以下線と丸数字は筆者が付加）

「中央部ヨリ少シク東北ニ偏シ」が掘削範囲を指示するものか、それとも発見箇所であるのか、これだけでは判断が難しいが、添付図（資料3-a）に円丘の東北よりの部分に黒点を描き「発見ノ箇所」との注記がある。これに従えば、この部分を「約十二尺」の深さに「円井形ニ穿」ったと解しうる。「円井形」と云う以上、墳丘を取り除け丘の一部を井戸の如く丸く掘り下げた、ということであろう。現在、猫塚古墳の北方突出部上面に目につく円形の深い掘削痕跡が残る。これは『京大報告』所収の猫塚古墳測量図にも表現されており、上記の「円井形」云々を彷彿とさせる形状である。ふたたび添付図に目を転じると、円丘芯部から西辺にかけて「発掘後ノ現状」を示す朱線が描かれている。墳丘を大きく取り除き、その石塊が墳丘外西方の斜面に向かって広く堆積する現状（『京大報告』掲載の猫塚古墳墳丘図でも同様）と概ね一致する。そうすると発掘の最終形は「中央部ヨリ少シク東北ニ偏シ」た位置を「地盤下約十二尺ヲ円井形ニ穿」っただけではない。「円井形ニ穿チ」云々は埋藏物発見までの経過を述べたもので、発見に気をよくしてさらなる成果を求めて今の状態まで東西に長く墳丘を取り壊したということであろうか。該期の盗掘手法を反映するものかもしれない。なお墳丘高を「十五尺」としているので、「十二尺」云々は墳丘基底部まで掘り下げて発見したと云うことになる。この点は昭和7年の開き取り結果と矛盾しない。

これに続く部分がおかしい。この語句の配列では文意を解せない。もっとも下線各部の順を②→①→④→③に置き換えることで一旦文章を終えれば意味は通じる。すなわち「内部ノ₃朱₃ノ如キ赫土ヲ以テ埋没シアル箇所ヨリ₃全部別便ヲ以テ送付セシ₃埋藏物₃発見ス」であれば理解できる。埋藏物録に収められた文書7は公文書原本である。起案段階の修正書き込み挿入位置を粗忽にも間違えたまま净書した誤りと推測しておきたい。また直前の一節「其ノ周囲ハ自然石ヲ以テ疊重シ」の意味も難解だ。「円井形」云々に続くので、掘開した墳丘断面の状態をあらわ

すとも受け取れるし、これに続く「内部ノ」云々に引きつければ石椁壁体の状況とも解しうる。ここはいずれとも決し難い。がとにかく、墳丘を掘り下げた結果「朱ノ如キ赫土ヲ以テ理没シアル箇所」で送付した埋蔵物を発見した、ということであろう。

ここで昭和7年5月の聞き取り情報を振り返ってみたい。発見箇所について「東西に細長い竪穴式」、「中央の東西に長い石室」等の回想を記録している。しかし盛土墳丘ならばともかくも、「自然石ヲ以テ豈重シ」た積石墳丘の内部にあって、彼等がどこまで墳丘積石と石椁壁体を識別できたであろうか。彼等の証言は円井形の掘開部を拡張して東西に長く掘り広げた様を語っている恐れはないだろうか。

さらに「埋蔵物発見ノ順序ハ十五人ノ工夫各自ニ発掘シタルヲ以テ審カナラス」とある。要は、円丘部の東北によった箇所を深く掘り下げる結果が溜まった部分に達しそこから埋蔵物を発掘した。しかしその埋藏状態の詳細は判らない、ということだ。少なくとも文書7で報告した香川県の補足調査でも発見の詳細状況を確認することはできていない。

この文書では、とにかく発見位置が円丘部中央ではないとしている。また長大な竪穴式石槨の存在を示唆する情報や埋葬施設の数に関する記述もない。香川県の十分とは云いがたい検分ではあるが、復原にあたって梅原氏が依頼した、四半世紀を経た昭和7年段階の聞き取りに対して、香川新報記事を含めてほぼリアルタイムの情報である点は十二分に注意しておかなければならぬ。

文書8（資料3-b）は発見埋蔵物の正式な受領手続きに関する内容だが、それまでの無償献納から一転し、結局は帝室博物館が権利者に報償金を支払ったことがわかる。添付された判定調書に惚れば博物館は発見品全体の評価額を200円と鑑定し、その上で発見地が国有地（国有林）であることから報償金の半額、つまり土地所有者受取相当額を除いた残金100円を支払った。他の案件でも権利者が無償献納に同意せず、代価について交渉を重ねた事例は珍しくない。府県側の楽観的な見通しが外れ、手続きの途中から権利者が強く代価を請求した事例もある。本件は単に県の根拠を欠いた勘誤が外れたものの、発見状況が判明する中で博物館側は報償金が発生することを予期したのかもしれない。

なお文書7 香川県回答（明治43年12月9日付）から1年以上の時日を要してようやく明治45年1

月8日付で領収起案が作成された。県の修正報告が年末であり、おそらく次年度予算から報償金を支出することとなって、決着までに時間を要したものであろう。明治44年～45年（大正1年）埋蔵物録から、猫塚古墳に相前後して明治43年12月に譲り受けないし買い上げの方向が確定した案件が18件確認できる。しかしそのうち15件は翌明治44年8月までに手続きを完了している。文書8以後に通例以上の時間がかかるており、記録に残らないが猫塚古墳発見品の受入が円滑に進まなかったことを示唆する⁽⁸⁾。いずれにせよ権利者二名は報償金100円を手に入れるまでに2ヶ年近くを要したことになる。

（4）明治43年猫塚盗掘事件の疑問点

ところで15人からの人夫を十数日間雇用しておこなった大々的な盜掘「事業」に対して、ほとんど2年後によく得た金100円で採算はとれただろうか。実は筆者はこの一件を、巧妙に準備された石清尾山古墳群盜掘品の換金計画であった可能性を疑っている。荒唐無稽と受けとめられかねないが、これは猫塚発見資料の学術的評価にかかわることなので検討は必要だ。

石清尾山古墳群は早くから盜掘の害を蒙ってきた。近世地誌類の記事から石船塚古墳の掘開は17世紀代に遡る可能性がある⁽⁹⁾。また1951年扶天山古墳調査のため来県した梅原氏は高松城下の無量寿院旧蔵の二神四獸鏡（拓本）の観察記録を残してた⁽¹⁰⁾。この鏡は石清尾山出土と伝えられ、明治20年代の全国宝物調査でその旨が記載されているといふ。同寺は天文年間まで石清尾山塊南側の坂田郷にあった（讃岐国名勝図会卷五）と伝える。

明治以後も盜掘は続く。明治17年ないし18年に石清尾山を訪れた福家梅太郎氏は「十五六年前石穴ノヨリ古鏡人骨其他金屬製ノ器物ヲ得タリト云フ」（福家1886）と記し明治初年頃の盜掘の噂を伝える。「古鏡」云々発見の伝聞に真におけるならば、福家氏が書き留めた盜掘は積石塚に対するものであつた可能性がある。

明治19年12月に古墳群を踏査した佐藤勇太郎氏は、位置関係から鏡塚古墳とみられる古墳と石船塚古墳に言及し、前者の中央部がすでに凹んでいるとする（佐藤1887）。ちなみに佐藤氏の鏡塚古墳略図は双方中円形を呈する形態を描写している。この特異な墳形を図示した最古のものだ。また佐藤氏が描

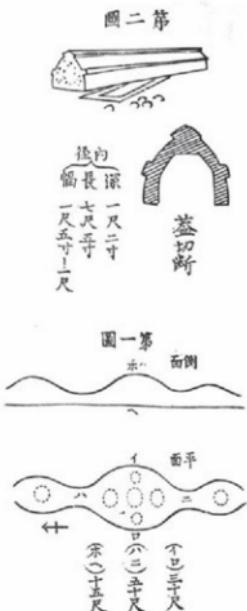


図8-5 佐藤勇太郎「讃岐高松古跡」所収挿図
東京人類学会報告第12号(1888年2月)

いた石船塚古墳石棺の略図に現状とは違った状況が描かれている。棺蓋は反転せず、斜めに大きくずれて棺身に載っている。棺蓋小口の縫合突起について的確な記述もあり、このスケッチの状況は信頼できるだろう。一方、明治21年に現地を訪れた坪井正五郎氏は、佐藤氏の踏査以降に棺蓋が動いていることを書き留め(坪井1895)、高橋健自の大正4年の論説に付した石船塚古墳石棺スケッチ(高橋1915)でも棺身と並ぶ仰向けの棺蓋が描かれている。既にこの時期には今日に近い様子であったらしい。したがって明治19年以降、間もなく再度、石船塚古墳石棺に手が加わったことになる。

また長町彰氏は大正元(1912)年9月以前に須恵質陶棺等、石清尾山古墳群の発見品を入手したことを探している(長町1912)。この時、長町氏が入手した品には仿製内花文鏡(後に京都大学に寄贈された)や玉類を含み、その内容から全てが須恵質陶棺と共伴したとは考えがたい。とくに銅鏡に注目

すればその内に前期古墳副葬品を含む可能性が高い。長町氏はこれらの入手経緯を詳しく記していないが、『京大報告』(梅原1933)ではこの内花文鏡が「明治四十年前に宮脇町の寺井某が開墾の際に発見に係るといふ」(p.82註2)と注記する。これに従えば、様々な機会に得た発見品が関係者周辺で貯えられ、たまさか訪れる好事家にそれが売り渡されるといった様子が推測できるだろう。

『京大報告』によれば、梅原氏は帝室博物館の収蔵から漏れた猫塚発見品の存在を執拗に追求して、関係するいくつかの情報を記録している。壺掘の数年後、善通寺町の関係者が小銅劍2口をなお所持していたとの噂や、猫塚古墳発見の可能性ある銅鏡2点が存在すること、富岡謙藏古鏡研究資料中に故黒木安雄蔵の伝猫塚古墳発見とされる鏡二面が存在することを記した。梅原氏はこのような資料が、取公を免れた明治43年壺掘残余品であった可能性を推測している。

(5) 猫塚盗掘事件の実像

明治43年5月に企てられた壺掘は周到なものであった。出資者を探し、その資金で人夫を雇用して事に当たった。出資者のM.S.は善通寺町の資産家で、明治44年の香川県衆議院選挙有権者名簿西讃之部(山陽新報社刊1912)に、その名が納税額とともに載る。善通寺町では128名が登載され、彼の納税額は第11位、町内指折りの資産家であった。文書7に添付された戸籍謄本から明治43年当時満60歳、また別の文献からは善通寺製錠株式会社専務を勤めていたことがわかる。一方発案者は高松市西郊出身のM.M.は当時49歳、職業は不詳だが、明治43年10月段階には出身地を離れ、善通寺町に寄留していたことがわかる。彼は善通寺町で出資者と知り合い、計画を立てたものと思われる。

15人と伝えられる人夫を駆使した大々的な掘開作業によって、猫塚古墳は今日見るような無残な姿になりはてたわけであるが、その賃金だけで相当な額に達したであろう。日本労働統計年鑑大正2年版(日本労働統計協会1915)所収の賃金累年比較によれば、明治43年時の平均賃金は農作日雇39銭/日、日雇人夫53銭/日とある。これを参考にすれば前記香川新報記事の伝える13日間の掘開作業に要する賃金総額は75円~100円に達したと推測される。帝室博物館が支払った報償金100円ではほとんど利

を得ていないか、支出超過であったと思われる。少なくともこの露見した盜掘「事業」単独の収支は赤字であった可能性が高い。

関連して文書7にあらわれる「免許を得た金銀銅鉱山試掘」の件に触れておきたい。試掘云々の噂は梅原氏も書き留めており、その後も流布している。埋蔵物録では発掘地が国有林内であることが露見してから試掘云々の説明があらわれ、後付けの苦しい言い訳の様にも感じられるが、すでに触れたように香川新報記事にも類似した記述がみえる。当事者たちは当初から周囲にそのように触れていたようだ。

しかし筆者は試掘云々が虚偽の申立てであった可能性が高いと踏んでいる。明治38年鉱業法並びに鉱業法施行細則によれば、鉱山試掘の手続きはかなり手間がかかったらしい。試掘願の出願手数料50円と規定し、さらに試掘鉱区設定の登録料100円を要する。目論見どおりの報償金を得ていたとしてもこれでは全く採算がとれない。よく知られているように鉱区権はしばしば投機の対象と見なされ、ずいぶんといかがわしい投資話が横行したりする。本件も、当初は資産家に持ちかけた鉱山開発といううさんくさい投機話から出発したものかもしれない。想像は膨らむが今は止めておこう。

明治44年度7月1日現在の大坂鉱山監督署管内鉱区一覧（大坂鉱山監督署1911）が残っている。盜掘事件の翌年のものだが、試掘出願は2ヶ年を単位とするので、43年5月段階で金銀銅鉱試掘の計画があれば一覧に登載される筈だ。だが予想どおり石清尾山云々は登場しない¹¹⁰。鉱山試掘云々はやはり盜掘計画を誤魔化す偽装とみられる。

それにしても出資者を求め、多額の経費を投入し大規模な盜掘事業である。首謀者は採算についてよほどの確信があったに相違ない。上に示したようにこれ以前から石清尾山塊で盜掘が繰り返されてきた経緯（それは首謀者本人若しくはその周辺の経験であったかもしれない。）が彼等に自信を与えたことであろう。首尾よく埋蔵物を得れば、やがてそれを好事家たちに売りつける機会が訪れ、少なくはない臨時収入を得ることになる。

また早く明治11年6月には隣の郷東村宇下山開墾地で発見された銅矛を金30円で当時の内務省博物局が購入している¹¹²。発見品の処分＝換金方法に一つの示唆を与えるものであったかもしれない。筆者は首謀者らが遺失物法の理蔵物規定を充分研究

したうえで、合法的に発見品を処分する計画を練った可能性を推測している。投資額が大きいだけに早急な回収が必要となる。従来のような好事家待ちの姿勢では難しい。その点、埋蔵物発見手続きは合法にして確実な資金回収の手段であった。埋蔵物録を概観するとこの当時の東京帝室博物館などは良質の参考資料入手することに主眼をおいていた。資料評価に関わる埋蔵状態の確認以上には、発見の事情を詮索することは少なかった。古墳の場合、意図的な盜掘を想像させるような発見状況が埋蔵物録所収文書からうかがわれる場合もあるが、よほど黒犯で警察の注意をひいた事例はごく例外的だ。

それゆえ彼等は掘開の最中に警察署に埋蔵物発見を届け出たし、報償金が土地所有者と発見者に折半して支払われることを知悉していたからこそ、自有地の開墾と偽った。後者の目論見は失敗して報償金は半減されたが、計画が完全に失敗したとまではいえない。明治43年5月の猫塚古墳盜掘事件とは、それまでの長い密掘の歴史を踏まえて巧妙に企画された、要は一つの事業化された盜掘であったのだ。

(6) 猫塚盜掘事件と猫塚発見埋蔵物の評価

今述べてきた一つの推測は猫塚発見品の評価に少なからず影響を及ぼすことになる。おそらく70円を超える経費を投入した「事業」であったことをあらためて想起しておきたい。上記したようにそれまで経験・見聞から収支の目算はあっただろう。しかし実際に事に当たるまでは一つの予想でしかない。本当に明治43年5月に盜掘された発見品だけが猫塚古墳発見埋蔵物として帝室博物館に収まったのだろうか。一笑に付される空想と受けとめられるかもしれない。しかし從来、猫塚古墳の発見品について、博物館に収蔵されなかつた残余を追跡する努力ははかられたものの、これとは全く逆の懸念が呈されたことはなかったと思う。すでに触れたように、大正元年頃に長町氏が石清尾山で入手した陶棺その他の埋蔵物は、それより数年近く前に発見されたものとみられ、しかもその内容は一古墳の副葬品組成とはみなしがたい。長町氏は、それらを陶棺の「近傍より多少遺物を発見せり」と聞いている。また盜掘事件当時県外に居た長町氏が、後日地元の関係者宅で見たとする「大神獸鏡（日月天王鏡類）」「其他鏡の破片は數十片」は何だったのだろうか。盜掘事件の発見品は5月25日までに高松警察署に届けられた

はずだ。

上記したように事が巧妙な計画であったとすれば、従前の「貯え」を含めて、この機会に一挙にそして安全に処分＝換金を狙つたとしても不思議ではない。むろんいま知られる関係文献からこの見立てを証明することは難しい。その一方、この想像を否定する材料があるわけではない。猫塚古墳発見品にまとわりつく不安材料を今の時点で拭い去ることができない点を意識しておくべきだと思う。

情報のやや不確かなものを含めてこれまで石清尾山古墳群から発見されたとする銅鏡は最大14面に達すると推測される⁽¹³⁾。うち戦後の発見・確認にかかる3面、昭和30年代に石船塚古墳から取り出された仿製二神二獸鏡8文化厅蔵)、昭和22年5月摺鉢谷発見破鏡(穿孔あり)⁽¹⁴⁾、昭和57年鶴尾神社4号墳出土献幣方格規矩四神鏡(姫塚古墳壇掘品とされた重要美術品認定品と接合、同一個体)、を除き、最大11面については発見箇所と経緯は必ずしも明瞭ではない。それは現在、猫塚古墳発見品とする5面についてもこれまで述べてきたように、その発見状況の復原は梅原氏の追跡を以てしても難しく、現時点でこうした懸念を完全に払拭することはできない。その他のうちに梅原氏が推測したように収公を遡れた猫塚発見品が混じる可能性もあるし、またその逆に猫塚古墳とされる5面の一部を含め、繰り返された密掘成果品の恐れも捨てきれない。このことは猫塚古墳築造時期の比定に直結するだけにやっかいであり、現時点では築造時期のさらなる追究は副葬品組成の検討とは別の観点から検討を進めざるを得ない。

2 昭和9年石船積石塚史跡指定をめぐって

(1) 史蹟名勝天然紀念物保存法下の香川県関係記念物指定

石清尾山石船塚古墳は昭和9年1月22日、文部省告示16号を以て「石船積石塚」の名称で第一類

史蹟に指定された。香川県下で最初の史跡指定は大正11年府中山内瓦窯址(10月12日内務省告示270号)で、石船積石塚は、昭和7年二ノ宮窯址(4月25日文部省告示121号)に継ぐ5例目であった。以後、史蹟名勝天然紀念物保存法下では屋島(史跡及び天然紀念物)と上記した明治天皇聖蹟2件だけだ⁽¹⁵⁾。ちなみに史蹟名勝天然紀念物保存法による香川県下の史跡指定は計8件を数え、うち屋島は「史蹟及び天然記念物」の二重指定だ。また昭和8年の『明治節』にあわせて始まる国策的な明治天皇聖蹟顕彰の一環で指定された、明治天皇丸亀行在所址及建物(昭和9年11月1日文部省告示269号)、明治天皇丸亀御上陸地跡御乗艦地(昭和13年6月20日文部省告示243号)の2件は昭和23年6月29日文部省告示64号で他の明治天皇聖蹟とともに一齊に解除された。従って文化財保護法制制定時の香川県下の指定史跡は6件であった⁽¹⁶⁾。

昭和8年3月に『京都帝国大学文学部研究報告第12冊讃岐高松石清尾山石塚の研究』が刊行されるので、これまで筆者は伝姫塚古墳出土方格規矩四神鏡の重要な美術品指定と同じように、昭和6~7年に梅原末治博士を中心とした京都帝国大学考古学研究室の調査成果を承けた史跡指定とみていた。しかし上記した文化庁保管文書によって京都帝国大学調査に先立つ時期から指定作業が始まっていたことが判明した。史跡名勝天然紀念物保存法下の史跡指定のあり方を考察する上で興味深い事実である。

(2) 昭和9年「史蹟石船積石塚」指定関係文化庁文書

今回、文化庁記念物課より提供された関係文書は計9通、昭和5年10月22日~昭和8年4月6日に作成されたものである(表8-5)。それらを翻刻し文書添付図(模写を含む)を資料4~6に掲げた。文部省が受領した公文と文部省発出公文起案、その他事務文書類、添付図からなる。一部は原本だが、

表8-5 「史蹟石船積石塚」指定関係文化庁文書一覧

番号	発出(起案)日付	標題	作成者	宛先	備考
文書1	昭和5年10月22日	地籍圖添付ノ件	香川縣教育局	宗教局職員 上田三平	文部省筆写
文書2	昭和5年11月28日	地籍圖添付ノ件	香川縣教育局	宗教局職員 上田三平	文部省筆写 頃丘・右相國添付
文書3	(昭和6年3月18日)	史蹟石船積石塚指定二間スル件	宗教局長	香川縣知事	文部省筆写
文書4	昭和6年11月4日	史蹟石船積石塚指定二間スル件	香川縣知事	宗教局長	文部省筆写
文書5	(昭和7年2月10日)	史蹟石船積石塚指定二間スル件	文部次官	農林次官	文部省筆写
文書6	昭和8年2月15日	史蹟石船積石塚指定二間スル件	農林次官	文部次官	原本 国有林班図・求精園添付
文書7	(昭和8年2月25日)	史蹟石船積石塚指定二間スル件	宗教局長	香川縣知事	起案原本
文書8	昭和8年4月4日	史蹟石船積石塚指定二間スル件	香川縣知事	宗教局長	原本
文書9	昭和8年4月6日	(指定範圍に附する保存箇内印鑑文書)			原本

過半は起案文書を含めて事後に文部省で作成した筆写控えとなる⁽¹⁾。残念ながらこれら文書からは「石船積石塚」指定準備の起点を直接知ることはできず、また「指定書」を欠くために石船積石塚の公式的な指定理由の文言は明らかではない。その意味で作業の全過程をただちに復元できるわけではないが、今まで不明であった指定作業の経過を知ることができる重要な資料群である。香川県ではこれまで「史跡・天然記念物「星島」については指定関係文書類が提供されており、その経過を知ることができる(高松市 1986)が、戦災で県庁文書が失われていることもあって、その他の戦前期指定記念物の状況は不明なままであった。今回の資料提供により少し戦前期の記念物指定手続きを復原できることは喜ばしい。これは単に制度史研究の観点に限らず、正確な指定手続きの経緯を知っておくことは今日の指定記念物管理・活用に關係するだけに大変重要である。

まずは各文書の概要を示しておこう。

①(昭和5年10月22日付)は今回検討する文書群中、日付が最も遡るものである(資料4-a)。指示を受けて香川県学務課が宗教局嘱託上田三平に宛てた「石船古墳」地籍団送付の事務連絡文書である。この文書から遅くとも昭和5年10月までに史跡指定の方針は固まっており、指定範囲と面積を確定する実務的作業が始まっていることがわかる。京都帝国大学の古墳群調査の前年度のうちに、ここまで作業は進んでいた。

②(昭和5年11月28日付)は昭和5年11月25日付の指示により香川県学務部が保存課嘱託上田三平に送付した「石船古墳」墳丘及び石棺団面の添付事務文書である(資料4-b)。両者の間で少々行き違いがあったらしく、地籍団は既に送付済みとことわり、一枚に収めた墳丘平面図・石棺平・断面図(青焼き図)を送付している。①及び②の前提となる、保存課嘱託上田三平から香川県学務部に宛てた依頼文書が存在したはずだが、そうした事務連絡文書は保管されなかつたらしく現存していない。

なお送付された墳丘図(資料6-a)は、昭和3年以前に香川県史蹟名勝天然紀念物調査会の岡田唯吉が作成したごく簡単な模式図(岡田 1928)に較べると、等高線図ではないが表現の精度は高い。参考のため図8-6に、本図と並べて史蹟名勝天然紀念物調査報告挿図、『京大報告』(梅原 1933)所収の該当図版を挙げておこう。戦前期に香川県関係者

が作成した最も精緻な墳丘図である⁽¹⁰⁾。

③(昭和6年3月18日起案)は宗教局長名で香川県知事に宛てた文書(資料4-c)。文部省案(指定見込の地番と面積)を提示し、あらためてその部分の求積を依頼し、その結果の送付を求めている。なお並行して二ノ宮窯址の指定作業を進めていることがこの文書から窺える。既製資料の請求といった実務的な交渉は双方の担当者間の事務連絡レベルで行うが、さすがに指定方針の提示は公文書となる。

④(昭和6年11月4日付)は③文書の指示事項に対する回答(資料4-d)だが、③-④間に8ヶ月近い期間が空く。③で依頼した資料は作成にこれほどの期間を要するとは思えない。ちなみにこの時期並行して「星島」指定の準備も進んでいる。文部省は星島全島の指定(星島村中心部の役場、学校などを含め村域の9割以上を指定範囲とする)方針を強く主張した。これに抗して香川県は山上部に限定した、当面の仮指定案を昭和5年9月に文部省に示すが、あえなく否定された。その後、昭和6年4月~9月の間、香川県は度重なる文部省の指定関係資料送付の指示に沈黙を続いている。面白いことに「石船積石塚」関係事務の停滞は、このいわば“サボタージュ”期間に重なっている。

⑤(昭和7年2月10日起案)は文部次官名で農林次官に宛てた指定範囲に関する協議文書(資料4-e)で昭和7年2月10日起案、発送日付は2月16日とある。指定対象地が国有林に属するため、国有林班と面積を示し、農林大臣の同意を打診したものである。史蹟名勝天然紀念物保存法施行令第5条に官用地や国有林部分の指定にあたって主務大臣と協議して指定後の管理所管を決する旨を定めている。この規定から派生する事前の同意照会だ。なお指定後は「公益上必要已ムヲ得ナイ場合ノ外現状ノ変更ヲ禁止スル見込」であること、指定後も「從前通貴者御管理」としたい旨を付記し同意を求めている。二ノ宮窯址も国有林に属しその指定協議も進めている。また後年、星島指定にあたって同様の事前協議をおこなった資料もある(高松市 1986)。

文部省が提案した指定範囲・面積は「石清尾山国有林三五林班内実測一段四畝七歩二合六勺、三六林班内実測一段四畝十六歩七号八勺」であった。

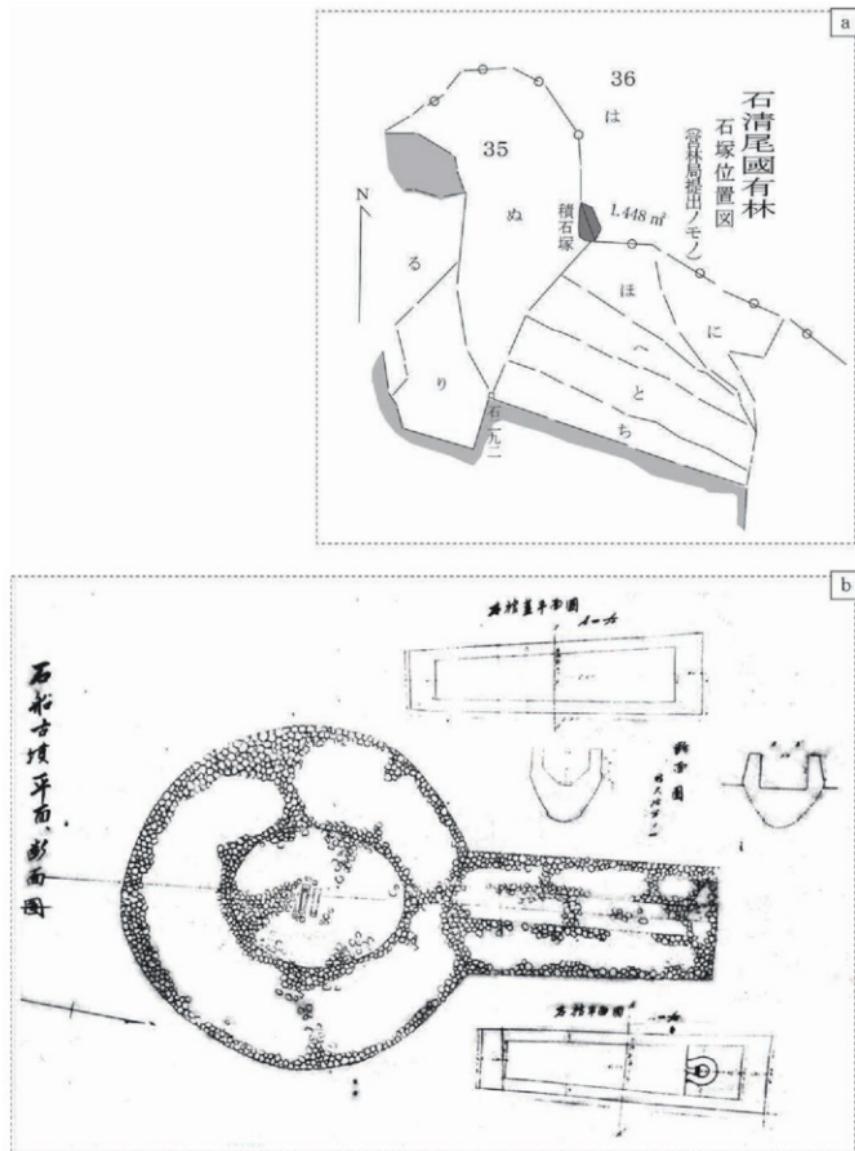
⑥(昭和8年2月15日付)は⑤に対する農林次官の回答文書である(資料5-a)。農林省が同意した指定範囲を明示した国有林班図(資料6-a)

d	b	a																												
<p>文部省</p> <p>五発社第一八六号ノ内 昭和五年十一月二十八日</p> <p>香川縣學務部</p> <p>地籍圖送付ノ件</p> <p>（文書等し、文部省作成）</p>	<p>文部省</p> <p>五発社第二八六号ノ内 昭和五年十一月二十八日</p> <p>香川縣學務部</p> <p>地籍圖送付ノ件及送付候</p> <p>（文書等し、文部省作成）</p>	<p>文部省</p> <p>五発社第一八六号ノ内 昭和五年十一月二十八日</p> <p>香川縣學務部</p> <p>地籍圖送付ノ件</p> <p>（文書等し、文部省作成）</p>																												
<p>（文書等し、文部省作成）</p>																														
<p>c</p>																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">案ノ一</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">案ノ二</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">年</th> <th style="text-align: center;">月</th> <th style="text-align: center;">年</th> <th style="text-align: center;">月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">香川縣知事宛</td> <td style="text-align: center;">宗教局長</td> <td style="text-align: center;">農林次官宛</td> <td style="text-align: center;">文部次官</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">史蹟石船積石塚指定二箇スル件</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">史蹟石船積石塚指定二箇スル件</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">標記二箇シ客奉十一月二十九日附五発社第</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">昭和六年三月六日起案</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">（文書等し、文部省作成）</td> </tr> </tbody> </table>			案ノ一		案ノ二		年	月	年	月	香川縣知事宛	宗教局長	農林次官宛	文部次官	史蹟石船積石塚指定二箇スル件		史蹟石船積石塚指定二箇スル件		標記二箇シ客奉十一月二十九日附五発社第				昭和六年三月六日起案				（文書等し、文部省作成）			
案ノ一		案ノ二																												
年	月	年	月																											
香川縣知事宛	宗教局長	農林次官宛	文部次官																											
史蹟石船積石塚指定二箇スル件		史蹟石船積石塚指定二箇スル件																												
標記二箇シ客奉十一月二十九日附五発社第																														
昭和六年三月六日起案																														
（文書等し、文部省作成）																														
<p>（文書等し、文部省作成）</p>																														
<p>e</p>																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">案ノ一</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">案ノ二</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">年</th> <th style="text-align: center;">月</th> <th style="text-align: center;">年</th> <th style="text-align: center;">月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">貴省所管左記國有地ヲ史蹟トシテ標</td> <td style="text-align: center;">農林次官宛</td> <td style="text-align: center;">文部次官</td> <td style="text-align: center;">文部次官</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">史蹟石船積石塚指定二箇スル件</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">史蹟石船積石塚指定二箇スル件</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">記</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">（文書等し、文部省作成）</td> </tr> </tbody> </table>			案ノ一		案ノ二		年	月	年	月	貴省所管左記國有地ヲ史蹟トシテ標	農林次官宛	文部次官	文部次官	史蹟石船積石塚指定二箇スル件		史蹟石船積石塚指定二箇スル件		記				（文書等し、文部省作成）							
案ノ一		案ノ二																												
年	月	年	月																											
貴省所管左記國有地ヲ史蹟トシテ標	農林次官宛	文部次官	文部次官																											
史蹟石船積石塚指定二箇スル件		史蹟石船積石塚指定二箇スル件																												
記																														
（文書等し、文部省作成）																														
<p>（文書等し、文部省作成）</p>																														

資料4 石船積石塚指定関係文化庁文書その1

<p>a</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right; padding: 5px;">七林第三二號</td> <td style="padding: 5px;">昭和八年二月十五日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding: 5px;">農林次官 石黒忠萬</td> <td style="padding: 5px;">公印</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">文部次官 東屋謙次</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">史蹟石船積石塚指定二箇スル件</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">昭和八年一月十六日阿寺第一七號ヲ以テ審議會相談後記アレ各別紙ス 存ラ後或右存ニ付ナシ特來審査致候外ヨリ御見シ得候相接置ス ルノ裏有之紙此タルヲ以テ實是ノ狀況ニ相俟テ左記区域ニ付 御考相成候事致候西附比致及送候也</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">記</td> </tr> </table>	七林第三二號	昭和八年二月十五日	農林次官 石黒忠萬	公印	文部次官 東屋謙次		史蹟石船積石塚指定二箇スル件		昭和八年一月十六日阿寺第一七號ヲ以テ審議會相談後記アレ各別紙ス 存ラ後或右存ニ付ナシ特來審査致候外ヨリ御見シ得候相接置ス ルノ裏有之紙此タルヲ以テ實是ノ狀況ニ相俟テ左記区域ニ付 御考相成候事致候西附比致及送候也		記		<p>b</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">文部省</td> <td style="width: 10%;">農林省</td> <td style="width: 10%;">宗教局長</td> <td style="width: 10%;">案</td> <td style="width: 10%;">託</td> <td style="width: 10%;">月日</td> </tr> <tr> <td>昭和七年七月廿四日</td> <td>昭和八年二月廿四日</td> <td>昭和八年三月廿四日</td> <td>昭和八年四月廿四日</td> <td>昭和八年五月廿四日</td> <td>昭和八年六月廿四日</td> <td>昭和八年七月廿四日</td> <td>昭和八年八月廿四日</td> <td>昭和八年九月廿四日</td> <td>昭和八年十月廿四日</td> <td>昭和八年十一月廿四日</td> <td>昭和九年一月廿四日</td> </tr> <tr> <td>文部省</td> <td>農林省</td> <td>宗教局長</td> <td>案</td> <td>託</td> <td>月日</td> <td>月日</td> <td>月日</td> <td>月日</td> <td>月日</td> <td>月日</td> <td>月日</td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center; padding: 5px;">史蹟石船積石塚指定二箇スル件</td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center; padding: 5px;">標記ニ開シ農林省ニ協議中ナリシ處今</td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center; padding: 5px;">香川縣知事宛</td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center; padding: 5px;">右區域ヲ圖示シ御送付相煩度</td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center; padding: 5px;">六三七號(六八十二三號)</td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center; padding: 5px;">香川縣立石清尾山古墳三十六枚班は小豆内實測圖付人一回 (八枚五号)</td> </tr> </table>	文部省	農林省	宗教局長	案	託	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	昭和七年七月廿四日	昭和八年二月廿四日	昭和八年三月廿四日	昭和八年四月廿四日	昭和八年五月廿四日	昭和八年六月廿四日	昭和八年七月廿四日	昭和八年八月廿四日	昭和八年九月廿四日	昭和八年十月廿四日	昭和八年十一月廿四日	昭和九年一月廿四日	文部省	農林省	宗教局長	案	託	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	史蹟石船積石塚指定二箇スル件												標記ニ開シ農林省ニ協議中ナリシ處今												香川縣知事宛												右區域ヲ圖示シ御送付相煩度												六三七號(六八十二三號)												香川縣立石清尾山古墳三十六枚班は小豆内實測圖付人一回 (八枚五号)																				
七林第三二號	昭和八年二月十五日																																																																																																																																	
農林次官 石黒忠萬	公印																																																																																																																																	
文部次官 東屋謙次																																																																																																																																		
史蹟石船積石塚指定二箇スル件																																																																																																																																		
昭和八年一月十六日阿寺第一七號ヲ以テ審議會相談後記アレ各別紙ス 存ラ後或右存ニ付ナシ特來審査致候外ヨリ御見シ得候相接置ス ルノ裏有之紙此タルヲ以テ實是ノ狀況ニ相俟テ左記区域ニ付 御考相成候事致候西附比致及送候也																																																																																																																																		
記																																																																																																																																		
文部省	農林省	宗教局長	案	託	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日																																																																																																																							
昭和七年七月廿四日	昭和八年二月廿四日	昭和八年三月廿四日	昭和八年四月廿四日	昭和八年五月廿四日	昭和八年六月廿四日	昭和八年七月廿四日	昭和八年八月廿四日	昭和八年九月廿四日	昭和八年十月廿四日	昭和八年十一月廿四日	昭和九年一月廿四日																																																																																																																							
文部省	農林省	宗教局長	案	託	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日																																																																																																																							
史蹟石船積石塚指定二箇スル件																																																																																																																																		
標記ニ開シ農林省ニ協議中ナリシ處今																																																																																																																																		
香川縣知事宛																																																																																																																																		
右區域ヲ圖示シ御送付相煩度																																																																																																																																		
六三七號(六八十二三號)																																																																																																																																		
香川縣立石清尾山古墳三十六枚班は小豆内實測圖付人一回 (八枚五号)																																																																																																																																		
<p>c</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right; padding: 5px;">八翁見付</td> <td style="padding: 5px;">昭和八年四月六日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right; padding: 5px;">文部省 宗教局長</td> <td style="padding: 5px;">香川縣知事</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">公印</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">ツ以テ圖示ノ事有之候様乞回報</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 5px;">昭和八年三月十六日阿寺第七號ヲ以テ審議會相談後記アレ各別紙ス 存ラ後或右存ニ付ナシ特來審査致候外ヨリ御見シ得候相接置ス ルノ裏有之紙此タルヲ以テ實是ノ狀況ニ相俟テ左記区域ニ付 御考相成候事致候西附比致及送候也</td> </tr> </table>	八翁見付	昭和八年四月六日	文部省 宗教局長	香川縣知事	公印		ツ以テ圖示ノ事有之候様乞回報		昭和八年三月十六日阿寺第七號ヲ以テ審議會相談後記アレ各別紙ス 存ラ後或右存ニ付ナシ特來審査致候外ヨリ御見シ得候相接置ス ルノ裏有之紙此タルヲ以テ實是ノ狀況ニ相俟テ左記区域ニ付 御考相成候事致候西附比致及送候也		<p>d</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">文部省</td> <td style="width: 10%;">農林省</td> <td style="width: 10%;">宗教局長</td> <td style="width: 10%;">案</td> <td style="width: 10%;">託</td> <td style="width: 10%;">月日</td> </tr> <tr> <td>昭和八年四月六日</td> <td>昭和八年五月六日</td> <td>昭和八年六月六日</td> <td>昭和八年七月六日</td> <td>昭和八年八月六日</td> <td>昭和八年九月六日</td> <td>昭和八年十月六日</td> <td>昭和八年十一月六日</td> <td>昭和九年一月六日</td> <td>昭和九年二月六日</td> <td>昭和九年三月六日</td> <td>昭和九年四月六日</td> </tr> <tr> <td>文部省</td> <td>農林省</td> <td>宗教局長</td> <td>案</td> <td>託</td> <td>月日</td> <td>月日</td> <td>月日</td> <td>月日</td> <td>月日</td> <td>月日</td> <td>月日</td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center; padding: 5px;">本件ハ別紙未満内ヲ指定区域トスルコトニ異議ナシ</td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center; padding: 5px;">昭和八年四月六日</td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center; padding: 5px;">宗教局長</td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center; padding: 5px;">保存課長</td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center; padding: 5px;">四月十五日</td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center; padding: 5px;">不^可</td> </tr> <tr> <td colspan="12" style="text-align: center; padding: 5px;">備考 別紙民面朱模内ハ農林次官印申越アリ タル区域ナリ 他地ノ分ト御セテ文書不示見込 農林省</td> </tr> </table>	文部省	農林省	宗教局長	案	託	月日	月日	月日	月日	月日	月日	昭和八年四月六日	昭和八年五月六日	昭和八年六月六日	昭和八年七月六日	昭和八年八月六日	昭和八年九月六日	昭和八年十月六日	昭和八年十一月六日	昭和九年一月六日	昭和九年二月六日	昭和九年三月六日	昭和九年四月六日	文部省	農林省	宗教局長	案	託	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日	本件ハ別紙未満内ヲ指定区域トスルコトニ異議ナシ												昭和八年四月六日												宗教局長												保存課長												四月十五日												不 ^可												備考 別紙民面朱模内ハ農林次官印申越アリ タル区域ナリ 他地ノ分ト御セテ文書不示見込 農林省											
八翁見付	昭和八年四月六日																																																																																																																																	
文部省 宗教局長	香川縣知事																																																																																																																																	
公印																																																																																																																																		
ツ以テ圖示ノ事有之候様乞回報																																																																																																																																		
昭和八年三月十六日阿寺第七號ヲ以テ審議會相談後記アレ各別紙ス 存ラ後或右存ニ付ナシ特來審査致候外ヨリ御見シ得候相接置ス ルノ裏有之紙此タルヲ以テ實是ノ狀況ニ相俟テ左記区域ニ付 御考相成候事致候西附比致及送候也																																																																																																																																		
文部省	農林省	宗教局長	案	託	月日	月日	月日	月日	月日	月日																																																																																																																								
昭和八年四月六日	昭和八年五月六日	昭和八年六月六日	昭和八年七月六日	昭和八年八月六日	昭和八年九月六日	昭和八年十月六日	昭和八年十一月六日	昭和九年一月六日	昭和九年二月六日	昭和九年三月六日	昭和九年四月六日																																																																																																																							
文部省	農林省	宗教局長	案	託	月日	月日	月日	月日	月日	月日	月日																																																																																																																							
本件ハ別紙未満内ヲ指定区域トスルコトニ異議ナシ																																																																																																																																		
昭和八年四月六日																																																																																																																																		
宗教局長																																																																																																																																		
保存課長																																																																																																																																		
四月十五日																																																																																																																																		
不 ^可																																																																																																																																		
備考 別紙民面朱模内ハ農林次官印申越アリ タル区域ナリ 他地ノ分ト御セテ文書不示見込 農林省																																																																																																																																		

資料5 石船積石塚指定関係文化庁文書その2



資料6 石船積石塚指定関係文化庁文書その3

と面積測定図（資料未掲載）を添付している。⑤の照会から回答までに1年を要している。文部省の提案に対し、農林省は指定自体には同意しながら、その範囲の絞り込みを求めていた。すなわち「三五林班内実測六畝十三歩 637 m²」（八畝以上減）、「三六林班内実測八畝五歩 811 m²」（六畝以上減）と文部相提案範囲のおよそ半分だ。農林省側は「保存ニ付テハ将來柵ヲ設ケ柵外ヨリ望見シ得ル様措置スルノ要有之哉ニ思科」することを理由に挙げて、指定範囲を絞り込みたい旨回答する。指定範囲の限定が主眼であったのかもしれないが、農林省が国有林管理の一環として、史跡地の保存施設を考慮していることは興味深い。ただし指定後、提案どおり柵を設置したか今のところ確認できる材料はない⁽³⁹⁾。

⑦（昭和8年2月25日起案）は宗教局長名で香川県知事に宛てた文書（起案）（資料5-b）。農林省との協議で決定した指定範囲を県に伝達し、再度指定範囲の図示資料の作成を依頼している。

起案文書原本が残されており、捺印の印影もかなり読み取ることができ、宗教局保存課の事務処理分掌や方針決定の過程が窺われ興味深い。文部省職員録（昭和8年10月1日現在）と照合すると次のとおり。起案者は宗教局属で史蹟名勝天然紀念物調査委員会書記を兼務した事務官佐藤久雄氏、文書課長欄の検印は大臣官房文書課嘱託の事務官安積昌太郎氏。宗教局長下村壽一氏、保存課長有光次郎氏に続き、調査担当嘱託荻野伸三郎氏を筆頭に、本件を担当した上田三平氏、古谷清氏の印影が並ぶ。荻野氏はこの時期、国法保存会委員、史蹟名勝天然紀念物調査委員会委員、重要美術品等調査委員会委員を兼任しており、保存課の調査部門の筆頭であった。さらにこれよりずっと下がった位置に、保存課所属で史蹟名勝天然紀念物調査委員会書記の事務官七戸吉三氏、嘱託柳林栄三郎氏の印が並ぶ。また、その右側の離れた位置の印影は不鮮明だが、国宝監査官補田山信郎氏の可能性が高い。

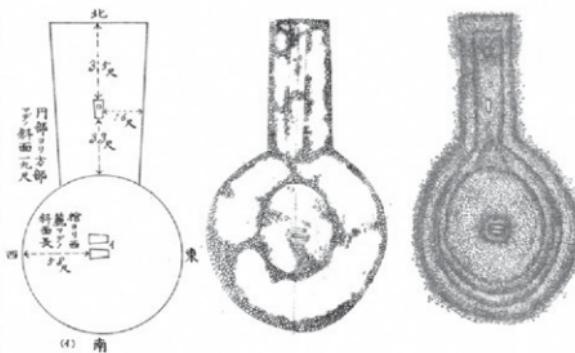


図 8-6 石船塚古墳墳丘図の比較
左：岡田 1928 中：香川県 1930 右：梅原 1933

この時期、宗教局保存課は、史蹟名勝天然紀念物指定事務に限らず、国宝指定事務、重要美術品等認定事務を所管している。記念物関係文書であっても国宝指定、重要美術品等認定事務担当官にも回覧していたことが窺われる。

⑧（昭和8年4月4日付）は⑦に対する香川県知事名の回答文書（資料5-c）である。確定した指定範囲図を送付しているが、今回提供された資料にそれは含まれていない。

⑨は⑧文書を受けた宗教局保存課内の供覧文書（資料5-d）で作成は昭和8年4月6日付。指定案の供覧は4月21日に完了している。捺印者は文書⑦と同じ（課内供覧のため文書課検印はない。）である。こうした手続きを経て保存課の方針を最終的に確定し、以て史蹟名勝天然紀念物調査委員会に諮詢する手続きに入る。

震災復興に伴う行財政改革の一環で、史蹟名勝天然紀念物調査会官制は大正13（1924）年11月25日付で廃止となった。以後は、旧調査会委員・考查員が内務省大臣官房地理課（昭和4（1929）年12月1日からは文部省宗教局保存課）嘱託の形で残り、指定事務を進めていた。昭和8（1933）年、国策的な明治天皇聖蹟顕彰（指定）事業に伴い、文部大臣が史蹟名勝天然紀念物調査委員会を設置（4月11日付）して事務体制の強化を図った。また昭和11（1936）年1月11日付で史蹟名勝天然紀念物調査会官制が復活した。

時期的に、石船塚古墳の指定準備は調査会廃止後、

調査委員会設置以前に進められ、新設された調査委員会の審議を経て指定を決定している。昭和8年4月に局・課で指定の方針を決定した（文書⑨）が、その告示が翌年1月に遅れたのは、ちょうど制度改正に遭遇したことと委員会新設の前提であった聖蹟指定の大波（昭和8年11月3日第一回明治天皇聖蹟指定では一挙に85件を指定した。）に巻き込まれてさらに手続きが遅延したことが推測できる。文書⑤などから昭和6年度末には並行して準備していた「二ノ宮塗址」（昭和7年4月25日付指定告示）は、作業の進捗が早かったらしく委員会設置前に指定にたどり着いている。

（4）「史蹟石船積石塚」指定準備の起点

さて昭和5年10月までには始まっていた「石船積石塚」指定準備の起点はどこまで遡るだろうか。今回取り上げた資料から直接解説できないが、他に手がかりがないわけではない。

國學院大學『柴田常恵写真資料目録2（以下『柴田資料2』と略す）』（國學院大學日本文化研究所2006）に香川県関係写真79葉（目録番号3311～3389）を収録する。過半は仏像などの美術工芸品だが、小豆島法螺貝岩、城山城跡、星島（浦生石里と長崎鼻砲台）、讃岐国分寺跡、同国分尼寺跡、府中山内瓦窯、誓願寺蘇鉄、栗林公園といった史跡など記念物関係写真がある。この中には石清尾山古墳群写真7葉を含み、うち4葉（目録番号3327、3329、3331、3332）が石船塚古墳の石棺写真である。

柴田常恵は明治39年、坪井正五郎の下で東京帝國大学人類学教室助手に採用され、坪井の指示で大山古墳（現仁徳陵）陪冢、塚壇古墳の発掘にあたることとした。史蹟名勝天然紀念物保存法制定後は、史蹟名勝天然紀念物調査会委員に任命され、調査会廃止後も地理課嘱託として指定事務に携わった。昭和2年から同じく嘱託として勤務した上田三平の回顧録（上田 1971）では、柴田は昭和3年12月の文部省移管を嫌って身を退いた、とある。昭和4年以降の職員名簿に嘱託として柴田の名は残るが、記念物指定の実務からは遠ざかったものと思われる。ただし昭和15年には重要美術品等調査会委員に任命され、戦後文化財保護法下では最初期の文化財専門審議会委員をつとめている。

こうした経歴に照らして、『柴田資料2』所収の美術工芸品写真は重要美術品等調査会委員の職務に

関係するものと思われる。事実、関係写真の一部に残る裏書きには重要美術品等調査委員拝命以後となる「昭和一九、八」の日付が見える。そこから類推するならば記念物関係写真は史蹟名勝天然紀念物調査会査定員、地理課嘱託時代の史跡等調査を反映すると思われる⁽²⁰⁾。

この点をもう少し詳しく確認しておきたい。石船塚石棺写真4葉の目録3332に「讃岐高松／黒田氏写／昭和九、四」の裏書きがあるだけで、他の3327、3329、3331には撮影日付の注記はない⁽²¹⁾。石棺周辺の樹木や石塊の状態を比べると、注記を欠く3葉が連續して撮影されたことに疑いはないが、3332を子細に観察するとあきらかに周辺状況が異なっていることがわかる。3葉は昭和9年の撮影ではない。

『柴田資料2』所収以外で、戦前期に撮影した石船塚古墳石棺写真としては『香川県史蹟名勝天然紀念物調査報告』第三（以下『史名天報告3』と略す）』収録の岡田唯吉氏報文「石清尾山大古墳群」（岡田 1928）の添付写真と『京大報告』図版とがある。もっとも後者は岡田氏の提供写真を再録したもので前者写真と一致する。岡田氏報文中に「西岡縣學務課員中村写真館主及び山上に住せる大山正氏等の援助を得て」、「去る五月二十七日より数日間」実査したとある。「去る五月」云々を『史名天報告3』（昭和3年3月）刊行の直前とすれば、所収写真の撮影時期昭和2年5月となる。しかし『京大報告』では岡田唯吉氏の石清尾山古墳群踏査を大正14年5月とする。『史名天報告2』は大正13年3月刊行で『史名天報告3』刊行まで3ヶ月の間が空く。この間の踏査とすれば撮影時期が大正14年5月に遡る蓋然性が高いだろう。

さてこの写真を『柴田資料2』所収の3葉（3327、3329、3331）と比べると、周辺樹木などに大差は見られず、両者の撮影時期に大きな違いはないようだ。さらに『柴田資料2』の3葉では棺蓋、棺身に投げ込まれた多くの石塊が読み取れるが、『史名天報告3』所収写真ではそれら全てを取り除かれ、また棺蓋脇に繁茂する雑木も刈り込んでいる。したがって『柴田資料2』写真3葉は岡田氏が踏査した大正14年5月～昭和2年5月よりや遡る時期の撮影と推定することが妥当だろう。またそうであれば石船塚古墳指定に向けた、内務省嘱託の実地確認を含め、少なくとも初步的な検討は遡くとも昭和2年以

前、内務省地理課所管の時代に始まっていたことを推測させる。

(5) 史蹟名勝天然紀念物保存法下の史蹟指定に関する国と府県の関係

さらにこのことは史蹟名勝天然紀念物保存法下の初期、言い換えれば内務省地理課所管時代の記念物指定事務について、一つの興味深い事実を提供することになる。というのはすでに触れたように『柴田資料2』にはこの時期に撮影されたとみられる城山城跡等、複数の香川県関係写真がある。その対象はいざれも該期『香川県史蹟名勝天然紀念物調査報告』に収録されているものばかりだ。しかもそれらの多くは史蹟名勝天然紀念物保存法下ないしは文化財保護法下初期までに指定を受けている。対応関係を挙げておこう（表8-6）。むろん『柴田資料2』所収写真は、『香川県史蹟名勝天然紀念物調査報告』所収記念物の全体を網羅しているわけではない。しかしたとえば屋島の指定は内務省・文部省側で主として嘱託の府県種徳氏が担当していたことが判明しており⁽²²⁾、『柴田資料2』所収写真はあくまで氏の担当分を反映しているだろう。

史蹟名勝天然紀念物保存法下の指定手続きは内務省地理課との協議、若しくは地理課の指示を前提に府県に設置した史蹟名勝天然紀念物調査会が対象物件の予備的若しくは補足的な調査を進め、要所で国の史蹟名勝天然紀念物調査会考査員（調査会廃止後は地理課嘱託）が出席して現地を確認する。そうしておいて指定相当との感触を抱けば、事務手続きを進める。こうしたある種の連携は戦前期における国一府県の根本的な関係に規定されたものであろう。端的に云って府県は内務省の出先機関であった。それゆえ昭和3年12月に記念物の指定事務を文部省に移管すると、国一府県のそれまでの緊密な「連携」関係に変化が生じるようだ。『香川県史蹟名勝天然

紀念物調査報告』に掲載された調査報告は次第に指定候補の予備的調査という性格から離れてゆくよう見える。その後、香川県を含めて昭和10年代に府県の史蹟名勝天然紀念物保存顕彰規程の制定が進む。府県調査会は府県指定の候補を精査する方向を強めていく。これは文化財保護法下の国一都道府県関係、地方文化財専門員制度（後の地方文化財保護審議会）の萌芽といえるだろう。

今回提供された昭和9年石船積石塚指定関係文書は、石清尾山古墳群における最初期の保存措置に向けた動きにとどまらず、該期の記念物保存行政の一端を知りうる点で極めて興味深い歴史資料である。

(6) 史蹟指定と考古学研究 その疎遠な関係

もう一つ、ここで述べておかなければならぬ重要な問題がある。昭和9年1月の「石船積石塚」指定に向けた準備経過から明らかのように、ここには『京大報告』として結実した古墳群の調査研究成果は全くといってよいほど反映されていない。「石船積石塚」の指定根拠は保存要目中の史蹟第9項該当とされた。史蹟名勝天然紀念物保存法下で古墳関係の史蹟指定146件を数えるが、このような保存要目9項単独指定はごく例外的である。他には奈良県石舞台古墳しか確認できない⁽²³⁾。史蹟名勝天然紀念物保存要目（大正9年1月31日決定、昭和4年12月12日改正）は史蹟の指定基準⁽²⁴⁾を列挙したもので第9項は「貝塚、遺物包含地、神龍石其ノ他人類學考古学上ニ重要ナル遺蹟」とある。高ヶ坂石器時代遺跡（東京府大正15年2月指定）、船田石器時代遺跡（同昭和3年1月指定）、鳴神貝塚（和歌山県昭和6年7月指定）などが要目9項に則った指定史蹟である。雷山神龍石（福岡県昭和7年3月指定）や、酒船石（奈良県昭和2年9月指定）などいわゆる歴史時代に属するが性格不明とされた遺跡も含むが、やはり先史時代（該期の表現では石器時代及び

表8-6 指定記念物、柴山常忠氏調査、香川県史蹟名勝天然紀念物調査報告の対応関係

柴田資料		県史名天調査報告	国指定告示日	備考
記念物名	該当平成日記番号			
石清尾山古墳群	3323～3325, 3327, 3329, 3331, 3332	第二（昭和3.3）	昭和9年1月22日	福家1960によれば指定答申は昭和24年度中、指定告示は保護法制定後に遅れたらしい。
城山城跡	3328, 3335, 3337～3345, 3347	第二（大正13.3）	昭和3年3月9日	
屋島（浦生石堤）	3348	第一（大正11.3）	昭和9年11月10日	
屋島（長崎鼻崩台）	3346	第一（大正11.3）	昭和9年11月10日	
府中山由内瓦室跡	3349, 3350	第一（大正11.3）	大正11年10月12日	因分寺及園分寺の項で記及
讃岐国分寺跡	3351～3357	第一（大正11.3）	昭和3年3月24日	
讃岐国分尼寺跡	3353	第一（大正11.3）	昭和4年2月7日	
蟹郷寺跡	3376, 3377	第一（大正11.3）	大正19年12月9日	
栗林公園	3382, 3383	第一（大正11.3）	大正11年3月8日	

金石併用時代となろうか) 遺跡とのニュアンスが強い。一方、古墳の場合、一つは保存要目3項「古墳及著名ナル人物ノ墓笠碑」を適用する。行基墓(奈良県大正10年3月)、浅野長矩墓及赤穂義士墓(東京府大正11年3月指定)と同列の扱いと云うことになる。初期の指定では3項単独指定が比較的多い。岡山県造山古墳・大阪府西陵古墳などだ。陵墓に擬せられた経験ないしは陵墓に匹敵するような大形前方後円墳は、要目3項の単独適用指定となるようだ(大久保2014b)。その他の古墳は要目3項を主として同9項を併用する形が最も多い。昭和10年代に入ると、要目9項を主に、同3項を併用する形が散見され、戦後の短い期間はこちらが主流となる。それにもしても要目9項該当史跡とした「石船積石塚」指定はきわめて特異な扱いであり、指定名称の点でもこれを古墳一般とは区別しておこうという意図が窺われる興味深い⁽²⁰⁾。

結局のところ、この評価は明治40年代一大正期に流布した一昔前の理解が投影されたものと云わざるを得ない。アイルランドその他、欧州の積石塚(いわゆるケルン)に関する知識はすでに明治10年代の終わりには東京人類学会会員の周辺では共有されていた。石清尾山古墳群に対する初期の主要な関心の一つは「ケルン」の存在であった。(佐藤1887)。日露戦後、鳥居龍藏による旅順老铁山石塚の調査(鳥居1910)を経て、それらとの関係を念頭に置きつつ列島各所の積石塚全体を相互に関係する一つの墳墓の系統と捉え、かつその起源をいわゆる金石併用期に遡らせる理解が一定程度まで広まった(鳥居1915、笠井1917、後藤1932・1934)。明治43年の事件に対する早急な学界の注目は、こうした見通しの検証を期待した面もあったと思われる。

『京大報告』に結実した梅原氏の調査の前提にはかかる経緯が存在した。しかし石清尾山古墳群を正当に「古式古墳」の列に戻し、その上で積石塚という特殊性を古式古墳の地形と評価することが『京大報告』における梅原氏の結論であった。要目9項該当史跡とした「石船積石塚」指定一石船積石塚という指定名称自体に誤解が反映されているといえるだろう⁽²⁰⁾— はこうした説得力のある最新の考古学研究成果とはひどく遠いところでおこなわれた、と云わざるを得ないのである。

おわりに

再度強調しておきたいことは『京大報告』の結論は、一見特異な積石塚群を、その印象に囚われるこなく、全く正当に、「古式古墳」の中に位置づけることであった。そのことを前提に積石塚とい一面的な個性が顕現した背景を追究した。今日では躊躇なく同意する的確な評価に行き着くために、梅原氏はケルン=金石併用時代というある段階のむしろ常識的な理解と対峙し、そのために緻密な観察と精確な記録の作成を重ね、またその一環として執拗と思われるほどに猫塚盗掘事件の解明に取り組んだ。

全く当然ではあるが、『京大報告』の全体がこの結論に向けて一個のみごとな構造体をなしている。したがって観察と追跡の結果、梅原氏がたどり着いた猫塚古墳の構造復元もまた、その結論を支える重大な役割を負うものである。この関係を的確に意識しておいた方が良いと思う。偉大な研究である。しかし猫塚古墳の復原に関していえば、本稿でみてきたように当時梅原氏が検証に用いることがなかった資料が存在する。またこれを前提に当時の状況を推測すると、副葬品出土状況を含めた梅原氏の復原案それ自体を改めて検討する必要性を述べた。

我々は当時梅原氏が採用できなかつた別手法を以て、この問題にさらに肉薄する道がないわけではない。大破したとはいえ猫塚古墳そのものはなお存在するのだから。周到な計画を以て緻密な観察を重ねる、そうした姿勢に徹した発掘調査を立案・実行するならば、かつて遺跡の表面観察と聞き取りを以て梅原氏が試みた復原を改めて実地で検証しうる可能性は非常に大きいだろう。またこれによって猫塚古墳の築造時期を比定する材料を豊かなものとすることができる。したがって石清尾山古墳群のみならず四国北東部地域における前期古墳群の築造動向を正しく理解するためにはどうしても欠くことができない手続きだと思う。

指定とは遺跡を時間の作用にただ委ねておくものではない。保存は劣化・荒廃を見つめ感懶にふけるためにはかるものではない筈だ。活用とは過去の研究成果をただ単に語り伝えることを意味するものではなく、不斷に解釈の更新と深化に取り組むことによってのみ果たされるものであろう。

註

- 1 明治 43 年盗掘事件以後も古墳群の受難は続いた。重要美術品に認定された獸帶方格規矩四神鏡もまた盗掘品（今日では鶴尾神社 4 号墳出土品と推測されている。）であるし、戰後も昭和 38 年に石船塚古墳後円部の小石標が墨かれ仿製内行花文鏡一面が取り出された。また昭和 6 ~ 7 年の京都帝国大学調査時には猫塚古墳では少なくとも 2 基の大破した穴石塚が遺存していたが、うち 1 基は近くとも昭和 43 年度末までに消滅した。碎石による鶴尾支群の損壊もあり、小規模な墳丘の損壊は枚挙に暇がない。
- 2 高松大学藤井雄三講師の御表示により筆者は本記事の存在を知った。
- 3 もっとも『京大報告』第 2 章第 2 頁註（1）に「届出の書類に基く帝室博物館の記録」云々とあり、館藏発見品調査時（昭和 7 年）に梅原氏が埋蔵物誌を閲覧した可能性はある。しかし『京大報告』では埋蔵物誌記載内容に直接言及することはなかった。
- 4 時期により多少の変化がある。明治 32 年以降は報告内容によって東京帝室博物館、諸陵寮、東京帝国大学が対処することとなった。
- 5 法制上、この段階では発見品の所有権は国庫に移管されていない。この手続きはよほど事務処理が遅延しない限り法定公示期間にあたるため、書類上、受領証と記されるが、厳密には預かり証である。
- 6 明治 32 年 10 月 26 日付内務省訓 985 号
　　遺失物法第十三条ニ依リ学術技芸若ハ考古ノ資料ト為ルヘキ埋蔵物ヲ発見シタルトキハ其ノ品質形状状況ノ年月日場所及口碑等徵証トナルヘキ事項ヲ詳記シ模写図ヲ添へ左ノ区分ニ従ヒ之ヲ通知スヘシ
　　一 古墳関係品ノ他学術技芸若ハ考古ノ資料トナルヘキモノハ 宮内省
　　一 石器時代遺物ハ 東京帝国大学
　　宮内省又ハ東京帝国大学ヨリ前項埋蔵物付ノ通知ヲ受ケタルトキハ仮領収書ヲ徵シ物ノ毀損セサル様裝置シテ之ヲ付送スヘシ運送ニ關スル費用ハ警察費ヲ以テ支弁シ宮内省又ハ東京帝国大学ニ要求スヘシ
　　宮内省又ハ東京帝国大学ヨリ貯蔵ノ必要アル旨通知ヲ受ケタル埋蔵物ニシテ公告後法定ノ期間ヲ経過シ所有者発見セス所有權国家ニ帰属シタルトキハ其ノ宮内省ニ係るモノハ相当価額ヲ以テ同省ニ譲渡シ帝国大学ニ係ルモノハ同学ニ保管転換ノ手続ヲ為ン当省へ報告スヘシ
　　宮内省又ハ東京帝国大学ヨリ貯蔵ノ必要ナキ旨通知ヲ受ケタル埋蔵物ハ学術技芸若ハ考古ノ資料ニ供スベキ物件ノ取扱ヲ為サ法定期間経過後発見者ニ交付スル等便宜

ノ処分ヲ為スヘシ

右訓合ス

明治三十二年十月二十六日 内務大臣 侯爵西郷従道
府県長官宛（東京府ヲ除ク）

- 7 明治 20 年の佐藤踏査報告にこうしたスケッチが付されているが、もっとも特異な双方中円形埴塚に最初に注目した研究者は坪井正五郎であった（坪井 1895）。
- 8 帝室博物館の高橋健白氏は新発見品の受入れ手続きの最中、明治 44 年 11 月にいち早く考古学雑誌面でその特異な内容を紹介し、かつ発見者が寄贈の見込と報じている（高橋 1911）。したがって香川県の回答（文書 8 明治 44 年 12 月 9 日付）以前では、帝室博物館は早期の受入を期待していたことに間違いはないだろう。しかし報償金の問題が発生した。もっともその価格に照らしてもそのことだけで、これほど手手続きが長期化したとは考えにくい。それ以上に発見の事情が手続きをこじらせたのかもしれない。
- 9 すでに「玉藻集（讃陽名所物産記）第二」（延宝 5（1677）年 小西可春）に次の記述がある。「船石 天の岩船と云。石清尾奥谷にあり。阿野郡橋池の水原にあり。那珂郡櫛無ノ神社にあり。」同様の記述は「三代物語」（明和 5（1768）年増田休意）、「全鑑史 卷之十一名勝志」（天保 2（1831）年中山城山）、「讃岐國名勝図会 卷之六上」（安政 4（1857）年柳原藍水）にもみえる。もっともこうした諸書は筆写伝世の間に加筆などが生じるものであるから、現行刊本からただちに石船塚古墳石棺の発見を 17 世紀代以前と断定できないかもしれない。ちなみに梅原氏が『京大報告』（梅原 1933）で言及した、不適切な説話を載せる「讃州府志」は上記「三代物語」を元本に、諸書から採った種々の記述を付加したもので刊行は大正 4 年。梅原氏が引いた「説話をおそらく明治期以降の捏造であろう。
- 10 東洋文庫蔵梅原考古資料 NK 1185 ~ 4803
- 11 もう一つ興味深い資料がある。第二次大戦中の 1942 年、鉱物資源開拓の方針の下、県商工課内に置かれた香川県地方工業化協会が作成した「香川県鉱物資源調査報告書」（香川県地方工業化協会 1942）である。稼働若しくは試掘中鉱山、過去に試掘実績のある鉱山を中心にその現況を調査し、あわせて県下中等学校、国民学校に鉱山、鉱物資源にかかる「口碑伝承」の調査を依頼している。時局柄、悉皆的な調査を試みているが、過去の試掘鉱山の項に石清尾山は登場しない。わずかに高松商業学校が報じた「石清尾山標石谷南方にて約三十年前山林を開墾せしときマンガン鉄鉱を発見せり」との伝承を採録している。杉山 1933 にも石清尾山塊でまだマンガン結核が採取できるとする。ただし火薬物が多いといい、鉱業面の価値はないようだ。

- 12 明治十一・十二年埋蔵物録「愛媛県香川郡東村近藤ヒサ所有ノ山林ニ於テ発掘ノ古鉢買上ノ件（十二月）」該期の物価水準（白米小売価格や賃金）に照らせば明治43年前後ではおそらく50～60円程度に相当するだろう。
- 13 これまで石清尾山古墳群発見鏡（を含む県内出土鏡）の一覧が、後藤守一（1926）、岡崎敬（1981）、松本敏三（1983）、下垣仁志（2017）の各氏によって発表されている。もちろん作成時期の相違あるいは、発見記事等の評価により差異が生じている。たとえば岡崎氏、下垣氏は『京大報告』（梅原1933）で梅原氏が言及した守屋孝藏蒐集品2面に、長町氏が報じた神祇鏡、內行花文鏡の類を暫定的に各一面とする。ここではこれに東洋文庫梅原考古資料所収の、梅原氏が昭和25年段階で検討した2面を加えて14面とした。
- 14 東洋文庫蔵梅原考古資料N.K.1185～4804
- 15 史蹟名勝天然紀念物保存法下の二件の仮指定史跡、小島貝塚と南草木貝塚は本指定に至らず昭和29年度末を以て指定解除となっている。
- 16 ここで掲げる指定件数は史跡、史跡及び名勝、史跡及び天然紀念物、名勝及び史跡、天然紀念物及び史跡の合計である。
- 17 筆写控えの作成時期は、複写文書に用いた用箋式（旧字体 右書き表記）から早ければ昭和17年以前、遅くとも昭和21年「当用漢字表」内閣告示以前と推測される。
- 18 昭和6年梅原氏らが作成した石清尾山古墳群の埴丘測量図（竈塚古墳、姫塚古墳、石船塚古墳、鏡塚古墳、北大塚古墳、稻荷山姫塚古墳）は香川県下で戦前期に作成された唯一の平板測量等高線図であった（大久保2014a）。また昭和22年8月、当時東京都立千歳中学校教諭であった石川巖氏が作成した觀音寺青塚古墳の平板測量等高線図がこれに次ぐ（原寸大コピー図が觀音寺市青塚自治会集会場にある）。そして昭和25年快天山古墳調査時作成の埴丘測量図がこれに続く。
- 19 国有林と史跡等記念物指定の関係は興味深い。というのとは、本稿で言及する余裕はないが昭和40年代に峰山開発問題で古墳群の保存が懸念されたおりに、農林省高知営林局が積極的に古墳群の保存を図る。高知営林局が独自に国有林内の重要な記念物を指定する制度を立ち上げ、その中で猫塚古墳以下の（文化財保護法上の）未指定古墳を昭和45年7月に指定した（同左編1972）。これに関する詳しい資料を目に的機会を得ておらず制度的な展開なども不明だが、大変興味深い試みといえる。たしかに名木・古木の保存は史蹟名勝天然紀念物保存法に先立って国有林野法で打ち出されており、林野行政と樹木に限らない記念物保存の接点について今後追究しておく必要を感じる。
- 20 もつとも史蹟名勝天然紀念物指定事務の第一線から遠ざかつたと思われる昭和3年未以降の注記がある関係写真若千が存在する。「讃岐小豆島奉殿浜田螺貝岩洞窟住居址」（目録3312～3318）と石船塚石棺写真の一葉（目録3332）だ。ただしそれらは全て自写ではない。重要美術品等調査の機会に入手したものと推測できる。
- 21 昭和9年撮影なし提供の石棺写真が『柴田資料』にあることには別の意味もあるのかもしれない。はじめて「重要美術品等の保存に関する法律」において考古資料が国宝に準じる存在として注目されたことに留意する必要があるだろう。史跡指定とは別に、銅鐸などと同列で初期に大阪府安福寺石棺を重要美術品に認定しているので、石船塚古墳石棺も候補として検討したのかもしれない。
- 22 高松市 1986 所収史跡及び天然記念物尾島指定関係文化庁文書
- 23 通用保存項目は指定告示に表示されない。指定書が明らかな史跡の場合はそこで確認できるが、史蹟名勝天然紀念物保存法指定史跡の指定書そのものは今のところ公開されていない。それに代えてここでは概ね数年おきに内務省（文部省）が刊行した『史蹟名勝天然紀念物一覧』に頼った。146件のうち、最初期の指定で「一覧」刊行前に解除された島根県版／山横穴及び史蹟名勝天然紀念物保存法下最後の一覧（昭和24年3月刊行）以後に指定された群馬県八幡山古墳、福岡県五郎山古墳の通用項目は確認できない。文化財保護法制定以後は、旧指定史跡の適用項目を「指定基準」に置換している。
- 24 史蹟名勝天然紀念物保存法では「史蹟名勝天然紀念物保存要目」（大正9年1月31日決定、昭和4年12月12日改正）を定めている。文化財保護法の「特別史跡名勝天然紀念物及び史跡名勝天然紀念物指定基準」に相当する。以下に保存要目の史跡の項を挙げておこう。
- ### 史蹟
- 史蹟ニシテ保存スヘキト認ムヘキモノナノ如シ
- 一 都城跡、宮跡、行宮跡其ノ他皇室ニ関係深キ史蹟
 - 二 社寺ノ跡跡及祭祀信仰ニ関スル史蹟ニシテ重要ナルモノノ
 - 三 古墳及著名ナル人物ノ墓誌碑
 - 四 古城跡、城壁、防壁、古戰場、國都府邸其ノ他政治軍事ニ関係深キ史蹟
 - 五 聖廟、國學、鄉學、藩學、文庫又ハ是等ノ跡其ノ他教育、學芸ニ関係深キ史蹟
 - 六 葉園跡、悲田院跡其ノ他社會事業ニ関係アル史蹟
 - 七 古閑門、一里塚、宿駅、市場跡其ノ他産業交通土木等ニ関スル重要ナル史蹟
 - 八 由緒アル旧宅、苑池、井泉、樹石ノ類
 - 九 貝塚、遺物包含地、神籠石其ノ他人類學考古学上ニ重要ナル史蹟

- 十 外国及外国人ニ関係アル重要ナル史蹟
- 十一 重要ナル伝説地
- 25 横穴墓を除き、古墳の場合、指定名称を○○古墳とすることが通則だ。史蹟名勝天然紀物保存法下の古墳指定
146 作中、これから外れるのは島根県山代二子塚、同大庭
鶴塚、徳島県段ノ塚穴と石船積石塚の4件しかない。他例
があるので断定し難いが、石船積石塚では文化庁文書1、
2の事務連絡文書で香川県側が「石船古墳」と表記してい
たものを石船積石塚に変更している点に注意しておきたい。
- 26 文化庁文書①②に上れば少なくとも香川県側は昭和5年
11月までは「石船古墳」と表記していた。一方『京大報告』
の古墳名表記は微妙で、「猫塚古墳」、「姫塚古墳」、「北大
塚古墳」と称する一方「石船塚」「福荷山姫塚」とあり「古
墳」表記を欠く。二つの表記併用の積極的意団如何は不明
だ。それにしても「石船積石塚」という呼称は史跡指定以
前に遡る呼称ではない。
- 引用文献**
- 上田三平 1971『史跡を訪ねて三十余年』小浜市立図書館
- 梅原末治 1933『讃岐高松石清尾山石塚の研究』京都帝国大
学文学部考古学研究報告第十二冊
- 大久保徹也 2011『記念物指定制度の90年』『考古学研究』57
巻4号
- 大久保徹也 2014 a 「東洋文庫所蔵梅原考古資料の石清尾山
古墳群関係資料について」『比較文化研究所年報』30号
- 大久保徹也 2014 b 「記念物指定制度と古墳時代資料」『古墳
時代の考古学』10 古墳と現代社会 同成社
- 大久保徹也 2017『埋蔵物録香川県関係資料の基礎的分析』『徳
島文理大学比較文化研究所年報』32号
- 大阪府山監督署編 1911『大阪歯山監督署管内歯区一覧』(明
治44年7月1日現在)』
- 岡崎敬 1981「四国における「古鏡」発見地名表」『史源』
118号 九州大学文学部
- 岡田惟吉 1928「石清尾山大古墳群」『香川県史蹟名勝天然紀
念物調査報告』第三 香川県史蹟名勝天然紀念物調査会
- 香川県地方工業化協会 1942『香川県鉱物資源調査報告書』
- 笠井新也 1917「石塚の研究」『人類学雑誌』32巻1号
- 梶原猪之松 1915『讃州府志』香川新聞社
- 高知営林局編 1972『高知営林局史』
- 國學院大学日本文化研究所 2006『柴田常忠写真資料目録』2
後藤守一 1926『漢式鏡』雄山閣
- 後藤守一 1932『墳墓の変遷』雄山閣
- 後藤守一 1934『日本考古学 第四章 原始古墳の様式 世
界歴史大系2』平凡社
- 小西可春 1677(延宝5)『玉藻集』(香川県 1943 香川叢書第
三 収所)
- 佐藤勇太郎 1887『讃岐高松古跡』『東京人類学会報告』2卷
12号 東京人類学会
- 山陽新報社 1912『香川県衆議院選舉有権者名簿西讃之部』
- 下垣仁志 2017『日本列島出土鏡集成』同成社
- 杉山鶴吉 1933『讃岐郷土叢書』第4編 香川県天然記念物
解説第1輯 香川県教育図書
- 高橋健自 1911『近時発見の珍品其三』『考古学雑誌』2卷3号
- 高橋健自 1915『石棺石椁及び壙を論ず(一)』『考古学雑誌』
5卷10号
- 高橋健自 1916『銅劍鏡矛考(二)』『考古学雑誌』6卷12号
- 高松市教育委員会編 1973『石清尾山塊古墳群調査報告』高
松市教育委員会
- 高松市 1986『史跡及び天然記念物埋蔵保存管理計画書』
- 坪井正五郎 1895『七年前の三十国巡回日記』『東京人類學
雑誌』113号
- 時枝努 2000『近代國家と考古学~「埋蔵物録」の考古学史的
研究(付「埋蔵物録」件名目録)』『東京区立博物館紀要』36
- 鳥居龍藏 1910『南満洲調査報告』南満洲鐵道
- 鳥居龍藏 1915『付録I 老鉄山のケルン』『東京帝国大學
理科大學紀要』第36冊第8編 考古学民族研究・南満洲の
先史時代人(原文仏語 翻訳小林知生 1986 鳥居龍藏全集5
朝日新聞社)
- 長町彰 1911『讃岐石清尾山古墳』『考古学雑誌』1卷7号
- 長町彰 1912『讃岐石清尾山発見の陶棺』『考古学雑誌』3卷1号
- 長町彰 1919・1920『讃岐國石清尾山の墳集墳群に其積石塚
に就いて(上)(下)』『考古学雑誌』第10卷4・5号
- 長町彰 1928『讃岐考古集録』『考古学雑誌』18卷2号
- 中山城山 1828(文政11)『全漢史』(青井常太郎校訂 1937
国譯全漢史 藤田書店)
- 日本労働統計協会 1915『日本労働統計年鑑』大正2年版
- 福家梅太郎 1886『讃岐地方の石穴』『人類学会報告』1号
人類学会
- 福家惣衛 1950『城山』『香川県史蹟名勝天然紀念物調査報告』
第14 香川県史蹟名勝天然紀念物調査会
- 増田休意『三代物語』(坂口友太郎口語訳編集 1992 増補三
代物語 白鳥町)
- 松浦正一・和田正夫 1951『快天山古墳発掘調査報告書』香
川県史蹟名勝天然紀念物調査報告第15 香川県史蹟名勝天
然紀念物調査会
- 松本敏三 1981『讃岐青銅器図録』瀬戸内海歴史民俗資料館
若林勝凡 1891『石棺ノ内部ニ存セル影刻ノ發見』『東京人類
学会雑誌』第66号 東京人類学会

第4節 石清尾山古墳群と副葬品

森下 章司

(1) 石清尾山古墳群の調査と研究

戦前の調査・研究 石清尾山の積石塚や石棺の存在は古くから着目されてきたが、本格的な考古学調査は昭和6(1931)年の京都帝国大学考古学教室によって初めて実施された。多数の積石塚古墳の外形測量が行われ、また東京国立博物館所蔵品など以前の出土品についても綿密な検討が加えられた。その成果は梅原末治による『讃岐石清尾山石塚の研究』(1933)にまとめられた。

発掘をともなうものではなく、また大久保徹也が明らかにしているように、短期間の調査であった(大久保2014)。しかし基本的な情報が詳細かつ総合的にまとめられ、その後は本格的な調査が乏しかったこともあり、石清尾山古墳群を論ずる基本資料として今に至るまで利用され続けている。

重要な検討成果としては、まず「積石塚」の年代比定があげられる。外形、埋葬施設、出土品などから、「上代に廣く行はれた我が盛土墳中の所謂古式の類」と同様を示し、従つて其の營造のほぼ同時期に属することが推測された。「積石塚」というイメージから、大陸の積石塚との関係を重視する従来の見解とは一線を画するものであった。ようやく古墳の新古の区別がつけられた時代において、先進的な年代研究でもあった。学史上著名な「伝世鏡」の存在が指摘され、出土鏡鑑の製作年代を直には古墳の年代に適用できないことが認識された点も重要である。

群中の各古墳の新古についても、材料不足と断りながら少し触れてある。石船塚古墳の石棺が長持形石棺に先行することが説かれた。また石清尾山猫塚古墳については、副葬品の小銅劍、銅鐵、筒形銅器が石金併用期の「名残」とみて、「古調を帯びた事」と考える。全般として「古式古墳」の範疇の中での推移ととらえる。

鶴尾神社4号墳調査と土器研究 昭和50年代に至って、群中で重要な古墳が発掘される。鶴尾神社4号墳である。昭和56(1981)年、開口していた堅穴式石槨の調査を行った際、上の報告で「伝世鏡」と認識された出土地不明の方格規矩四神鏡と接合する鏡片が出土し、この古墳の副葬品であることが判明した。さらに採石工事のために緊急調査が実施され、墳形や出土土器から、きわめて古い段階の墳墓ないし古墳と認定され、学界の大きな注目を浴びた。

昭和40年代から、出現期の古墳を研究テーマとする新たな調査研究成果が陸續して登場し、そうした中で石清尾山古墳群の積石塚が早くから形成されていったことが改めて明らかとなつた。これを機に香川の前期古墳の資料を集成し、その特色を明らかにする成果も生まれた(日考協香川1983)。

平成3(1991)年、全国的な前方後円墳集成研究の中で、讃岐の古墳編年を担当した渡部明夫は石清尾山古墳群の編年をまとめる(渡部1991)。鶴尾神社4号墳について、土器は「布留式以前」としながらも墳丘の特徴などから前方後円墳とし、最も古い段階(前方後円墳集成編年1期)に位置づける。猫塚古墳については副葬品には新しい要素を認めながら、双方部の形態などに古い要素を認め(2期)、石船塚古墳を埴輪や石棺形式から続く時期(3期)、前方部の形態から北大塚、姫塚、福荷山姫塚などを同時期とした。

一方、下川津遺跡・中間西井坪遺跡の調査報告などを通じ、この地域の土器の編年研究も深化していく(大久保1990・1996)。大久保徹也は古墳に用いられた壺形土器が日常用の土器と同形態のものから徐々に離脱してゆく方向への変化があることに着目し、段階わけを行っている。丸井古墳、鶴尾神社4号墳をもつとも古い段階に位置づけ、猫塚古墳・石船塚古墳出土品をそれに統くものとみる。

こうした資料や研究の蓄積を通じ、讃岐の前期古墳に強い地域性があることや他地域への影響のあり方に着目して「讃岐型前方後円墳」の存在も提唱された(北條1999)。

讃岐の前期古墳の調査・研究 平成10年代以降、讃岐の前期古墳の再調査・検討がさらに活発化した。綾歌町快天山古墳は戦前に調査された3基の剣抜式石棺から、方格規矩四神鏡・玉類・石鏡・各種鉄器などの副葬品が出土した。平成13年から綾歌町教育委員会によって墳丘調査が行われ、墳丘長100mに及ぶ前方後円墳の形態、埴輪の様相が明らかにされた(近藤・大久保2004)。善通寺市野田院古墳では保存整備事業に伴う全面的な発掘調査が実施され、後円部は積石、前方部は盛土という特異な構造が判明した(並川・小林ほか2003)。さらに津田溝に沿って存在するさぬき市津田古墳群では、史跡指定に向けての調査により、各古墳の墳丘、埴輪・土器、埋葬施設、副葬品について総合的な検討が行われた(松田編2013)。その成果を軸とする讃岐の前

期古墳全体に対する編年研究もまとめられた（大久保 2013 a・b）。墳形・埋葬施設・土器・埴輪・副葬品など各要素の組合せにより、讃岐 1 期～讃岐 5 期を設定する（大久保 2013）。近年は、高松市船岡山 1 号古墳の調査、高松市茶臼山古墳の報告書の刊行（信里・松本ほか 2014）など前期古墳資料が一層充実をみせている。

稲荷山の古墳群の調査 今回の高松市教育委員会による稲荷山姫塚古墳・稲荷山北端古墳・稲荷山南塚 1 号墳の発掘調査は、石清尾山古墳群の調査研究に新たな進展をもたらすものである（波多野 2015、梶原・波多野 2017 ほか）。稲荷山北端古墳が双方中円墳であることが確認され、また稲荷山姫塚古墳とともに、実態が不明確であった積石塚の形態や構造が綿密に調査されたことは大きな成果である。

各古墳の年代的位置づけの材料としては、以下の点が着目された。

稲荷山北端古墳：

低平な方形部。

墳丘の同一の段に塊石と板石を併用する。鶴尾神社 4 号墳と類似。

稲荷山姫塚古墳：

前方部は高く、発達している。

墳丘の段は塊石の前面に板石を積んで構成する。

出土壺形土器は鶴尾神社 4 号墳出土品と類似。

埴輪片は船岡山 1 号墳・高松市茶臼山古墳出土品と同じく突帯に刻み。

稲荷山南塚古墳：

出土壺形土器は鶴尾神社 4 号墳出土品と類似。

墳丘形態・構造・土器や埴輪など断片的な要素が多いものの、それらを組合せることにより、石清尾山古墳群の前期前半の様相が明らかとなってきた。稲荷山北端古墳は土器など確実な年代資料は得られなかったが、前期でも古い段階の古墳の可能性が高い。稲荷山姫塚古墳の段階へと低平な双方部（前方部）から段築が発達してゆくこと、当初は壺形土器ないし埴輪が墳丘に配されていたが、円筒埴輪が導入されてゆくという変遷過程が解明された。

（2）石清尾山古墳群の副葬品

上に見てきたように、石清尾山古墳群の諸古墳に関して墳丘や土器・埴輪についての情報は増えてい

る。しかし埋葬施設の正式な調査はほとんど実施されておらず、副葬品についても限られた資料しか知られていない。石清尾山古墳群をはじめとする讃岐の前期古墳は、墳丘や土器・埴輪において地域性が強くあらわれている。それらの年代的位置づけを加味し古墳群の編年を全国的な編年と連結してゆくためには、副葬品の検討も必要である。現在の限られた資料からここで整理してみよう。

鶴尾神社 4 号墳出土鏡 「漢宥善銅出丹陽」から始まる銘文をもつ方格規矩四神鏡（図 8-7）。鶴尾神社 4 号墳の副葬品に関して本鏡と管玉 1 点以外は知られていないので、組合せという観点から年代材料とすることはできない。ただし土器が示す古墳の築造年代は古墳時代初頭に遡るとみるのが通説である。近年、三角縁神獸鏡の副葬開始前の段階として漢鏡のみを副葬する時期が古墳時代初頭にあるとみる考えも強くなっている（大賀 2002 ほか）。鶴尾神社 4 号墳の出土鏡もそうした段階を示す可能性がある。

石清尾山古墳群 石清尾山古墳群の中で、各種の副葬品が確認されている唯一の古墳が猫塚古墳である。壺形土器であって出土状況も不明であるが、次節



図 8-7 鶴尾神社 4 号墳出土方格規矩四神鏡

で詳しく検討を加える。

石船塚古墳出土鏡 刃抜式石榴の「西下方5mほど
の墳丘傾斜面に築かれた小堅穴式石室から発見されたもの」(松本・岩橋1983)であり、古墳時代仿製鏡である。斜縁锯齿文+波文+锯齿文という外区の特徴などから、前期後半の仿製鏡とみることができ。石榴形式などから前期末と想定されている從来の年代感と矛盾しない。

(3) 石清尾山古墳群副葬品の検討

猫塚古墳は石清尾山古墳群中では唯一副葬品の様相が知られている古墳でありながら、その年代的位置づけについて論者によって若干の違いがある。その原因は、①墳丘の双方部は低平であり古い様相を示す、②副葬品に仿製三角縁神獸鏡や筒形銅器など一般に前期「後半」の指標とされる器物が含まれる、というように墳丘形態と副葬品とで齟齬が見えることにある。

先にも触れたように近年の調査により、低平な方形部という墳丘の特徴は古い段階のものであることが確かめられつつある。ただし、それが古墳群全体に通用する変化であるか不明である。副葬品についても、梅原報告に埋葬施設が複数存在したことが伝聞として記されており、一括性や古墳の墓造時期の品目が確認されているわけではない。

副葬品の種類 まず副葬品の品目ごとに、現在の研

究状況からの評価を整理する(図8-8)。

梅原報告では猫塚古墳出土品について、受け入れを行った東京帝室博物館の台帳に基づき、一覧が示されている。ここで整理して示すと、下記のような品目となる。なお梅原報告にはこれら以外にも鏡片や鋼鐵などがあったことが記されている。

- ・鏡 5 (銘帶鏡、幅幅座式内行花文鏡、浮彫式獸帶鏡(上方作系)、斜縁四獸鏡、仿製三角縁神獸鏡)
- ・石劍 1
- ・筒形銅器 3
- ・小銅劍 17 本来は20前後
- ・銅鐵 8
- ・鉄鎌 4 (残缺含む) 鉄劍 4 (残缺) 鉄刀 1
- ・鉄盤 1 鉄鍔 1 鉄斧 1
- ・土師器壺 1

銘帶鏡 銀座の廻りに内行花文を置き、周囲に「(某)精白事君」以下の銘文を巡らす。岡村分類の異体字銘帶鏡III式であり、漢鏡3期(紀元前1世紀前半)を示す(岡村1984)。直径16.7cmと比較的大型品であり、鋒上がりも鮮明で、かつ良好な遺存状況を示す。一部に地金がのぞき、黒色の鏽で覆われる。

比較的大型の銘帶鏡の日本の出土例としては、福岡県南小路遺跡1号壙棺墓、須玖岡本遺跡D地点壙棺墓、立岩遺跡10号壙棺墓など弥生時代の墳墓の副葬品があげられる。

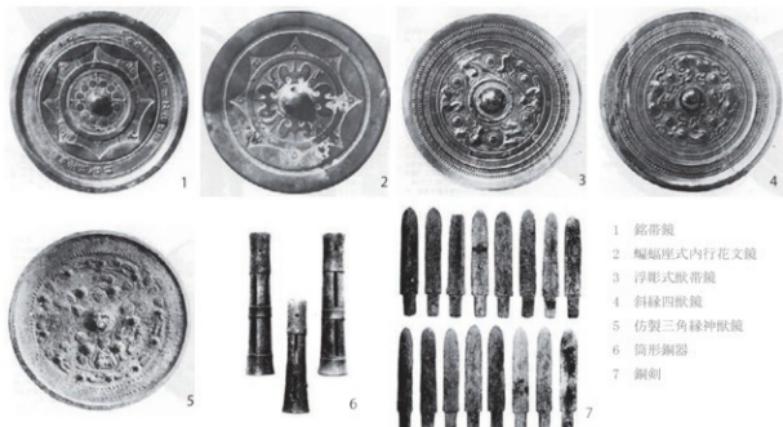


図8-8 石清尾山古墳群出土品

本鏡には古墳出土漢鏡としては特異な点がいくつもある。ひとつは表面の状態であり、きわめて鮮鋭な状態を残す点である。これは古墳出土の漢鏡としては異例である（森下2013）。鶴尾神社4号墳鏡を代表例として、古墳に副葬された漢鏡は程度の差はある、文様の表面が丸みを帯びている。同じ猫塚古墳出土で形式的に新しい蝙蝠座式内行花文鏡はそうした状態が進行しているのである。本鏡が古墳の築造年代をはるかに遡る前漢代の鏡式でありながら、文様がシャープな点は注意する必要がある。

また本鏡のような大型の前漢鏡（方格規矩四神鏡の初期段階例を除く）は、古墳出土鏡としては他に例がない。小型の銘帶鏡の出土例はいくつかあるが、それらは表面が模倣とした状態となっている点で異なる。

大型で鮮鋭な鉢上がりを残した前漢鏡は、先にあげた弥生時代の墳墓の出土例の特徴と共通する。こうした特異性の理由を具体的に説明することはできないが、本鏡が猫塚古墳の副葬品であるかどうかも含めて問題となるところである。

蝙蝠座式内行花文鏡 蝙蝠座と呼ばれる花弁形文様が変化した文様を鉢座に用いる内行花文鏡（径14.0 cm）。岡村編年の蝙蝠座1式で漢鏡6期（2世紀前半）に位置づけられる（岡村1993）。残存状況は良好であるが、表面の状態は模倣をしている。先の銘帶鏡と大きく異なり、古墳出土漢鏡の一般的な状態を呈する。

浮影式獸帶鏡・斜縫四獸鏡 2面共に保存状況は良好で、鮮鋭な鉢上がりを示す。浮影式獸帶鏡（径12.7 cm）は岡村秀典によって上方作系浮影式獸帶鏡と名付けられた徐州系の鏡式に属する（岡村1992）。斜縫四獸鏡（径13.9 cm）は「吾作明竟自有己」から始まる銘を述べる。獸像表現は斜縫神獸鏡と同じで、徐州地城の製品と考えられる。実年代は研究者によってやや差があるが、おおむね2世紀後葉～3世紀前葉に位置づけられる。

双方とも遺存状況は良好で黒色の鍔で覆われる。付着する泥も上の内行花文鏡などと類似する。浮影式獸帶鏡は半分に割れたものを接合してあるが、双方で泥の付着状況が異なる。半裁された状態で副葬されていた可能性がある。

以上の4面の鏡は本来錫分が多く、かつ遺存状況が良好であることもあるが、黒色の鍔で覆われてい

る。これは堅穴式石槨など空間のある埋葬施設内で、水分を含んだ粘土や土などに接しない状態であった出土鏡によくみられる特徴である。

仿製三角縁神獸鏡 仿製三角縁神獸鏡については各氏によって編年研究がおこなわれている。本鏡は岸本直文分類の仿製三角縁神獸鏡第II段階（岸本1989）、福永伸哉II c式（福永2005）、森下a 4式（森下1991）、岩本F群（岩本2003）にあたり、年代的位置づけに大きな違いはない。仿製三角縁神獸鏡変遷の中ごろの段階に置かれる。

鍔の状況は上の3面の鏡とは大きく異なり、青味がかかった部分や薄茶色のもので覆われる。本鏡が漢鏡とは別の埋葬施設から出土した可能性も考えられる。ただし一般に仿製三角縁神獸鏡は上のような漢鏡に比べて錫分が少ないので、成分の違いによるのかもしれない。京都府寺戸大塚古墳前方部の堅穴式石槨で出土した3面の鏡でも、仿製三角縁神獸鏡のみ他と鍔の色調を異にする（梅本・森下編2001）。

なお本鏡の至る所に文様の表出が曖昧な部分が帯状に広がっているが、これは鍔型の破損によるものである。本段階の仿製三角縁神獸鏡には、このように破碎した鍔型を縫り合せて鍛造したと考えられるものが他にもみられる。

筒形銅器 3本出土しているが、うち2本は同形・同大で、節帯を挟んで二段の透し孔をもち、底部に段を付ける。もう1本はやや短く、透し孔間の節帯や底部の段をもたない。目釘孔と透し孔の位置関係に着目した岩本崇の分類では、A 2式とB 1式からなる（岩本2003）。

これも成分の違いによるところもあるのかもしれないが、上の黒色で滑らかな表面の鍔で覆われた3面の漢鏡とは異なり、暗緑色で表面は凹凸がめだつ鍔で覆われ、その上に明褐色の粘土のような土が付着する。

筒形銅器と他の副葬品の組合せの古い例は、大阪府紫金山古墳や山口県長光寺山古墳で仿製三角縁神獸鏡森下分類a 3式までの型式と出土したものである。猫塚古墳でも仿製三角縁神獸鏡と筒形銅器とは共伴した可能性がある。

銅鏡・鏡劍 柳葉式の銅鏡は個体によって遺存状況に違いがあるが、比較的鍔は薄く、地金の色に近い部分が見えるものもある。一方銅劍は黒褐色の鍔で覆われ、また泥の付着が多い。粘土床なし被覆粘

土に接するように置かれていた状況を考えさせる。こうした形式の銅鏡は大阪府加美遺跡出土品（田中・櫻井ほか 2015）など弥生時代末～古墳時代初頭の鉄劍形銅鏡の系譜を引くものかもしれないが、一般には青銅製品の種類が増える前期後半の所産とみることができる。

鉄鏡 出土状況を示す材料ではないが、鉄鏡は川畠純の分類（川畠 2009）による腸抉柳葉式に属し、細身で腸抉の切込みが比較的深い形式とみられる。前期でも後半の鉄鏡形式とみることができる。

副葬品の組合せ 梅原報告に記されているように、猫塚古墳には複数埋葬施設があった。上記の副葬品がそれらのどこから出土したのか、全く情報はない。しかし上に見たように副葬品の種類や型式と説の状況を勘案すると、次のような複数の組合せを想定することもできる。

銘帯鏡

蝙蝠座式兎内花文鏡一浮彫式獸帶鏡一四獸鏡一銅鏡？

仿製三角縁神獸鏡一筒形銅器一銅劍

複数の埋葬施設からそれぞれの副葬品が出土した可能性は考えられる。その場合、仿製三角縁神獸鏡や筒形銅器が初葬に伴うものではないこととなる。

組合せは別として、副葬品全体の「質」が高いことも注意しておきたい。近畿地方以外の古墳で、このように一つの古墳から4面もの漢鏡が出土した例は猫塚古墳だけである。筒形銅器が3本もあることも近畿地方以外では稀な例である。

(4) 副葬品からみた石清尾山猫塚古墳

石清尾山猫塚古墳については、上のような状況証拠からではあるが、少なくとも仿製三角縁神獸鏡や筒形銅器の存在のみから、古墳の築造時期を下げるることはできない。現状では埴丘の特徴や土器の年代観を優先すべきであろう。

猫塚古墳の年代が前期でも前半に位置づけられるとすれば、もっとも大型の古墳が早い段階で築かれたことになる。そして漢鏡3ないし4面など、規模にふさわしい副葬品も納められた。仿製三角縁神獸鏡や筒形銅器3本が追葬時のものであるなら、引き続き豊富な品物の副葬が続いたことになる。石清尾山古墳群中の猫塚古墳の築造は二期となるものであった。

引用・参考文献

- 岩本 崇 2003 「『仿製』三角縁神獸鏡の生産とその展開」『史林』第 86 卷 5 号 史学研究会
- 岩本 崇 2006 「筒形銅器の生産と流通」『日本考古学』第 22 号 日本考古学会
- 梅原未治 1933 「讃岐高松石清尾山石塚の研究」京都帝国大学文学部考古学研究報告第 12 冊 京都帝国大学文学部
- 梅本康広・森下章司（編）2001 『寺戸大塚古墳の研究』Ⅰ 前方部副葬品研究篇 向日丘陵古墳群調査研究報告第 1 冊 財団法人向日市埋蔵文化財センター
- 大賀克彦 2002 「凡例 古墳時代の時期区分」『小羽山古墳群』清水町埋蔵文化財発掘調査報告書 V 清水町教育委員会
- 大久保徹也 1990 「下川津遺跡における弥生時代後期から古墳時代前半の土器について」『下川津遺跡』瀬戸大橋建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告 7 香川県教育委員会・財団法人香川県埋蔵文化財調査センター・本州四国連絡公団
- 大久保徹也 1996 「まとめ」『四国横断自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告』第 25 冊 香川県教育委員会・財団法人香川県埋蔵文化財調査センター・日本道路公団
- 大久保徹也 2002 「快天山古墳」『綾歌町内発掘調査報告書』第 6 集 綾歌町教育委員会
- 大久保徹也 2013 a 「津田湾・津田川流域に所在する前半期主要古墳の編年整理」『津田古墳群調査報告書』第 2 分冊考察篇 さぬき市教育委員会
- 大久保徹也 2013 b 「津田湾・津田川流域の前半期諸古墳の築造動態とその評価」『津田古墳群調査報告書』第 2 分冊考察篇 さぬき市教育委員会
- 大久保徹也 2014 「東洋文庫所蔵梅原考古資料の石清尾山古墳群関係資料について」『徳島文理大学比較文化研究所年報』第 30 号 徳島文理大学比較文化研究所
- 岡村秀典 1984 「前漢鏡の編年と様式」『史林』第 67 卷第 5 号 史学研究会
- 岡村秀典 1992 「浮彫式獸帶鏡と古墳出現期の社会」『出雲における古墳の出現を探る－松本古墳群シンポジウムの記録』出雲考古学研究会
- 岡村秀典 1993 「後漢鏡の編年」『国立歴史民俗博物館研究報告』第 55 集 国立歴史民俗博物館
- 梶原慎司・波多野篤 2017 「稻荷山北端 1 号墳・稻荷山 1 号墳」『高松市内遺跡発掘調査概報－平成 28 年度国庫補助事業－』高松市埋蔵文化財調査報告第 179 集 高松市教育委員会
- 川嶋 純 2009 「前・中期古墳副葬鏡の変遷とその意義」『史林』第 92 卷第 2 号 史学研究会
- 岸本直文 1989 「三角縁神獸鏡製作の工人群」『史林』第 72 卷第 5 号 史学研究会

第4節 石清尾山古墳群と副葬品

- 藏本晋司 2004「丸龜市吉岡神社古墳の再検討－供獻土器のあり方を中心として－」『財團法人香川県埋蔵文化財調査センター研究紀要』X I 財團法人香川県埋蔵文化財調査センター
- 藏本晋司 2007「高松市茶臼山古墳の基礎的研究Ⅰ－円筒埴輪の整理から－」『香川県埋蔵文化財センター研究紀要』III 香川県埋蔵文化財センター
- 藏本晋司 2008「土器供獻の系譜」『古代学研究』第180号 古代学研究会
- 近藤武司・大久保敬也 2004『快天山古墳発掘調査報告書』綾歌町教育委員会
- 佐川龍一・小林謙一・内田昭人 2003『史跡有岡古墳群（野田院古墳）保存整備事業報告書』善通寺市文化財保護協会
- 信里芳紀・松本豊風・高畠知功・清家章 2014『高松市茶臼山古墳』香川県埋蔵文化財センター
- 田中清美・櫻井久之・吉備登・多賀谷裕・坂川幸祐 2015『加美遭跡発掘調査報告書』V 公益財團法人大阪文化財研究所
- 日本考古学協会昭和58年度大会香川県実行委員会 1983『香川の前期古墳』
- 波多野篤 2015『稻荷山脛塚古墳』『高松市内遺跡発掘調査概報－平成26年度国庫補助事業－』高松市埋蔵文化財調査報告第159集 高松市教育委員会
- 福永伸哉 2005『三角縁神獸鏡の研究』大阪大学出版会
- 古瀬清秀（編）2002『岩崎山第4号墳発掘調査報告書 快天山古墳発掘調査報告書』津田町教育委員会・綾歌町教育委員会
- 古瀬清秀 2013「副葬品から見た津田古墳群の特質」『津田古墳群調査報告書』第2分冊考察篇 さぬき市教育委員会
- 北條芳隆 1999「讃岐型前方後円墳の提唱」『国家形成期の考古学－大阪大学考古学研究室10周年記念論集－』大阪大学考古学研究室
- 松田朝由（編）2013『津田古墳群調査報告書』さぬき市埋蔵文化財調査報告第11集 さぬき市教育委員会
- 松田朝由 2013「土器・埴輪の検討」『津田古墳群調査報告書』第2分冊考察篇 さぬき市埋蔵文化財調査報告第11集 さぬき市教育委員会
- 松本敏三・岩橋孝 1983『讃岐青銅器図録』瀬戸内海歴史民俗資料館
- 森下草司 1991「古墳時代仿製鏡の変遷とその特質」『史林』第74巻第6号 史学研究会
- 森下草司 2013「銅鏡の表面」『技術と交流の考古学』同成社
- 山本三郎 2002「阿讃地域の長大型堅穴式石棺の出現について」『論集 徳島の考古学』徳島考古学論集刊行会
- 渡部明夫・藤井雄三（編）1983『鶴尾神社4号墳調査報告書－高松市石清尾山所在の積石塚前方後円墳の調査－』高松市歴史民俗会
- 渡部明夫 1991『讃岐』『前方後円墳集成』中国・四国編 山川出版社
- 渡部明夫 2013『剣抜式石棺』『津田古墳群調査報告書』第2分冊考察篇 さぬき市教育委員会
- 播磨出典 図8-7：渡部・藤井編 1983 図8-8 梅原1933と松本・岩橋 1983より作成

第5節 香川県の前期前方後円墳の展開と石清尾山古墳群

一石清尾山古墳群形成主体は前期讃岐の最高政治権力か—

丹羽 佑一

1 県域の前期前方後円墳群の社会構成的展開（氏族長の墓から部族長の墓へ）（表8-9・10）

県域各地の前期の前方後円墳築造の展開は、前半と後半（4C第2四半期～4C末）では様相が異なる。前半（3C半～4C第1四半期）では、県域各地で前方後円墳群が形成されるが、古墳群は二つかそれ以上の中古墳群から構成される（津田湾古墳群一津田東群・津田西群・長尾古墳群—長尾南群・長尾北群・・・）。石清尾山古墳群では峰山古墳群と稲荷山古墳群が小古墳群に該当するが、峰山古墳群はさらに二つの古墳群から構成されている。群の代表的古墳名をとって猫塚古墳群と鏡塚古墳群と呼ぶ。古墳の築造主体は古代の社会構成単位から氏族が想定される。前方後円墳の被葬者には地域の政治経済の最有力者が想定されているから、築造主体は有力氏族ということになろう。従って、各地の前方後円墳群は前方後円墳小群の集合であるから、形成主体は氏族の集合した部族ということになろう。被葬者のあるものは部族長でもあった。なお、古墳群の形成が低調（高松東部・高松南部・高松西部・県域東端部（現東かがわ市））、あるいは認められない地域（県域西端部（現三豊市・観音寺市））もあった。

ところが、後半になると、幾つかの前方後円墳群は姿を消し、残った前方後円墳群では前半の二つの前方後円墳小群を交互に引き継いで、單期間ではどちらかで1基が築造される。築造主体は前半と同じく有力氏族であるが、被葬者は部族長ということになろう。なお、中期初頭になると現宇多津町以西、前葉では東部の富田茶臼山古墳の他は主要な前方後円墳の築造は認められなくなる。

2 県域の前期前方後円墳群の墳丘の展開（墳丘の規模、形態、資材の決定と承認）

（1）墳丘規模、形態の問題

県域の前方後円墳も発掘調査されたものは少ない。従って、墳丘の形態、規模は測量によって得られた現地形からの推測が殆どである。ここで一番問題になるのは、くびれ部の位置であり、次い

で前方部先端の位置である。従って前方部長、次いで墳長の確定が困難な場合が多い。これらに比較して後円部は主軸に直交した直径は相対的に確定が容易である。『前方後円墳集成』でも後円部径長は主軸に直交した直径に求めている。

以上から、墳丘数値の確実性は後円部径が高く、墳長、前方部長の順に低くなる。従って、本論では墳丘の規模の展開として、後円径長を検討する。また墳丘形態の展開では、墳丘長に対する後円部径の割合を検討する。

（2）後円部径長（表8-8・9・12 グラフA）

後円部径長の差を時期ごとに検討すると、数値の分散—集合の仕方で区分が認められる。各区分には当然ながら複数の古墳が入るが、前期前半では『特』区分が石清尾山古墳群だけに存在する以外は、特定の区分が地域の特定の古墳群に対応することはない。従って、『特』以外の区分は地域の古墳群間の関係を示すものではない。また、各古墳群において、区分の組み合わせ（長1、長2、中、短）が一樣でないのは、区分の組み合わせが群中の各墳の後円部径長関係を反映しているからである。古墳群の形成主体は氏族群（部族）であるから、各墳の墳長は部族内の氏族間の関係によって決定されたことになる。手続きからすれば、県域に想定される一様な墳長区分から、氏族群の構成する政治機構（部族会議と呼ぶ）が氏族間の関係によって後円部径長を選択・承認したということになる。なお、氏族間の関係は、血縁を扼り所とする身分制によって裁定されたと考える。

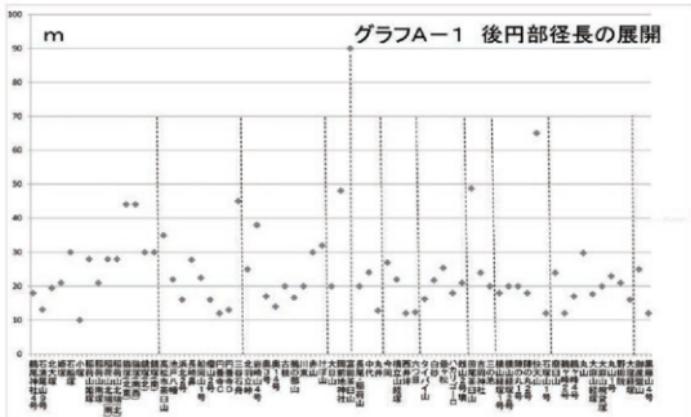
ところが、前期後半になると、石清尾山峰山古墳群を別にすると古墳の築造主体には部族中の特別の1氏族が選ばれる。1部族に1古墳が築造されるのである。後円部径長の長短区分はこの期間においても認められるが、古墳群間の各墳の後円部径長関係を反映したものとなる。古墳群の形成主体は部族であるから、各墳が属する墳長区分は部族間の関係によって決定された。手続きからすれば、県域に一様な後円部径長区分から、部族群の構成する政治機構（連合部族会議と呼ぶ）が部族間の関係によって後円部径長を選択・承認したのである。なお、部族間の関係も、血縁を扼り所とする身分制によって裁定されたと考える。

前期後半に至って、県域に政治機構としての部

図8-7 香川県前期前方後円墳表

古墳名	立地標高	墳丘長	後円部径長	後円部高	後前比高	前方部長	前方部高	前方部幅	くびれ幅	後円部径長/墳丘長%	備考	単位:m	
												後前比高	くびれ幅
鶴尾神社4号	110.5	80	19	3.5	1	21.3	0.6			45	外周設築跡		
石清尾山9号	185	27.4	13.1	1.2	0.3	14.3	0.95	10	5	47.8			
北大塚	195	49	19.5	4.5		20.5	3	10	4.5	48.8			
姫塚	294	43	21	3.6		22	2	13.5	8	48.8			
石船塚	190	57	36	5.5		27	1.8	16	12	52.6			
小塚	290	17	19	1		7	0.5			58.8			
稻荷山巣塚	168	51	29	3.9		23	6.5			54.9			
稻荷山南塚	160	38	21	2.5		17	0.3			55.3			
稻荷山北塚(南)	162	69	28	2.4		22.3	0.7			61.3	東前方部		
稻荷山北塚(北)	162	69	28	2.4		23.3				60.9	北前方部		
鶴塚(北東)	290	96	41	5		24.5	1.8	13		64.2	東東前方部		
鶴塚(西南)	290	96	41	5		27.5	2.4	15		61.5	西西南前方部		
鏡塚(北)	293	79	30	3.6		29	2	9		66.7	北前方部		
鏡塚(南)	293	79	30	3.6		29	2	9		66.7	南前方部		
高松市茶臼山	50	75	35	2.6	0.8	49	1.8	17	11.9	46.7			
宍戸八幡		38	22							57.9			
浜北2号		30	16							53.3			
長崎畠	55.25	45.8	27.8	1	1	22	2	13.6	11.4	59			
船岡山1号		43.9	22.5				24.5			10.8	51.3		
塙山		28	16								57.1		
合子神社		35											
円墳C		29	12								60		
円墳D		29	13								65		
三谷石舟	80	75	45	3.5	1	30	2.5	33	18	60			
北羽立岬	70	42	25						14		59.5		
岩崎山4号	31	61.8	38	6		23.8	3.4	15		61.5			
奥3号	120	37	17×22	3	1.5	15	1.8	10	8	45.9			
奥14号	131	30	14	3		16	0.6		7	46.7			
古桺	80	35	20	2.5	0.85	15	2	12.8	9	57.1			
鶴の頭山	12	34.9	16.6	3	2.2	18.3	0.5	5	4.5	47.5	外周設築跡		
川東	128	39	20	2.75	1	19	1.5	14	9	51.3			
赤山	20	50	30				20				60		
大日山	53	38	20	2.75	0.8	18	1	10	9.2	52.6			
富田茶臼山	66	139	90	15		49	12.5	77	56	64.7			
中代	80	38.7	24.1	2	0.5	14.6	0.5~0.75	12.2	9.3	62.5			
今岡	59	60.5	27	3.5	2	32	2.5	20	18	44.6			
西井坪		29	12								60		
タイイバ山	116.3	31.9	16.2	2.3	0.3	15.7	0.7	67	6	50.2	外周設築跡		
翁ヶ松	92	49.2	25.4	3	1.5	23.8	1.7	18	10.1	51.6			
雄山2号	158.4	33.5	21×19	2	0.7	13.5	0.6	15	8	56.7			
吉岡神社	28	51	24	1	1.3	27	1	28	13	47.1			
横山野塚1号	226	36.5	19	2.5		18.5	1~1.15		5	59.3			
跡の山1号	180	35	20	2	0.5	15	1.5	9	9	57.1			
快天山	80	109	65	8	2	35				65			
磨臼山	99	49.2	24	3.5	2.5	26.4	1.75	10.8	10.8	68.2			
鶴ヶ塚2号	90	27	12	3		15	2.7			44.4			
鶴ヶ塚4号	116	34	17		1	17				50			
丸山	60	52.8	29.8			25.6	1		17.2	56.9			
王墓山	45	36	28	4.5	1.5	18	4.5			60.9			
大麻山経塚	175	36.9	17.7	2		12.5	0.6		7.5~	57.5			
大麻山柄賀塚	221	39	20	2.8	2	19	1		7.5	51.3			
丸山1号	215	43	23	3~		20	2.5		9.4	53.5			
野田院	495	44.5	21	2	1	23.5	1.6			47.2			
大藪経塚	210	32	16	2.8		16				50			
御座塚	55	50	25	3~		25			14.5	50			
黒林山4号	90	30	12	5	2	18	3			40			
青塚	30	43	33	4.5		10				76.7			
ひきご塚	50	44	26	5.7	0.6	18	5.1		16	59.1			

表8-8 グラフA-1



族連合が成立したということになるが、県域一様の後円部径長区分の存在は、前期前半において既に部族の連合があったことを示している。ただ区分の実態は曖昧さを伴っていること、政治機構として、連合に付随するようなものが想定されないことから、緩やかな連合、墓制などの文化領域に限定的な共同体的性格の強いものではなかったかと思われる。なお、後円部径長区分『特』はこの部族連合の代表に相応しい。石清尾山古墳群部族長は前期前半讃岐部族連合長、身分制上『讃岐王』であった。

しかし、前期の半ば、石清尾山古墳群部族長はその地位から外れ、西部、現丸亀市綾歌町域の快天山古墳被葬者が後を襲う。そしてこれ以後、『王』の所属部族は一代毎に変わっていく。この政変は、唯一前方後円墳の被葬者となつた部族長、部族長の墓を承認する連合部族会議を主宰する『王』の権威の増大と明確化に連動するものであった。地域政治権力体制の再編を示すものであった。ところが、この再編には外部政治勢力の介入のあったことが、石清尾山古墳群部族長に引き続く『王』が、特定の部族、伝統的有力部族の出身ではないことからも推測されるのである。外部勢力の第一候補は畿内政権である。当時の列島の最大政治勢力であ

ったこと、前方後円墳の副葬品（鏡、装身具）から、県域各地の有力氏族長、時には部族長との密接なつながりが認められるからである。

(3) 墳丘長と形態 (表8-10～13)

墳丘長にも後円部径長と同様に各墳間で長短の差がある。各期で数値の区分があることも同じである。しかし、数値上、その区分がより不明瞭である。これは墳丘長が後円部径長と前方部長を合わせたものであり、後円部径長に対する前方部長の割合が単一でないからである。県域の前期前方後円墳に後円部径長と前方部長の幾通りかの割合が想定されるのである。このようなことから、墳丘長の展開は後円部径長の展開に準じるものと判断し、ここでは県域の前期前方後円墳の形態の展開について検討する。前方後円墳の形態の特徴を後円部径長と前方部長の割合で示すことが一般的には行われるからである。しかし、前方部の長さを確定することが困難である県域の現状から、ここではこの割合を墳丘長に対する後円部径長で換算して形態の特徴とし、その展開を検討する。

前期前半古相期では墳丘長に対する後円部径長の割合が、45%～50%（7基）、56%前後（2基）、60%～65%（3基—稲荷山北端古墳 中代古墳

白砂古墳)、前期前半新相期では45%～50%(10基)、55%前後(8基)、60%～67%(4基一陣の丸2号墳 円養寺D 猫塚 鏡塚)、前期後半古相期では45%～50%(6基)、55%前後(4基)、60%～65%(3基一赤山 西井坪 快天山)、前期後半新相期では49%(1基)、52.6%(1基)、60%～65%?(5基一三谷石舟古墳 池戸八幡 岩崎山4号墳 北羽立古墳? 横立山経塚?)、中期初頭では44.6%(1基)、53.3%?(岡前地神社古墳)、59%(3基一ヶボ山古墳、長崎鼻古墳、田尾茶臼山古墳)、中期前葉では64.7%(富田茶臼山古墳)となっている(表8-7)。

前期では墳丘長に対する後円部径長の割合は3区分され、これに従って前方部の割合も3区分され、合わせた墳丘長の数値も多様化するのである。これが、墳丘長の区分を後円部径長の区分に比較して不明瞭にした要因である。なお、この後円部、前方部の割合は墳丘形態を数値化したものである。

以上から、各墳の墳丘長は後円部径長と墳丘形態によって決定されたことになろう。後円部径長は前期前半には各地域の古墳群を形成した氏族群(部族)の会議で築造主体の氏族に対し選択・承認された。墳丘形態は、各古墳小群において特定の形態数値区分(後円部径長／墳丘長の区分)が継承されているところから(石清尾山古墳群峰山小群、同稻荷山小群、津田古墳群西小群、東小群等)、古墳築造主体の氏族が自身に固有のものとして決定し、部族会議の承認を得たであろう。

前期後半に至ると、後円部径長が連合部族会議で選択・承認されるようになった事に合わせて、同時に氏族固有の古墳形態(数値)も承認されたと考えられる。前方後円墳が氏族長でもある部族長の墳墓となったからである。

ところが、前期後半新相期に入ると、形態数値区分(後円部径長／墳丘長の区分)の展開に大きな変化が認められる。前期後半古相期に全体の2割(3基)であった数値『60%以上』が7割を占めるに至るのである。ところで、いわゆる『讃岐型前方後円墳』と呼ばれる県域の前期前方後円墳の墳丘の特徴は、低く、先端が壘状を呈する細長い前方部であるが、墳丘長に対する割合が50%前後とされている。従って、ここで検討してきた墳丘形態と対照させると、形態数値の3区分の内、45%から50%と55%前後の2区分の古墳が讃岐型前方後

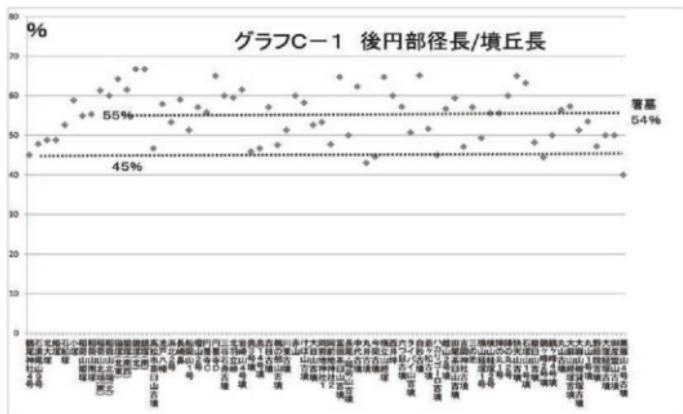
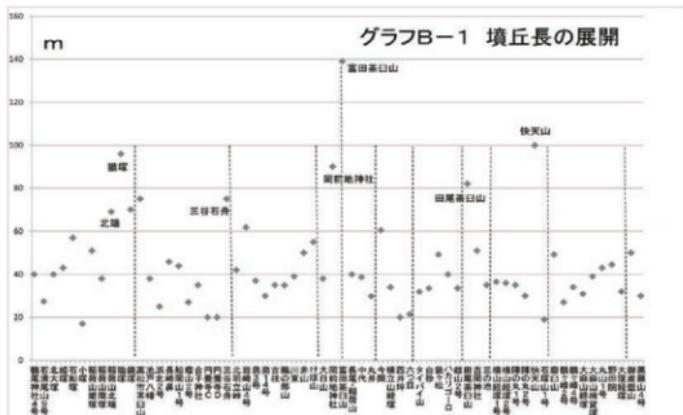
円墳に入り、60%以上は讃岐型前方後円墳から外れてしまうのである。非讃岐型前方後円墳となる。氏族のアイデンティティを示す古墳の形態に大きな変更が迫られたのである。前方後円墳の形態を承認する連合部族会議は『承認』ではなく非讃岐型に形態変更を『勅告』することになったのである。先に後円部径長の展開から、前期半に畿内政権の介入による地域政治権力の再編成を想定したが、その実態をしめすものとして注目されるのである。

なお、石清尾山古墳群の稲荷山北端古墳(図表では北端1号墳)、猫塚、鏡塚は後円径長の卓越から初期の讃岐王墓に想定された。しかし、その墳丘形態数値は60%を越える。讃岐王の墓が非讃岐型前方後円墳なのである。大いなる矛盾であるが、その卓越性に対応する形態の特異性と認識すれば、矛盾の余地はない。そもそもこれら3墳は双方中円墳と呼ばれる特異な形態であり、前方後円墳ではない。60%を超える数値は中円部を共有する二つの前方後円墳(北端(南)・北端(北) 猫塚(北東)・猫塚(南西) 鏡塚(南)・鏡塚(北))と考えて算出した値である。

(4) 墳丘資材

県域の前期前方後円墳の最も顕著な特徴は積み石の墳丘である。ところが、この積み石の墳丘にも2種があつて、前方部、後円部共に積み石の墳丘と、後円部は積み石であるが、前方部は盛り土、若しくは削り出した地山に石を葺く、いわゆる葺石施工の墳丘がある。前方部、後円部ともに積み石の墳丘は意外と少なく、坂出市横山経塚1・2号墳、ハカリゴーロ古墳、高松市石清尾山古墳群だけである。積み石古墳である高松市船岡山古墳の調査では墳丘各所で土砂の利用が観察されている。従って、積み石の前方後円墳に共通する特徴は後円部が積み石墳丘である点に求められる。なお、積み石墳丘の古墳には小型の円墳、方墳も知られる。この積み石墳丘の古墳は『積石塚』と呼ばれ、その築造は石清尾山古墳群では後半新相期まで続くが、それ以外では、前期前半で終了する。中期になると全域において積石塚は消滅する。また、盛り土墳丘の古墳(盛土墳)も存在するが、こちらの築造は前期後半以降も続く。前方後円墳における積石塚と盛土墳の比は前期前半古相期で6(積石塚)対6(盛土墳)、前期前半新相期で11(積石塚)対

表8-11 グラフB-1・C-1



12(盛土墳)、前期後半古相期で4(積石塚)対8(盛土墳)、前期後半新相期で2(積石塚)対5(盛土墳)となっている。

前期前方後円墳群の分布から墳丘資材の展開を検討すると、坂出市綾北平野前期古墳群(古坂出湾前期古墳群)に典型例を求めることができる。古坂出湾では前期に3前方後円墳小群が形成される。金山小群は積石塚であるが、前方部盛り土の爺ヶ松古墳からハカリゴーロ古墳の変遷が推察されている。城山小群は盛土墳で、白砂古墳からタイバイン古墳の変遷が推察されている。離山小群は積石塚である。墳丘素材は小群によって異なり、小群で継承されるのである。この展開は、先にみた墳丘形態数値区分(形態区分)と同じである。墳丘形態数値は古墳築造主体の氏族自身に固有のものとして決定され、部族会議の承認を得た。墳丘素材も氏族に固有のものとして氏族自身で決定され、部族会議で承認されたことであろう。ところで、氏族の墳丘形態数値が前期後半新相期に至って大きく変わったことをもって、墳丘形態が連合部族会議で「承認」ではなく「勧告」されるようになつたことを推測した。墳丘資材では前期後半古相期にすでに大きな変化が認められる。積石塚の割合が減るのである。しかし、この変化は積み石墳丘を採用する氏族の前方後円墳の築造が終了したことによるものであつて、氏族が墳丘資材を変更したものではない。従つて、墳丘形態数値変更にあつたような決定システムの変化は後期後半古相期の墳丘資材には想定できないのである。

参考文献

〔編年〕

徳島文理大学(編) 2014年10月10日『讃岐の前期古墳展～快天山古墳の時代～』丸亀市立資料館

〔基礎的データ〕

寒川町教育委員会・雨滝山奥14号古墳発掘調査団 1992年4月1日『雨滝山奥14号墳』

高松市埋蔵文化財センター 2016年11月19日『稲荷山の積石塚古墳—発掘調査の成果と意義—』

日本考古学協会昭和58年度大会香川県実行委員会 1983年11月『香川の前期古墳』

梅原末治 1993年3月31日『讃岐高松石清尾山石塚の研究』

京都帝国大学文学部考古学研究報告第12冊

近藤義郎(編) 1991年2月25日『前方後円墳集成 中国・四国編』株式会社山川出版社

さぬき市教育委員会 2013年3月『津田古墳群調査報告書』第一分冊 報告篇

高松市教育委員会 2017年3月『船岡古墳群(遺構編)』高松市埋蔵文化財調査報告 第181集

第5節 香川県の前期前方後円墳の展開と石清尾山古墳群

表8-12 グラフA-2～6・B-2～4

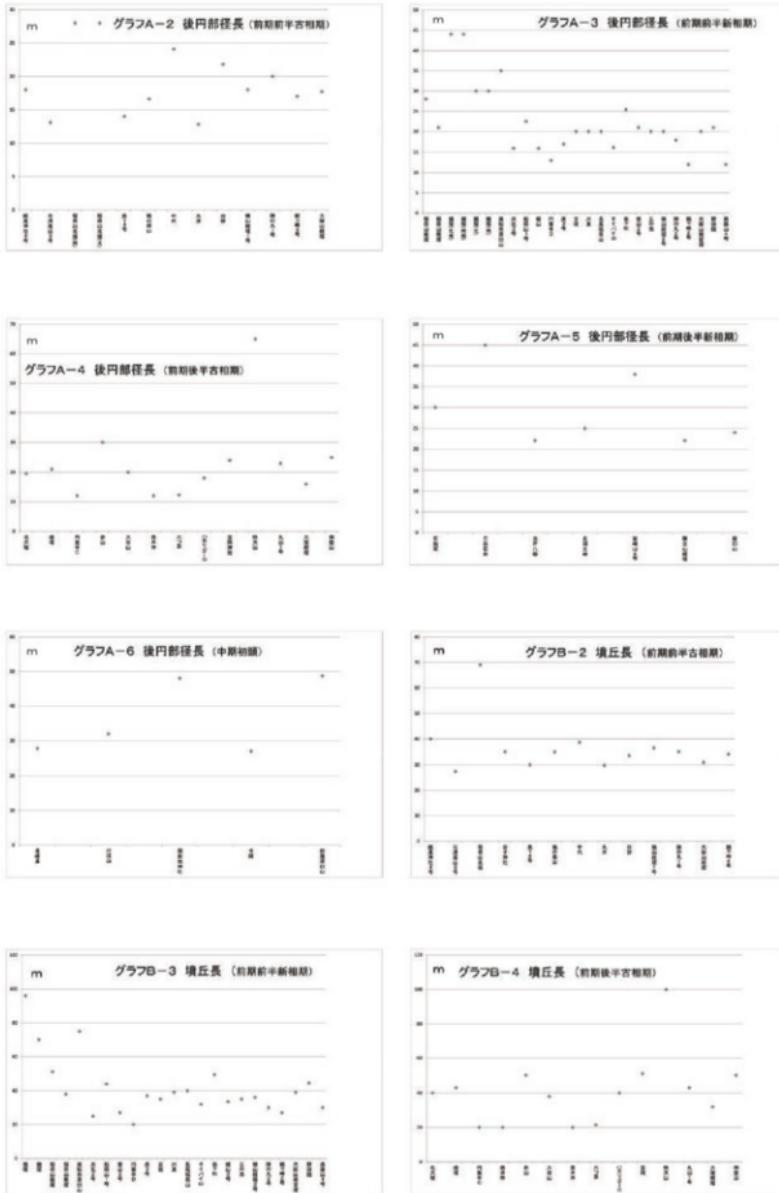
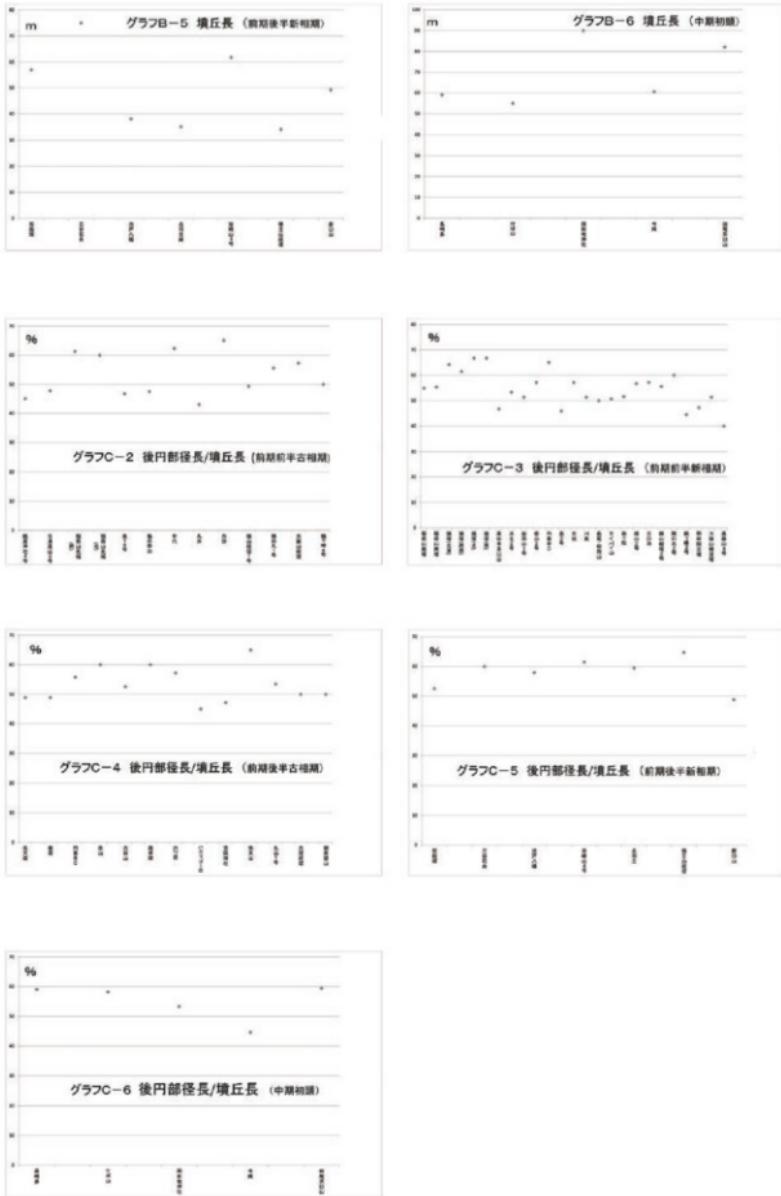


表8-13 グラフB-5~6・C-2~6



第6節 石清尾山古墳群をめぐる二、三の論点

廣瀬和雄

前期の前方後円墳と双方中円墳、ならびに後期の群集墳で形づくられるのが石清尾山古墳群である。前期にはいわゆる首長墓、後期には首長墓でもなく民衆墓でもない、いわば中間層墓という、造営基盤の異質な2類の古墳で構成される。それが石清尾山古墳群の特質をなす。中期の空白も大きな問題だが、本稿では前期にかぎって、古墳時代像の形成につながるような二、三の論点を整理しておく。

(1) 石清尾山古墳群の特徴

石清尾山古墳群の特性の第一。前期の古墳は前方後円墳9基、双方中円墳3基、合計12基。墳丘の長さ50～100mが5基、30～50mが5基、30m未満が3基で、最大は双方中円墳の猫塚古墳の墳長96mで、100mを超えるものは見あたらない。ちなみに、双方中円墳では鏡塚古墳69m、稻荷山北端古墳69m、前方後円墳では石船塚古墳57m、稻荷山姫塚古墳51m、姫塚古墳43m、鶴尾神社4号墳40m、北大塚古墳39.8m、石清尾山9号墳27.4mで、北大塚西古墳と小塚古墳にいたっては20m未満ときわめて小さい。ちなみに、讃岐地域の前期古墳で最大は快天山古墳の墳長100mで、猫塚古墳はそれにつづく。

第二。丘陵に立地することもあいまって、周濠や周堤といった外域施設は設けられない。段築はあるが、時期的に早いのが多いこともあいまって、造り出しや「陪冢」は見あたらない。円筒埴輪は石船塚古墳、姫塚古墳で確認されている。最大の特徴は、墳丘が盛土ではなく礎石を積み上げた、いわゆる積石塚古墳というところにある。加うるに、双方中円墳という、ほぼここだけの特殊な墳形が注意をひく。

第三。埋葬施設や出土品がわかっている古墳は少ない。猫塚古墳には竪穴石槨が数基あって、内行花文鏡2、獸帶鏡1、四獸鏡1、仿製三角縁神獸鏡1、石劍1、筒形銅器3、銅鏡8、銅劍17、铁刀1、鐵劍4、斧1、鑿1、ヤリガンナ1、土師器壺1が出土している。威信財の中国鏡、權力財の武器、生産財の工具という、前・中期首長墓の共通の副葬品で、猫塚古墳だけの特殊性は認めがたい。これら威信財・權力財・生産財は共同体再生產のための道具で、それらが亡き首長のために副葬された、

この一点に前方後円墳の本質が横たわる。

また、石船塚古墳の後円部には割竹形石棺、前方部には竪穴石槨が設けられ、後者からは変形神獸鏡、土師器壺、円筒埴輪がみつかっている。畿内などでは、遺骸の保護・密閉・辟邪の観念の強化をあらわすように、4世紀中ごろに木棺が石棺へと変化する事例が目につく。ただ、畿内中枢の巨大・大型前方後円墳では、削り抜き式の割竹形石棺が組合せ式の長持形石棺になっていくにたいして、讃岐地域では削り抜き式の割竹形石棺が顯著である。

このほか、姫塚古墳では鏡、刀、埴輪などが確認されているし、鶴尾神社4号墳からは方格規矩四神鏡、土師器壺などが出土している。また、稻荷山姫塚古墳や石清尾山9号墳からは壺などの土師器が出土している。

第四。前方後円墳と双方中円墳、11基の古墳は、年代的には1期から4期までにおさまる。ことに「稻荷山に所在する3基の大型の積石塚古墳が全て古墳時代前期でも前半に集中する」。いっぽう、「前期後半になると、稻荷山での積石塚古墳の築造は停止し」、「石清尾山古墳群のなかで積石塚古墳の築造数が収斂していく状況」が看てとれる(高松市埋文センター2016)。さらに、鶴尾神社4号墳、石清尾山9号墳、猫塚古墳、鏡塚古墳なども1～2期に編年される(大久保2013)から、前期前半だけで7基もの首長墓が築造されたようで、単独の首長が一代一墳的に造墓したとみるには基數が多い多すぎる。

石清尾山丘陵を共同の墓域として、ゆるやかな階層性をもった複数の首長が、前方後円墳・双方中円墳を造営した複数系譜型古墳群とみたほうが理解しやすい。つまり、讃岐地域のどこかに統治領域をもった首長たちの結びつきが、石清尾山古墳群として表出されたわけだ。

第五。瀬戸内海を見下ろす山塊への立地が大きな特徴である。海上を航行する船からは、聖なる山塊として認識されていたのか。山塊の麓に港があつて、到着した船から古墳群が遠望できたのであろうか。そこに到来した他所の人びと、そこから出港する讃岐地域の人びとに見せるのが、石清尾山古墳群の大きな役割であったとみても大過はないようだ。

(2) 積石塚古墳にみられる前期古墳の多様性

大量の塊石を積み上げたいわゆる積石塚と、中円部の両側に方形部が付く双方中円墳が、石清尾山古墳群の大きな特徴をなす。すなわち、盛土墳とは異なる「水平テラスと垂直な段からなる階段状の外観」と、他の地域と共に通する「前方後円墳」という墳形」が織りなす「独自性と共通性が積石塚古墳のキーワード」(高松市理文 2016) になっている。積石塚古墳については、次の四つの論点を挙げる。

第一。讃岐地域を中心としつつ阿波地域にも拡がる積石塚古墳だが、弥生時代終末期には徳島県萩原1号墓や同足代東原積石塚古墳群などで、和泉砂岩を積んだ墳墓がみつかっている。後者は「和泉砂岩礫の扁状地上に立地しており、和泉砂岩礫で築くほうが利点が大きい」との指摘がなされている(徳島県博 1992)。ただ讃岐地域では積石塚墳墓は未確認だし、阿波地域のものもさほど普遍的とは言いがたい。弥生墳墓の伝統は否めないが、それが積石塚古墳をどのように規定しているかはよくわからない。

第二。そうした内在的要因にたいして、外在的要因として注目されてきた高句麗では早くから積石塚がつくられている。中国集安の将軍塚古墳などに代表される4～5世紀のものは、基底部から墳頂まで礫石を盛って墳丘を形成し、花崗岩切石の化粧石を垂直にちかい角度で、何段にも階段式に積んだ方墳である。下段の化粧石には巨大な立石を立てかけ、上段には横穴式石室が設置される。たとえば、大王陵古墳は一辺66m、高さ15mの方墳で、各辺に各5個の花崗岩の立石を立てかけ、最上段に花崗岩切石を組み合わせた横穴式石室を構築する。もっとも、それがどこまで遡及するかは不明である。

石清尾山古墳群では3世紀中頃の1期から、いわば墳丘の芯をなす礫石の外側に数段にわたって板石をほぼ垂直に積むが、花崗岩切石の化粧はない。高句麗のような方墳ではなく、前方後円墳や双方中円墳と円形原理に基づく墳形である。

さて、花崗岩の切石加工というと、堂塔の礎石をはじめ飛鳥・白鳳時代の寺院建築に付随してきた、と一般的にはみられがちだが、数は少ないものの4世紀にも一部、採用された事実がある。大阪府松岳山古墳の長持形石棺の一部、京都府蛭子山古墳の舟形石棺、同作山1号墳、同妙見山古墳、山梨県大丸山古墳の組合せ式石棺などがそうである。

もっとも、こうした技術はその後は継承されずにいったん姿を消す。

この時期、近隣諸国で硬質の花崗岩を整形加工していたのは高句麗だが、広開土王碑文などによれば、391年の前後には高句麗と倭国は敵対的関係にあった、とみなされている。しかし、倭国のこれらの古墳は4世紀前半から中頃に築造されたもので、こうした事態に立ちいたる少し前とみられる。従って、彼我の間に石工をふくめた技術的な交流があった、とみても不思議ではない。石清尾山古墳群の積石塚も、こうした流れとはいがいに無縁とは言えない。

第三。ほぼ全山が塊石で覆われた石清尾山の自然条件に基づく、との見方もつよい。そこここで手軽に獲得できる塊石を、土砂の代わりに積み上げて墳丘を形成したというものだ。石清尾山古墳群研究の基礎を築いた梅原末治氏は、「吾人の所論は從来の直接的な半島石塚との連鎖の肯定に代えるに、本邦高原宮造期に於いて所在地の地理的条件に其の特殊な石塚出現の主な理由を見んとするに外ならぬ」、つまり「所在地の特殊な地理的事情に依って表はれた盛土墳の一の変形として、其の性質を解する」と言う(梅原 1976)。

第四。遠望した場合の外観だが、礫石を葺いた古墳と決定的な差異は見いだしがたい。「古式の盛土墳の外部を葺くに礫石を以てした設備の如き其の原型を遺存するものにあっては一見石塚と外観を同じくする」(梅原 1976) や、積石塚の「発生期における様相は、盛土墳との類似点が多く、当初墳丘を石で築くことと、土によるこの差異にそれほどの意味があつたとは思えない」との指摘がある(玉城 1985)。端的にいって、いざれも「石の山」である。積石塚の前方後円墳はけっして特異とは言いがたい。ちなみに、前期では墳長120mの奈良県中山大塚古墳や直径27.5mの円墳、愛知県尾張戸神社古墳の葺石は、分厚くて幾重にも積み重ねられ、積石塚古墳に通じるものがある。

付記しておきたいのは、段築や葺石の外部表飾を完備した前期古墳は畿内などでは一般的だが、そうではない地域も頗著だ、という事実である。ことに、東日本諸地域では一部を除くと外部表飾のない、いわゆる土鶴頭のような墳丘が通常の景観を呈している。すなわち、石清尾山古墳群の積石は礫石を葺いた墳丘と共通するが、「土鶴頭」的な

墳丘とは大きな差異を見せる。むしろ、こちらのほうは特筆されるべきではないか。

次に双方中円墳だが、特異な墳丘形式なのと言うまでもない。類似したものは大和・柳本古墳群に、墳長152mで長持形石棺をもった4期の櫛山古墳があるぐらいだ。2段築成の後方部では、東西3.4m、西辺約5mに封土を垂直に掘り込み、上部から白礫層（厚さ約80cm）、細砂層（厚さ13cm）、赤色細砂層（酸化鉄を混ぜた厚さ5cm）、黄赤色粘質土と黒褐色粘質土（厚さ20cm）を敷き詰め、暗渠がとりつく「祭場」が設けられる。鉄劍、鉄斧、碧玉管玉、石釧、車輪石、土製品（石釧、車輪石、銀形石）、土師器などが出土している（奈良県教委1989）。造り出しが定型化する以前の祭祀場ともみることができるが、石清尾山古墳群ではいまのところ認めがたい。従って、彼の関連性は不明確である。

墳形の多様性が倭國の古墳を特徴づける。古墳時代前期では前方後円墳、前方後方墳、円墳、方墳に加えて双方中円墳がある。どうして双方中円墳が石清尾山古墳群に集中しているのかという大きな問題は今後の課題として、いまは古墳時代前期の多彩な墳形の一つとして双方中円墳をみておくにとどめざるを得ない。

さて、積石塚のような個性的な古墳は、「前期古墳は地域色豊かで多様的だ。前期の各地首長層の自立度は高い」といった論調のいわば代表格とみられ、「各地の首長層にさほど政治的差異がなかった古墳時代前期を経て、中期には畿内首長層が政治的に卓越し、幾多の反乱を制して列島支配を貫徹する。その先に律令国家が成立する」という古墳時代をめぐる代表的ストーリーの一つのベースをなす。別稿で述べたので詳しくは省略するが（広瀬2013c）、多様性についてだけ少し述べておく。

畿内中枢の大和川水系でも、前期前方後円墳の墳形はさほど斉一的ではない。大和・柳本古墳群の巨大前方後円墳では、1期の箸墓古墳以降、西殿塚古墳、行燈山（崇神陵）古墳、渋谷向山（景行陵）古墳の前方部は、前端が拡がって高くなっていくバチ形の系譜をひく。いっぽう、近隣の桜井茶臼山古墳やメメリ山古墳の前方部は拡がらない柄鏡形だし、周濠をめぐらさない。下池山古墳など前方後方墳もつくられているし、西山古墳にいたつては下段は前方後方形、上段は前方後円形と特異な墳形である。

それよりも実のところ、各地の後期古墳のほうが多様である。前方後円墳の墳形は、後円部よりも前方部が広いもの、拡がらないもの、周濠を持つものもたないもの、それも馬蹄形や前方後円形や長方形の形状があつたり、というふうに。西日本では進行している円筒埴輪列や形象埴輪が東国では盛行したりもする。さらに、横穴式石室の形式にいたつては、玄室の平面形や立面形、閉塞の仕方、自然石や切石というふうに、千差万別といった情況を呈している。ところが、その背景はあまり言及されないし、「在地の自律性云々」は後期ではほとんど説かれない。

中期首長墓における斉一度の高さに注目すべきだ。墳丘の3段築成、円筒埴輪列や葺石、馬蹄形周濠と周堤といった外部表飾を完備した大型前方後円墳が、それまでの前期前方後円墳とは一線を画した様相で築造される。讃岐地域では5期の富田茶臼山古墳がそうだが、そこには在地首長の意志を超える強い力が働いているように見える（広瀬2015a）。

（3）首長的結合をしめす複数系譜型古墳群

石清尾山古墳群のように複数の首長が一定期間、かぎられた場所（共同墓域）で古墳を營造したものを複数系譜型古墳群とよぶ（広瀬1987・1988）。讃岐地域の広域におよぶ複数の首長の誰かが、みずらの領域を離れて前方後円墳などをつくっているわけだ。そこには、強い首長同士の結びつきが表出されている。

大和川水系にいとなまれた畿内5大古墳群—奈良県大和・柳本古墳群、同佐紀古墳群、同馬見古墳群、大阪府古市古墳群、同百舌鳥古墳群—が、複数系譜型古墳群の代表格である。そのほかには前期では大阪府玉手山古墳群、宮崎県西都原古墳群などとともに、香川県の津田古墳群や石清尾山古墳群など、後期では宮崎県紙園原古墳群、島根県出雲古墳群、千葉県の内裏塚古墳群、同龍角寺古墳群、同宮中野古墳群、同城山古墳群や、茨城県玉里古墳群、栃木県しもつけ古墳群、埼玉県さきたま古墳群などがある。

大和・柳本古墳群には一部の後期古墳を除いて、前方後円墳26基、前方後方墳5基、合計31基の前期古墳が集中している。墳長が200mを超える巨大前方後円墳は前述した4基があるが、接続した

桜井茶臼山古墳などを加えると前期の巨大前方後円墳は6基を数える。さらに超100mの大型前方後円墳・前方後方墳が19基もある。そこからは<凝集性・巨大性・階層性>という特性が抽出される。

副葬品でも傑出したものが目立つ。墳長132mの前方後円墳の黒塚古墳からは、33面の三角縁神獸鏡と両文帶神獸鏡あわせて中国鏡が34面、鉄刀1、刀劍類25以上、鐵鏃170以上、鉄斧8、ヤリガンナ、鉄製儀仗などが、大和天神山古墳からは23面が、桜井茶臼山古墳からは81面分の銅鏡片が、メスリ山古墳からは212以上の鉄槍が、それぞれ出土している。地方の首長墓の追隨を許さない。後述する「もの」の再分配システムともかかわるが、大和川水系首長層の中央たる所以の一つは、こうした莫大な各種財の集積にある。

おなじく大和川水系では、おおむね墳長70～110mの前方後円墳が13基、集中している玉手山古墳群がそうだが、地方では宮崎県西都原古墳群に墳長40～80mほどの前期前方後円墳が20数基、集中していく、4～5人ほどの首長が共同墓域を形成した複数系譜型古墳群とみなしうる。讃岐地域の津田古墳群は、津田湾を眼下におさめた丘陵の直線距離にして3kmほどの狭い範囲に、墳長30～60mほどの前方後円墳12基に加えて3基の円墳が築造される。広義の複数系譜型古墳群といえそうだ。

これらをみると、石清尾山塊に墓域を集結させた首長層は、墳丘規模では西都原古墳群や津田古墳群と同レベルで、首長墓同士の階層性もあまり大きくはない。大和・柳本古墳群とは<凝集性・巨大性・階層性>の面で、比較の対象にならないほどの懸隔がある。

首長墓の偏在が、古墳時代の一つの特性をなす。奈良盆地各地に蟠踞した数人の有力首長が、大王を共立して一大政治集団の勢成一首長層の幅広い結びつきとその強さを、一定期間、見せつづけるのが大和・柳本古墳群である。それはまさしく中央政権を称揚するものであたし、古墳群総体として<目で見る王權>として働く。規模こそ違うが石清尾山古墳群も同様で、在地での首長同士の結びつきの可視的モニュメントとして機能したのである。

(4) 丘陵で見せる海浜型前方後円墳

海やラグーンに臨んで海運を意識した前方後円

墳などを、海浜型前方後円墳とよぶ（かながわ2015）。石清尾山塊につくられた前期の古墳群が、瀬戸内海運を意識していたのはほぼ動かないが、相似した二、三の事例を挙げておく。

大分県小熊山古墳は、墳長約120mで2期の前方後円墳。3段築成で葺石や初期の円筒埴輪や壺形土器をもつ。隣接した5期の御塔山古墳は直径約75mの円墳で、100年強の時期的空隙をみせて築造される。大分湾と周防灘を一望下する立地だが、水田稲作にふさわしい平野は周辺には拡がらない。墳長198mの京都府網野銚子山古墳と墳長190mの同神明山古墳は、日本海沿岸の潟湖に面してつくられた4期の巨大な前方後円墳で、周辺にはまとまった可耕地は存在しない。大阪湾岸の浜堤に立地した1期の兵庫県西求女塚古墳は、葺石をそなえた墳長約95mの前方後方墳で、後方部の堅穴石櫛には中国鏡12面、小札革綾冑、鉄刀・剣10以上、鉄矛・鉄槍40以上、鐵鏃約50、盤、鉄斧、短冊形鉄斧などを副葬する。神奈川県長柄・桜山古墳群は相模湾を見下ろす丘陵に、4期に相次いで墳長90mと88mの2基の前方後円墳が造営される。2号墳は段築、葺石、円筒埴輪、壺形埴輪をもつ。太平洋を見下ろす茨城県鏡塚古墳は、墳長106mの4期の前方後円墳で、特徴的な円筒埴輪をならべ、長さ8mの粘土櫛には変形四獸鏡1、内行花文鏡1、石劍6、鉄刀1、ヤリガンナ、鉄斧、刀子、鉄鎌、滑石製模造品（短冊斧、有袋斧、刀子、鎌、盤、鏡など）が副葬されていた。ちなみに、東国の前期古墳には、段築、円筒埴輪列、葺石という墳丘の外部表飾はごく稀だが、海浜型前方後円墳にはそれらが備わっている。これらにくらべると、石清尾山古墳群の前方後円墳はいさか劣性である。ただ、複数の首長が一定期間、おなじ山塊で積石塚を造墓をつづけたのが特徴である。

さて、前方後円墳は一言で言うと見せる墳墓である（広瀬2003）。一人や数人の埋葬には大きすぎる墳丘、葺石や円筒埴輪など（時・空的な変化はあるが）の装飾的な墳丘、交通要衝への立地など、多数の人びとに見せるのが第一義的な墳墓である。そのため首長層の領域のなかでも、<見せる>ために最大効果が得られる場所が選ばれる。

なにを見せるのか、一つは共通性である。各地域での弥生墓制との懸隔をもちつつ、共通性をもたらす前方後円墳祭祀に基づき、首長同士の広域

的な結びつきを見せる。すなわち、首長層のくわれわれ意識〉、集団的帰属意識やイデオロギー的一体性が、前方後円墳にあらわされ、そこから「首長同盟・首長連合」といった政治体制が標榜される。ちなみに、前方後円墳祭祀とはく亡き首長がカミと化して共同体を守護するという共同観念〉だが、この場合の共同体とは農耕共同体と支配共同体の二つで、後者に重点が置かれる。

いま一つは、墳長 486 m の大山(仁徳陵)古墳から、墳長 20 数 m の小型前方後円墳にいたるまで、各時期をつうじて首長層の政治的序列を墳丘の形と大きさで見せる。〈領域・軍事・外交・イデオロギー的一体性をもち、大和政権が運営した首長層の利益共同体〉としての前方後円墳国家のメンバー・シップを体现している。いわば、〈目で見る王権〉としての機能を発揮する。

〈共通性と階層性を見せる墳墓が前方後円墳〉。それは同質性と差異性を見せる、と同義で、350 年間、前方後円墳の属性でありつけた。共通性に注目すれば「同盟・連合」の側面が、階層性に照射すれば「服属」の側面が前面に出てくる(広瀬 2013 c)。

石清尾山古墳群をはじめとした海浜型前方後円墳をみると、古墳時代の交通—「もの」の交易と人びとの往来—は海運が重視されたようだ。水運のなかでも、どちらかといえば河川交通が首長層の領域におさまりがちなのに対して、海上交通は地域を超える遠距離交通—畿内と讃岐、北部九州と讃岐など—が中心になる。港に到着した、これから出港する人びとに、海運を握った首長層の勢威を見せつける。

それと関連して古墳時代首長の職務についてである。食料増産や祭祀の共同体内部と、交易や戦いといった共同体間の任務があるが、海浜型前方後円墳からすれば交易もふくめた交通の管掌が第一義的だったのは推測に難くない。すなわち、大和川水系の有力首長層が主掌する、汎列島的な「もの」と人のネットワークが古墳時代には成立していて、それをスムーズに運営することが各地の首長層の重要な役割であった。そのような中央一地方の関係性を、政治的に表象するモニュメントとして前方後円墳が造営されたのである。それはまさしく、時代の一新を多数の人びとに見せつけたのである。

いっぽう、内陸でも同様の事態がある。3 段築成・葺石・円筒埴輪・造り出し・周濠・外堤などの外

表施設を完備した大型前方後円墳の香川県富田茶臼山古墳、三重県御墓山古墳、兵庫県雲部車塚古墳、岡山県造山古墳などは広大な平野の真ん中には位置していない。むしろ、その縁辺で平野がもっとも狭まるような、そこを通らざるを得ないような交通の要衝に築造される。見せる墳墓としての特性を際立たせる立地からしても、その交通は在地だけの狭いものではなく、広域におよぶ動きとみなしうる。各地の人びとはこれらの背景に中央政権を見ている。前方後円墳はまさしく〈目で見る王権・可視的な国家〉なのだ。

(5) 中期にはつづかない前期の首長墓系譜

石清尾山古墳群の首長墓は前期に終始して、中期にはつづかない。この山塊に墓域を求めた複数の首長が中期には没落したのか、あるいは他所に墓域を変更したのか。おなじ讃岐地域の津田古墳群でも同様の現象がみられる。ここでは、海上交通に携わった複数首長が造営した前方後円墳・円墳 12 基が 1 ~ 4 期にかけて築造されるが、前期だけで造墓活動が終息してしまう。中期初頭にはやや内陸に入ったところに大型前方後円墳、墳長 139 m の富田茶臼山古墳がつくられ、複数の首長墓が統合されたようだ。

いくつかの留保がともなう。第一は石清尾山古墳群でもそうだが、多数の首長墓系譜が前期末ごろに、ほぼ一齊に造墓を呈したというわけではない。大久保徹也氏によれば、讃岐の前期前方後円墳(双方中円墳も含む)は 61 基あるが、中期は帆立貝型前方後円墳を含めて 12 基に減少し、後期はさらに稀少で 4 基しかない。しかも、前期の「61 基のうち 43 基までが前半期に位置づけられる可能性が高い」(大久保 2006)。前方後円墳を造営する首長層が、前期後半にかけて選別されていったのか。第二は富田茶臼山古墳は一代かぎりで、その後、首長墓系譜としての順調な動きをしめさない事実である。

これら二点をみても、在地の自律的な動きだけで「統合」がなされた、との見解には疑問符が出される。たとえば、西都原古墳群でも 20 数基の前期前方後円墳が、5 期には女狭穗塚古墳(176 m)、男狭穗塚古墳(155 m)の一系譜に統合される(柳沢 1955)が、その後、首長墓は途絶し、後期後半頃まで空白が生じる。先述した御墓山古墳や雲部車塚古墳なども一代かぎりだし、巨大な造山古墳

と作山古墳も2代づくだけである。いわば安定さを欠くこのよう現象が、はたして在地首長層の自律的な動きだけで説明できるのかどうか。

首長墓の系譜が4世紀末ごろに途絶したり、墳形を変更させたり、畿内の色彩の濃厚な大型前方後円墳に統合されたり、という現象が目につく。さらに、前方後方墳は出雲地域などを除いて姿を消し、前方部が矮小化された帆立貝形前方後円墳が登場する。かぎられた地域だけをみていると、各地域の在地首長層の「榮枯盛衰」をあらわす、との解釈も成り立つかもしれないが、広域におよぶ事象ともなると、それでは通用しないのは明白である(広瀬2015a)。

東北南部から九州南部にいたる汎列島的な動向だから、各地の個別的な要因ではなく対外的要因とみるのが妥当であろう。4世紀末ごろといえば、「広開土王碑文」に象徴される高句麗が遼上にのぼるのも異論はないさうだ。詳細は省略するが、日本列島で自給できない金属資源、ことに鉄素材のルート確保のために、高句麗の南下に対抗した朝鮮半島への出兵が、その契機となつたとみたい。金官加耶の王墓と目される大成洞古墳群での倭製儀器一巴形銅器、筒形銅器、碧玉製鐵の副葬、新羅王の金冠を飾った糸魚川産ヒスイ勾玉、航海安全を海神に祈った沖ノ島祭祀などが、その傍証になる。対朝鮮外交に対応した中央政権の地方政策が、4世紀末ごろに集約される列島首長墓系譜の消長を規定した。石清尾山古墳群の終焉も、そうした動きと密接不分离の関係をなしていたのである。

(6) 石清尾山古墳群の時代

石清尾山古墳群を造営した首長層については、かつて「前方後円墳国家—「もの」・人の交通を中軸にした首長層の利益共同体の一員として、讃岐首長層は重要な有力な地位を占める。①石清尾山首長層は、讃岐の首長層(水運に長けた海民)を統括し、対外交渉(南部朝鮮からの鉄素材)を担当した首長層では?②各地の首長は人を供給し、それにたいして「もの」を獲得した。…中略…4世紀末に政治的再編があった。讃岐首長層の地位が低下したのでは…」と述べた(広瀬2013)。

古墳時代には東北南部から九州南部におよぶ、各地域で自給できない鉄・塩などの「もの」や、高度な技術をもった人びとの獲得をめぐっての首長ネットワークが成立していた。1期からくもの・人・

情報のネットワークに基づく首長間の遠隔地交通があつて、各地の地域社会はけつして閉ざされてはいなかつた。

三角縁神獸鏡や腕輪形石製品などの副葬品で明らかなように、いったん中央に集積され、そこから各地首長層に配布されるという再分配システム、「もの」の分業生産と流通の枢要を中央政権が押さえるという仕組みが、古墳時代には確立していた。すなわち、「もの」と「もの」、「もの」と人の交換を基軸にした交通諸関係という共通利益を維持していくために各地首長層が結集していたのである。ただ、そこで生ずる利害対立を調整しなければそのシステムはスムーズに存続しない。

圧倒的な武力をそなえた大和川水系の有力首長層が、その役割を担つた。列島首長層の利益共同体を、大和川水系の有力首長層が運営したのである。石清尾山麓のそこここに形成されていたであろう港を見下ろす、あるいは見上げた箇所に積石塚が築造されていた石清尾山首長層も、それに参画していたことは間違ひなかろう。

さて、広域にまたがる首長間の交通が、各地の首長同士の自発的な意志で、いわば自律的に運営されていたのかどうか。さらに言えば、前方後円墳などの墳墓様式がそのような首長間の、いわば「自由な」交通を表していたのか。

前方後円墳に代表される首長墓の造営が、はたして在地首長の意志に基因するのかどうか。「各地でそれぞれ力を蓄えた首長が、みずから勢威をあらわすために古墳を造営した」が通説だが、上述してきた首長墓系譜としての「不自然さ」にあいまって、前方後円墳を通底する共通性と階層性をいかに見るか。古墳時代をつうじて地域性をもちつつも共通的な墳墓様式が各地で營造され、その頂点にはたえず大和川水系の前方後円墳が聳立していることをどうみるのか。あるいは前代の墓制とは一線を画する墳墓のほぼ一齊の出現と終息をどうみるのかなど、一つの鍵になる。もっと言えば、地域社会で首長が成長したとして、どうして莫大な「経費」のかかる前方後円墳をつくらねばならないのか。それも一齊的な墳形に代表される(埋葬施設や副葬品の組合せなども同様)汎列島的な墳墓形式を採用したのか、といった疑問である。

前方後円墳に媒介された関係性をどうみるか、それが基本的な課題である。詳しくは別稿に委ねた

いが、端的にいうとく中央と地方の政治秩序を見せるのが前方後円墳である。つまり、前方後円墳は3世紀中ごろから7世紀初めごろまで、可視的な政治秩序として機能しつづけたのだが、く中央政権の方針政策を体現したのが前方後円墳であるとみたほうが、各地の首長墓系譜における「不自然さ」を整合的に解釈できる。ただ墳丘や埋葬施設などの多彩な地域的特徴をみるとかぎり、中央首長層だけでなく地方首長層の意志もそこには貫かれていたうなうので、中央と地方の二重の意志関係を表出したのが前方後円墳ということができる。言ってみれば、各地の首長墓は前代とのつながり、中央とのつながり、この二つの結びつきをあらわしていく、そうした時・空的な前方後円墳連鎖が地方首長層の政治的正統性を保証した、とみても大過はなさそうだ。

そういうふうにみると、時期の下降とともに石清尾山古墳群での首長墓造営が減少していくのは、石清尾山首長層の政治的地位が劣化していったとみなさざるを得ない。前期には瀬戸内海運が、中央政権にとっての重要課題であって、「もの」と人の交通にとって、この地域の航行に長けた海民の役割は大きかった。従って、彼らを掌握していた石清尾山首長層の地位も高かつたが、中期にはそれが低下していく。中央政権の讃岐統治の方式が変更されたようだが、その原因は奈辺にあるのだろうか。そこには、3～5世紀の日本列島の政治動向の理解が深くかかわっている。

参考文献

- 梅原末治 1976 『讃岐高松石清尾山石塚の研究』京都帝國大學文学部考古学研究報告第12冊
- 大久保徹也 2006 「概況・讃岐の前期古墳」『香川考古』第10号特別号 (香川考古刊行会)
- 大久保徹也 2013 a 「讃岐の前期古墳—石清尾山と船岡山、高松平野の二つの古墳群—」『シンポジウム・高松平野の前期古墳を考える 資料集』高松市教育委員会・徳島文理大学文学部
- 大久保徹也 2013 b 「津田満・津田川流域の前半期諸古墳の築造動態とその評価」『津田古墳群調査報告』さぬき市教育委員会
- かながわ考古学財団編 2015 『海浜型前方後円墳の時代』(同成社)
- 高松市埋蔵文化財センター (編) 2016 『船岡山の積石塚古墳

一発掘調査の成果と意義―

- 玉城一枝 1985 「讃岐地方の前期古墳をめぐる二、三の問題」『末永先生米寿紀年獻呈論文集』
- 徳島県立博物館編 1992 『四国の古墳』
- 奈良県教育委員会編 1989 『桜井茶臼山古墳 附瀬戸山古墳』
- 広瀬和雄 1987・1988 「大王墓の系譜とその特質 (上)(下)」『考古学研究』135・136
- 広瀬和雄 2003 『前方後円墳国家』(角川選書、2017年に中公文庫)
- 広瀬和雄 2013 a 「石清尾山古墳群の歴史的意義—3・4世紀の日本列島の政治構造を探る—」『シンポジウム・高松平野の前期古墳を考える 資料集』高松市教育委員会・徳島文理大学文学部
- 広瀬和雄 2013 b 「終末期古墳の歴史的意義—7世紀の中央政権の地方統治—」『国立歴史民俗博物館研究報告』第179集
- 広瀬和雄 2013 c 『古墳時代像を再考する』(同成社)
- 広瀬和雄 2015 a 「中期古墳とその時代」『季刊考古学別冊』22
- 広瀬和雄 2015 b 「海浜型前方後円墳を考える」『海浜型前方後円墳の時代』(同成社)
- 広瀬和雄 2017 「但馬・大蔵古墳群の歴史的意義—中央政権の交通政策をめぐって—」『同志社考古』第14号
- 松本豊風・秋山忠・藤好史郎・真鍋昌宏編 1983 『香川の前期古墳』日本考古学協会昭和58年度大会香川県実行委員会
- 柳沢一男 1955 「日向の古墳時代前期の首長墓系譜とその消長」『宮崎県史研究』9

第9章 石清尾山古墳群の評価と調査成果の位置づけ

第1節 石清尾山古墳群の概要と稲荷山に所在する積石塚

石清尾山古墳群は、高松平野の北側臨海部に所在する石清尾山山塊上に築かれた、古墳時代前期の積石塚と、後期の盛土墳からなる古墳群である。石清尾山山塊は谷を挟んで大きく3つの丘陵（峰山・稲荷山・淨願寺山と呼称）で構成される（図9-1）。前期の積石塚は、主に峰山と稲荷山の尾根上に展開する。前期を通じて築造された結果、前方後円墳9基、双方中円墳3基、円墳17基、方墳1基が認められる⁽¹⁾。この他、滅失により形状不明のものが15基存在した。築造数及び墳丘規模のいずれをとっても、前期で最大の積石塚古墳である。文字どおり石積みによる墳丘構築を行い、特に外表は入念な石積みによって垂直壁と水平テラスからなる特徴的な階段状の外観を呈する点が最大の特徴である。現在、峰山に所在する10基の積石塚が国史跡に指定されている。

本書で取り扱うのは、稲荷山に所在する積石塚である。既往の調査において、稲荷山には前方後円墳2基、墳形不明墳1基、円墳6基が所在することが把握されていた。今回の分布調査によって、前方後円墳2基（稲荷山姫塚古墳・稲荷山南塚古墳）、墳形不明墳1基（稲荷山北端古墳）については、既指定の積石塚と比較しても遜色ない規模であることが推定できたことから、史跡石清尾山古墳群への追加指定を目指し、調査を実施した。また、稲荷山南塚古墳に隣接し、一体的な形成が想定される稲荷山南塚北古墳も調査対象とした。調査は、墳形・墳丘規模・築造時期の3点を明らかにすることを主たる目的とし、併せて墳丘構造についての所見を得ることにも積極的に取り組んだ。

第2節 各古墳の調査成果

稲荷山姫塚古墳は、墳長約51m、後円部の直径約28mの前方後円墳である。なお、後述する前方部の基盤積石の最下段までを含めた全長は54mを測る。三又する尾根の最高所に後円部を配す一方、前方部を傾斜の緩やかな南側尾根に向けず、急勾配で下降する西側に向ける。墳丘構築が相対的に困難

な地形をあえて選択しており、墳丘を見せる方向（南西側の平野部か、図9-2）を意識した意図的な選択であると考えられる。この急傾斜の克服のため、基盤積石と呼称した石積みによる前方部基盤の高さ調整を大規模に行っている。基盤積石上に前方後円形の墳丘を構築した結果、前方部前端では基盤から約6.5mを超える階段状の立体的な石積みが築造された。群中で最も立体的な積石である。また、多種多量の埴輪の出土が特筆される。壺形埴輪A類⁽²⁾のほか、外反する二重口縁に筒型の胴部を有し、「船岡山型円筒埴輪」（大久保2013a）と高い共通性を有する資料、器台形を呈する脚部、二条突帯を巡らせる胴部片も確認できる。接合状況が良好でないため、全体の器形が判明する資料に乏しいが、壺形埴輪A類には鶴尾神社4号墳・墓塚古墳に類例が認められる、内傾する頭部から直線的に外に開く口縁部を有する資料と、頭部から上方が強く外反する資料が認められる。普通円筒埴輪は認められない。先端が強く外反する前方部の平面形状、安山岩板石垂直壁と塊石垂直壁による二重構造を有する外表構造（III-a類）⁽³⁾、壺形埴輪A類と船岡山型円筒埴輪との共通性が高い資料が認められ、普通円筒埴輪を有さない点から前期前半新相⁽⁴⁾に比定できる。

稲荷山北端古墳は、今回の調査により双方中円墳であることが明らかとなった。双方中円墳は、全国で4例目の確認で、うち石清尾山古墳群に3例が集中する。残る奈良県天理市櫛山古墳は方形部の形状が対称でなく、異なる墳形と考えられるため、対称な方形部を有する双方中円墳は石清尾山古墳群に特有の墳形であると言える。墳丘規模は、全長約69m、円丘部の直径約28m、北側方形部は一部欠損しているが長さ約21m、南側方形部の長さ約20mである。尾根の北端に位置し、両方形部は尾根線に沿って配置される。埴輪類は一切出土しておらず、元来墳丘上に配置されていなかった可能性が高い。方形部の幅狭で撥形に開く平面形状と低平な側面観、同一段に板石と塊石を横積みで併用する外表構造（I-b類）から、前期前半古相の築造時期が考えられる。

稲荷山南塚古墳は、全長約38m、後円部の直径約21mの前方後円墳である。緩やかな尾根稜線の中程に位置し、尾根の上方に向けて前方部を配す。平板な前方部の前端を大振りだが1段のみの石列で

表9-1 主要古墳一覧表

古墳名	時期 (古墳時代)	エリア	墳形	墳丘	規模 (m)		
					全長	後円部径 (主軸直交)	前方部長
稲荷山北端古墳	前期前半古相	稲荷山	双方中円	積石	69.0	28.2 (中円部)	約21.0 (北方形部) 20.0 (南方形部)
鶴尾神社4号墳	前期前半古相	峰山	前方後円	積石	40.0	18.0	21.3
石清尾山9号墳	前期前半古相	峰山	前方後円	積石	27.4	13.1	14.3
稲荷山南塚古墳	前期前半新相	稲荷山	前方後円	積石	38.0	20.6	17.6
稲荷山姫塚古墳	前期前半新相	稲荷山	前方後円	積石	51.3	28.0	23.4
猫塚古墳	前期前半新相	峰山	双方中円	積石	96.0	44 (中円部)	27.5 (西方形部) 24.5 (東方形部)
鏡塚古墳	前期前半新相	峰山	双方中円	積石	68.7	29.4 (中円部)	15.1 (北方形部) 17.0 (南方形部)
姫塚古墳	前期後半古相	峰山	前方後円	積石	43.0	23.3	19.8
北大塚古墳	前期後半古相	峰山	前方後円	積石	39.8	18.9	18.3
石船塚古墳	前期後半新相	峰山	前方後円	積石	57.0	34.0	25.7
稲荷山南塚北古墳	前期前半新相	稲荷山	円	積石	~10.0	-	-
北大塚西古墳	前期	峰山	前方後円	積石	19.0	9.0	10.0
北大塚東古墳	前期	峰山	方	積石	10.0 (長辺)	9.0 (短辺)	-
小塚古墳	前期	峰山	前方後円	積石	16.5	9.0	7.5

区画する（I a類）こと、壺形埴輪A類のみを単独で有す点は前期前半でも古相を示す。なお、壺形埴輪A類については、口縁部が頭部から強く外反する広口壺と口縁部が短く直立する二重口縁壺が見られる。一方、後円部で確認した小口積みと横積みを併用し塊石を複数段階上げた外表構造（III b類）は、現在のところ前期前半でも新相を示す事例に見られる特徴である。本稿では前期前半新相に比定し、中でも相対的に古い様相を残す事例と理解しておきたい。

稲荷山南塚北古墳は、『京大報告』においても確認された小規模な積石塚円墳であり、直径が約10mとなることを確認した。稲荷山南塚古墳と一体的な築造が考えられ、古墳時代前期前半新相に位置づけられる。

以上から、今回調査した4基のうち、大型墳の築造順は稲荷山北端古墳→稲荷山南塚古墳・稲荷山姫塚古墳となり、いずれも前期前半の中に納まることが明らかになった。稲荷山南塚古墳と稲荷山姫塚古

墳の先後関係については、前者の墳丘外表構造が相対的に古相を呈すこと、埴輪組成が壺形埴輪A類に限定されることから、後者が後出する可能性が高いと考えるが、ひとまずいずれも前期前半新相に比定することとする。

以上の調査成果から稲荷山における積石塚の形成過程を見ると、古墳築造の開始あたり、まず丘陵の北端が選地された。眺望としては、北側海城及び平野東側が意識されたものと考えられる（図9-2）。後述するが双方中円墳は石清尾山古墳群において、また讃岐地域全域においても最大規模塚となることから、階層的に上位に位置づけられた系譜が、まず最初に稲荷山の北端を選地したといえる。統いて前半新相にはやや南に下った尾根上が選地される。前段階との大きな違いは、南西側平野部に対しての眺望であり、特に稲荷山姫塚古墳の前方部が地形的な制約を克服して前方部を西側に造りだしたことの背景として、この南西側平野部に対する眺望が重視された可能性が高い。また、この段階では双方

中円墳の築造は峰山に移動しており、稲荷山での連続した築造は見られない。従って、前半新相においては石清尾山古墳群において、稲荷山の積石塚は相対的に下位に位置づけられる。続く後半古相以降は、稲荷山での積石塚築造は認められない。古墳の築造が可能な尾根上の空白域は十分に残っているが、石清尾山古墳群全体での積石塚の築造数の減少とも関連して、積石塚築造の選地対象から除外されたことを示す。なお、稲荷山南端の尾根上には中世に室山城が築かれているが、稲荷山中の最高所にあたるこの地点には、現在のところ積石塚の存在は確認されていない。

第3節 積石塚の構造

今回の調査では、従前の調査のように外表が崩落した状態の表面観察ではなく、積極的な発掘調査を行ったことによってオリジナルに近い状態の積石塚の構造に関する所見を多く得ることができた。調査事例は未だ少なく、形状・構造の多様性も想定されるため、積石塚全般に普遍化することは困難であるが、比較の対象として所見を整理しておきたい。

積石塚の構造理解は、まず墳丘外表の観察を中心進められた。笠井新也は積石塚を、不規則に石材を集めした「積石塚」と石垣状に築いた「築石塚」とに分類し、石清尾山古墳群は後者に該当すると整理した（笠井 1917）。ただし、本稿では、笠井の指摘の重要さを認めつつも、この分類は踏襲せず、積石塚で統一する⁽⁵⁾。梅原末治も笠井の理解を踏襲し、石清尾山古墳群の調査では石垣状の段築が上下に連続する構造であることを確認している（京都帝国大学 1933）。この段階で、墳丘外表の構造についての基本的な理解の枠組みは提示されている。すなわち、垂直壁と水平テラスの連続で構成される階段状の形態が積石塚の、特に外表の基本形態である。また垂直壁は石材を積み重ねることで石垣状の自立的な構造を持つ。こうした理解は今回の調査でも追認することができた。一方で、近年、積石塚の構造は盛土墳の盛土を石材に置き換えたものであり、外表の仕上げは葺石と共通する技法であるとの理解が提示され（高橋 2002）、一定の同意を得ている（廣瀬 2011）。これは積石塚の形状について、基部は垂直に立ち上がり、上部は緩やかに傾斜するものと見て、盛土墳における初期の葺石の形態と共通性が高

いとする判断によるものであるが、積石塚の形態は上記のとおり階段状の構造の連続を基本とすることが一連の調査で明らかになりつつあることから、首肯しがたい。葺石は墳丘内側に差し込むように施工され、また緩やかな傾斜に安定性を頼る構造であり、積石塚の自立性の高い外表構造とは構造上異なるものと理解すべきであろう。

墳丘内部の構造については、猫塚古墳の盗掘孔の断面から、墳丘が基底部から全て積石によって築かれたことが古くから知られていた。一方、野田院古墳や爺ヶ松古墳等、後円部が積石で前方部が盛土により築かれた例（善通寺市教委 2003）や、船岡山1号墳では後円部を含めて墳丘芯の部分には盛土を多用する（高松市教委・徳島文理大学文学部 2017）など、墳丘内部の多様な用材の実態が明らかになってきた。後者については、地山である岩盤の風化が進行した土壤が基盤層であり、現地調達材である土砂によって墳丘内部を構築する一方で、墳丘外表については現地調達できない安山岩板石を用いて垂直壁を構築する等、石清尾山の積石塚と共通した構造を採用している。積石塚の築造に際して墳丘外表の石積み、すなわち積石塚の外觀としての共通性が重视されたと考えている（高上 2017）。

今回の調査では、上記の墳丘外表と墳丘内部の構造以外にも、積石塚の構造に関する重要な知見が得られている。以下では積石塚の構築手順に沿って、積石塚の構造に関する所見を整理する。

使用石材の属性 今回の調査対象墳は4基とも、基盤層である安山岩を用いて墳丘を構築しているが、形態の異なる石材を意図的に使い分けている。形状から大きく、厚さ2～5cm程度の板状を呈するもの（以下では板石と呼称する。）、柱状を呈するもの（以下塊石と呼称する。）に分類できる。後者は長辺20～50cm程度のものと長辺50～80cm程度の大型のものとに細分が可能で、前者は外表の積石段にも用いられるが、後者は墳丘内部に集中する傾向にある。重量は未計測であるが、現地での所見としては一人工で持ち上げて積み重ねることが可能なサイズと、それが困難なサイズと理解することも可能であろう。いずれも安山岩の節理の性質により異なる形態を呈するものであるが、ともに石清尾山山塊で産出する。より微視的に見れば、稲荷山では塊石が卓越し、管見では板石の産出地が認められないことから、峰山から板石を運搬した可能性も考えられる。また、

例外的に山麓から搬入したと考えられる砂岩円礎も認められるが、積石段を構成する石材ではなく、墳丘上に散布が見られる。墳丘上への白色円礎の使用（橋本 2000）に類似した用途の異なる用材の可能性を想定しておきたい。

墳丘基盤の加工 稲荷山南塚古墳・稻荷山姫塚古墳の後円部基底において、墳丘基盤である安山岩の岩盤が墳端付近で略水平面を形成し、墳丘外方では地形に沿って緩斜面を呈していること、水平面の表面の風化具合が外側の緩傾斜部分に比べて弱いことから、墳端の築造に際して基底を水平に加工した可能性が想定できる。外表の石積みの安定性を確保するために、石積みの基底を水平に整える意図が推測される。水平面を詳細に見ると、岩盤の目に沿って表面の凹凸が比較的大きい（数cm～10 cm程度）こと、加工痕等は確認できないことから、岩盤の目地に沿って表面の風化面を粗く剥ぎ取るように加工したものと考えられる。

墳丘基盤の造成 稲荷山姫塚古墳の前方部側では、既述のとおり基盤積石と呼称した石積みによる前方部側基盤の高さ調整を確認した。積石を高く積上げ、さらにその上に墳丘を築く。基盤積石の用材は外表観察による限りは墳丘の構築材と異なることがない。塊石を小口積みと横積みを併用して高く積み上げる外表の構築技法も墳丘と異なることはないが、一方で、板石垂直壁が明確に伴うことは確認できず、墳丘部分とは異なる構造であった可能性が高い。

墳丘外表の構造 上記のとおり、基本形態は垂直壁と水平テラスからなる積石段を上下に連続したものであり、階段状の外観を呈する。一方、個別の積石段の高さ、石積み技法、用材には多様性が認められる。稻荷山姫塚古墳では、後円部・前方部側面において、塊石を小口積みと横積みを併用して3段以上積み上げ、その前面に板石の垂直壁を伴う二重構造を採用している。なお、前方部前端では現状で板石垂直壁は確認できていない。稻荷山北端古墳では、北側くびれ部及び方形部側面において、同一積石段中に塊石と板石を横積みで併用しており、高さ20 cm程度の低平な積石段を巡らせる。南側方形部前端は塊石一石を横積みにし、前端の区画を行っている。稻荷山南塚古墳では、後円部では塊石を小口積みと横積みを併用して2段以上積み上げる。前方部前端では大振りな塊石を1段横積みで積み上げている。

段築の構築順序 稲荷山北端古墳では、墳丘内側の

積石段が先行して構築され、外側に積石段を足すように構築された状況を確認した。これは、稻荷山姫塚古墳、姫塚古墳で推定された積石段の構築順序と同様⁽⁶⁾（京都帝国大学 1933）であり、内側から外側に積石段を造り足す技法が普遍的に存在した可能性を示唆する。一般に盛土墳は墳丘を形成したのちに表面に下から順に葺石を施工すると理解されており（高橋 2002）、積石塚の構築技法が盛土墳とは体系的に異なることを示す。

墳丘内部 墳丘内部の構築技法については、墳丘への断割り調査を結果的に実施しておらず、明確な点は少ないが、少なくとも土砂の併用は現状で認められない。稻荷山北端古墳の方形部では、墳丘内部の構築材には、墳丘外表に用いられる石材よりも明らかに大きな塊石が多数認められることから、墳丘芯には大型の石材が多用された可能性が窺える。

第4節 石清尾山古墳群の編年的位置

今回調査した4古墳の位置づけを検討するため、石清尾山古墳群の主要墳の編年的位置を整理する。

鶴尾神社4号墳は、壁体上部に木蓋が想定される石櫛構造、方格規矩鏡の単独副葬、壺型埴輪A類の単独使用、先端が強く外反する前方部平面形と平板な側面観、前方部前端の1段の横積みによる外表構造（I a類）を指標に、前期前半古相に比定できる。

石清尾山9号墳は、先端が外反する前方部平面形と平板な側面観、前方部前端の1段の横積みによる外表構造（I a類）から、前期前半古相に比定できる。

猫塚古墳は、副葬品の一括性に不確定要素がある（第8章第3・4節）ため、墳丘形態を重視すると、やや立体的で前端がやや隆起する方形部側面観、低い板石垂直壁を持つ中円部の外表構造（I b類ないしII a類）⁽⁷⁾から前期前半新相に比定できる。

鏡塚古墳は編年根拠に乏しいが、双方中円墳であり、方形部の先端がやや外反する平面形と、やや立体的で前端が隆起する方形部の側面観から、前期前半新相に比定できる。

姫塚古墳は、普通円筒埴輪と壺型埴輪A類を有し、立体的な前方部側面観と先端がやや外反する前方部平面形、後円部・前方部とともに小口積みと横積みを併用した塊石のみによる外表構造（III b類）から、前期後半古相に比定できる。

北大塚古墳は、立体的な前方部側面観と先端付近

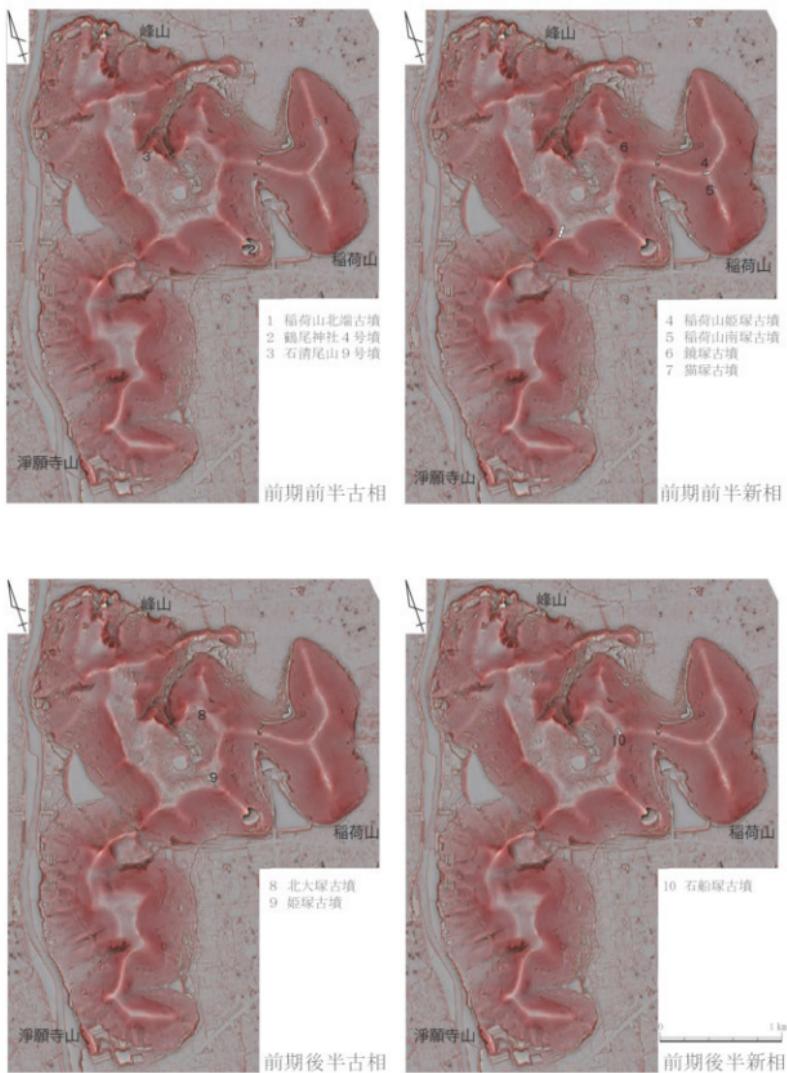


図9-1 時期別主要古墳分布図

第4節 石清尾山古墳群の編年の位置

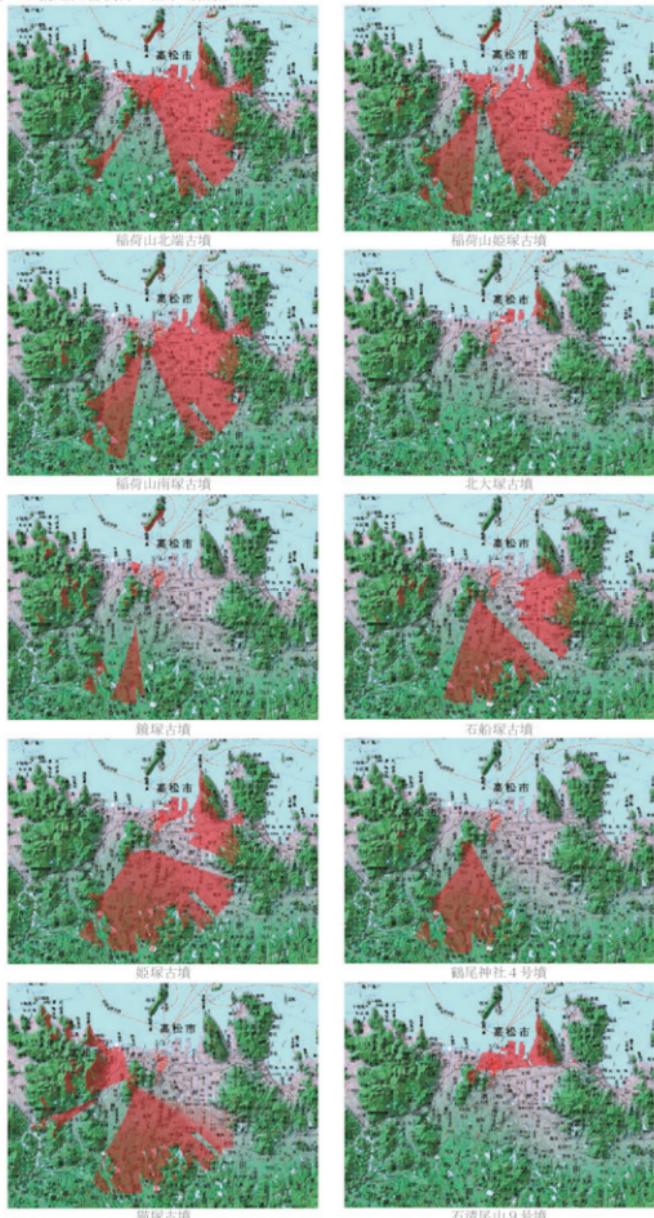


図9-2 主要古墳からの可視領域

がやや外反する前方部平面形、前方部に小口積みと横積みを併用した塊石のみによる外表構造(Ⅲ b類)から、前期後半古相に比定できる。

石船塚古墳は、普通円筒埴輪と壺形埴輪A類を有し、刺抜式石棺を有すこと、前方部の外反度が弱く直線的で、埴丘全体が立体的に造作されること、後円部・前方部とともに小口積みと横積みを併用した塊石積みによる外表構造(Ⅲ b類)から、前期後半新相に比定できる。

稲荷山の積石塚は、前述のとおり、稲荷山北端古墳が前期前半古相、稲荷山南塚古墳・稲荷山姫塚古墳は前期前半新相に位置づけられる。従来、稲荷山姫塚古墳は立体的な前方部形状と、『京大報告』における柄鏡形に近い前方部形状の描写により、前期後半に位置づけられることが多かった。また、他の2墳については編年的な位置づけが確定していないかったが、これらの位置づけが明らかになったことで、石清尾山古墳群の消長として、前期前半に峰山・稲荷山に跨って多数の古墳が集中して築かれたこと、前期後半には築造数が減少するとともに分布域も縮小することが明らかになった。統いて築造数の推移を地域統合の進展という側面から評価したい。

第5節 石清尾山古墳群の展開と政治的統合の進展

小規模な円墳・方墳については時期が判明しないため、上記主要墳の変遷から石清尾山古墳群における地域統合の進展について整理する。

前期前半古相には双方中円墳1基、前方後円墳2基、前半新相には双方中円墳2基、前方後円墳2基が築造される。築造範囲は峰山から稲荷山に跨る(図9-1)。期間に対して築造数が多く、単一系譜の連続的築造とは考え難いことから、複数系譜による古墳築造と評価される(大久保1996)。それぞれの古墳からの可視領域が多くの場合重複せず^a、山裾から全ての古墳を一望できる眺望点も無いことも、こうした複数系譜からなる古墳築造の傍証となるだろう(大久保1997)(図9-2)。具体的に確認すると、前半古相の鶴尾神社4号墳、石清尾山9号墳、稲荷山北端古墳はそれぞれ可視領域が大きく異なり、基本的に重複しない。また、前半新相では、稲荷山姫塚古墳と稲荷山南塚古墳の可視領域は重複するものの、鏡塚古墳・猫塚古墳・稲荷山姫塚古墳・稲荷山

南塚古墳ではそれぞれ可視領域が大きく異なる。後述するが、前期後半以降は築造数が減少するが、後半古相では姫塚古墳と北大塚古墳の可視領域はやはり大きく異なる。同時期に築造された古墳は基本的に異なる領域を意識して築造されたことがうかがえる。

可視領域が多様な一方で、積石塚の採用、埴丘外表の構造、東西方向の埋葬主軸(玉木1985)等に極めて高い共通性が認められることから、古墳築造主体間の強い紐帯が想定できる。また、地域の独自性を表示すると評価されるこれらの要素の多くは、前期後半まで継続して認められる。前方後円墳の規模は27m~51mとやや幅がある。一方、双方中円墳は全長69~96mを測り、単純に全長を見ると双方中円墳が相対的に優位にある。既に指摘があるが(大久保2013b)、円丘部径で比較しても、双方中円墳が前方後円墳に対して優位にあることが読み取れる(表9-1)。石清尾山に結集した複数の系譜間に、双方中円墳を上位とした階層差が存在したことが読み取れる。この点については、今後小規模積石塚の位置づけが明らかになれば、さらに詳細に検討ができるだろう。また、双方中円墳の築造場所は同一エリアに固定されず、稲荷山→峰山→南西部・峰山東部と移動する。单一系譜が連続して双方中円墳を築いたと考えると、いずれも大きく可視領域が異なることから墓域の設定に際しては可視領域の意識による規制以外の規制要因が作用したこととなり、成案は無いが別の要因を想定しなければならない。一方、複数系譜間の階層的な位置づけが流動的で、その都度相対的に優位に立った系譜が双方中円墳を築造した、すなわち双方中円墳が单一系譜に限定された墳形ではないと考えることも可能である。むしろ、後述する前期後半におけるいくつかの系譜の離脱という解釈は、後者の可能性と親和性が高いと考えられる。石清尾山古墳群の積石塚間の差異を抽出し、複数系譜とした集団の実態を解明することでこうした課題に迫ることが可能になるだろう。

前期後半には、急激な築造数の減少と分布域の縮小現象が見られる。前期後半古相で前方後円墳2基、後半新相で前方後円墳1基と減少傾向が明確である。分布範囲も、稲荷山での築造が見られなくなり、さらに峰山でも馬蹄形に巡る尾根稜線の東半部のみにまで縮小する(図9-1)。前方後円墳の規

第5節 石清尾山古墳群の展開と政治的統合の進展

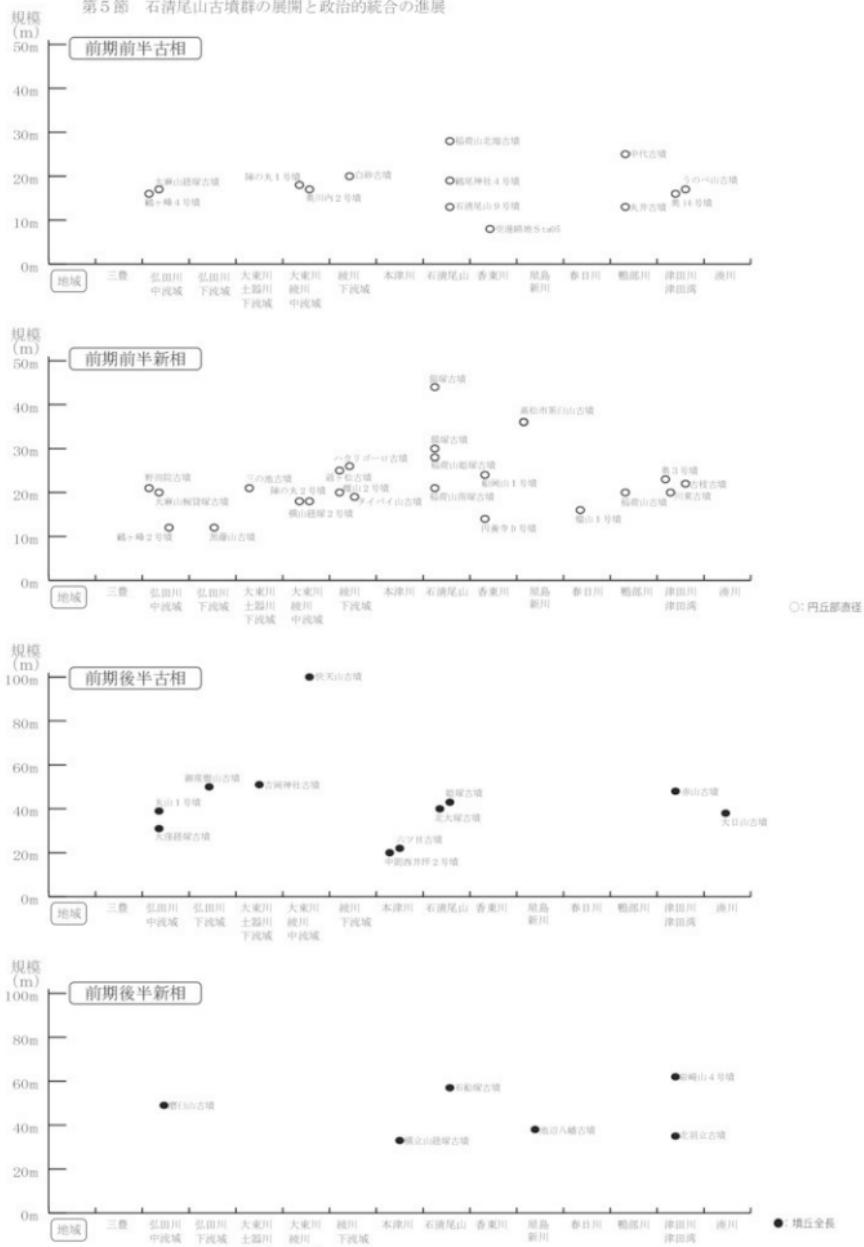


図 9-3 時期別主要古墳墳丘規模比較

模を前段階と比較すると、前期後半古相の姫塚古墳が全長 43 m、北大塚古墳が 40 m と、前代までの墳丘規模からほぼ変化が無く、稲荷山姫塚古墳と比較するとむしろ縮小してさえいる。後半新相の石船塚古墳は全長 57 m と、やや大型化が認められるものの、当墳の築造を以て石清尾山古墳群における古墳築造は終焉を迎える。

前期前半には、双方中円墳を上位とした階層性を表現しつつ複数系譜が集中する。なお、後述するが双方中円墳は讃岐地域の同時期における最大規模墳であり、石清尾山古墳群が讃岐他地域に対し優位を示しつつ、地域統合の一つの核となったものと考えられる。一方、前期後半に見られる築造数の減少と築造エリアの縮小から、群中における統合の進展を読み解くことも可能だが、讃岐他地域で認められるような墳丘規模の大型化（大久保 2004）は認められない。群中で統合・集約化が進展したと捉えるより、群中の一部系列が継続して造墓するものの、一部がそこから欠落した状況と捉えることもできよう。地域統合はこの段階になると、石清尾山古墳群以外の地域を核として進行しており、石清尾山古墳群においては衰退と表現して差し支えない状況に至る。こうした衰退傾向を止めることができず、最後の積石塚である石船塚古墳の築造を以て石清尾山古墳群の造営は終焉を迎えるのである。地域統合がさらに広域で展開する中、前期後半古相から顕在化し始めた相対的な優位性の低下がさらに進行した結果、当地での古墳築造が終焉を迎えたものと考えられる。

第6節 讃岐地域における石清尾山古墳群の階層的位置

墳丘規模を手掛かりに、石清尾山古墳群の階層的位置の変遷を確認する⁽⁸⁾（図9-3）。前期前半は双方中円墳が存在し、前方後円墳との直接的な比較が困難であることから、これに準じた指標として円丘部の規模を比較しつつ階層的位置を検討したい。前期後半は前方後円墳の全長で比較を行う。なお、図9-3の作成にあたり石清尾山古墳群以外の古墳の年代的位置づけは（大久保 2014 b）を参照し作成した。

前期前半古相の石清尾山古墳群で最大規模を測るのは、稲荷山北端古墳である。全長 69 m の双方中

円墳で、円丘部径は 28 m を測る。讃岐地域でこれに次ぐ円丘部径を測るのは、中代古墳（24 ~ 26 m）であり、若干稻荷山北端古墳が大きいものの、円丘部径に大きな差は見られない。双方中円墳という墳形をとり、全長としては大きいことから、稲荷山北端古墳の優位性は揃るがないが、この段階では他地域に比しての優位性はそれほど隔絶したものではなかったと考えられる。同時期の鶴尾神社 4 号墳（19 m）、石清尾山 9 号墳（13 m）の規模についても、讃岐他地域と大きく異なることは無く、後者はむしろ小型の部類にあたる。

前期前半新相の石清尾山古墳群における最大規模墳は猫塚古墳で、全長 96 m、中円部直径 44 m を測る。また、鏡塚古墳も双方中円墳で、全長 69 m、中円部直径 29 m を測る。これに次ぐ後円部直径を測るのは高松市茶臼山古墳（36 m）で、これ以外はいずれも直径 15 ~ 30 m の範囲に収まり、猫塚古墳の隔絶性が強調される。

前期前半では、双方中円墳が讃岐地域の最大規模墳となる。今回調査を行った稲荷山北端古墳は前半古相の地域最大規模墳に位置づけられる。また、前期前半新相には猫塚古墳・鏡塚古墳の存在から、讃岐他地域に対しての優位性が明瞭である。

前期後半古相になると、双方中円墳の築造が停止する。前方後円墳は姫塚古墳（全長 43 m）、北大塚古墳（全長 40 m）が見られるが、同時期の讃岐地域最大規模墳は快天山古墳（全長 100 m）であり、大きな格差が認められる⁽⁹⁾。地域統合の進展の中で築造数が減少する点は讃岐他地域と同様であるが、規模の大型化が伴わず、前段階に認められた優位性が急激に衰退した状況といえる。前期後半古段階は石船塚古墳（全長 57 m）が見られる。讃岐他地域と比べて一段階遅れて墳丘規模の大型化が認められるものの、同時期の最大規模墳はさぬき市岩崎山 4 号墳（61 m）と石船塚古墳とほぼ同等の規模であり、相対的な劣位は読み取れないものの、石清尾山古墳群の優位性が見られない点はやはり動かない。石船塚古墳の次に続く古墳築造が見られず、断絶する状況からは、一段階遅れた大型化の達成を認めつつも、大局的に見ると衰退傾向にあることは否めない。

前期後半には、前段階で見られた讃岐他地域に対しての優位性が失われ、次第に衰退する状況が窺える。衰退の結果として、石船塚古墳を以て石清尾山



図9-4 時期別積石塚と盛土墳の分布図

古墳群の築造は一端断絶を見せるのであるが、こうした状況は中期初頭に四国最大規模の富田茶臼山古墳が築造されたさぬき市津田山古墳群の状況（松田 2013）とは対照的である。地域統合の中核としての役割を前期後半以降は石清尾山古墳群以外が担い、相対的に劣位に置かれていく状況が見て取れる。

第7節 積石塚の盛衰と石清尾山古墳群

古墳時代前期の積石塚は、阿波地域から讃岐地域にかけて濃密な分布が見られ、一部播磨地域や南河内地域にも認められる。石清尾山古墳群は積石塚の分布の最大集中地である。積石塚の築造動向から、石清尾山古墳群の位置づけを検討する（図9-4）。図9-4の作成にあたり、石清尾山古墳群以外の古墳の年代的位置づけは、讃岐地域については大久保 2014 b、阿波地域については栗林 2017 を参照して作成した。

時期別の変遷を見ると、前期前半に西は弘田川中流域から、東は吉野川下流域まで、広範な分布が確認できる。特に前期前半新相は、播磨地域の岩見北山1号墳（大久保 2004・亀田 2017）、吉野川上流域の丹那古墳など広く分布し、築造数とともに積石塚の最盛期であるといえる。

前期後半になると積石塚の築造数は急激に減少するとともに分布域も縮小する（大久保 2004）。前期後半古相には、津田川・津田溝や綾川下流域では、前段階まで連続していた積石塚の築造を停止し、替わって盛土塚を構築する。前期後半新相になるとさらに減少し、石清尾山古墳群周辺のみにまで限定される。なお、前期後半には南河内の玉手山1号墳、松岳山古墳、茶臼塚古墳に積石、特に板石の垂直壁を伴う墳丘構築が認められる（大阪市立大学考古学研究室 2010・柏原市教委 1986・安村 2017）。当該期には板石の垂直壁は讃岐地域においては既に採用されなくなっている（高上 2018）、また松岳山古墳では垂直壁とともに緩斜面を有する墳丘形状や、板石を斜めに差し込む等の讃岐には認められない外表構造が認められる。玉手山1号墳・松岳山古墳で認められる板石積みによる方形壇も讃岐地域には例が認められない。讃岐地域あるいは阿波地域の積石塚からの影響関係は存在したとしても、南河内地域における要素の部分的な採用と主体的な改変という性格が強く窺われ、石清尾山古墳群を中心とした積石

塚の直接的な影響といった状況は想定しがたい。

積石塚の盛衰と石清尾山古墳群の盛衰は、高い同調率を見せる。すなわち、前期前半には貓塚古墳等の双方中円墳という独自の墳形を創出しつつ、地域最大規模墳を築造した石清尾山古墳群は、積石塚築造において中心的な役割を果たしたと考えられる。前期後半における石清尾山古墳群の衰退は、積石塚の盛衰と軌を一にする。石清尾山古墳群を中心とした積石塚の築造で表現される紐帯が急速にその求心性を失った状況と評価できよう。そうした衰退傾向の中でも、即座に断絶することなく前期を通じて古墳築造を継続した点は、短期間に系譜が断絶する地域が多い讃岐地域において、石清尾山古墳群を形成した系列の持続性、継続可能性を示し重要であるが、結果的に石船塚古墳の築造を以て石清尾山古墳群の築造が断絶するとともに、積石塚も終焉を迎えるのである。

第8節 まとめ

古墳時代前期は、畿内中央を中心として各地の政治的統合が進展した時期である。同時に地域内における結集と地域を超えた広域の連携という二つの志向性が複雑に作用する変動期であった（大久保 2011）。

石清尾山古墳群は、前方後円墳という広域連携を象徴する要素を最初段階から採用しそれを基調としつつも、積石・埴丘を築造し続ける点や、最大規模墳に双方中円墳という独自の墳形を採用する点、東西方向の埋葬主軸を堅持する点など、地域的な独自性を数多く織り込み、前期を通じてそれを維持する。特に積石塚は、完成時の階段状の外観が通有の盛土塚とは大きく異なることから、視覚的にも独自性を強く表現しうる属性である。またその構造は盛土塚の葺石とも体系的に異なることから、埴丘構造にあたって異なる技術体系が必要とされたものと考えられる。特に前期前半には積石塚の築造が最盛期を迎えるが、埴丘規模・築造数の卓越性からも、積石塚が表現される紐帯の中核を担った古墳群であると評価できる。一方で、前期後半になると積石塚の築造が低調となり、石清尾山古墳群においても築造数と埴丘規模、築造範囲の面から衰退傾向が窺える。そうした状況の中で姫塚古墳・石船塚古墳における普通円筒埴輪や石船塚古墳の倒抜式石棺の採用

には、畿内地域や讃岐他地域との交流に基づく要素の部分的採用・変更を認めることができる。地域の独自性の堅持を基層としながら、部分的には対外的、特に畿内地域との交流に基づく要素を部分的に採用するという政治的戦略を読み取ることができる。石船塚古墳の築造に見られる、一段階遅れた墳丘規模の大型化は、あるいはこうした戦略的部分的な成功を物語るかもしれないが、結果的には石船塚古墳の築造を以て石清尾山古墳群は断絶し、同時に積石塚も終焉を迎えるのである。

石清尾山古墳群は、広域の交流を素地としつつ、独自性を積極的に表示することを試みた地方の主体的な政治的戦略と、中央との統合作用及び地域内における統合作用の推移を古墳時代前期を通じて検討することのできる重要な古墳群である。

今回調査した4基の古墳は、墳形、墳丘規模、積石塚丘と外表構造、使用された埴輪の器形や胎土等の点から見て、峰山に所在する積石塚と高い共通性を示す。これは、石清尾山山塊に築造された積石塚が、前期を通じて強い一體性・共通性を表示し続けたことを示す。また、大型墳3基はいずれも前期前半に集中し、稻荷山における積石塚築造が前期後半に継続しないことを示す。前期前半に埴輪造・墳丘規模・埴輪造範囲から見て盛期を迎えた石清尾山古墳群が、前期後半には墳丘規模の縮小・埴輪数の減少・墓域の縮小といった衰退を迎えるという石清尾山古墳群の変遷を理解するうえで欠くことのできない一群である。石清尾山古墳群は古墳時代前期の政治状況を語るうえで欠くことのできない重要な古墳群であり、今回調査した4基の古墳の位置づけはその展開を語るうえで極めて重要である。

註1 積石塚の基數、墳形は、本書刊行時の高松市埋蔵文化財包蔵地台帳に掲載。特に小規模墳の基數や墳形については、今後の調査で変更される可能性が極めて高い。

註2 当地の壺型埴輪は、大きく広口壺と二重口縁に分類され、形状によってさらに細分される。この際の分類名称について研究者ごとに呼称が異なり、混乱が生じやすいが、本章では、地域編年の指標として設定された（大久保2013a）の分類に準拠する。なお、分類基準の概要を抜粋すると、「焼成前底部穿孔を以て広口壺を仮器化した壺形埴輪A類」、「口部が極端に委縮し体部の筒状化が顕著な壺形埴輪B類」に区分される。

註3 墳丘外表構造の分類については第4章のとおり。

註4 古墳の時期比定については、（大久保2013a）に準拠した。積石塚の外表構造に関しては（高上2018）に掲載。なお、この編年は仍舊三角縁神祇鏡副葬を基準に前期を二分し、前半期、後半期をそれぞれ2段階に区分した4期区分で、順に讃岐1～4期とされる。また、讃岐5期は和田編年5期、広瀬編年4期後半に相当するとされる。本書では讃岐1期～4期をそれぞれ前期前半古相、前半新相、後半古相、後半新相と呼び換えた。

註5 少なくとも今回調査対象とした前期の積石塚について、調査を行った事例については全て石垣状に構築した「石垣塚」であり、共通性の高い構造であると理解しているが、既に石清尾山古墳群では積石塚という呼称が広く浸透しており、また笠井の分類による「積石塚」が認められないためである。

註6 既に指摘があるように、京大報告掲載の実測図は梅原末治による解釈表現図という性格が強く、現地の正確な記録という意味での実測図とはやや性格を異にする。この積石段の構築順序も現地で作図した原図には書き込まれておらず、製図段階で加筆した解釈である（大久保2014）が、この解釈の妥当性を今回の調査で追認することができた。

註7 大久保徹也氏の御教示による。

註8 稲荷山の4基、鶴尾神社4号墳、石清尾山9号墳以外の石清尾山古墳群の復権は（京都帝国大学1933）に掲載。墳丘形態、特に前方部の詳細については現地観察成果で補足した。

註9 三谷石舟古墳の墳丘規模については90mとする説（国木1993）と95.7mとする説（藏本1995）があるが、本稿では前者を採用した。また、未整理であるが近年実施された発掘調査により、当墳が前期前半古相に位置づけられる可能性がある。

参考文献

青木歌 2003 「葺石構築法とその変化」『古墳築造の研究』

六一書房

宇垣匡雅 1987 「堅穴式石室の研究（上）（下）—使用石材の分析を中心に—」『考古学研究』第34巻第1号・第2号 考古学研究会

梅原来治 1933 「後論」『讃岐高松石清尾山石塚の研究』京都帝国大学文学部考古学研究報告第12号 京都帝国大学

塙治琢磨 2008 「葺石から見た古墳の一様相」『真朱』第8号 財團法人徳島県埋蔵文化財センター

大久保徹也 1996 「まとめ」『四国横断自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告 中間西井坪遺跡1』香川県教育員会

大久保徹也 1996 「讃岐と阿波—四国における前方後円墳の

- 不均等分布の一一面ー』『中四研だより』第5号中国四国前方後円墳研究会
- 大久保徹也 1997 「石清尾山積石墳墓群の構成と特質」『中四研だより』第6号 中国四国前方後円墳研究会
- 大久保徹也 2000 「四国北東部地域における首長層の政治的結集」『前方後円墳を考える』古代学協会四国支部第14回大会研究発表要旨集 古代学協会
- 大久保徹也 2002 「四国北東部地域における地域的首長埋葬儀礼様式の成立時期をめぐって」『論集徳島の考古学』徳島の考古学刊行会
- 大久保徹也 2003 「四国北東部地域における首長埋葬祭式の画期一土器編年との対応関係についてー』『古墳出現期の土器と実年代』(財) 大阪府文化財センター
- 大久保徹也 2004 「讃岐の古墳時代政治秩序への試論」『古墳時代の政治構造』 青木書店
- 大久保徹也 2006 a 「備讃地域における前方後円墳出現期の様相」『日本考古学協会 2006 年度受賞大会研究発表資料集』考古学協会
- 大久保徹也 2006 b 「猫塚古墳の編年の位置」『十瓶山Ⅱ 田村久雄先生牟寿記念文集』 田村久雄牟寿記念会
- 大久保徹也 2013 a 「津田満・津田川流域に所在する前半期主要古墳の編年的整理」『津田古墳群調査報告書』 考察編 さぬき市教育委員会
- 大久保徹也 2013 b 「高松平野の前期古墳について」『高松平野の前期古墳を考える』シンポジウム資料集 高松市教育委員会・徳島文理大学文学部
- 大久保徹也 2014 a 「東洋文庫所蔵梅原考古資料の石清尾山古墳群関係資料について」『徳島文理大学比較文化研究所年報』第30号
- 大久保徹也編 2014 b 『讃岐の前期古墳群～快天山古墳の時代～』展示パンフレット
- 笠井新也 1917 「石塚の研究」『人類学雑誌』第32卷第1号
- 亀田修一 2017 「播磨」『積石塚大全』雄山閣
- 川部浩司 2001 「香川県高松市・鶴尾神社4号墳の線刻土器」『花園大学考古学研究論叢』花園大学考古学研究室 20周年記念論集刊行会
- 本村義行 1976 「讃岐における積石塚の分布と形態ー特に前方後円墳を中心ニー」『香川史学』第5号 香川歴史学会
- 藏本晋司 1995 「高松市三谷石船古墳の再検討」『香川考古』第4号 香川考古刊行会
- 藏本晋司 1999 「讃岐における古墳出現の背景ー東四国系土器群の提唱とその背景についての若干の考察ー」『四国横断自動車道建設に伴う埋蔵文化財発掘調査報告 中西井坪遺跡II』香川県教育委員会
- 藏本晋司 2000 「四国北東部における前方後円墳創出期の諸様相」『前方後円墳を考える』古代学協会四国支部第14回大会研究発表要旨集 古代学協会
- 藏本晋司 2003 「四国北東部地域の前半期古墳における石材利用についての基礎的研究」『関西大学考古学研究室開設五周年記念考古学論叢』関西大学考古学研究室開設五周年記念考古学論叢刊行会
- 藏本晋司 2004 「丸亀市吉岡神社古墳の再検討ー供獻土器のありかたを中心にー」『香川県埋蔵文化財センター研究紀要』X I 香川県埋蔵文化財センター
- 藏本晋司 2012 「四国」『古墳出現と展開の地域相』古墳時代の考古学2 同成社
- 栗林誠治 2016 「四国東部（香川県・徳島県）における前期古墳の様相」『前期古墳編年を再考するⅢ～地域の画期と社会変動』中国四国前方後円墳研究会第19回研究集会発表要旨集 中国四国前方後円墳研究会
- 高上拓 2017 「船岡山1号墳の埴丘構造」『船岡山古墳群（遺構編）』高松市教育委員会・徳島文理大学文学部
- 高上拓 2018 (予定) 「積石塚古墳の埴丘外表構造」『侍兼山考古学論集』III 大阪大学考古学研究室
- 玉木一枝 1979 「讃岐の前方後円墳」『香川史学』第6号 香川歴史学会
- 玉木一枝 1982 「讃岐地方における前方後円墳の墳形と築造時期についての一考察」『考古学と古代史』同志社大学考古学シリーズI 同志社大学考古学シリーズ刊行会
- 玉木一枝 1985 「讃岐地方の前期古墳をめぐる2,3の問題」『末永先生米寿記念献呈論文集』末永先生米寿記念献呈論文集刊行会
- 高橋克壽 2002 「古墳の葺石」『文化財論叢』III 奈良文化財研究所創立50周年記念論文集 奈良文化財研究所
- 西川宏・六浦恵一ほか 1966 「古墳文化の地域的特色（瀬戸内）」『日本の考古学』IV 河出書房
- 西山克己 1996 「信濃の積石塚古墳と合掌形石室」『(財)長野県埋蔵文化財センター研究論集 長野県の考古学』(財)長野県埋蔵文化財センター
- 信里芳紀 2014 「出土遺物の特徴及び年代」『高松市茶臼山古墳』香川県教育委員会
- 橋本達也 2000 「四国における古墳築造地域の動態」『前方後円墳を考える』古代学協会四国支部第14回大会研究発表要旨集 古代学協会
- 広瀬和雄 2013 「石清尾山古墳群の歴史的意義ー3・4世紀の日本列島の政治構造を探るー」『高松平野の前期古墳を考える』シンポジウム資料集 高松市教育委員会・徳島文理大学文学部

- 廣瀬覚 2008 「葺石の成立・展開と地域間交流」『吾々の考古学』
和田晴吾先生還暦記念論集刊行会
- 廣瀬覚 2011 「葺石と段築成」『古墳時代の考古学』3 同成社
- 北條芳隆 1999 「譲岐型前方後円墳の提唱」『国家形成期の考古学』大阪大学考古学研究室10周年記念論集
- 北條芳隆 2002 「前方後円墳の成立」『日本考古学協会2002年度大会研究発表要旨』日本考古学協会
- 北條芳隆 2003 「東四国地域における前方後円墳成立過程の解明」平成12~14年度科学研究費補助金基盤研究(C)(2)研究成果報告書
- 松田朝由 2013 「秘括」『津田古墳群調査報告書』さぬき市埋蔵文化財調査報告第11集 さぬき市教育委員会
- 松本和彦 2010 「四国北東部の埴輪の様相—譲岐を中心に—」『円筒埴輪の導入とその画期』中国四国前方後円墳研究会第13回研究会
- 六草恵一 1972 「石清尾山古墳」『さぬきの遺跡』四国新聞社
- 安村俊史 2017 「茶臼塚古墳」『積石塚大全』雄山閣
- 山田俊輔 2004 「前期古墳の葺石」『川東車塚古墳の研究』吉備人出版
- 渡部明夫 1991 「譲岐」『前方後円墳集成』中国・四国 山川出版社
- 渡部明夫 2017 「譲岐・阿波」『積石塚大全』雄山閣
- 香川県史籍名勝天然紀念物調査会 1928 「石清尾山大古墳群」『史跡名勝天然紀念物報告』第3号
- 大阪市立大学考古学研究室 2010 「玉手山1号墳の研究」大阪市立大学考古学研究報告第4冊
- 柏原市教育委員会 1986 「松岳山古墳墳丘範囲確認調査概報」1986年度『柏原市教育委員会
- 京都帝国大学 1933 「譲岐高松石清尾山石塚の研究」京都帝国大学文学部考古学研究報告第12冊
- 菁通寺市教育委員会 2003 「史跡有岡古墳群(野田院古墳)保存整備事業報告書」
- 高松市教育委員会 1971 「高松市石清尾山古墳群緊急発掘調査概報(第1次)」
- 高松市教育委員会 1972 「高松市石清尾山古墳群緊急発掘調査概報(第2次)」
- 高松市教育委員会 1973 「浄願寺山・稻荷山古墳群分布調査概報」
- 高松市教育委員会 1973 「石清尾山塊古墳群調査報告」
- 高松市歴史民俗協会 1983 「鶴尾神社4号墳調査報告書」
- 高松市教育委員会 1985 「南山浦古墳群調査報告書」
- 高松市教育委員会 1985 「史跡石清尾山古墳群保存整備基本計画」
- 高松市教育委員会 1988 「史跡石清尾山古墳群保存調査報告書」
- 高松市教育委員会 1997 「史跡石清尾山古墳群保存整備事業計画策定報告書」
- 高松市教育委員会 2014 「稻荷山鄭塚古墳」『高松市内遺跡発掘調査概報—平成25年度国庫補助事業一』
- 高松市教育委員会 2015 「稻荷山鄭塚古墳」『高松市内遺跡発掘調査概報—平成26年度国庫補助事業一』
- 高松市教育委員会 2016 「稻荷山北端1号墳」『高松市内遺跡発掘調査概報—平成27年度国庫補助事業一』
- 高松市教育委員会・徳島文理大学文学部 2017 「船岡山古墳群(遺構編)」

第10章 総括

石清尾山古墳群は、高松平野の北側臨海部に所在する石清尾山山塊上に築かれた、古墳時代前期の積石塚と、後期の盛土墳からなる古墳群である。特に前期の積石塚はその特異な構造と外観、分布の偏在性から注目を集めてきた。

古墳の存在は『玉藻集』延宝5（1677）年や『三代物語』明和5（1768）年といった江戸時代の地誌等に見え、中でも石船塚古墳の石棺の存在が古くから知られていた。近代に入ると、踏査報告が盛んに学術誌に報告され、存在が認知される。こうした中、石清尾山古墳群の名を一躍著名にしたのが、明治43（1910）年の猫塚古墳の発掘であるが、この時期に他にも多くの古墳が破壊されたことが知られる。こうした状況の中、石清尾山古墳群の本格的な調査は、京都帝国大学による調査と報告書（昭和6～7年調査、8年刊行）がその端緒となる。報告書中において梅原末治は、埋葬施設や副葬品、墳形等の共通性から積石塚は「古式古墳」の一類型として捉えるべきであると確に整理した。また、のちの「伝世鏡論」につながる副葬鏡の長期伝世を指摘したことで史学的に著名である。昭和9年には石船積石塚（＝石船塚古墳）が国史跡に指定された。その後も本市教育委員会による分布調査・確認調査が断続的に実施されており、昭和60年に北大塚西古墳、北大塚古墳、北大塚東古墳、鏡塚古墳、石船塚古墳、小塚古墳、姫塚古墳、猫塚古墳、石清尾山2号墳、石清尾山9号墳、石清尾山13号墳の11古墳を総称して史跡石清尾山古墳群として指定された。また、平成元年には鶴尾神社4号墳が追加指定された。

今回、史跡石清尾山古墳群への追加指定を目指して調査を行ったのは、稲荷山に所在する4基の積石塚である。京都帝国大学による測量以降、調査の空白期間が長く続いたが、平成24年度から、本市教育委員会は墳形・墳丘規模・構築時期・構造の解明のため、調査を実施した。

稲荷山姫塚古墳は、全長約54m（墳長約48～51m）、後円部の直径約28mの前方後円墳である。三叉する尾根の最高所に後円部を配す一方、前方部を傾斜の緩やかな南側尾根上に向けず、急勾配で下降する西側に向ける。前方部前端では基盤から約6.5mを超える階段状の立体的な石積みが築造され、群中で最も立体的な積石が見られる。立体的な

積石段の構造と先端が外に開く前方部の形状、多数出土した埴輪の年代観等から古墳時代前期前半新相（4世紀前半）に比定できる。

稲荷山北端古墳は双方中円墳という、全国で4例目の特異な墳形を呈す。全長約69m、中円部の直径約28m、北側方形部は一部欠損しているが長さ約21m、南側方形部の長さ約20mである。尾根の北端に位置し、両方形部は尾根に沿って配置される。低平で撥形に開く方形部の形状、積石段の構造から見て古墳時代前期前半古相（3世紀後半）の築造時期が考えられ、石清尾山古墳群で最初に築かれた双方中円墳である。

稲荷山南塚古墳は、全長約38m、後円部の直径約21mの前方後円墳である。緩やかな尾根稜線の中程に位置し、尾根の上方に向けて前方部を配す。出土した壺形埴輪と積石段の構造から古墳時代前期前半新相（4世紀前半）の築造と考えられる。

稲荷山南塚古墳の北側に隣接する稲荷山南塚北古墳は、京都帝国大学の測量調査でも確認されていた全長約10mの小型の積石塚円墳である。隣接する稲荷山南塚古墳と同時期に築造された可能性が考えられ、古墳時代前期前半新相の時期が推定できる。

また、特筆すべき成果として、墳丘構築前に基盤となる岩盤を削平することや石積みにより平坦に整えてること、墳丘内側から外側へ向かって積石段を構築したと考えられることなど、詳細な墳丘構築過程が明らかになった。また墳丘外表の積石段は積石によって構築されるが、これらは手法や石材の組み合わせによって数種類に整理でき、その変遷が明らかになるとともに、石清尾山古墳群のみならず讃岐地域内の積石塚においても共有される状況が確認された。埋葬施設や副葬品に関する情報に乏しい積石塚の研究にとって、墳丘そのものの検討が可能となつた意義は大きい。併せて、積石塚という特異な遺跡の調査手法を体系的に整備した点も、今後の調査の進展にとって資する点が大きい。

石清尾山古墳群は、積石墳丘、東西方向の埋葬主軸、双方中円墳という特異な墳形の採用といった点で、地域の独自性を強く表現する古墳群と理解される。古墳時代前期における築造動向を確認すると、前期前半は峰山から稲荷山にわたる広範囲において、猫塚古墳等の双方中円墳や鶴尾神社4号墳等の

前方後円墳を中心とする7基の積石塚が築造されるが、前期後半は姫塚古墳等の前方後円墳3基が、峰山の東南部を中心とした範囲に限って築造される。築造数の減少・築造範囲の縮小といった衰退傾向が読み取れる。また、古墳時代前期後半新相の石船塚古墳を以て築造を終え、古墳時代中期には継続しない。

築造数の変遷や立地から見て、特に前期前半には石清尾山を共同墓域として複数系譜の首長が結集することによって古墳群が形成されたと考えられる。讃岐地域の前期前半には、河川水系ごとに小型前方後円墳が多数築造されるが、その中でも石清尾山古墳群は、墳丘規模や築造数から見て最も有力な古墳群である。同一丘陵上に、共通性の高い積石塚を築くことで、結集した首長間の強い紐帯が表現されたと考えられる。

石清尾山古墳群が急激な衰退傾向を示す前期後半は、讃岐地域全体において小型前方後円墳の減少と同時に進む墳丘規模の大型化、南北方向の埋葬主軸、普通円筒埴輪の出現、剣拔式石棺の創出など、古墳の構成上の変化から大きな政治的変動があったことが窺える。こうした変動の背景には畿内中央との交流や一定の関与、さらにそれに触発された地域内での新たな構成要素の創出が認められる。石清尾山古墳群では、積石墳丘、東西方向の埋葬主軸といった地域の独自性を示す要素を残しつつ、普通円筒埴輪には畿内中央からの影響を、剣拔式石棺には、地域内で新たに台頭した大規模前方後円墳からの影響を、それぞれ部分的に受けた状況が読み取れる。

より広域で積石塚の築造状況を見ると、前期前半の石清尾山古墳群の盛期には、阿波地域から讃岐地域にかけて密に積石塚の築造が見られ、分布は一部播磨地域まで及ぶ。墳丘規模の点からも石清尾山古墳群は中心的役割を担ったと考えられる。前期後半には、石清尾山古墳群の衰退と軌を一にして、積石塚の築造は急速に低調となり、後半新相には積石塚の分布は石清尾山古墳群とその隣接地のみに縮減し、やがて消滅する。

石清尾山古墳群の築造動態からは、畿内中央からの影響が徐々に強まりつつ地域統合が進行する中で、地域の独自性は次第に希薄化し、衰退することが読み取れる。この時、地域統合の中核を担ったのは、快天山古墳や津田古墳群等の、畿内の要素を多く具備した古墳であった。

このように、石清尾山古墳群における積石塚の築造動向は、古墳時代前期の地方における政治的動向を反映するとともに、当該期に広範囲で進行した政治的な統合過程を示すものとして重要である。

今回調査した4基の古墳は、既指定の積石塚と墳形や外表構造、築造時期、使用された埴輪の器形や胎土等に高い共通性が認められる。また、いずれも前期前半に築造されたことが明らかになったことから、前期前半に盛期を迎える、前期後半に衰退を迎える石清尾山古墳群の変遷のうち、前期の盛行を具体的かつ明確に示す一群である。石清尾山山塊に築造された積石塚古墳群の一角として重要であり、既指定の積石塚と一体的に評価する必要がある。

觀察表

稻荷山姫塚古墳 遺物観察表（1）

固番	編文 番号	調査区名 層位	器種/形状 (細部)	口縁 底径 高さ	形態的特徴 手形の特徴(外) (内)	色調	勘定(含物など)	地成	備考
9-13	1	1Tr I層	單口罐 (口縁部)	— [1.0]	[外]横口" [内]指せのち横口"	[外]2,510E-6組 [内]2,510E-6時赤鉄	青 1mm程度の茶色粒	良	
9-13	2	1Tr I層	單口罐 (頭部)	— [8.1]	[外]細小のち横口" [内]指せのち横口"	[外]2,510E-2灰黒 [内]2,510E-2灰黒	青 1mm以下の石英・黄玉	良	外面に赤色顔料付着
9-13	3	1Tr I層	匙呑 (3.5) 幅 (3.9) 厚さ 0.9	— (体部)	[外]鏡面 (底面) [内]接合面: 線付	[外]2,510E-4組 [内]2,510E-4時	青 2mm以下の石英・黄玉	良	
9-13	4	1Tr I層	— (実際)	— [1.5]	[外]横口", 橢円のち斜口 [内]接合面: 線付	[外]2,510E-1灰白・灰黒 [内]2,510E-1時灰白・灰黒	青 1mm程度の黄玉・角閃石	良	
9-13	5	1Tr I層	蓋台 (脚部)	— [2.2]	[外]横口" [内]横口"	[外]2,510E-6時赤鉄 [内]2,510E-6時赤鉄	青 0.1~1mm人の石英・黄玉・角閃石	良	外面に赤色顔料付着
9-13	6	1Tr I層	蓋 (頭部)	— [7.0] [1.1]	[外]横口", 橢円" [内]横口"	[外]2,510E-42-55-4組 [内]2,510E-42	青 1mm程度の茶色粒	良	
9-13	7	1Tr II層	單口罐 (口縁部)	— [1.6]	[外]横口", 竹のち斜槽子 [内]横口"	[外]2,510E-42-55-4組 [内]2,510E-42-55-4時	青 1mm以下の石英・黄玉	良	
9-13	8	1Tr II層	單口罐 (口縁部)	— [1.2]	[外]横口" [内]横口"	[外]2,510E-42-55-4組 [内]2,510E-42-55-4時	青 1mm程度の石英	良	
9-13	9	1Tr II層	單口罐 (口縁部)	— [2.1]	[外]横口", 厚底 [内]横口"	[外]2,510E-2灰黒 [内]2,510E-2灰黒	青 1mm以下の石英・黄玉・角閃石・金星斑・赤色粒	良	
9-13	10	1Tr II層	複合口罐 (口縁部)	— [4.8]	[外]鏡面 (底面), 縫合の ち斜槽子, 斜槽子 [内]横口"	[外]2,510E-6組 [内]2,510E-6時灰白・黄 銅の無黒斑	青 1mm以下の石英・黄玉・柱状の無黒斑	良	接合痕
9-13	11	1Tr II層	(口縁部)	— [6.8]	[外]厚底 [内]横口"	[外]2,510E-42-55-4組 [内]2,510E-6組	青 0.1~2mm人の石英・黄玉・角閃石	良	
9-13	12	1Tr II層	單口罐 (頭部)	— [5.6]	[外]横口" [内]横口"	[外]2,510E-6組 [内]2,510E-6時赤鉄	青 0.1~1mm人の石英・黄玉	良	内部及び断面に赤色顔料付着
9-13	13	1Tr II層	— (体部)	— [17.6]	[外]細小のち横口" [内]上手・横い縫合, 下 手・指せのち縫合	[外]2,510E-6組 [内]2,510E-6組	青 2mm以下の石英・黄玉・角閃石	良	
9-18	14	2Tr I層	單口罐 (口縁部)	— [1.8]	[外]横口" [内]横口"	[外]2,510E-6組 [内]2,510E-6時赤鉄	青 1mm以下の石英・黄玉	良	
9-18	15	2Tr I層	單口罐 (頭部)	— [6.4]	[外]横口" [内]指せのち縫合	[外]2,510E-42-55-4組 [内]2,510E-42-55-4時	青 1mm以下の石英・角閃石	良	
9-18	16	2Tr I層	二重口罐 (口縁部)	— [1.8]	[外]横口" [内]横口"	[外]2,510E-6組 [内]2,510E-6時灰白・黃銅	青 1mm以下の石英・黄玉・金星斑・黑色粒	良	
9-18	17	2Tr I層	二重口罐 (口縁部)	— [3.2]	[外]横口", 鏡面 (底面) [内]横口"	[外]2,510E-6組 [内]2,510E-6時灰白・黃銅	青 1mm以下の石英・黄玉・黑色粒	良	外面に赤色顔料付着
9-18	18	2Tr I層	二重口罐 (口縁部)	— [5.9]	[外]横口" [内]横口"	[外]2,510E-6組 [内]2,510E-6時	青 1mm以下の石英・黄玉・角閃石	良	
9-18	19	2Tr I層	二重口罐 (口縁部)	— [4.5]	[外]横口", 横口" [内]横口"	[外]2,510E-6組 [内]2,510E-6時	青 2mm以下の石英・黄玉	良	
9-18	20	2Tr I層	二重口罐 (口縁部)	— [3.2]	[外]横口", 鏡面 (底面) [内]横口"	[外]2,510E-6組 [内]2,510E-6時灰白・黃銅	青 1mm以下の石英・黄玉・赤色粒・黑色粒	良	
9-18	21	2Tr I層	— (体部)	— [3.5]	[外]ちのち斜行文 [内]横口", 厚底	[外]2,510E-6組 [内]2,510E-6時	青 1mm以下の石英・黄玉・黑色粒	良	
9-18	22	2Tr I層	— (体部)	— [3.6]	[外]ちのちの縫合のち斜行文 [内]横口"	[外]2,510E-6組 [内]2,510E-6時	青 1mm以下の石英・黄玉・金星斑	良	
9-18	23	2Tr I層	— (体部)	— [3.9]	[外]ちのちの斜行文 [内]厚底	[外]2,510E-6組 [内]2,510E-6時	青 1mm以下の石英・黄玉・角閃石	良	表面の外れた縫合
9-18	24	2Tr I層	— (体部)	— [4.8]	[外]細小のち斜行文 [内]横口"	[外]2,510E-6組 [内]2,510E-6時	青 2mm以下の石英・黄玉	良	

稻荷山姫塚古墳 遺物観察表（2）

団番	筆文 番号	調査区名 層位	器種/形状 (部品)	目録 登録 番号	形態的特徴 手数の特徴(外)(内)	色調	出土(含有物など)	地成	備考
9-18	25	2Tr I 層	— (体部)	— [5, 1]	[外] 縦のち縫刺 (横移 式) [内] フラフ。直付。	[外] 10105/4にぶ・黄褐 [内] 7, 5105/4にぶ・鶴 骨	1mm以下の石英・黄玉・角 閃石・金雲母・黑色粒	良	
9-18	26	2Tr I 層	— (体部)	— [3, 6]	[外] 縦のち縫刺2条 [内] フラフ。	[外] 10105/4鶴 [内] 7, 5105/4鶴	骨 2mm以下の角閃石・3mm Tの石英・黄玉・金雲母 ・黑色粒	良	
9-18	27	2Tr I 層	— (体部)	— [6, 7]	[外] 縦のち縫刺 (横移 式) [内] フラフ。	[外] 7, 5105/4にぶ・鶴 [内] 7, 5105/4鶴	骨 2mm以下の石英・黄玉・赤 色粒・黑色粒	良	
9-18	28	2Tr I 層	— (突部)	— [4, 5]	[外] 横口 [内] 厚底	[外] 7, 5105/4Cにぶ・鶴 [内] 7, 5105/4鶴	骨 1mm以下の石英・黄玉・角 閃石	良	
9-18	29	2Tr I 層	器台 (脚部)	— [3, 4]	[外] 横口 [内] 横口	[外] 10105/4にぶ・黄褐 [内] 10105/4にぶ・黄褐	骨 1mm以下の石英・黄玉・角 閃石・金雲母・黑色粒	良	
9-18	30	2Tr I 層	器台 (脚部)	— [4, 6]	[外] 横口 [内] 横口	[外] 7, 5105/4にぶ・鶴 [内] 7, 5105/4鶴	骨 2mm以下の石英・黄玉・角 閃石・金雲母	良	
9-18	31	2Tr I 層	器台 (脚部)	— [4, 4]	[外] 横口。凹面2条 [内] 横口	[外] 7, 5105/4にぶ・鶴 [内] 7, 5105/4Cにぶ・鶴	骨 1mm以下の石英・黄玉・角 閃石・金雲母	良	
9-18	32	2Tr I 層	— (脚部)	— [3, 4]	[外] 横口 [内] 横口	[外] 10105/4にぶ・黄褐 [内] 7, 5105/4Cにぶ・鶴	骨 1mm以下の石英・黄玉・角 閃石・金雲母・黑色粒	良	
9-26	33	3Tr I 層	單口縫 (縫跡)	— [1, 7]	[外] フラフ [内] 横口	[外] 7, 5105/4にぶ・鶴 [内] 7, 5105/4鶴	骨 1mm以下の石英・黄玉・黑 色粒	良	
9-26	34	3Tr I 層	單口縫 (縫跡)	— [2, 6]	[外] フラフ [内] フラフ	[外] 7, 5105/4鶴 [内] 7, 5105/4Cにぶ・鶴	骨 1mm以下の石英・黄玉・黑 色粒	良	
9-26	35	3Tr I 層	單口縫 (縫跡)	[21, 40] [4, 8]	[外] 横口 [内] 横口	[外] 7, 5105/4Cにぶ・鶴 [内] 7, 5105/4Cにぶ・赤黒	骨 2mm以下の石英・黄玉・角 閃石	良	内・外面に赤色顔料 付着
9-26	36	3Tr I 層	二重口縫 (縫跡)	— [4, 8]	[外] フラフ。单縫 [内] 横口	[外] 7, 5105/4にぶ・鶴 [内] 7, 5105/4Cにぶ・鶴	骨 2mm以下の石英・黄玉・角 閃石・赤黒	良	
9-26	37	3Tr I 層	二重口縫 (縫跡)	— [4, 2]	[外] 横口。凹面 (横 式) [内] 横口	[外] 7, 5105/4にぶ・鶴 [内] 7, 5105/4鶴	骨 1mm以下の石英・黄玉・赤 色粒・1mm度の角閃石	良	
9-26	38	3Tr I 層	二重口縫 (縫跡)	— [4, 4]	[外] 縫用 (側面式)。腰 部・凹面 [内] フラフ、腰縫	[外] 7, 5105/4鶴 [内] 7, 5105/3にぶ・赤黒	骨 1mm以下の石英・2mm度 の角閃石	良	
9-26	39	3Tr I 層	二重口縫 (縫跡)	[32, 40] [3, 5]	[外] 横口。糸 [内] 横口	[外] 10105/6にぶ・黄褐 [内] 10105/6鶴	骨 1mm度の石英・黄玉・角 閃石	良	
9-26	40	3Tr I 層	— (体部)	— [6, 6]	[外] 縫用 (側面式) [内] フラフ。直付	[外] 10105/6にぶ・鶴 [内] 10105/6にぶ・赤黒	骨 2mm以下の石英・黄玉・角 閃石	良好	
9-26	41	3Tr I 層	— (突部)	— [1, 6]	[外] 横口。縫口のち縫刺 [内] 接合面	[外] 7, 5105/4鶴 [内] 7, 5105/4鶴	骨 1mm度の黄玉・角閃石	良	
9-26	42	3Tr I・II 層	單口縫 (縫跡)	[28, 50] — [3, 1]	[外] 縫用 (側面式) [内] フラフ	[外] 7, 5105/4にぶ・鶴 [内] 7, 5105/4にぶ・赤黒	骨 1mm以下の石英・黄玉	良	
9-26	43	3Tr I・II 层	— (体部)	— [6, 8]	[外] 縫用 (側面式) [内] フラフ。一部粘土のまれ	[外] 7, 5105/4にぶ・鶴 [内] 7, 5105/4にぶ・赤黒	骨 3mm以下の石英・黄玉・角 閃石	良好	
9-26	44	3Tr I・II 层	— (体部)	— [6, 1]	[外] 縫用 (側面式) [内] フラフ	[外] 7, 5105/4鶴 [内] 7, 5105/4鶴	骨 2mm以下の石英・黄玉・赤 色粒	良好	
9-26	45	3Tr I・II 层	— (体部)	[24, 40] [7, 1]	[外] 横口 [内] 横口	[外] 10105/6にぶ・黄褐 [内] 10105/6鶴	骨 1mm以下の石英・黄玉・角 閃石	良	
9-26	46	3Tr II 层	單口縫 (縫跡)	— [2, 6]	[外] 横口 [内] 横口	[外] 7, 5105/4にぶ・鶴 [内] 7, 5105/4Cにぶ・鶴	骨 1mm以下の石英・黄玉・角 閃石	良	
9-26	47	3Tr II 层	單口縫 (縫跡)	[25, 40] [4, 8]	[外] 横口 [内] 横口	[外] 7, 5105/4にぶ・鶴 [内] 7, 5105/4Cにぶ・鶴	骨 1.5mm以下の石英・角 閃石・1mm以下の金雲母	良	内・外面に赤色顔料 付着
9-26	48	3Tr II 层	單口縫 (縫跡)	[26, 40] [3, 6]	[外] 横口 [内] 横口	[外] 7, 5105/4にぶ・鶴 [内] 7, 5105/4Cにぶ・鶴	骨 2mm以下の石英・黄玉・黑 色粒	良	外面上赤色顔料付着

稻荷山姫塚古墳 遺物観察表（3）

回番	編文 番号	調査区名 層位	器種/形状 (既認)	口縁 底面 器蓋	形態的特徴 手印の特徴(外) (内)	色調	地土(含有物など)	地成	備考
9-26	49	3Tr II層	單口鍍 (既認)	(27.6) [2.5]	[外]横口 ⁺ 、厚底 [内]横口 ⁺	[外]1,0105/4に55-4 [内]1,0105/4に55-4	青 3mm以下の灰岩・黄岩・黑色粘土	良	
9-26	50	3Tr II層	單口鍍 (既認)	— [4.6]	[外]横口 ⁺ 、縦口 ⁺ [内]横口 ⁺	[外]1,0105/4に55-4 [内]1,0105/4	青 3mm以下の灰岩・黄岩・黑色粘土	良	
9-26	51	3Tr II層	單口鍍 (既認)	— [3.4]	[外]圓口のち横口 ⁺ [内]1,0105/4	[外]1,0105/4に55-4 [内]1,0105/4に55-4	青 3mm以下の灰岩・黄岩・黑色粘土	良	外面に赤色顔料付着
9-26	52	3Tr II層	二重口鍍 (既認)	— [2.8]	[外]横口 ⁺ [内]横口 ⁺	[外]1,0105/4に55-4 [内]1,0105/4に55-4	青 3mm以下の灰岩・黄岩・角閃石・1mm以下の金雲母	良	
9-26	53	3Tr II層	二重の鍍 (既認)	— [3.6]	[外]横口 ⁺ 、縦口(側面 又は底面)、凹溝 [内]横口 ⁺	[外]1,0105/4 [内]1,0105/4	青 3mm以下の灰岩・黄岩、 3mm以上の開石	良	
9-26	54	3Tr II層	二重の鍍 (既認)	— [3.5]	[外]横口 ⁺ のち縦口(直腹面 又は底面) [内]横口 ⁺	[外]1,0105/4に55-4 [内]1,0105/4	青 3mm以下の灰岩・黄岩	良	
9-26	55	3Tr II層	二重の鍍 (既認)	— [2.5]	[外]横口 ⁺ のち縦口(直腹面 又は底面) [内]横口 ⁺	[外]1,0105/4に55-4 [内]1,0105/4に55-4	青 3mm以下の灰岩・黄岩	良	外面に赤色顔料付着
9-26	56	3Tr II層	二重の鍍 (既認)	— [3.3]	[外]横口 ⁺ 、縦口(側面又 は底面) [内]横口 ⁺ 、指付	[外]1,0105/4 [内]1,0105/4	青 3mm以下の灰岩・黄岩・黑色粘土、 3mm以下の角閃石	良	
9-26	57	3Tr II層	二重の鍍 (既認)	— [3.6]	[外]横口 ⁺ 、縦口(側面又 は底面) [内]横口 ⁺ 、側面底面付文日本 刺繡	[外]1,0105/4に55-4 [内]1,0105/4に55-4	青 3mm以下の灰岩・黄岩・角 閃石・蛋白質	良	
9-26	58	3Tr II層	二重の鍍 (既認)	[10.6] [5.5]	[外]横口 ⁺ 、縦口(側面又 は底面) [内]横口 ⁺	[外]1,0105/4に55-4 [内]1,0105/4	青 3mm以下の灰岩・黄岩	良	
9-26	59	3Tr II層	二重の鍍 (既認)	[10.9] [6.4]	[外]横口 ⁺ 、縦口(側面又 は底面) [内]横口 ⁺ 、側面底面付文日本 刺繡	[外]1,0105/4に55-4 [内]1,0105/4に55-4	青 3mm以下の灰岩・黄岩	良	外面に赤色顔料付着
9-26	60	3Tr II層	二重の鍍 (既認)	— [3.2]	[外]横口 ⁺ 、縦口(側面又 は底面) [内]横口 ⁺	[外]1,0105/4に55-4 [内]1,0105/4	青 3mm以下の灰岩・黄岩・角 閃石・蛋白質	良	
9-26	61	3Tr II層	二重の鍍 (既認)	— [4.5]	[外]横口 ⁺ 、縦口(側面又 は底面) [内]厚底	[外]1,0105/4に55-4 [内]1,0105/4	青 0.1~2mmの大石の灰岩・黄 岩・角閃石	良	
9-27	62	3Tr II層	— (既認)	— [2.9]	[外]圓口のち縦口(側面 又は底面) [内]厚底	[外]1,0105/4に55-4 [内]1,0105/4	青 3mm以下の灰岩・黄岩・黑 色粘土	良	
9-27	63	3Tr II層	— (既認)	— [4.3]	[外]圓口のち縦口(側面 又は底面) [内]厚底	[外]1,0105/4に55-4 [内]1,0105/4	青 3mm以下の灰岩・黄岩・角 閃石	良	
9-27	64	3Tr II層	— (既認)	— [6.6]	[外]横口 ⁺ 、縦口(側面又 は底面) [内]厚底	[外]1,0105/4に55-4 [内]1,0105/4	青 3mm以下の灰岩・黄岩・角 閃石	良好	
9-27	65	3Tr II層	— (既認)	— [1.2]	[外]圓口のち縦口(側面 又は底面) [内]厚底	[外]1,0105/4に55-4 [内]1,0105/4に55-4	青 2mm以下の灰岩・黄岩・角 閃石・黑色粘土	良	
9-27	66	3Tr II層	— (突起)	— [1.4]	[外]横口 ⁺ 、ガフ ⁺ 、横口 ⁺ [内]—	[外]1,0105/4のち縦口(側面 又は底面) [内]—	青 1mm以上の灰岩・黄岩・角 閃石・金雲母	良	
9-27	67	3Tr II層	— (突起)	— [1.5]	[外]横口 ⁺ 、ガフ ⁺ 、縦口 ⁺ [内]—	[外]1,0105/4に55-4 [内]1,0105/4に55-4	青 1mm以上の灰岩・黄岩・角 閃石・金雲母	良	
9-27	68	3Tr II層	— (突起)	— [5.6]	[外]横口 ⁺ 、縦口 ⁺ [内]横口 ⁺	[外]1,0105/4 [内]1,0105/4に55-4	青 1mm以下の灰岩・黄岩・角 閃石・金雲母・黑色粘土	良	
9-27	69	3Tr II層	— (既認)	— [13.4]	[外]突起 ⁺ 、縦口(既 定突起上)、横口 ⁺ 、縦口 ⁺ [内]横口 ⁺ のれり	[外]1,0105/4に55-4 [内]1,0105/4	青 3mm以下の灰岩・黄岩・角 閃石・金雲母	良	
9-27	70	3Tr II層	— (既認)	[22.6] [7.1]	[外]圓口のち横口 ⁺ [内]横口 ⁺ 、横口 ⁺	[外]1,0105/4に55-4 [内]1,0105/4に55-4	青 3mm以下の灰岩・黄岩・角 閃石・金雲母	良	
9-27	71	3Tr II層	— (既認)	— [6.6]	[外]横口 ⁺ [内]指付 ⁺ 、横口 ⁺	[外]1,0105/4に55-4 [内]1,0105/4	青 3mm以下の大石・3mm以下の 灰岩・黄岩・黑色粘土、 3mm以下の角閃石	良	
9-27	72	3Tr II層	— (既認)	— [11.2]	[外]圓口のち縦口 ⁺ [内]横口 ⁺ 、縦口 ⁺	[外]1,0105/4に55-4 [内]1,0105/4	青 3mm以下の大石・3mm以下の 灰岩・黄岩・黑色粘土	良	

稻荷山姫塚古墳 遺物観察表（4）

回番	報文 番号	調査区名 層位	器種/形状 (類別)	目録 登録 番号	形態の特徴 手印の特徴(外) (内)	色調	鉱土(含有物など)	地成	備考
9-27	73	3Tr II層	盃 (類別)	— [9, 8]	[外]縁付 [内]縁付の手印	[外] 10105/42/54-黄褐色 [内] 10105/42/54-黄褐色	青 3mm以下の角閃石、4mm以下の石英・長石	良	外面に赤色顔料付着
9-27	74	3Tr II層	盃 (類別)	— [9, 6]	[外]縁付 [内]縁付の手印	[外] 10105/42/54-明褐色 [内] 10105/42/54-褐色	青 2mm以下の石英・長石・角閃石・金雲母	良好	外面に赤色顔料付着
9-27	75	3Tr II層	盃 (類別)	— [10, 6]	[外]縁付 [内]縁付の手印	[外] 10105/42/54-黄褐色 [内] 10105/42/54-褐色	青 2mm以下の石英・長石・角閃石・金雲母	良	
9-27	76	3Tr 出土層位不 明(類別)	— [3, 2]	— [3, 2]	[外]縁付のち密閉(類別 又は) [内]縁付	[外] 10105/42/54-青 [内] 10105/42/54-青	青 1mm以下の石英・長石	良好	
9-32	77	4Tr II層	單口鍍 (類別)	— [1, 8]	[外]縁付 [内]縁付、直付	[外] 10105/42/54-褐色 [内] 10105/42/54-褐色	青 3mm以下の石英、3mm以下の 長石	良	外面に赤色顔料付着
9-32	78	4Tr II層	單口鍍 (類別)	— [1, 2]	[外]縁付 [内]縁付	[外] 10105/42/54-青 [内] 10105/42/54-青	青 2mm以下の石英・長石・黑 色鉄	良	
9-32	79	4Tr II層	單口鍍 (類別)	— [1, 7]	[外]縁付、厚底 [内]縁付	[外] 10105/42/54-青 [内] 10105/42/54-青	青 1mm以下の石英・長石・金 雲母	良	
9-32	80	4Tr II層	二重の鍍 (類別)	— [3, 8]	[外]縁付、圓周(側面) [内]縁付、工具痕	[外] 10105/42/54-褐色 [内] 10105/42/54-褐色	青 2mm以下の石英・長石・角 閃石	良	
9-32	81	4Tr II層	二重の鍍 (類別)	— [5, 6]	[外]縁付、細かな 網目状(側面)、直付 [内]縁付、不定方向の手 印	[外] 10105/42/54-褐色 [内] 10105/42/54-褐色	青 3mm以下の石英・長石、 3mm以下の角閃石、1mm 以下の金雲母	良	
9-32	82	4Tr II層	二重の鍍 (類別)	— [5, 4]	[外]縁付、沈殿条、網目 状(側面)、 [内]縁付	[外] 10105/42/54-褐色 [内] 10105/42/54-褐色	青 2mm以下の石英・長石・赤 色鉄、1mm以下の角閃 石・金雲母	良	
9-32	83	4Tr II層	二重の鍍 (類別～ 類似)	[4, 0] [1, 6]	[外]指付、縫合のち縁付 [内]指付、縫合のち縁付	[外] 10105/42/54-黃褐色 [内] 10105/42/54-黃褐色	青 1mm以下の石英・長石・角 閃石	良	外面に赤色顔料付着
9-32	84	4Tr II層	二重の鍍 (類別～ 類似)	[4, 2] [1, 4]	[外]鍍(側面)、直付 [内]鍍(側面)、直付 [外]網目状(側面)、縫合のち 縁付	[外] 10105/42/54-褐色 [内] 10105/42/54-褐色 [外] 10105/42/54-褐色	青 3mm以下の石英・長石・角 閃石	良	
9-32	85	4Tr II層	二重の鍍 (類別)	[3, 9]	[外]縁付のち縁付 [内]縁付	[外] 10105/42/54-褐色 [内] 10105/42/54-褐色	青 2mm以下の赤色鉄、1.5mm 以下の石英・長石・角閃 石、0.1mm以下ドリル孔	良	
9-32	86	4Tr II層	二重の鍍 (類別)	[1, 7]	[外]鍍(直線系)、縫合 のち縁付	[外] 10105/42/54-褐色 [内] 10105/42/54-褐色	青 3mm以下の石英・長石・角 閃石	良	
9-32	87	4Tr II層	複合の鍍 (類別～ 類似)	[3, 10] [1, 12]	[外]鍍(側面)、縫合の ち縁付、 [内]縁付、指付	[外] 10105/42/54-黃褐色 [内] 10105/42/54-褐色	青 2mm以下の石英・長石・角 閃石・金雲母	良好	
9-32	88	4Tr II層	— (類別)	[1, 4]	[外]鍍(側面)、直付 [内]直付	[外] 10105/42/54-褐色 [内] 10105/42/54-褐色	青 2mm以下の石英・長石・角 閃石	良	スカラ(円筒基盤)
9-32	89	4Tr II層	— (突起)	— [1, 2]	[外]縁付、縫合、 [内]縁付、縫合	[外] 10105/42/54-黃褐色 [内] 10105/42/54-褐色	青 1mm以下の石英・角閃石、 2mm以下の赤色鉄	良	
9-32	90	4Tr II層	— (突起)	— [6, 6]	[外]縁付、縫合、沈 殿条、 [内]縁付、指付	[外] 10105/42/54-黃褐色 [内] 10105/42/54-褐色	青 2mm以下の石英・長石・角 閃石	良	
9-42	91	5Tr I層	單口鍍 (類別～ 類似)	— [1, 6]	[外]縁付、縫合、沈 殿条、 [内]縁付	[外] 10105/42/54-褐色 [内] 10105/42/54-褐色	青 1mm以下の石英・角閃石、 赤色鉄・黒色鉄	良	
9-42	92	5Tr I層	單口鍍 (類別～ 類似)	[2, 0] [3, 4]	[外]縁付、縫合、 [内]縁付	[外] 10105/42/54-褐色 [内] 10105/42/54-褐色	青 1mm以下の石英・長石	良	
9-42	93	5Tr I層	單口鍍 (類別～ 類似)	[3, 3]	[外]縁付のち縁付 [内]縁付、指付	[外] 10105/42/54-褐色 [内] 10105/42/54-褐色	青 1mm以下の長石	良	
9-42	94	5Tr I層	— (突起)	— [1, 6]	[外]縁付、縫合のち縁付 [内]縁付	[外] 10105/42/54-褐色 [内] 10105/42/54-褐色	青 1mm以下の長石	良	
9-42	95	5Tr I・II層	單口鍍 (類別～ 類似)	[2, 0] [1, 4]	[外]縁付、縫合のち縁付 [内]縁付	[外] 10105/42/54-褐色 [内] 10105/42/54-褐色	青 1mm以下の長石	良	
9-42	96	5Tr II層	單口鍍 (類別)	[1, 4]	[外]縁付 [内]縁付	[外] 10105/42/54-褐色 [内] 10105/42/54-褐色	青 1.5mm以下の長石	良	

稻荷山姫塚古墳 遺物観察表（5）

団番	器文 番号	調査区名 層位	器種・形狀 (既認)	口縁 底座 蓋焉	形態の特徴 手形の特徴(外) (内)	色調	駆出(含物など)	地成	備考
9-42	97	5Tr II層	單口鏡 (既認)	— [1, 7]	[外]横口"、 [内]横口"	[既]1, 5185/3周 [既]1, 5186/4に54-黃 [既]1, 5186/4に54-銀	青 1mm以下の石英・長石	良	
9-42	98	5Tr II層	二重の鏡 (既認)	— [1, 8]	[外]横口"、鏡刻 (直線系) [内]横口"	[既]1, 5185/4に54-黃 [既]1, 5186/4に54-銀	青 1mm以下の長石・角閃石	良	
9-42	99	5Tr II層	二重の鏡 (既認)	— [1, 8]	[外]横口"、鏡刻 (直線系) [内]横口"のち細巻或文	[既]1, 5185/4に54-黃 [既]1, 5186/4に54-銀	青 1mm以下の長石・角閃石・ 金雲母	良	
9-42	100	5Tr II層	二重の鏡 (既認) (既認)	— [4, 7]	[外]横口"、 [内]横口"	[既]1, 5185/6周 [既]1, 5186/6周	青 2mm以下の石英・長石・角 閃石、1mm以下の金雲母	良	
9-42	101	5Tr II層	二重の鏡 (既認) (既認)	[36, 6] [1, 2]	[外]横口"、結合面 [内]横口"、崩日	[既]1, 5185/4に54-青 [既]1, 5186/4に54-銀	青 1mm以下の石英・長石	良	
9-42	102	5Tr II層	— (実際)	[1, 9] [2, 9] [1, 3]	[外]横口"、崩日 [内]横口"	[既]1, 5185/4周 [既]1, 5186/4周	青 1mm以下の赤色粒・金雲母	良	
9-42	103	5Tr II層	— (実際)	[1, 4]	[外]横口"、崩日 [内]横口"	[既]1, 5185/3周 [既]1, 5186/3周	青 1mm以下の長石・角閃石	良	
9-42	104	5Tr II層	— (実際)	[1, 6]	[外]横口"、崩口のち崩日 [内]横口"	[既]1, 5185/3周 [既]1, 5186/3周	青 1mm程度の角閃石・金雲母	良	
9-42	105	5Tr II層	— (実際)	[1, 4]	[外]横口"、崩口のち崩日 [内]横口"	[既]1, 5185/4に54-黃 [既]1, 5186/4に54-銀	青 2mm以下の長石、1mm程度 の金雲母	良	
9-42	106	5Tr II層	— (実際)	[1, 1]	[外]崩口"、崩口のち崩日 [内]横口"	[既]1, 5185/6周 [既]1, 5186/6周	青 2mm以下の長石・角閃石	良	
9-42	107	5Tr II層	— (実際)	[1, 3]	[外]横口"、崩口のち崩日 [内]結合面・崩口"	[既]1, 5185/4周 [既]1, 5186/4周	青 1mm程度の角閃石・金雲母	良	
9-42	108	5Tr II層	— (実際)	[1, 5]	[外]横口"、崩口のち崩日 [内]結合面・崩口"	[既]1, 5185/3に54-黃 [既]1, 5186/3周	青 2mm以下の長石	良	
9-42	109	5Tr II層	— (実際)	[4, 9]	[外]横口"、崩口 [内]横口"	[既]1, 5185/3に54-黃 [既]1, 5186/4に54-銀	青 2mm以下の赤色粒、1mm 以下の長石・角閃石・黑色 粒	良	
9-42	110	5Tr II層	— (実際)	[4, 9]	[外]横口"、崩日、縮のち崩 口"、崩口"、崩口"	[既]1, 5185/4に54-銀 [既]1, 5186/4に54-銀	青 1mm以下の小鐵、4mm以下 の赤色粒・赤鉄鉱、1mm以下 の白色粒・白鉄鉱、4mm以下 の金雲母・黑雲母	良	
9-42	111	5Tr II層	— (実際)	[5, 1]	[外]横口"、鏡刻 [内]横口"	[既]1, 5185/4に54-銀 [既]1, 5186/3に54-銀	青 1mm以下の石英・長石・角 閃石	良	
9-42	112	5Tr II層	— (既認)	[既]2, 12, 30 既認 厚さ 6.9	[外]横口"、崩口"、 [内]横口"	[既]1, 5185/3に54-黃 [既]1, 5186/3に54-黃	青 2mm以下の石英・長石・角 閃石	良	スカリ
9-42	113	5Tr II層	— (既認)	[6, 1]	[外]鏡刻 (鏡畫文)、ガフ [内]横口"	[既]2, 5185/6周 [既]2, 5186/4に54-銀	青 3mm以下の長石、1mm程度 の金雲母	良	
9-42	114	5Tr II層	— (既認)	[12, 5]	[外]鏡刻 (鏡畫文)、ガフ [内]横口"	[既]2, 5185/4に54-銀 [既]2, 5186/4に54-銀	青 1mm以下の長石・長石 地成	良	スカリ (内折基調)
9-42	115	5Tr II層	杯 (既認)	[11, 9] [4, 3]	[外]横口"、崩口"、 [内]横口"	[既]5-5-5 [既]5-5-5	積出 1mm以下の長石	良好	
9-42	116	5Tr II層	盃 (既認)	[17, 6]	[外]口の5.5mm、横口"、 [内]横口"、當て具底 (薄 底)	[既]2, 5185/4底自 [既]2, 5186/3周	青 3mm以下の長石・黑色粒	良好	
9-42	117	5Tr II層	盃 (既認)	[5, 8] [1, 1]	[外]横口"、 [内]横口"	[既]1, 5185/4に54-黃 [既]1, 5186/4に54-黃	青 0.5mm以下の石英・長石	良	
9-42	118	出土層位不明	單口鏡 (既認)	[26, 6] [2, 5]	[外]横口"、 [内]横口"	[既]2, 5185/4に54-銀 [既]2, 5186/4に54-銀	積出 1mm以下の石英・長石	良	
9-47	119	6Tr II層	二重の鏡 (既認)	— [4, 2]	[外]横口"、鏡刻 (鏡畫文) [内]横口" (厚鏡)	[既]2, 5185/4に54-銀 [既]2, 5186/3に54-銀	青 3mm以下の角閃石・赤色 粒、3mm以下の長石 0.5mm以下の金雲母	良	
9-47	120	6Tr II層	— (実際)	既5 [1, 2] 既5 [4, 6] 既5 [1, 6]	[外]横口"、崩日 [内]崩口"のち横口"	[既]2, 5185/4に54-銀 [既]2, 5186/4に54-銀	青 1mm以下の長石・赤色粒・ 金雲母	良	

稻荷山姫塚古墳 遺物観察表（6）

回番	編文 番号	調査区名 層位	器種/形状 (細部)	目録 底座 番号	形態的特徴 手形の特徴(鳥) (内)	色調	鉱土(含有物など)	地成	備考
9-47	121	6Tr II層	— (空窓)	瓦(1.9) 瓦(1.4) 瓦(1.2)	[鳥] (外)、翼張縫合部(縫)付 [内] (外) 空窓	[鳥] 1,010/3/3に高い黄褐色 [内] 1,010/3/3K 黄褐色	青 1~2mmの石英・長石・黑色 鉱	良	
9-47	122	6Tr II層	— (空窓)	— [6.7]	[鳥] (外)。翼付。頭目 [内] (外) 空窓	[鳥] 1,010/3/3に高い黄褐色 [内] 1,010/3/3K 黄褐色	青 2mm以下の石英・角閃石	良	
9-47	123	6Tr II層	二重の縫 (縫跡)	— [1.9]	[鳥] (外) (外) [内] (外) 空窓	[鳥] 1,010/3/3に高い黄褐色 [内] 1,010/3/3K 黄褐色	青 1mm以下の石英・長石・角 閃石	良	
9-47	124	6Tr II層	杯盤	— 13.0 5.1	[外] (外) (外)、回転小割り [内] (外) (外)	[鳥] 1,010/3/3に暗灰褐色 [内] 1,010/3/3K 黄褐色	青 1mm以下の石英・長石・黑 色鉱	良	内・外面に赤色顔料付着
9-47	125	6Tr II層	杯盤	— 13.8 5.4	[外] (外) (外)、回転小割り [内] (外) (外)	[鳥] 1,010/3/3に高い黄褐色 [内] 1,010/3/3K 黄褐色	青 2mm以下の石英・長石・黑 色鉱	良	天土部外面→記号 外面上赤色顔料付着
9-47	126	6Tr II層	盞蓋	— 11.9 4.0	[外] (外) (外)、回転小割り [内] (外) (外)	[鳥] 1,010/3/3に高い黄褐色 [内] 1,010/3/3K 黄褐色	青 1mm以下の石英・長石・黑 色鉱	良	外面上自然鉱・赤色 顔料付着
9-47	127	6Tr II層	杯盤	— 11.6 5.7	[外] (外) (外)、回転小割り [内] (外) (外)	[鳥] 1,010/3/3に高い黄褐色 [内] 1,010/3/3K 黄褐色	青 1.5mm以下の石英・長石	良好	外面上赤色顔料付着
9-47	128	6Tr II層	杯盤	— 12.4 8.3	[外] (外) (外)、回転小割り [内] (外) (外)	[鳥] 1,010/3/3に高い黄褐色 [内] 1,010/3/3K 黄褐色	青 2mm以下の石英・長石・黑 色鉱	良	遠部外面→記号、 近部外面→当て金具 外面上赤色顔料付着
9-47	129	6Tr II層	短筒壺	— 8.6 9.0	[外] (外) (外)、回転小割り [内] (外) (外)	[鳥] 1,010/3/3に黒褐色 [内] 1,010/3/3K 黑褐色	青 2mm以下の石英・長石・黑 色鉱	良	断面に赤色顔料付着
9-52	130	7Tr II層	單口罐 (縫跡)	— [1.3]	[鳥] (外) [内] (外)	[鳥] 1,010/4/3に高い黒褐色 [内] 1,010/4/3K 黑褐色	青 1mm以下の石英・長石・黑 色鉱	良	
9-52	131	7Tr II層	單口罐 (縫跡)	— [1.6]	[鳥] (外) [内] (外)	[鳥] 1,010/4/3に高い黒褐色 [内] 1,010/4/3K 黑褐色	青 1~2mmの石英・長石	良	
9-52	132	7Tr II層	單口罐 (縫跡)	— [1.5]	[鳥] (外) [内] (外)	[鳥] 1,010/4/3に高い黒褐色 [内] 1,010/4/3K 黑褐色	青 1mm以下の石英・長石・角 閃石・金雲母・黑色鉱	良	
9-52	133	7Tr II層	單口罐 (縫跡)	— [1.8]	[鳥] (外) [内] (外)	[鳥] 1,010/4/3に高い黒褐色 [内] 1,010/4/3K 黑褐色	青 1mm以下の石英・長石・黑 色鉱	良	
9-52	134	7Tr II層	單口罐 (縫跡)	[23.7] — [2.6]	[鳥] (外) [内] (外)	[鳥] 1,010/4/3に高い黒褐色 [内] 1,010/4/3K 黑褐色	青 1mm以下の石英・長石・金 雲母・角閃石	良好	
9-52	135	7Tr II層	單口罐 (縫跡～体 部)	— [6.6]	[鳥] (外) [内] (外)	[鳥] 1,010/4/3に高い黒褐色 [内] 1,010/4/3K 黑褐色	青 1mm以下の石英・長石・角 閃石	良好	
9-54	136	— 表採	單口罐 (縫跡)	— [1.4]	[鳥] (外) [内] (外)	[鳥] 1,010/4/3に高い黒褐色 [内] 1,010/4/3K 黑褐色	青 1mm以下の石英・長石・黑 色鉱	良	
9-54	137	— 表採	單口罐 (縫跡)	— [1.7]	[鳥] (外) [内] (外)	[鳥] 1,010/4/3に高い黒褐色 [内] 1,010/4/3K 黑褐色	青 1mm以下の石英・長石	良好	
9-54	138	— 表採	單口罐 (縫跡)	— [1.2]	[鳥] (外) [内] (外) (外) (外)	[鳥] 1,010/4/3に高い黒褐色 [内] 1,010/4/3K 黑褐色	青 1mm以下の石英・長石	良好	
9-54	139	— 表採	二重の縫 (縫跡)	— [2.7]	[外] 壁 [内] 壁	[鳥] 1,010/4/3に高い黒褐色 [内] 1,010/4/3K 黑褐色	青 1mm以下の石英・長石・金 雲母・黑色鉱	良	
9-54	140	— 表採	二重の縫 (縫跡)	— [4.6]	[外] 壁 [内] 壁	[鳥] 1,010/4/3に高い黒褐色 [内] 1,010/4/3K 黑褐色	青 1mm以下の石英・長石・角 閃石・金雲母・黑色鉱	良	
9-54	141	— 表採	— (空窓)	— [4.7]	[外] 壁 [内] (外)	[鳥] 1,010/4/3に高い黒褐色 [内] 1,010/4/3K 黑褐色	青 1mm以下の石英・長石・角 閃石	良好	
9-54	142	— 表採	鰐口 (縫跡)	[31.0] — [4.4]	[外] 壁 [内] 壁	[鳥] 1,010/4/3に高い黒褐色 [内] 1,010/4/3K 黑褐色	青 2mm以下の石英・長石・角 閃石	良	
9-54	143	— 表採	杯身 (受部)	— [1.8]	[外] (外) [内] (外)	[鳥] 1/4/4/4 [内] 1/4/4/4	青 1.5mm以下の石英・長石	良好	

稻荷山北端古墳 遺物観察表（1）

図番	編文 番号	調査区名 層位	器種/形状 (断面)	口径 底径 高さ	形態の特徴 手印の特徴(外) (内)	色調	胎土(含物など)	地成	備考
6-21	144	3Tr II層	單口罐 (口縫部)	— — [0.8]	[外]横円形、厚底 [内]横円形、手印	[外]1,0106/41に554-模 [内]7,5106/41に554-模	青 2mm以下の石英・長石	良	
6-21	145	4Tr I層	壺 (体部)	— — [3.2]	[外]口の丸付 [内]手印	[外]10106/41に554-模 [内]7,5106/41に554-模	青 1mm以下の石英・長石・角 閃石・金雲母・赤色粘・ 黑色粘	良	
6-21	146	4Tr II層	壺 (体部)	— — [3.4]	[外]口の丸付 [内]手印	[外]1,0106/41に554-模 [内]7,5106/41に554-模	青 1mm以下の石英・長石・黑 色粘	良	
6-21	147	— 表採	壺 (底部)	— — [1.2]	[外]手印 [内]手印	[外]7,5106-6模 [内]7,5106/41に554-模	青 1mm以下の石英・長石・赤 色粘・黑色粘	良	
6-21	148	— 表採	壺 (口縫部)	— — [1.7]	[外]手印 [内]手印	[外]7,5106/41に554-模 [内]7,5106-6模	青 1mm以下の石英・長石・黑 色粘	良	

稻荷山南塚古墳 遺物観察表（1）

団番	報文 番号	遺物 層位	種類 器種 (部位)	口径 底径 器高 (部位)	形態の特徴 手法の特徴(外) (内)	色調	胎土(含有物など)	焼成	備考
7-5	149	表採 I層	吉鉢	2.5 2.5 0.15	-	-	-	-	瓦永透質
7-11	150	1Tr II層	弥生土器 広口縁 口縁部	- - [2.15]	[外] 橫方向のツブ、ツブ [内] 999	[外] SBK4/4に近い黄 褐色 [内] SBK4/6赤褐色	青 2mm以下の石英・長石	良	
7-15	151	2Tr II層	土師器 広口縁 口縁部	- - [3.0]	[外] 197 [内] 197	[外] SBK4/4に近い赤褐色 [内] SBK4/6赤褐色	青 2mm以下の石英・長石・赤色 粒	良	
7-15	152	2Tr II層	土師器 広口縁 口縁部	- - [1.9]	[外] 197 [内] 197、ツブ [内] 197、ツブ	[外] SBK4/4に近い赤褐色 [内] SBK5/6明赤褐色	青 2mm以下の石英・長石	良	
7-15	153	2Tr II層	土師器 二重口縁 口縁部	[22.8] - [6.8]	[外] 197 [内] 197	[外] 7.5SB5/6明赤褐色 [内] 7.5SB5/6明赤褐色	青 3mm以下の石英・長石・雲 母・赤色粒	良	
7-15	154	2Tr II層	土師器 二重口縁 口縁部	[22.8] - [4.6]	[外] 197 [内] 197、指付 [内] 197	[外] 7.5SB5/6明赤褐色 [内] 7.5SB5/6明赤褐色	青 1.5mm以下の石英・長石・黑 色粒・金雲母・赤色粒	良	
7-15	155	2Tr II層	土師器 直 縁部	- - [7.6]	[外] 197 [内] 197	[外] SBK6/6擦 [内] SBK5/6明赤褐色	青 1mm以下の石英・長石・金雲 母	良好	
7-15	156	2Tr II層	土師器 直 縁部	- - [5.7]	[外] 197 [内] 197、ツブ [内] 197	[外] SBK4/4に近い赤褐色 [内] SBK4/4に近い赤褐色	青 2mm以下の石英・長石	良	丹跡り
7-15	157	2Tr II層	土師器 直 縁部	- - [3.1]	[外] 197 [内] 197、ツブ [内] 197	[外] SBK4/4に近い赤褐色 [内] SBK4/4に近い赤褐色	青 1mm以下の石英・長石	良	
7-15	158	2Tr II層	土師器 直 縁部	- - [4.8]	[外] 橫方向のツブ、一部 赤色顔料付着 [内] 999	[外] 7.5SB6/6擦 [内] SBK6/6擦	やや粗 3mm以下の石英・長石	良	赤色顔料2.5VFA/6赤 褐色
7-15	159	2Tr II層	土師器 直 縁部	- - [3.4]	[外] 197 [内] 197、一部工具痕	[外] SBK5/6明赤褐色 [内] SBK4/5赤褐色	青 1mm以下の石英・長石・金雲 母	良	
7-15	160	2Tr II層	土師器 不明 頭部	- - [2.5]	[外] 197 [内] 197	[外] SBK5/6明赤褐色 [内] SBK5/6明赤褐色	青 1mm以下の石英・長石	良	
7-15	161	2Tr II層	土師器 不明 頭部	- - [1.9]	[外] 197 [内] 197	[外] SBK5/6明赤褐色 [内] SBK5/6明赤褐色	青 1mm以下の石英・長石・金雲 母・黒雲母	良	
7-15	162	2Tr II層	土師器 不明 頭部	- - [3.6]	[外] 197 [内] 197	[外] SBK5/6明赤褐色 [内] SBK5/6明赤褐色	青 2mm以下の石英・長石・金雲 母	良	
7-15	163	2Tr II層	土師器 不明 頭部?	- - [4.7]	[外] 197 [内] 197、ツブ [内] 197	[外] SBK5/6明赤褐色 [内] SBK5/6明赤褐色	青 1mm以下の石英・長石・金雲 母	良	
7-15	164	2Tr II層	土師器 不明 胴部	- - [7.1]	[外] 197 [内] 999	[外] SBK5/6明赤褐色 [内] SBK5/6明赤褐色	青 2mm以下の石英・長石・金雲 母・黑色粒	良	
7-15	165	2Tr II層	土師器 不明 胴部	- - [7.0]	[外] 197、ツブ [内] 197、指付 [内] 197	[外] SBK4/4赤褐色 [内] SBK4/4赤褐色	青 1mm以下の石英・長石	良	丹跡り
7-15	166	2Tr II層	土師器 不明 胴部	- - [5.2]	[外] 197 [内] 197	[外] SBK5/6明赤褐色 [内] SBK5/6明赤褐色	青 1mm以下の石英・長石・金雲 母	良	
7-15	167	2Tr II層	土師器 不明 胴部	- - [4.0]	[外] 197 [内] 197、指付 [内] 197	[外] SBK5/6明赤褐色 [内] SBK5/6明赤褐色	青 1mm以下の石英・長石・金雲 母	良	丹跡り

稻荷山南塚古墳 遺物観察表（2）

団番	報文 番号	遺物 層位	種類 器種 (部位)	口径 底径 器高 (部位)	形態の特徴 手法の特徴[外][内]	色調	胎土(含有物など)	焼成	備考
7-15	168	2Tr II層	土師器 不明 胴部	— [4, 6]	[外] : [内] ???	[外] 5W5.4明赤褐色 [内] 5W5.6明赤褐色	青 1m以下の石英・長石・金雲母	良	
7-15	169	2Tr II層	土師器 不明 胴部	— [3, 1]	[外] : [内] ???	[外] 2, 3W4.1黄褐色 [内] 7, 8W6.6明褐色	青 1m以下の石英・長石・金雲母・黑色粒・赤色粒	良	
7-15	170	2Tr II層	土師器 不明 胴部	— [7, 1]	[外] ???: [内] ???	[外] 5W5.4明赤褐色 [内] 5W5.6明赤褐色	青 2m以下の石英・長石・金雲母・黑色粒	良	
7-15	171	2Tr II層	土師器 不明 胴部	— [6, 0]	[外] ???: [内] ???	[外] 5W6.6褐色 [内] 5W5.6明赤褐色	青 3m以下の石英・長石・1m以下の黄母・赤色粒	良	
7-15	172	2Tr II層	土師器 不明 胴部	— [5, 4]	[外] ???: [内] ???: 下限???	[外] 5W5.4明赤褐色 [内] 5W5.4明赤褐色	青 2m以下の石英・長石・金雲母	良	
7-15	173	2Tr II層	土師器 不明 胴部	— [5, 0]	[外] : [内] ???	[外] 5W5.4明赤褐色 [内] 5W5.4明赤褐色	青 1m以下の石英・長石・金雲母	良	
7-15	174	2Tr II層	土師器 不明 胴部	— [3, 2]	[外] : [内] ???	[外] 10W5.4に近い黃褐色 [内] 7, 8W6.4に近い褐色	青 1m以下の石英・長石・黑色粒・赤色粒・金雲母・角閃石	良	
7-15	175	2Tr II層	土師器 不明 底部	— [2, 8]	[外] ???: [内] ???: 一部指掛けの ような痕跡あり	[外] 5W5.6明赤褐色 [内] 10W8.6褐色	青 1m以下の石英・長石・黑色粒	良	
7-15	176	2Tr II層	陶生土器 不明 胴部	— [2, 0]	[外] ???: [内] ???: 回轉2条	[外] 2, 3W7.4浅黃褐色 [内] 7, 9W7.6褐色	青 1m以下の石英・長石・角閃石	良	
7-15	177	2Tr II層	陶生土器 不明 胴部	— [11, 0]	[外] : [内] ???	[外] 7, 9W5.4に近い褐色 [内] 5W5.6明赤褐色	青 2m以下の石英・長石	良	
7-15	178	2Tr II層	陶生土器 不明 胴部	— [3, 0]	[外] ???: [内] ???	[外] 10W6.3に近い黃褐色 [内] 7, 9W6.6明赤褐色	青 1m以下の石英・長石	良	
7-15	179	2Tr II層	陶生土器 不明 底部	— [3, 25]	[外] 機方向のけず、???: [内] ???	[外] 5W8.4赤褐色 [内] 7, 8W4.4褐色	青 1m以下の石英・長石・金雲母	良好	

写真図版



1 石清尾山古墳群 空中写真（上が北）



1 後円部南側（1トレンチ）埴端（南から）



2 後円部南側（1トレンチ）埴端（南東から）



1 後円部南側（1トレンチ）填端付近東壁断面（南西から）



2 後円部南側（1トレンチ）積石段背部（東から）



3 後円部南側（1トレンチ）の積石段（南から）



4 後円部南側（1トレンチ）段1-1背部（西から）



5 後円部南側（1トレンチ）段1-3背部（西から）



6 後円部南側（1トレンチ）段1-1（南から）



7 後円部南側（1トレンチ）段1-1基底部（南から）



1 後円部北側（2トレンチ）調査状況（北から）



2 後円部北側（2トレンチ）調査状況（南西から）



3 後円部北側（2トレンチ）調査状況（北東から）



1 後円部北側（3トレンチ）全景（北から）



2 後円部北側（3トレンチ）埴塙（北から）



1 後円部北側（3トレンチ）段3-1（北から）



2 後円部北側（3トレンチ）段3-1（北東から）



3 後円部北側（3トレンチ）東壁（北西から）



4 後円部北側（3トレンチ）東壁断面（北西から）



5 後円部北側（3トレンチ）段3-1基底部遺物出土状況（北から）



6 後円部北側（3トレンチ）段3-1基底部（北から）



7 後円部北側（3トレンチ）段3-1背部（西から）



8 後円部北側（3トレンチ）段3-1背部（南から）



1 後円部東側（4トレンチ）段4-1（東から）



2 後円部東側（4トレンチ）段4-1基底部（東から）



3 後円部東側（4トレンチ）段4-1（東から）



4 後円部東側（4トレンチ）段4-1付近北壁（南東から）



5 後円部北側（4トレンチ）III層直上遺物出土状況（南東から）



1 前方部南側（5トレンチ）北半（南東から）



2 前方部南側（5トレンチ）北半（南西から）



1 前方部南側（5トレンチ）積石段全景（南から）



1 前方部南側（5トレンチ）段5－1（南から）



2 前方部南側（5トレンチ）段5－1基底部（南から）



3 前方部南側（5トレンチ）段5－1背部（南から）



4 前方部南側（5トレンチ）基盤積石（東から）



5 前方部南側（5トレンチ）段5－2付近遺物出土状況（南西から）



1 前方部前端（6トレンチ）全景（西から）



2 前方部前端（6トレンチ）基盤積石（北西から）



3 前方部前端（6トレンチ）基盤積石 全景（西から）



4 前方部前端（6トレンチ）須恵器出土状況（北西から）



5 前方部前端（6トレンチ）須恵器出土状況（西から）



1 前方部北側（7トレンチ）段7-1（北西から）



2 前方部北側（7トレンチ）段7-1（西から）



3 前方部北側（7トレンチ）段7-1（南東から）



4 前方部北側（7トレンチ）段7-1基底部（北東から）



5 前方部北側（7トレンチ）段7-1前面（北西から）



1 前方部北側（7トレンチ）基盤積石（南東から）



2 前方部北側（7トレンチ）基盤積石7-1（北東から）



3 前方部北側（7トレンチ）基盤積石7-2（北から）



1 南側方形部前端（3トレンチ）全景（南から）



2 南側方形部前端（3トレンチ）段3-1 前面西壁（南東から）



3 南側方形部前端（3トレンチ）段3-1・2（南から）



4 南側方形部前端（3トレンチ）段3-1・2（東から）



5 南側方形部前端（3トレンチ）段3-1・2（西から）



6 南側方形部前端（3トレンチ）段3-1（南から）



7 南側方形部前端（3トレンチ）段3-1・2西側（南から）



8 南側方形部前端（3トレンチ）段3-2背部（南西から）



1 中円部北西側（1トレンチ）全景（西から）



2 中円部北西側（1トレンチ）段1-1～3（北西から）



1 中円部北西側（1トレンチ）段1－1・2（北西から）



2 中円部北西側（1トレンチ）段1－1基底部（北から）



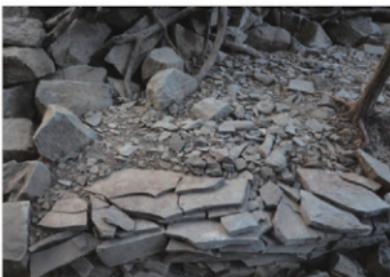
3 中円部北西側（1トレンチ）段1－2（北西から）



4 中円部北西側（1トレンチ）段1－2東側（北から）



5 中円部北西側（1トレンチ）段1－2・3（東から）



6 中円部北西側（1トレンチ）段1－2背面（北から）



7 中円部北西側（1トレンチ）段1－2くびれ部（南西から）



8 中円部北西側（1トレンチ）段1－2くびれ部（北西から）



1 北側方形部填頂（4・6トレンチ）全景（北から）



2 北側方形部填頂（4・6トレンチ）全景（南西から）



3 北側方形部填頂（4・6トレンチ）段4・6-1（北西から）



1 北側方形部填頂（4・6トレンチ）段4・6－1北側（南西から）



2 北側方形部填頂（4・6トレンチ）段4・6－1北側（西から）



3 北側方形部填頂（4・6トレンチ）段4・6－1南側（北西から）



4 北側方形部填頂（4・6トレンチ）段4・6－1南側（西から）



5 北側方形部填頂（4・6トレンチ）段4・6－1基底部（西から）



1 北側方形部墳頂（2トレンチ）全景（北から）



2 北側方形部墳頂（2トレンチ）全景（南東から）



3 北側方形部西側（7トレンチ）全景（南東から）



4 北側方形部西側（7トレンチ）全景（南西から）



5 北側方形部西側（7トレンチ）段7-1（北西から）



1 北側方形部西側（7トレンチ）段7－1北側（西から）



2 北側方形部西側（7トレンチ）段7－1南側（西から）



3 北側方形部西側（7トレンチ）段7－2全景（北西から）



4 北側方形部西側（7トレンチ）段7－2中央（西から）



5 北側方形部西側（7トレンチ）段7－2南側基底部（西から）



1 北側方形部前端（5トレンチ）南半（北西から）



2 北側方形部前端（5トレンチ）南半（北から）



3 北側方形部前端（8トレンチ）全景（北西から）



1 1トレンチ西側完掘状況（西から）



2 1トレンチ東側完掘状況（南東から）



3 外側に平らな面を向けた基盤（1トレンチ東側、北から）



1-2 トレンチ南側完掘状況（東から）



2-2 トレンチ南側完掘状況（西から）



3-2 トレンチ北側完掘状況（東から）



1 稲荷山南塚古墳 後円部墳端の石積み①（北から）



2 稲荷山南塚古墳 後円部墳端の石積み②（西から）



1 3トレンチ北側完掘状況（南から）



2 3トレンチ北側完掘状況（西から）



3 3トレンチ北側完掘状況（南東から）



1 前方部墳端の石積み①（南西から）



2 前方部墳端の石積み②（南から）



3 3トレンチ南側完掘状況（北から）



1 稲荷山南塚古墳後円部（北から）



2 稲荷山南塚古墳前方部（南から）





1 2 レンチ出土遺物①



2 2 レンチ出土遺物②



1 3 ドレンチ出土遺物①



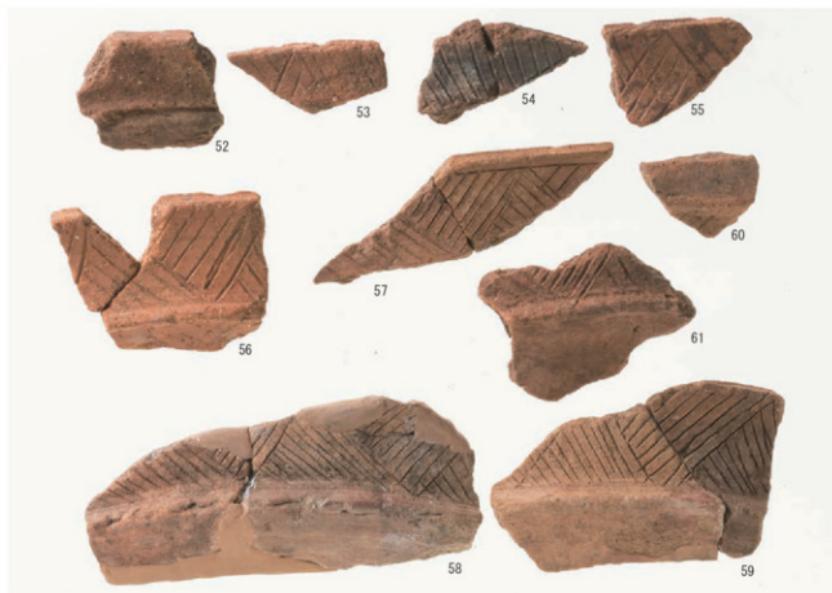
2 3 ドレンチ出土遺物②

写真図版

31



1~3 トレンチ出土遺物③



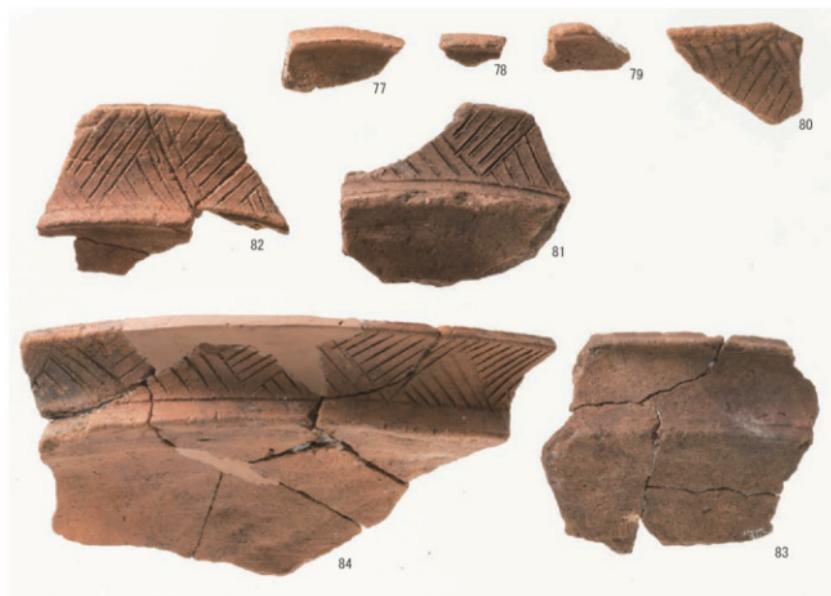
2~3 トレンチ出土遺物④



1-3 トレンチ出土遺物(5)



1 3 トレンチ出土遺物⑤



2 4 トレンチ出土遺物①



1-4 トレンチ出土遺物②



2-5 トレンチ出土遺物①

写真図版

35



1~5 トレンチ出土遺物②



2~5 トレンチ出土遺物③

3~5 トレンチ出土遺物④





124



124'



125



125'



126



127



128



128'



129



129'



1-7 トレンチ出土遺物



2 表探遺物



1 稲荷山北端古墳出土遺物



2 稲荷山南端古墳出土遺物

報 告 書 抄 錄

ふりがな	いわせおやまこふんぐん（いなりやまく）ちょうさほうこくしょ					
書名	石清尾山古墳群（稻荷山地区）調査報告書					
副書名						
卷次						
シリーズ名	高松市埋蔵文化財調査報告					
シリーズ番号	第190集					
編著者名	高上 拓・波多野 篤（編）、梶原 慎司、丹羽 佑一、広瀬 和雄、大久保 徹也、森下 章司					
編集機関	高松市教育委員会					
所在地	〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号 TEL087-839-2660					
発行年月日	西暦 2018年3月26日					
ふりがな 所収遺跡名	ふりがな 所在地	コード 市町村 遺構番号	北緯 ○○°○'○"'	東経 ○○°○'○"'	調査年	調査 原因
いなりやまほくとんこふん 稻荷山南塚古墳	高松市宮脇町二丁目東石 岡(国)有林36林班、1小 班2筆	37201	34° 19' 42"	134° 02' 15"	2012~2014	重要遺跡確認調査
いなりやまほくとんこふん 稻荷山北塚古墳	高松市中野町字野ノ口 他1筆	37201	34° 19' 54"	134° 02' 22"	2014~2016	重要遺跡確認調査
いなりやまほくとんこふん 稻荷山南塚古墳	高松市中野町字野ノ口 他1筆	37201	34° 19' 39"	134° 02' 15"	2015~2016	重要遺跡確認調査
いなりやまほくとんこふん 稻荷山南塚古墳	高松市中野町字野ノ口 他1筆	37201	34° 19' 40"	134° 02' 15"	2015~2016	重要遺跡確認調査
所収遺跡名	種別	主な時代	主な 遺構	主な遺物	特記事項	
稻荷山南塚古墳	古墳	古墳時代	積石塚	壺形埴輪、円筒（系）埴輪、須恵器 等	立体的に強く外側に聞く前方部形状	
稻荷山北塚古墳	古墳	古墳時代	積石塚	土師器、土師質土器 等	埴形は双方中円墳	
稻荷山南塚古墳	古墳	古墳時代	積石塚	壺形埴輪、弥生土器、鐵貨 等	強く外側に聞く前方部形状	
稻荷山南塚北古墳	古墳	古墳時代	積石塚	土師器 等	小規模円墳	
要約	国指定史跡石清尾山古墳群に隣接する稻荷山頂部の4基の積石塚を調査し、いずれも古墳時代前期前半に構築されたことが明らかとなった。墳丘構築前に基盤となる岩盤を削平することや石積みにより基盤を平坦に整えること、墳丘内側から外側に向かって積石段を構築したと考えられることなど、積石塚の墳丘構築過程が明らかとなった。また、墳丘外表の積石による積石段は、手法や石材の組み合わせを分類でき、その変遷が明らかになるとともに、本古墳群のみならず讃岐地域内の積石塚においても共有される状況が確認された。本古墳群における積石塚の構築動向は、古墳時代前期の地方における政治的動向を反映するとともに、当該期に広範囲で進行した政治的な統合過程を示すものとして重要である。					

石清尾山古墳群(稻荷山地区)
調査報告書

平成30年3月26日

編 集 高松市教育委員会
高松市番町一丁目8番15号
発 行 高松市教育委員会
印 刷 有限会社 中央ファイリング